―外交官の「開化論」と未完の近代化構想森有礼の教育思想史研究

教育文化学専攻(博士課程(後期課程)同志社大学大学院(社会学研究科)

森有礼の教育思想史研究―外交官の 「開化論」 と未完の近代化構想

(自次)

文

第一部 脱西洋主義者」としての森有礼

章 「脱西洋主義者」の思想形成 初期思想における西洋体験の意味

二.アメリカ観の転回契機 三. 再構築されるアメリカ観―「共和政体」と「個人の自由」への懐疑

第二章 森有礼の外交活動―「発信活動」と「親日家」

の形成-

はじめに 「外交官としての森」という視点

二、「発信活動」と「学制」の翻訳 一. 外交官の問題意識と「発信活動」

三、森有礼とB・G・ノースロップ

「学制」の再評価に果たした「親日家」の役割

おわりに

第三章 外交官森有礼の職分意識

・外交官であることの意味

二、「外交官視点」における「目的」と「手段」の構造

三.「発信活動」をめぐる評価―錯綜する主観と客観

おわりに

第二部 外交官森有礼の「開化論」の構造

第一章 駐米外交官と宗教問題

浦上キリシタンをめぐる外交交渉

二.外交官の宗教観とアメリカ世論

三.「日本における宗教の自由」とキリスト教界

宗教の「条約」化をめぐる攻防―「日本における宗教の自由」の意味

:一三頁

:二四頁

:五八頁

1

引用・参考文献一覧

:一四四頁

序 マ

一・研究史の整理

後期には「完全に追放」させたという本山幸彦の指摘「に象徴されるように、相反する森の思想傾向の関係を説明することができず、二人 関係をどのように説明するのかにあった。 保守へ、近代から封建への思想的転向が指摘された」。これまでの森研究の中心的な課題は、蘇峰の提起した前期、後期の相反する森像の し男女対等論を主唱する「妻妾論」を発表するなど、個人を尊重する自由言論の旗手であったと評される一方で、後期の文部大臣として像や思想が理解されてきた。前期の啓蒙家としての森は「日本における宗教の自由」を著し、日本で最初の啓蒙結社となる明六社を設立 の森という矛盾を抱えることになった。 の森は、学校系統を整備する一方で国家目的に教育を従属させる国家主義者、擅制主義者、国体教育の推進者であったとされ、 初代文相森有礼は、大日本帝国憲法発布当日に起きた暗殺事件の直後より、徳富蘇峰の提起した二項対立の枠組みに基づき、 しかし二項対立の枠組みに基づく解釈は、「本来自然権を具有するとされていた私人的本質」を 革新から

とへの志向」を表明したものであり、少なくとも森が「西洋を発見」する第一の段階と、「汚魂洗濯の事業」が「成就」『乃至は「完成」 の研究は、二項対立の視点に基づく従来の解釈に対して新しい森研究の視点を提示する転機となった。林は、森の思想形成におけるこれに対して、森の思想形成とキリスト教の関係に注目し、森の近代的、革新的思想の生涯に渡る一貫性を主張した林竹二による を次のように総括している。 支えていた思想―特に人間観、社会観が、根底からゆすぶられるのを感じた」¤とした上で、森の思想形成における「西洋の発見」の意味 するT・L・ハリスを介したキリスト教との接触という第二の段階が存在すると指摘されている。林は西洋との接触によって、「従来彼を 魂洗濯」という表現の中に集約、象徴されていると説明している『。森の述べる「汚魂洗濯」とは、森自身が の発見」の意味を「彼の人生への再出発の機会」と位置付け、その方向性については、森の兄横山安武に宛てた書簡の一節である「汚 「根底から自己を再造するこ 森の思想形成における「西

と見てよいだろうな。 この汚魂の洗濯はアメリカにおいて、ハリスのもとで完成する。彼のいう汚魂洗濯がはたしてどのような内容をもつものであったか って珍しい程度の徹底を示したことが、森をして、伊藤博文のいわゆる「日本の産んだ西洋人」たらしめることに与って力があったいからない。しかしそれによって彼がその中に育ち、人となった封建的な世界への袂別が意味されていたこと、かつそれが当時と

うに、森自身も従来の自己を規定した東洋と決別し、西洋へと没入することで新たな自己へと生まれ変わろうとする森の思想形成の性格 を象徴した一節と見做されている。 機を得たと林は理解している。従って、「汚魂洗濯」とは、丁度ハリスの「新生社」が人間や社会の「新生」や「再生」を意図していたよ マニズム、デモクラシー」を成立させるエートスとしてのキリスト教に出会った「ことで、東洋を「袂別」する西洋主義者へと脱皮する契 以上のように、森は「西洋の発見」を通して「社会慣行や人間関係を律するモラルの根底に、人間を人間として尊重する精神や、 人間平等の意識の働いているのに気づ」セき、またハリスの「新生社」生活を通じて「西洋文明の美点」たる「合理主義、ヒュー

を形成させる要因となったと指摘するた。 さらに林は、このような森の西洋理解の特質こそが、日本の「再建」や文明化の方向性を規定する森の問題意識、即ち 林によれば、 森は「まったくいままでと異なる根底の上に新しい日本を建設しなければならな 「森有礼の初心」

礎とし、権利の主体としての男女による個人間の合意と契約によって成立するものであるという森の結婚観示が提示されたものと理解さ 的な見方」「宮を披瀝したテキストと位置付けた上で、結婚とは「神の前における平等」、「男女の人間としての平等」という考え方「宝を基 明するために執筆されたもの「こと解釈されている。また、外債募集を巡る森の反対運動についても、「良心の自由に関する人間の権利の意 になるという森の信念」の下、「日本国民にたいする建言」として「良心の自由」のために戦おうとする森自身の「決意」や「意志」を表 を真正の文明に到達させるためには「積極的にキリスト教を採る必要」があり、日本の文明は「キリスト教のモラルと信仰によって堅固」 る数多くのテキストや言説の中に特徴的に表れ、生涯揺らぐことなく貫かれたとされる。例えば、「日本における宗教の自由」とは、日本 また「妻妾論」に提示された平等な個人の関係を基礎とする森の倫理観は「倫理書」へと引き継がれると林は位置付けている。 れている。「日本における宗教の自由」で表明された「良心の自由」についての考え方は森の「儒教排斥」における「深い根拠」「モとなり、 ト教信仰やモラルこそが日本再建の要となると考えるに至ったとされる。このような森の「初心」は、森の近代的、革新的思想を象徴す ・」と感じ一つ、 が、この種の事においても、彼を支えていたのではなかろうか」「こと述べ、「妻妾論」に関しても、森の「社会や国家に関する個人主義 人主義や自由主義、 自然権思想を中心とする欧米の「ヒューマニズム」と、欧米の「ヒューマニズム」を支えるキリス

の森評が森文政の特徴を明らかにするものではないと留意している。 摘した「国体教育の主義」についても「「信者」すなわち反国家的人間として暗殺された森を弁護する意図を含む発言」「カヒと指摘し、 教主義の落し子」である教育勅語以後に展開される教育体制に対する「最後の、有力な抵抗者」「であったと結論し、また井上毅の指 戦前的な教育行政の伝統は、森学政の延長の上にではなく、その否定の上につくりあげられたもの」と評価する林は、 森を「元田的

引用に示されるように、 以上のような林の一連の研究成果との関係において、特に重要と考えられる指摘は以下の二点にあると本稿では考える。 森研究史上における森の西洋理解の方向性を次のように規定したことである。 第一に、 以下

の文明にいたる所以でありえないことは、この時期の森には、ほとんど自明の事実であったのではなかったか二つ。米の文明の根底をなすものであり、また、その進歩の元素であることを信じていたから、この根底を欠いた欧米文明の摂取が、 は、「良心の自由」を支えるものが、キリスト教の神に対する信仰であることを知っている。そしてキリスト教倫理と信仰こそ、 正 真欧

中心的原理となったという解釈の方向性を提示したのである。しかし、市民社会に対する森の理解の度合いに関する是非をここでは論じ み出したという解釈を提示している。さらには、このような森の西洋理解が、表裏一体の関係として日本の文明化についても考えさせる ることはしないが、 のような理解こそが従来の森自身を自己否定させ、「ヒューマニズム」やキリスト教信仰を「初心」とする西洋主義者としての森有礼を生 ト教という市民社会を支えるエートス、及びその社会形成や国家形成に対する機能といった深層についてまでも深く理解するに至り、こ に、森が西洋文明の表層に囚われた単なる西洋心酔者、乃至は西洋気触れと評価するのではなく、欧米の市民社会の成り立ち方やキリス(林は「森は一行中もっともふかくヨーロッパの文明の内部に入りこみ、根底にあるものを玩味した人間」三であったと述べているよう にし、その実現を試みていたという林の解釈については改めて慎重に考える必要があると思われる。 仮に森が欧米の市民社会を体験し深く理解していたとしても、 日本の文明化を構想する上で欧米の市民社会をモデル

林は自らが解き得ない課題とし

次のように森研究自体の方向付けを行った点にも注目される。

それは十分に立証の努力に価する仮説でありうると私は考えること ,らず、森のナショナリズムには、良心の自由や個人主義は、なお内属する要因として機能していたのではなかろうか。少なくとも.てはこの時期におけるように国家主義と個人主義は、幸福な調和を保ちつづけてはいないが、しばしば示される苦渋な違和相にも |体として個 人を前提とするナショナリズムに、森の国家主義の原型を認めることが許されてよいのではあるまいか。後年の森にお おける国家主義的なアプロ ーチは、 勿論、 個 人の尊厳 や良心の自由の否定を含むものではな い むしろ自由 「な良心 \mathcal{O}

な方向性を決定することになったと考えられるのである。 林自 べるに留め、その関係について説明することができなかったが、この林の提示した「仮説」こそが、以後に展開される森研究の基本的 純で平明なものであると考える」「言と主張しながらも、「幸福な調和をたもちつづけてはいない」或いは「苦渋な違和相」が示されると は森の近 代的、 思想の一貫性を主張する一方で、後期に現れる国家本位の思想傾向との関係については、「森の国家主

評」の中で、「園田英弘氏の「機能主義的国家論者」としての森像に注目したい」「示と述べて沖田の解釈に疑問を投げ掛けるなど、 ことにあり、 和る。 における解釈の基本的な枠組みとなっていると考えられる。 る時代精神」と規定することで、森も「暗黙のうちに予定調和論に組みしていた」「モと捉える仮説にあると言える。以上のような園田の に対する失望の増大」を背景とした「社会論における予定調和観の崩壊」と、西洋主義者としての森が「西洋化の果てにある「脱西洋化」」 へと個人を帰属させる「機能主義的国家」へと至ったと説明される「玉。 「機能主義的国家論」については、例えば森川輝紀が「妥当な評価であろう」「\と評価し、或いは後述する沖田行司の森研究に対する「書 と思想的に展開したことをあげている「ド。園田の統一的な解釈の前提は、「予定調和観」とその崩壊を森の思想変容の決定的要因とみる 論」を森が解体させることによって「宮、後期における自然権の保障と公共サービスの提供のみに機能を限定した「制度」としての国家 を援用することで森の思想を「社会論」と「国家論」に分類し、その関係を「機能主義的国家」という概念によって説明したことにあ 園田によれば、前期における個人の自由でランダムな活動による社会の活性化が、自然と国家富強に結び付くという「暗黙の予定調 の視点と「仮説」を踏まえ、前期と後期の関係を統一的に把握しようとしたのが園田英弘であった。 個人と社会、国家の相互関係を「予定調和」という「飛躍」によって説明し、さらにはその「飛躍」を「明治啓蒙期におけ 園田は前期から後期への移行要因として、「「自由の社会的機能 園田の 研 究の特 強は、 森研究

項 という概念や「暗黙のうちに」という表現によって説明を避けているが、そもそも森がいつ、どのようにして「予定調和論」を形成し、 方をいつ、いかなる段階で、どのようにして形成したのかという点については説明がなされていない。また、園田は「明治の時代精神」 に当て嵌める形で森の思想の分析やテキストのカテゴリ化を行っているが、森が個人、社会、国家という三層から成立する構造的な考え 人の文明化から社会の活性化へ、そして社会の活性化から国家の富強への「飛躍」が自然に発生するという見方であるとされ、その構造 「予定調和」とその崩壊、また「脱西洋化」への思想転回という二点について疑問がある。第一に「予定調和」とは、 しかし、 対立論を矛盾なく解釈する上で最も重要となる移行要因に関する説明についてもほとんどなされていない。 いはどのような過程の中で「自由の社会的機能」に対する失望を深めながら「予定調和論」を崩壊させていったのか、 本稿では園田の提示する「「機能主義的国家論者」としての 森像」という解釈を成立させる前提となる二つの決定的 園田によれば、 という従 要因 来の二

第二に、「西洋化」から「脱西洋化」へという園田の図式についても、森の初期思想の形成段階に特徴的に見られる西洋を相対視 は根幹をなす自由やキリスト教に対する懐疑を深めていく思想形成の特異性と、 あくまで「西洋文明の忠実な模倣者」として出 Ĺ

乏しく、 明それ自体を対象化していく西洋の相対化という初期の特異な思想営為は、全く次元の異なる思想パターンであると言わざるを得ない。 判断して「脱西洋化」へと展開していくことと、森の「脱西洋化」の傾向を説明する上で園田が論拠とする西洋を批判的に捉え、西洋文な西洋相対化の視点の形成にあったと本稿では考える。園田の前提とする「西洋文明の忠実な模倣者」としての森が西洋化を完了したと ったという現実の中で、仮に園田が指摘するように森が本当に「模倣」は完了したと判断したとするならば、 でもなく当時の日本は伊藤博文が憲法調査のために渡欧するなど憲法体制も模索の段階にあり、政治や教育に関する諸制度も未成熟であ 疑問もある。 終えたと判断しなければならないことになるが、森は本当に西洋の「模倣」は完了したと明治十年代の中頃に判断するのだろうかという する苛立ちや危機感、 同時期における駐英外交官としての森の外交史料や、文相期の演説史料の中に見出されるものは、条約改正が一向に進展しないことに するように、森の初期思想における特徴は西洋主義に傾斜することではなく、「西洋を相対化する視座を西洋の中に見い出した」[…]○特異 されている「代議政体論」の中に求め、そこから森の初期思想にまで遡及して「脱西洋化」の萌芽をみようとする。 次元に到達し、欧米からは学ぶものがないという境地に森が至らなければ到底見出されない認識であろう。「代議政体論」が執筆され 日本の現実をも知らない単なる夢想家ということになるのではないだろうか。 園田の分析に基づけば、森が「脱西洋化」へと思想転回するためには日本の文明化の過程において森自身が「西洋化」の段階を の位置付ける森が、「模倣」という「西 西洋の「模倣」が完了するということは、日本が欧米諸国よりも優れた文明の次元に到達するか、少なくとも同等以上の文 解釈と論拠の整合性にも疑問が残る。園田は森の「脱西洋化」の思想パターンを駐英外交官時代に執筆されたと推 或いは日本と欧米の距離が一向に縮まらないことに対する焦燥感や後発国としての劣等意識であったし、言うま 化」の段階を終えたと判 して「脱西 「洋化」へと舵を切ることは全く異質な関係にあ 森はあまりにも国際感覚に 沖田が指

研究史の批判的総括 ―研究史の問題点と再考の視点―

な違和相」、そして「暗黙の予定調和論」などの説明に陥らせるものと考えられる。第二に、これまで森のテキストに現れる言説のみを解森という評価を与えることが後期の森との矛盾を生じさせ、結果として「追放」や、「幸福な調和を保ちつづけてはいない」或いは「苦渋的な初代文相としての森、という二つの側面にのみ注目してきた点にある。特に、初期思想の評価において、西洋主義者として出発したであるのかを問わず、蘇峰以来の森研究の枠組みを所与のものとして引き受け、主として前期の革新的な啓蒙家としての森と後期の保守或いは林のように近代的、革新的思想の一貫性を主張するもの、または園田の「機能主義的国家論」のように統一的な解釈を試みるもの 釈し、それが革新的か否かという評価を付与することに留まってきたことや、森のテキストとテキストの内的関係性や連続性にのみ注目 そのような活動の背景には森のいかなる問題意識や現状認識が横たわっていたのか、という森の活動の意図や戦略性と時代の課 執筆、発信したのか、或いはそうせざるを得なかったのか、また誰を読み手乃至は聞き手に想定をして作成、発信していたのか、そして し、テキストを成り立たせる外在的要因との関係に注目してこなかったことがあげられる。即ち、なぜ森が革新的とみられるテキストを 目してこなかった点に問題があったと考える。 究史の総括から明らかになる従来の森研究における第一の問題点は、その分析の視点が前 期と後期の二項対立 の枠組みであるの 心の関係

.う初期思想に対する従来の評価軸や分析軸とは異なる視点が必要になると考える。この点に関して、沖田の提起する「脱西洋主義者」の問題点については、これまでの森研究における所与の枠組みそれ自体を疑問視し、前期の革新的な西洋主義者として出発した森、と以上のような研究史に内在された問題点に関して、沖田行司と勝田守一の先行研究は示唆に富むものである。まず、研究史の抱える第 沖田の提起する「脱西洋主義者」

疑的に捉える「脱西洋主義者」として出発した森像を再定位することによって、既存の森研究の枠組みを問い直そうと試みたと考えられ 化という特異な視座を森に発見させるに至ったと沖田は説明している。従って沖田は、森の初期思想の特異な形成過程について「西洋を うな森の自己禁欲的な態度が、西洋近代文明の矛盾を西洋の内側から告発するハリスの「新生社」のあり方と共鳴することで、 く、西洋の表層に心を奪われる自己のあり方を律しようとする森の倫理的、禁欲的態度が表現されたものであると解釈している。このよ な人間観へと移行したとする説には疑問が残る」※こと批判し、林の解釈のように東洋や従来の自己を否定することを意味するものではな 関係にあるのかどうか」三と述べ、従来の枠組みそのものに対して疑問を呈した最初の研究であると考えられる。また、林が注目した「汚 相対化する視座を西洋の中に見い出した」と総括し、林のように東洋を「袂別」する西洋主義者としてではなく、西洋文明を批判的、 になった『『とも位置付け、以下のような指摘をしている。 として出 そして沖田は、初期思想における「西洋の相対化」という森の特異な思想形成のあり方が、森の「西洋理解の限界」を規定すること 」という一節について、沖田は「「汚魂」を伝統的な価値意識と規定し、 発した森、という視点の可能性と課題について説明したい。沖田は森の思想における前期と後期の「二つの傾向が真に相反する 何らの思想的な内的葛藤もなく、いとも容易に「近代的」 西洋相対

.わゆる近代の市民社会の成立過程に関する理解がほとんどなされていなかった…宮。1洋における市民革命を経て成立した市民社会の倫理や思想または諸制度に着目したものの、 森には国家と社会を区別して考える、

るが、沖田は「西洋の市民社会そのものの認識の欠如というよりは、西洋の市民社会の成り立ち方の認識の欠如」言に森の「西洋理解の る機関」としてではなく、「個々人を包摂する共同体」としての国家像を措定させるに至ったとも指摘しているハニヒ。 限界」が見出されると反論している。さらに沖田は、森が国家と社会とを区別する視点をもたなかったが故に、「個々人の諸権利を保障す 森像を受けたこの視角に同意するだけに、以後の本書の展開軸が「市民社会認識」の欠如におかれている点にズレを感じる」『玉と批判す の解釈において論争的な分岐点であると考える。沖田の指摘する森の西洋理解の限界について、例えば先に引用した森川は、「林竹二の : 「市民社会」をどのように理解し、その理解が森の近代構想や国家論に対してどのように跳ね返っていくのかという問題は、

解における「「市民社会認識」の欠如」という沖田の解釈を問題視している。しかし、この「ズレ」に内在された本来の論点は、 という明確に限定化された機能を付与され、また「社会」とは明確に区別される組織、乃至は機関としての国家を設立する、という個人 個と全体の問題を説明する上で、恰も森自身が個人と国家の間に介在する「社会」という領域を自覚的に設定していたかのような無批判、 トの解釈において日本の「社会が真に改善されるため」『トヘ、或いは「社会が本当に改善されるため」『ドという表現を用いていることや、 分析して、それが欧米の「ヒューマニズム」とキリスト教信仰やモラルに基づく日本の「再建」にあったと規定し、その上で森のテキス と「市民社会」、そして「市民社会」と国家の関係についてのア・プリオリな見取り図が存在している。また、例えば林が森の「初心」を 国家論」という解釈の前提には、自然権を具有した権利の主体としての個人が連帯して「社会」を形成し、「社会」を守護し活性化させる このような沖田の解釈に対して、林や園田の見方は対照的なものであると考える。先に取り上げた林の「仮説」や園田 の「仮説」を受けた園田が森の思想を一方で「社会論」というカテゴリに分類していることからも明らかなように、森の思想における つ前提的な理解の上に立って分析が行われている。森川は沖田の森研究における林や園田との「ズレ」に違和相を指摘し、 く森像と沖田のそれとの間に「ズレ」が生じている、 というような森川の指摘する表層的な問題ではなく、 森の思想的特質の解 の「機能主義的 森の西洋理

いて「社 れなければならないと本稿は考える 会」という領域は必ずしも自明の前提とは なり得ない、 ということに留意するべきではない か、 という沖 茁 0 問 題 提 起 0 中に

形成段階において西洋を相対化するという特異な思想形成を行い、「脱西洋主義者」として出発することになった森が、「市民社会」に対 あると考える。 する認識や理解も含めてどのような西洋観や西洋文明に対する受容態度を形成していくのか、という点については改めて展開する余地が 田がこれまでの森研究に対して投じた「脱西洋主義者」としての森像と、森の思想の解釈において「市民社会」的 森川の指摘するところの「林竹二の森像を受けたこの視角」であった、という点についても本稿では同意し兼ねるが、初期思想の のと見做してはならないという留意は、従来の森研究を再考する視点として示唆に富むものであると言える。以上より沖田の森研 特質をア・プリオ

第二の問題点について、 以下の勝田による指摘は示唆に富むものと考える。

|識と献身の大きさの変化に応じているようにみえる。その国家意識は「西洋の文明」への傾倒とどういう目的、手段の関係になるれいの眼にも顕著な後年の国家意識の強化は、森がつねに要路を歩き、権力の頂点に近づいていくのにつれて、それにともなう責任 か。合理主義は手段になることができる。しかし、たとえば女性の地位の向上というような社会的関係の改善をも、 それをもたらすことが新しい国家の目的なのか。これは依然として解きえない問題だ習の。

米式の「ヒューマニズム」の実現それ自体を森の「目的」と理解する林や、「機能主義的国家論」を主張し、個人の自然権の保障それ自体 的」を実現するために選択された「手段」であったのではないかという見方を提示している。このような勝田の見方は、日本における欧 のではなく、日本を取り巻く国際情勢や欧米諸国との国際関係を前提にして、外圧から日本を守護し、文明国家を設立するという森の「目 見える」『と述べ、森が「妻妾論」を執筆した意図とは、近代的婚姻法の構築や男女の対等化を実現することそれ自体を「目的」とした したのは事実だが、その活動には、日本を外圧の危機から救うために、新しい国家をつくろうとする責任の意識が結びついているように を「目的」と規定する園田の立場とは異なる視点であると考える。 7 .田は森の「妻妾論」について、「若き日に、啓蒙家として、婦人の地位の向上や社会的人間関係の近代化をめざして、めざましい活動を み直すことは、森の初期思想の性格やその全体的な思想的特質について再考する上で有効な視点となり得ると本稿は考える。 「依然として解きえない問題」であると留意しているが、勝田が指摘するように森の思想を「目的」と「手段」の関係に注 例えば、

) 期間は僅かに三年余りであったことが分かる。森が教育への関心を絶えず懐き続けてきたことは紛れもない事実であるが、その生涯を .峻別する基準を森のどのような側面の中に見出すことができるのか、という点については明らかにしていない。従って、本稿ではこのしかし、勝田は森の思想における「目的」と「手段」の関係に注目することの可能性について言及する一方で、それらの関係を具体的 渡すと森のキャリアの大部分が外交畑であったことが改めて浮き彫りになる。このような森のキャリアの大部分を占める外交官として 「与のものとしてきたが故に、主に前期の革新的な啓蒙家としての森、後期の保守的な初代文相としての森、という広義の意味での教育 面に注目してきた。しかし、森のキャリアに目を向けると外交活動に携わった期間はおよそ十五年間であるのに対し、文相として ついて、「外交官としての森有礼」という視点からのアプローチを模索した。既述の通り、これまでの森研究は蘇峰以来の枠組みを 即ちその職分意識や多様な外交活動の意図や狙 さらには欧米諸国との国際関係を前提とした大局的な見地 国際的な視野

のではないかと本稿は期待する。森の思想構造上に現れる変化とは、決して「転向」ではなく、「手段」を対外的にアピールし、 「手段」の関係を峻別し、前期や後期という区別をすることなく、 「開化」や対外的独立について考える森の問題意識や現状認識を明らかにしていくことによって、森の思想における「目的」 一貫した見地から従来の森研究の枠組みを再考する視点が得られる

進する「方法」上の展開であると本稿は考える。

や確信との関係の問題」『『であるとし、一方の吉田は「官吏のモラル」を、他方の森は「人間的良心や確信」を根拠に対立し、 で取り上げる秩禄処分と外国公債の募集をめぐる森と吉田清成の論争である。林は本論争の係争点について、「官吏のモラルと人間的良心このような「外交官としての森」の職分意識や外交活動の特徴を明らかにする上で、象徴的な事例と考えられるものが、後に本論の中 ついては個人としての「彼のモラル」こそが、反対意見を起草させる動機付けになった『と捉え、本論争の意味を次のように総括する。

彼の一生は官僚として終始したが、それは自ら課した課題の性質からきたもので、彼の行動はもっとも深い動機においては全く官吏森は、もっともふかい行動の動機を、つねに自己自身の確信に求めた人間であった。この姿勢は彼の生涯を貫いて変わらなかった。 で、どこまでも人間であることを止めないところがあった。これが森にああいう烈しい一生を送らせ、また横死をよびよせることに それではなかった。彼の行動や主張を吉田清成に比べて見れば、このことは明白である。森には官吏でありながら、その仕事の中

こそ森有礼であったと理解する土屋の立場とは異なり、森を教育勅語成立以降に展開される国体主義教育に対する「最後の抵抗者」『せと ≝という評価を森に対して下している。林は、国家主義や国体主義教育を根拠にして「人間」を「否定」し、「個人」を「抹殺」した人物 また「森文相ほど教育における個人を抹殺していた文部大臣は、国家主義に彩られて来ている近代日本教育史上にも少ないと思われる」 場から描かれているという特徴に起因するのみならず、何よりもそのような西洋主義者という視点を方法とすることによって、林が一連 想や行動を理解することに拘るのは、林による森研究の視点が「ヒューマニズム」やキリスト教信仰を核心とする西洋主義者、 る暗殺事件をも引き起こさせた要因であったと述べている。林が森という存在を「個人」乃至は「私人」という視点から措定し、 まで一人の「人間」という純個人的なあり方を生涯に渡って貫いた存在という視点から捉え、この純個人としての生き方こそが森に対す や全体よりも「個人」や「市民社会」を、官僚や官吏という「公人」ではなく「私人」を、そして専制や支配という見方に対しては「自 森学政の延長の上にでなく、その否定の上につくり上げられたもの」『ホに他ならない、とする視点から森を再評価するために、林は国家 の根」を止めるもの『であったという見解を提示している。土屋などに代表される森研究の視点を克服し、「戦前的な教育行政の伝統は、 位置付けている。さらに林は、森の「死」の意味についても、「日本の教育の大きな曲が角」であり、明治の教育における革新的精神の「息 の否定、人間性に対する不信、国家あるいは権力者に対する信頼の傾向は、こうして師範教育策において集中的に発現した」四五と評し、 の森研究を発表した当時の森像の再考を意図していたからに他ならない。例えば、土屋忠雄は「総じて森有礼の教育方策にみられる人間 」を対置することによって、何よりも「個人」を尊重した「人間」、という従来の見方とは異なる評価を森に対して与えようとしたので のように、林は森を外交官という「官吏」乃至は「官僚」としての立場ではなく、森個人としての 「確信」を行動原理とし、 という立 その思

の見方は、「外交官としての森」という視点に注目する本稿とは対極的な位置関係にあるが、「そもそも森有礼とは何者であったのか」

とに繋がっていくと考えられるからである。 料の読み方や位置付け方、問題意識や現状認識の把握の仕方も大きく異なり、結果として森の思想に関する総合的な評価をも左右するこ 林のように森を「私人」乃至は いう存在論的な問い掛けをすることは、森の思想的特質を理解するための起点を見定める上で重要な意味をもつと考える。なぜならば、 「個人」として位置付けるのか、 外交官という立場のある「公人」として定位するのかによって、森の史

ルを躱すために、西洋の価値観や思想を選択的に利用して欧米に対峙する日本の武装化を図ろうとする「戦略的西洋化」、乃至は「西洋へって日本の独立の方向性を模索した一人の外交官が、日本に対して向けられた非文明国家、野蛮国家という欧米諸国からの批判やレッテ 組みを問い直していきたいと考える。「日本における宗教の自由」や「妻妾論」、そして「外債意見書」など、これまで森の初期思想にお的、且つ実利的に、そして強かに西洋を「手段」化した外交官という視点から森のテキストを読み直すことによって、従来の森研究の枠 のイメージやステレオタイプを作り変え、外圧から日本を守護し、日本の対外的独立を確保するという「目的」を実現するために、戦略代性や革新性を示す証左と見做し、森個人の思想や信条、「確信」の問題に還元して理解するのではなく、日本に対して欧米諸国が懐く負 いう国際社会における日本の利害を背負い、代弁した「公人」という視点から考える。本稿では、林のように森を時代状況や森の置かれた立場から遊離した抽象的な「個・ 0) ける近代性や、西洋文明に対する心酔や気触れの傾向を示す根拠とされてきたテキストは、「外から見られた日本」という大局的視点に立 初期思想に見られる西洋の近代的諸価値への傾斜や「「西洋の文明」への傾倒」を、従来の森研究のように、短絡的に森の思想における近 擬態化」という森の異文化受容の手法を象徴する証左であったと本稿は考える。 代弁した「公人」という視点から考える。従って本稿は、 「人」として措定するのではなく、 良心の自由や男女対等論など森の あくまで外交官と

兀 五五頁。

林竹二『林竹二著作集6

本山幸彦『明治国家の教育思想』、思文閣出版、一九九八年、二四〇頁。

明治的人間』、筑摩書房、

一九八四年、一一五頁。

蘇峰「森有礼君」一八八九(明治二十三)年二月二十二日、『国民之友』

第四巻第四二号、

頁

註

富

Ŧĩ. 六頁。

六 同 六頁。

同 五四頁。

七

八 林竹二『林竹二著作集2 森有礼— 悲劇 の序章 Ļ 筑摩書 房、 九八六年、

七九頁。

前掲『林竹二著作集6』、 一五〇頁。

同書、一三五頁。

『林竹二著作集2』、

同書、三五頁—三八頁。

『林竹二著作集6』 九 九百

|玉 同書、一四七頁、 |四 同書、三三頁。

□九司書、□六頁。□八同書、□二五頁。□七同書、□五頁。

同書、

一〇三頁。

また一

四二頁

□ 同書、一一五頁。 □ 同書、二六頁。

三 同書、二二頁—二二頁。

三同書、二六頁。

頁、 二七七頁―二七八頁などを参照。 園田英弘『西洋化の構造 黒船・武 士 • 国家气 思文閣出版、 一九九三年、二四六頁—二四七頁。 また、その解体については二七五

二六 以上の移行要因の説明については、同書二七九頁や三一七頁、三〇五頁―三〇六頁を参照している。 五

同書、三〇七頁。

七 同書、二四七頁。

二九 二 森川輝紀「書評 沖田行司著『日本近代教育の思想史研究―国際化の思想系譜―』を読む」、 森川輝紀『教育勅語への道―教育の政治史―』、三元社、二〇一一年、二九七頁。 日本教育史研究会 『日本教育史研究』

三○ 中田庁司『新丁友 ヨ本丘弋牧育り第十三号、一九九四年八月、一一八頁。 沖田行司『新訂版 日本近代教育の思想史研究 国際化の思想系譜』、 学術出版会、二〇〇七年、一三七頁。

三同書、一四三頁。三同書、一二八頁。

三 同書、一四三頁。

五五 沖田行司「書評に応えて」、日本教育史研究会『日本教育史研究』第十三号、一九九四年八月、一二一頁。前掲「書評沖田行司著『日本近代教育の思想史研究―国際化の思想系譜―』を読む」、一一八頁。

前掲 『新訂版 日本近代教育の思想史研究 国際化の思想系譜』、 一五一頁。

《 前掲 『林竹二著作集2』、三八頁。

勝田守一「森有礼と国民教育」、大河内一男他監修 『近代日本を創った百人 下 毎日新聞社、一九六六年、三九三頁。

前掲『林竹二著作集2』、三二頁同書、三九二頁。

11

四四 同書、二二頁。

四· 前掲『林竹二著作集6』、四四頁。

□九同書、一○九頁。

第一章 「脱西洋主義者」の思想形成 (名)

一.初期思想における西洋体験の意味

摩留学生の一人として「沢井鉄馬」と改名した上で、一八六五(慶応元)年五月にイギリスへと赴くこととなる。 験したことは、一八六四(元治元)年六月に「開成所」を創設して西洋の学術を取り入れた教育を施すなど、薩摩藩を再度の開化政策へ 月の生麦事件、及びそれに端を発する一八六三(文久三)年六月の薩英戦争にあった。薩英戦争を通じて、イギリスの軍事的優位性を体 期思想の形成段階において西洋文明を相対的視点から批判的に分析する視座を発見した特異な「脱西洋主義者」として出発したのか と転換させた。このような転換の中で、西洋の最先端の学術を取り入れるために、改めて注目された方法が留学であり、 主義的政策への移行が見られていた。藩内における攘夷の機運を一掃し、再び開化政策へと転じさせた要因は、一八六二(文久二)年八 開化政策の下で自己形成を進めた。開明君主とされる斉彬は留学も奨励したことで知られるが、その急死を受けて薩摩藩にも攘夷や排外 いう森の思想の解釈に関わる起点=分析軸を定位する上で重要な問題となる。本稿の立脚する立場は論を進めながら明らかにする。 乃至は園田英弘が指摘するように、あくまでも「西洋文明の忠実な模倣者」として出発したのか、或いは沖田行司が主張するように、 森は林竹二の主張する欧米型の「ヒューマニズム」と「エトス」としてのキリスト教信仰やモラルをその思想的核心部とする西洋主義者、 一八四七(弘化四)年、森有礼は薩摩藩士森有恕の五男として生まれ、藩主島津斉彬による「開物館」や「集成館」の創設に見られ の初期思想の形成過程における西洋体験の意味を問うことは、森の思想構造を理 し、評価する上での係争点となって 初

らす」『と述べ、「末」の「諸技学は捨てゝ国礎の学」』を追及するという当初とは異なる西洋近代文明への視座を得るに至っている。「末」 諸制度であった。森はアメリカと、日本の人々が「義国」と評するロシアの実態を比較した上で、「親交」を結ぶべき国はアメリカであろ 述べられているように、欧米諸国における法や政治制度を意味しており、中でも森が「最優れ候」と評価し、注目したものがアメリカの 忽ち豹変」「したとされるように、森も「今日本の人追追外国あるを覚へ漸く洋学に趨く者許多有之候得共、皆其末の技学に走りて本を知 「技学」に対して、森が文明の「本」と考えた「国礎の学」とは、「法は国の大本、法不明にしては治国安民の事決して出来難し」

"と 初森の課題も西洋の海軍測量技術を学ぶことにあった。しかし、彼らが「ヨーロッパに着し西洋文明の情況を見るに及んでその意向は 英国に派遣された薩摩の学生たちの留学目的は、多かれ少なかれ軍事に結びついた「技術学」であった」「と林が指摘しているように、 以下のように記している。

四方に手を振ふへし、未た外念なき事御照察可被下候(筆者中略)我国人多く魯国を指して義国といふ、是何そ汚なるの甚しき、乃 倶に親交を結び有無を通する所此国なりと着眼仕候、此国當時外国に念を掛け候儀曾て之なし、故に彼の国四年間の永戦此頃漸く治 ち土耳其奪掠の企て先年ポーランド国を取りし事跡、又スウィスゼランド国の過半を奪掠せし事跡、近くは対馬の件不義不法の働き まり国中未た一統せす、其上後背には総て英の領分有之脇にはメキシコありて腹心の病未た全く癒えす、 る所なし、尤西洋人皆云ふに後世起る所米なりと、殊に英人は米人を諱候得共是亦同説なり、御照察可被下候、私竊かに勘考仕候に 米国は今開国を去ること漸く二百年国家の政大小となく悉く万民と謀り公平正大の政事をなす、只今世界に於て突然たる事世 何そ愚且不義の甚だしきや木。 其上魯の国政皆国論にあらす一切帝より出つ、 故に不公平の政多し 帝明なれは治国 暗なれは国乱、 先つ是等を一統して然る後 皆其国人帝を以て

評価している。さらには、このようなアメリカの諸制度に対する森の憧憬や共感を象徴的に示唆するものとして注目されるのが、「米国ののように、異国を「奪掠」するなどの「不義不法」を働く「外念」が存在せず、最も優れた国家であり、「親交」を結ぶに相応しいと高く 二あらす」とし、ロシアの「政法」は「事々物々皆帝の意」に任せ、「人民また帝を尊ふ事神仏の如く」であることから、「国の開けさる判している。また、森が欧州を旅行した際に記録した「航魯紀行」においても、「此国ハ政法両ながら酷にて、且奇也、米英等と同日の論 玉 以上 ·知るへし」*と記し、アメリカやイギリスにおける「開化」のレベルには程遠いことを認識している。これに対して、森は、アメリカの 度は「纔かに二百年来の新制」「ではあるが、「国家の政大小となく悉く万民と謀り公平正大の政事」を行う「皆国論」であり、ロシア の「治乱」が決定される「不公平」の制度であり、国民もまた帝王を「神」と仰ぐ、「愚」にして「不義」の甚だしきものであると批 をより詳細に「照覧」することを意図した「英学」の奨励であったと考えられる。 のように、森はロシアの「国法」について、「皆国論」に基づく「公平」なものではなく、帝王個人の意思やその 「明暗」によって

来の新制にて最勝れ候由、仏国の制度も勝れ候由承り候得共、是以て英学さへ十分出来候得ば訳書にて事足り申へし、故に英学の方英学貫通有之候へば米国の書と申ても同じ国語故容易く米国の制度の立様も御照覧に便利なるへし、殊に米国の制度は纔かに二百年 |た可然歟、併し何分書籍十分に読ますは何の学科も決して出来難し、故に速かに英学に御打立有之度候ホ。

ある。沖田は、ハリスの下における体験の意義を、森の思想の中に「西洋近代文明が孕む矛盾を揚棄する契機を発見」させ、「西洋における森の自己修養生活の関係を連続的に捉え、同時代における「極めて特異な西洋体験」「『の形であると評価するのが沖田の 開盛」とは「単に「和漢の風習」に優越するのみの相対的価値ではなく、「道義」を核とする普遍的・絶対的価値」と見做されるも 想的核心部とする西洋主義者としての森が誕生する契機となると考えられている。また、久木幸男の指摘によれば、森にとって「西洋の 文明と不文明を分つ基準」「へと昇華されることで、欧米式の「ヒューマニズム」と「エトス」としてのキリスト教信仰及びモラルを思 されるエトス」は、アメリカのT・L・ハリスの下において「エトスを支えるもの」としてのキリスト教と接触することを通じ、「一国の 見るか、沖田のように、西洋文明の表層に流される森自身を律しようとする内省的態度の表明と解釈するのかによって変わってくる。 される「汚魂を洗濯仕居申候」「≧という一節における「汚魂」という概念を、林のように、自文化の否定と西洋主義者への脱皮の契機と の見方や、「士可嗜條々」に特徴的にみられる森の厳格で、自己禁欲的な倫理性と、資本主義文明の病理に対して警鐘を鳴らすハリスの下 自文化を否定し、「袂別」する契機と捉える林の解釈とは対照的に、薩摩における「郷中」や「造士館」を通じて培われた共同体的なもの なる事」とし、「今現然之を観て感驚殆と記シ難シ」と書き記していた¹○。林によれば、森が認識したこのような「人間が人間として尊重 このような欧米における「近代的諸価値」や「エトス」、その延長線上に位置すると理解されるキリスト教と森が接触したことの意味を、 抑々「西洋とは何か」という本質的な問いが隠されている。この疑問をめぐる両者の位相は、森が自らの兄横山安武に宛てた書簡に記 的にはハリスの下におけるキリスト教体験に関わる意義の評価を争うものであるが、その根底においては、森の初期思想の形成におい する視座を西洋の中に見い出」させる起点を発見させたことに求めている。林と沖田における森の初期思想に対する評価の位相は、 「ハリスとの出会いを契機とするキリスト教への接近」は「近代的価値への開眼に与って力があった」「こと説明されている。 沖田は、ハリスの下における体験の意義を、森の思想の中に「西洋近代文明が孕む矛盾を揚棄する契機を発見」させ、「西洋を相対 先の「航魯紀行」に記されるように、イギリスの「聾唖人教育」や「盲人教育」を目の当りにした森は、「嗚呼宜哉、 て、 本稿は、「汚魂」という言葉が横山安武という森の唯一無二の兄弟に宛てられた書簡に記載されたものであったとい 西洋の開 の解釈で

化

T 面

送った リスに留学する以前に全員死去しており、安武は森と共に明治の初年期まで生きた唯一の存在であったことになる。安武が森の留学時に *駐米外交官時代にボストンの友人であるE・キンズレーに語った安武の話から、 知られている。以上のことから、森にとって安武は唯一無二の存在であり、深い尊敬と愛情の対象であったと考えられる。 面 森は安武が死去した後も家族の面倒を見続け、森の駐英外交官時代にはイギリスの絵師に依頼して安武の肖像画を書かせていたこ 本の国家を憂い 「送別の辞」や、 喜八郎は一八六三(文久三)年十一月に、三男三熊は一八五三(嘉永六)年二月に病死している。即ち安武以外の兄は、 目する必要があると考える。森は五人兄弟 「時弊十条の建白書」を訴え割腹自殺をしている。森が同年十月五日に駐米外交官となるおよそ一月前の出来事で 留学期に森が安武に宛てた一連の「書簡」からは、両者の絆の深さが伺える。安武は一八七〇(明治三) 0 子であるが、 長男の喜藤 安武が森に残した「遺言」が「外交官としての森」の 太は一八六四 (元治元) 年 八月に 禁門の変で戦死 また、森 森がイギ 年八月 į

生き方に少なからぬ影響を与えているように思われる。

アメリカの船員たちは私の兄に対して強い興味を抱いた。何故なら、兄はとても知的で礼儀正しく、彼らを決して侮辱しなかったかる。私には少し年上の兄がいた。ペリー准将が日本に到着した時、私の兄は横浜におり、この来航を耳にして大きな関心をもった。時々森氏は私に自身の歴史を少しだけ語っていたが、この日曜日に私は彼の人生の話を教えて欲しいと頼んだ。それは次のようであ くつかの変革に着手したが、完全に失敗した。そのことに落胆した兄は、私たち家族を呼び集め、自害した。兄が最後に述べた言 である。その結果として、兄は彼らの船に入ることを許され、兄はその艦隊の寵児のように大切にされた。ペリー准将が去った後、 の兄は教育が不可欠であるという考えに強く感銘を受け、私の父と母の同意の下、教育を受けるために中国に向かった。兄はそこ 兄は

ている。 へと没入する契機と短絡的に解釈することは必ずしも適当とは思われない。それは、留学して間もない森が東西文明の狭間において経験問を本稿は抱いている。書簡の受け取り手が安武であることを考えれば、「汚魂の洗濯」という一説を、林のように東洋を「袂別」し西洋 して薄汚れたものであり、今私は西洋文明という清らかな水によって濯ぎ落としている最中であると森が書き送るのだろうか、という疑 生き方は、後述する「疑いようのない愛国主義者 undoubted patriotism」「キとしての森の生き方に少なからぬ影響を与えたと本稿は考え 父 the Father of his country」となることであった。アメリカの独立と建国の父という安武の理想や、 た揺れ動く自己意識と、自らの内面を見つめ直そうとする禁欲的で、倫理的な性格が表現された一節であったのではないだろうか。 以上より、 ントンのように日本の父となり、日本にとっての最良の利益となるべき変革をもたらしたいと強く決意した。日本に戻った後、 で漢語版の『ジョージ・ワシントンの生涯』に出会った。兄はワシントンの人間性に大変強い感銘を受け、可能であるのならばワシ 主義者として、 視点から評価することを可能にした「脱西洋主義者」として出発した森像を導き出したことは、森がその初期思想において、 そして、このような唯一無二の兄に対して「汚魂の洗濯」、即ち日本や薩摩における風土や文化、或いは人間形成のあり方は腐敗 兄の仕事を受け継ぎ、日本のために私が成し遂げたかったことを実現して欲しいという願いであった「玉。(筆者翻 西洋の中に西洋それ自体を相対視することを可能にする視座を森の初期思想の形成段階において見出し、西洋文明を批判的、 安武が森に託した「願い」とは、自らの意志や仕事を継承し、日本のために安武が成し遂げようとしたこと、 初期思想に 或いは単なる「西洋文明の忠実な模倣者」として出発したのか否かという問題提起や、 おける革新的で近代的 後期に出現すると分析される国家主義や国体主義的な森像とが 愛国者、 従来の森研究における一般的がその初期思想において、抑々 憂国者としての安武の ?矛盾 「日本の する

西

様」を参考にし、「親交」を築くべき相手に相応しいとして憧憬化され、理想化された森の表層的なアメリカ観が、ハリスの下における近 と再構築の過程に注目する。先に明らかにしたように、最も優れた「公平正大」の制度を有し、「英学」を奨励することでその制度の 起した「脱西洋主義者」としての森という視点を踏まえ、そのような森の初期思想の特徴を象徴する事例として、 代批判との対峙を経て解体、変容し、どのような形で再構築されるのかを明らかにすることで、本稿の立脚する「脱西洋主義者」として の森という分析軸を明確にしておきたいと考える。 かという問題について、再考することを可能にする注目すべき研究視点を提示していると本稿は考える。従って本稿 森のアメリカ観の解体 立 提

|・アメリカ観の転回契機

リスに帰国後下院議員となってからも親日家として、 であり、一八六二(文久二)年に起きた水戸藩尊攘派浪士による公使館襲撃が行われた東禅寺事件において負傷した経験をもつが、イギ るために渡米するに際して、鮫島と吉田清成を伴っていったことに始まる「キ゚。オリファントは、もともと日本に駐在するイギリス外交官ていた親日家のオリファントが、自ら議員の職を辞してハリスの主宰する「新生社 The Brotherhood of New Life」への参加の許可を得 と共にアメリカに渡りエルハリスに従学せり」とあるように、一八六六(慶應二)年の夏、イギリスにおける薩摩留学生の支援者となっ とハリスの接点は、「ヲリハント再び云我は役事相断エルハリスに随従し修行せんと欲すとの咄し有之、薩の両人も甚驚き遂にヲリハント に対する直接の言及は以下に取りあげる一八六七(慶應三)年七月に作成された「薩摩藩庁への留学生建白」の中に現れる。薩摩留学生以上に見られる留学当初の森のアメリカ観が転回していくのは、L・オリファント及びT・L・ハリスとの接触を契機とするが、彼ら は全く異質な視点が特徴的に表れている。 薩摩留学生の支援を行っていた人物である。本史料には、これまでの森の西洋観と

 \mathcal{O} 《程公平なる哉に蒙眉には相見得候へ共、反て左にあらず、皆技巧権暴のみと此の英人の話説を承り、実に其通之事御座候。己を利]州は勿論米地の風情も委細承り、唯取るへきの小なると避忌すへきの大なるとを理解せし次第に御座候、英の政府之形勢も外面は、説を承り、尤私共にも其等之処は至極注意仕居候得共、未た嘗て見聞に及び不申候(筆者中略)當時に至り一の善友を求得、欧羅式土之人宇宙に災害を流布せし事実に難数、唯未嘗一人の欧人己れの利を思はす人の為に赤心尽せる例、古今之歴史に不見得と或翁 んには全く道を打忘れ、諸州諸島を奪掠し、 友強拒弱は欧州米州之質也一つ。

を顧みず「赤心」、即ち人としての真心を尽す事をしない欧米諸国、及び人民の利己主義的態度こそが世界に「災害」を齎す元凶であると 生が見定めた欧米の実像について明らかにされている。ヨーロッパは勿論、森が「公平正大」にして最も優れた制度を有すると高く評価 したアメリカでさえ、その実態は、人として、或は国家として踏み行うべき「道」よりも、自己や自国における「利」の追求にあり、 題視していることがわかる。 「唯取るへきの小なると避忌すへきの大なるとを理解」するに至ったと述べられている。そして、自己の利益の追求を第一とし、 のためならば力によって弱者や弱国を食いものにする「奪掠」行為を繰り返し、「友強拒弱」を重んじると批判し、さらには、欧米から 本史料には、「一の善友」であるオリファントと、「或翁」と記されるハリスによる欧米諸国や人民に対する批判を受け、 森ら薩摩留学

本史料に見られるように、 森は留学当初における西洋文明に対する表層的な理解から、 利己を本質とする西洋の実像という深層 へと目

およそ一年間に渡って、 以上のような批判的な西洋観を抱きながら、一八六七(慶應三)年八月に渡米し、帰国の途に着く一八六八(明治元) 国の作り上げた近代モデルを批判的、懐疑的に捉える視点へと、その見方が明らかに修正されていることがわかる。 ハリスの主宰する「新生社」における修養生活を続けることになる。 年六月まで

して、人間としての「良心」を磨き「私心」を捨て去るための「修養」に励んだとされる。「新生社」における生活の様子は、「横井小楠各門人は集団規律の中でハリスの所有する葡萄園などにおいて肉体労働に従事する一方、私有財産の所有を否認した自給自足の生活を通 していた。ハリスの形成した集落について、林は「一種の共産体」「πと説明し、また沖田は「人間回復のための道徳的修養の場」「○と評 訪 価 しているが、後述する史料に見られるように、この集落では人間と社会の「新生」を目的として、ハリスを中心とした共同体を形成し、 れて間もなくエリー湖南方のブロクトンへ移転したが、当初はニューヨーク付近のアメニアで自己修養と「講学」のための集落を経営 ハリスの「新生社 中で次のように記されている。 」は主流のキリスト教教派ではなく、スウェーデンボルグ派の神秘主義者を中心として形成された結社 であり、

の教其道を失し、利害上にて喩し候故に人道滅却嘆かわしき事なり。我等も全く耶蘇に落入居候処アメリカ国エルハリスと云人よりヲリハントより咄聞候には世界人情唯々利害の欲心に落入り一切天然の良心を消亡致し有名の国程此大弊甚しく有之候。必竟は耶蘇 を嘆き専ら當時の耶蘇の邪教を開き候志なり二。 有之事を真知し是より自家修養良心培養に必死にさしはまり誠に非常之人物當時世界に比類無之大賢人なり。 て人道を承り悔悟いたし候。此のエルハリスも元は耶蘇教之教師にて有之、二十四五歳にて天然之良心を合点いたし人倫の根本此

去る実行を主とし日夜修行間断無之譬ば靄然たる春風の室に入りたるの心地せり。(筆者中略) 此人云世界総て邪教に落入り利害の私 に渾化せん実に人道の滅却なり。(筆者中略)此のエルハリスの見識耶蘇の本意は良心を磨き人倫を明にするに在り、 教を誤り如此の利害教と成り行き耶蘇の本意とは雲泥天地の相違と云ふ事なりこ。 ハリスは退隠村居門人三十人余有之相共に耕して講学せり。其教たるや書を読むを主とせず講論を貴ばず専ら良心を磨き私心 然るに後世

リスト教としての「道」を見失い、「人道滅却」が甚だしいとするオリファントの嘆きとなって表出している。 個人のあり方に向けられ、西洋世界における「人道」の根幹を成すキリスト教に関しても、利害に搦め捕られることで、本来あるべきキ ト像」が描かれている点であろう。それは、資本主義文明の浸透に伴い、「天然の良心を消亡」して「利害の欲心」に陥った利己主義的な 姿ではなく、ハリスの「門人」の一人として、西洋文明が孕む矛盾を鋭く批判する「西洋文明の抱える病理の告発者としてのオリファン 本史料においてまず注目されるのは、薩摩留学生の支援者として西洋文明の素晴らしさを伝えようとする親日家議員のオリファントの

られていた。木村匡の『森先生傳』によれば、ハリスは葡萄園を所有し、 る。ハリスの主宰する「新生社」では、ハリスを中心とした三十名程の門人が「良心を磨き私心を去る」ための修養生活に日夜励み、主、た、本史料には、オリファントや森ら薩摩留学生の語ったハリス像や「新生社」における修養生活と「講学」の様子が伝えられてい に書物を読んで議論をすることよりも、規律を重んじた集団生活を営み、 「労役」に従事していたことが指摘され 門人たちにはそれぞれに厳しい肉体労働に従事することが求め 門人たちに「労役」を課していたとされるが、

と批判していることがわかる。つまり、「新生社」とは、資本主義文明の浸透する欧米世界において、人間としての「良心」や道理よりも たのかという点にある。本史料より、「新生社」においては、「世界人情唯々利害の欲心に落入り一切天然の良心を消亡」したと捉え、「人 を養ったと考えられるのである。森の西洋観の変容という問題において、オリファントやハリスとの接触、「新生社」における修養生活は、 ような反近代文明としての性格を有する「新生社」における修養生活を通じて、西洋近代文明のうわべではなく、その本質を見抜く視点 キリスト教さえも「利害教」乃至は「邪教」へと転落し、機能不全に陥っているということを批判する場であったことになる。森はこの 自己利益の追求に奔走する個人や国家の利己主義的な態度を問題視し、欧米に生きる人々の「良心」や連帯を保障し、利己の矯正を促す 道」の崩壊を嘆き、剰え「良心を磨き人倫を明らかにする」ことを本来の目的とするキリスト教さえも、単なる「利害教」へと堕落した 欧米型の近代像を批判的、懐疑的に再考させる転回契機となったと本稿では考える。 認識する西洋世界への入口を、西洋近代文明が抱える弊害や矛盾を告発する近代批判の場として規定し、さらにはその場を ハリスの主宰する「新生社」という組織が当時の欧米型の近代像に対してどのような姿勢を示してい

に受け継がれ、一八七一(明治四)年九月に駐米外交官の森が編纂した「アメリカの生活と資源」の中に明らかにされている。 このようなオリファントやハリスによるキリスト教一般に対する見解は、以下のような森自身の極めて批判的なキリスト教観へと明

えてくれる。自らの信仰を告白する一方で、その考え方に従った行動を取らない「所謂クリスチャン the so—called Christians」 principles of their own Bible)。しかし、このようなことは地上のあらゆる国家に当てはまるのではないだろうか。人間はあらゆ が、キリスト教の優越性を鼻にかけることをやめ、彼ら自身が他の全ての人々よりも劣っているということを認識する時が訪れるこ とは素晴らしいことであろう。それは不誠実であるという彼らの罪のためである「≧。(筆者翻訳) しかしキリスト者の聖書に限らずとも、全ての人間の経験は人間が賢く知的である以前に、謙虚でなければならないということを教 ることを知っていると奢ったり、また他者よりも優れた知を鼻にかけ、なおそれ以上に知を学ぶことが必要であると考えたりする。 の意見によれば、非常に多くのアメリカ人は自らをキリスト者であると称すること (the name of Christians) にも関わらず、彼らの発言や行動のあり方の大部分は聖書の根本的な原理と一致していない (which do not accord with the で知られるが、

けるハリスの「新生社」の中に、「真のキリスト教 True Christianity」の姿を見たと森が述べるとき「玉、「脱西洋主義者」としての森、 張には、「唯未嘗一人の欧人己れの利を思はす人の為に赤心を尽せる例、古今之歴史に不見得」と述べ、欧米の資本主義文明国家における キリスト教のあり方、即ち「人倫」の根底には人間の「良心」の繋がりがあると捉え、「己の利を思はす人のために赤心を尽」すために、 は考える。「一般的な文明と同一視することの出来ない may not be considered as identical with the general sense of civilization」 化したキリスト教の再生を願ったオリファントやハリスと同一の次元における批判を森のキリスト教観の中に見出すことができると本稿 これた知があると思い込み驕り高ぶる「所謂クリスチャン」に対して、人間は賢く知的である前に謙虚でなければならないとする森の主 キリスト教の堕落という問題がアメリカに限定されず、あらゆる欧米のキリスト教諸国に共通する現実であると捉え、また、 的な個人の氾濫が齎した「人道滅却」を嘆き、「良心を磨き私心を去る」ことで人間と社会の「新生」、特に「邪教」や「利害教」と 西洋文明に対峙する特異な森の思想的立場が形になっていくのを本稿は見るのである。 「良心」を磨き上げ、私に執着する「私心」を捨て去ることを追究することで、近代文明の抱える病理に対して鋭い批判を投げ掛 誰よりも

一.再構築されるアメリカ観─「共和政体」と「個人の自由」への懐疑─

とを可能にする「脱西洋主義者」の視点へと再構築されていった。このような同時代における特異な森の視点は、先に取りあげたキリス を引き起こす「制御不能の統治機構 the unbridled system」であると再評価させる全く対照的な見解へと森の見方を修正させた。まず、 であるとして森が憧憬化し、理想化したアメリカの「共和政体 republican form of Government」についてさえも、数多の政治的諸問題 ト教観のみならず、 の根幹をなす「個人の自由」という理念や、それを支えるエトスとしてのキリスト教に関する実像を冷静に、そして批判的に再考するこ 留学当初に形成された森の表層的なアメリカ観は、以上のような欧米人自身の語る近代批判との折衝を通じて解体され、 「共和政体」をめぐる二つの立場を以下のように整理している。 かつて「国家の政大小となく悉く万民と謀り公平正大の政事」をなすと述べ、最も優れた「政法」を有する近代国家 西洋近代文明

政府に関する原理は米国の人々が積極的に取り組んできた主題であるが、その主題について記された書物はほとんど出版されてい まで真実であるのかを判断する必要はないと考える。しかしながら、他方で共和政体という制御不能の統治機構が数多くの政治的 い。しかし、一方で彼らは他のあらゆる全ての国家よりも自治の実践において優れていると主張する。筆者は今この主張がどの程度 .題を引き起こしているという意見が外国人によってかなり頻繁に表明されていることもまた事実なのであるlike。(筆者翻訳)

森は、「共和政体」の構造について分析した上で、そこに孕まれる欠陥について、「個人の自由」と国家の関係という視点から以下のよう と自負をもって主張するが、外から客観的に「共和政体」を評価する人々は、「制御不能の統治機構」であると問題視すると説明している。 け方が全く異なるとしている。即ち、アメリカ人は、主観的に、あらゆる国家よりも優れた「自治 self-government」の統治機構である 摘している。 は、「共和政体」について、アメリカ人自身が理念化した上で語る場合と、外国人の目線で現実的に評価する場合とでは、その位置付

individuals composing the community) $^{\mbox{\scriptsize 1140}}$ 思われる (in asserting its prerogatives, ものとして擁護するという点において、共同体を構成する個人の自由な行為に関して、国家の介入する余地が全く存在しないように 有機体である。また、人々を統治する国家の権力は国民の事実上、或いは黙示の同意によって生じる。そして、個人の権利を自明の れ自体としての生命や運命をもつ独特の有機体であり、丁度それは一個の人間のように、しかしより一層連続的な度合いで結合した 米国の統治形態に関する二、三の極めて重要な特色は次のように思われる:国家とは、人間性の考え方に基づいて創設された国家そ (筆者翻訳 it looks the least possible interference with the free action of the

国民の明示、 国家による個人の私的領域への「介入」の余地がほとんど存在せず、以下のような個人による「自由の濫用 misuse of freedom 「共和政体」に内在する「不利益性 disadvantage」や「危険性 danger」を生み出す要因になると指摘している。 或いは黙示の「同意」に基づく「契約」によって発生するとしている「、そして、 国家とは生物有機体とのアナロジーによって理解される「独特の有機体」であるが、アメリカの場合、その国家の「権力」 個人の権利に対する保護を大前提とす

生み出す害悪を正し、また改善することは最も困難な問題であり、慎重に回避されるべきものなのである」元。(筆者翻訳) 前に、対象のもつあらゆる側面を十分に考慮することが極めて重要となる。米国において、 日本の人々は米国の統治機構や他の諸制度に幾分魅了されるかもしれないが、いかなる特色であれ日本の統治機構に受け入れるはならない。共和政体が孕むそれらの問題を十分に理解しているいかなる外国の国家でさえ、十分な時間と慎重な研究が要求され 体と呼ばれる統治機構に関する誇大な意見を受け入れてきたのであるが、 日本の人々の 特別な熟考を促 すために、二つの 主題について言及することが重要となる。 共和政体が孕む不利益性や危険性についても認めなけ 自由の濫用(the misuse of

正常に機能させ、その「繁栄や幸福、永続性」を保障するには、構成員となる国民自体を「有徳的 virtuous」、且つ「十分な教育が施され されているとも指摘している。従って、個人による「自由の濫用」化という弊害によって「制御不能の統治機構」となる「共和政体」を を隠蔽するための標語として唱えている実態が見られたり、メディアや議会における腐敗した言論を正当化するための隠れ蓑として利用 た well—educated」存在とする「教育的要件 the educational qualifications」が達成されなければならないと森は説明する。 や、「政治的軋轢 the bitter political dissensions」、「あらゆる形態の腐敗 all kinds of corruption」を生じさせる元凶となっている 摘されている『一。さらに、森は、「個人の自由」という思想が、アメリカの一部の政治家が私的で利己主義的な「策謀 machinations」 の批判する「自由の濫用」化という問題は、「政治に関わる公共道徳の衰退 the decline in public morals on account of politics "O]

違いなく誤りであるし、これらの状態から生じる悪影響は日々明らかになりつつある。共和政体における繁栄や幸福、そして永続性らは個人の自由という思想的観点に立脚してすべての人間に投票権を付与するという法律の通過を確実なものとしてきた。これは間 最も優れた思想家たちが、政治家たちの策謀によって米国が好ましくない状態に陥れられているという事実を嘆き悲しんでいること 忘れてはならないもう一つの事実は、共和政体の成功を保障するために必要となる教育的要件に言及することである。 間違いなく真実である。策謀を計画し自己中心的な企みをもつ者にとって、投票者数の増加は非常に好ましいことであるので、彼 そこに生きる人々が有徳的で充分な教育が施された場合にのみ保障されるのである三つ。 (筆者翻訳)

纂した「日本の教育」においても有識者の一人として意見を送り、また開拓使から派遣された女子留学生の津田梅子に洗礼を与えた牧師 ŧ ことによって、「脱西洋主義者」としての森の西洋観をより鮮明にすることができると考える。 でもある。本書簡は一八七二(明治五)年一月にランマンに宛てて書かれたものであるが、ペリンチーフの批評を森の見解と対照させる のにO・ペリンチーフの書簡がある。ペリンチーフは森の駐米外交官時代における秘書官を務めたC・ランマンと親交があり、森の編 いるという森の見解は、「新生社」において培われた批判的な西洋観を踏まえたものであったと考える。このような森の分析を批評した の追求のみを正しいとする姿勢や、政治的社会的な「腐敗」などあらゆる害悪を産み出す源泉に「自由の濫用」化という問題が潜ん 人やその集合体としての国家における「欲心」を無制限に増幅させる資本主義文明が浸透するアメリカにおいて、個人や国家が自己

されるまでもなく欧米人自身によって問題視されていると述べる。その上で、 ペリンチーフは森の分析について、物事の一つの側面にしか注意を払わない表層的なものであり、森の批判する弊害や矛盾は改めて としてランマンに対して以下のように書き送ってい 森には 「うわべ」ではなく「真実」を理解させなけれ

消え去り、 意図や目的はそれらを増長させる方向に機能しているように思われる。しかし町に火を付けてみよ、そうすれば利己と貪欲は町から とは、私たち自身が望むことを自由に選択可能であるということであり、不幸にも私たちの多くは誤った行いをしてしまうのである。 落ち着いているが、必ずしも誰もが理性的で、愛情深く、あらゆる種類において善良である必要はないのである。そこにおける真実 (筆者中略) 私たちの間にある数多くの憎悪もまた、単にうわべだけのものである。人間は一見利己的で貪欲に見えるし、 一の自由なのである。互いに急ぎ競い合う騒がしい群衆よりも、十二時にウォール街を列をなして進む兵士の方が、より秩序正しく 対象とされていることは疑いようがない。だがそこにおける真実とは何か?それは人権や権利の濫用であり、 一千万ドルの寄付が貧困に苦しむ人々のために寛大な流れとなって現れるのである。これらの真実こそが森の見るべきも 森が日本国民に見せるべきものである。即ち、人間とは互いに助け合えると信じ得るものである、と言の 聞紙上における腐 森が西洋世界の問 として嘆いていることは、 私たち自身によってより一層強 またそれが言 あらゆる

の存在を示唆していると考えられる。れらを抑止し矯正する力として、或いは、 れらを抑止し矯正する力として、或いは、貧困に苦しむ他者に手を差し伸べる寄付や慈善といった相互扶助を促す力として、キ念が重んじられていると指摘している。そして、人間は善を選ばずに自己中心的な行動をする利己や貪欲という側面をもつが、 生きるのかということを選択する自由や、 度なものとなれば人権や権利の濫用として現実に腐敗を齎すような機能を及ぼすと説明している。また、人間の行動には、一方で理性 アにおける腐敗した言論という現象は、一方においては個人の意見を自由に発信する言論の自由を擁護することであり、他方でそれが を成すものは西洋世界の柱となる自由という理念やキリスト教にあるという考え方に他ならなかった。森が指摘するような議会やメデ森の批判する西洋世界の諸問題に対して、ペリンチーフが主張する「真実」とは、あらゆる物事には正と負の側面が現れるが、その根 秩序や連帯を重んじるものもあれば、他方で互いに競争し合い奪い合うものもあるが、その根底には人間が何を選びどのように 何を是とし何を非とするのかということを個人が自由に判断する思想や良心の自由、という理 キリスト教 他方でそ

に関しても、 でどのように機能するのかという側面にあった。森の対峙した欧米の実像とは、利他ではなく、自由を濫用化し私欲を膨張させる利己ペリンチーフは森の見解をうわべだけのものと批判するが、森が問題視していたものは理念としての正しさではなく、理念が現実の 尽すことを重んじる「新生社」の志とは全く対照的な姿であったと考えられる。 ような「利害教」という現実の姿を注視している。それは人間としての「良心を磨き私心を去る」こと、そして他者のために「赤心」を であると批判していたように、西洋世界における良心を保障し利己を矯正する理念的な力ではなく、むしろ個人の「欲心」を増長させる 義的な個人、或いは、他者との連帯や協調ではなく、利己を中心とした個人の貪欲さ故の競争、メディアなどに現れる腐敗した言動の横 する社会、 森はクリスチャンであると自称する大部分のアメリカ人を、その発言や行動が聖書の理念と一致しない「所謂クリスチャン」 そして、政治家や議会の腐敗、友強拒弱を第一義とし弱者や弱国を食いものにする西洋近代国家の姿であった。キリスト教 自由を濫用化し私欲を膨張させる利己主 中

「文明の宗教」としてのキリスト教などについて、決して無批判に優れたものとして賛美し、無定見に受容しようとするのではなく、資 主義文明の浸透する欧米の近代国家の実像として、それらがどのように変質し、現実に対していかなる負の機能を及ぼしているのかと わかる。森は西洋世界の中で胎動し形成された「自由」という理念や、「共和政体」という統治機構、さらにはそれらを思想的に支える のように、森は、 元にまで掘り下げ 欧米型の近代モデルに対して、西洋のかなり深層まで潜り込み、その矛盾や弊害を抉り出して分析して 批判的に考察している。 従って、 森の初期思想の評価において、 林のように、 森を欧米の トヒ ユー いること

期思想の検討を進めたが、沖田の指摘するように、森は初期思想の形成段階において、西洋を相対的視点から分析する視座を獲得した「脱 西洋主義者」であったと結論する。 した西洋主義者という視点から評価することや、園田のように、あくまで「西洋文明の忠実な模倣者」として出発した森という視点から 釈する分析軸には大きな疑問が残ると言わざるを得ない。本稿では、森のアメリカ観の形成と解体、再構築というトピックを通じて初 エトスとしてのキリスト教を「初心」とし、それらを日本に敷衍することで「正真の文明」を日本に築き上げようと

制度、 を対象化し、 う点にある。 成した森が、他方で、そして同時に、日本の西洋化を語っているという思想構造上における一見した矛盾をどのように説明するのかとい なものとしたのである。 に没入することなく、西洋文明に対する相対的、批判的視点を獲得した「脱西洋主義者」として出発することができたことは、 森の「開化論」の構造を明らかにすることが、森の思想的特質を説明する重要な示唆を与える視点となると本稿は考える。森が西洋文明 本稿の問題設定における以上の逆説が真であり、西洋文明を極めて批判的に分析し、語ることのできた森が、それでもなお日本の国家や 外交官」という文脈における森の問題意識や、 その上で、 或いは思想や慣習などにおける西洋化が不可欠であると一貫して主張し続けたことの意味を解明することができると考えている。 本稿が最も問題とすることは、このような「脱西洋主義者」という特異な思想的立場や、西洋文明に対する相 何よりも日本の国家を守り、生き残らせるという「外交官としての森」の「目的」を実現するための「手段」として、欧米 本稿では、次章より検討する「外交官としての森」というコンテクストに内在する多様なトピックを明らかにすることで、 合理的に活用する「戦略的西洋化」、乃至は「西洋への擬態化」という森の 国際関係上における方法的戦略性、そして「目的」と「手段」の関係を明確に峻別する 開化論」の成立を可能 的 西洋文明 視点を形

註

前掲『林竹二著作集2』、七五百

一同書、七五頁。

同書、五六頁。

うに評価されてきたのかを知る上では不可欠の史料となるため、本稿は分析対象として取り扱うものとする。 兀 れており、史料の扱いにおいて慎重さが求められることは言うまでもないが、同時に、従来の森研究史上においてその初期思想がどのよ頁。以下『全集』と略し巻数のみ記す。なお、横山安武宛の森書簡については、木村匡による改竄があるのではないかという指摘がなさ 横山安武宛書簡一○」一八六六(慶應二)年七月二十六日、大久保利謙監修、上沼八郎 他編『新修 森有礼全集』第三巻、 五.

^{· 「}横山安武書簡: · 同書、五六頁。

[「]横山安武書簡八」一八六六(慶応二)年六月三日、『全集』三、五三頁

^{『「}航魯紀行」一八六六(慶應二)年八月三日、『全集』三、一八頁。

[△] 前掲「横山安武書簡一○」、五六頁。

同書、五六頁。

前掲「航魯紀行」、一〇頁。

集2』、

 \equiv 前掲『新訂版 日本近代教育の思想史研究』、一三七頁。下程勇吉編著『日本の近代化と人間形成』、法律文化社、 九八四 年、 九一頁。

「横山安武宛書簡三」一八六五(慶応元)年九月一日、『全集』三、四

五. 「キンズレー口述筆記 ARINORI MORI」、『全集』別巻四、一一二頁—一一三頁。 九頁。

六 「甥左平太・大平宛横井小楠書翰」一八六八(明治元)年九月十五日、山崎正董『横井小楠 遺稿編』、五六(「E・キンズレー宛C・W・ブルークス書簡」一八七三(明治六)年四月十三日、『全集』別巻四、一二七頁。 遺稿編』、五六〇頁。

「薩摩藩庁への留学生建白」一八六七(慶應三)年七月十日(『全集』第四巻、一九九九年)、一二七頁―一二八頁。

九 前掲『林竹二著作集2』、九二頁。

 $\overline{\overline{\circ}}$ 前掲 『甥左平太・大平宛横井小楠書翰』、五六○頁。『新訂版 日本近代教育の思想史研究─国際化の思想系譜─』、一三七頁。

 \equiv 前掲

同書、 五六〇頁。

 \equiv

 \equiv 木村匡編著『森先生傳』、 国書刊行会、一九八〇年、三一頁。

四四 LIFE AND RESOURCES IN AMERICA、一八七一(明治四)年九月、『全集』五、一九八頁— 一九九頁。

同書、 一九九頁。

五

二 七 同書、 同書、 三〇頁—三一頁。 三〇頁。

二九 二八 同書、 三一頁。

同書、 一三頁—一四 頁。

Ξ \equiv 同書、 三〇頁。

 \equiv 同書、 同書、 四一頁。

 $\bar{\Xi}$ 三四 「C・ランマン宛O・ペリンチーフ書簡」一八七二 二五八頁—二五九頁。 (明治五) 年一月二十三日 (『全集』 別巻四)、二五八頁。

23

執筆するなど、日本の西洋化についても数多く語っているという一見矛盾した森の思想傾向の関係について明らかにする。 分離の考え方について明らかにし、男女対等論や両性の意思に基づき、 外債意見書」を作成して私有財産と公権力による不干渉の関係を訴え、「日本における宗教の自由」を執筆して良心の自由や政治と宗教 「脱西洋主義者」の語る「開化論」という本稿の主題について論を進めたい。「脱西洋主義者」として出発した森が、一方で 相互の権利義務を定めた婚姻法の制定を主唱する「妻妾論」を

テクストの中に残されているのではないかと本稿は考えるのである。 ける革新的、近代的な思想傾向や、行き過ぎた西洋への傾倒を示唆する証左として位置付けられてきた。しかし、森のキャリアに目を向 けると、その大部分は外交畑であり、森の近代構想に関わる問題意識や思想的特徴などを明らかにする手掛かりも、外交官としてのコン 主に啓蒙家としての森、初代文相としての森、という広義の意味での教育家、文政家の側面に注目し、上記の史料群などはその前期にお 西洋主義者」が西洋化を語るという矛盾を解く鍵として、本稿では森が「外交官」であったことに注目する。これまでの森研究は

が抑々何を意味しているのかという問題について、当時の策々の史料こな処しまいの用ったことによっているのかという問題を指摘しなければならない。従来の森研究の枠組みを再考するためにも、森が外交官であったということ に展開されている。犬塚は森の外交思想の形成と変容を検討した「森有礼の外交思想―条理外交の論理とその展開―」において、 ように、主として「条理外交」という森の外交思想に注目されてきた。木村の指摘する条理外交は、犬塚孝明によって森の研究史上さら短に云へば條理公道励行主義にして、明治二十七年の上半季間日本政界を横行せる條約励行に超駕するの快論なり」「と説明されている ての森という側面から分離され、また森が執筆した史料群との有機的な関連性が説明されることなく、単なる一つの独立したカテゴリと の「条理」に依拠した外交思想について明らかにすることを可能にする一方で、「外交官としての森」という視点が、啓蒙家や教育者とし 交の性格や現実の外交交渉における機能などを考察した上で、森の主張する「公道」とは「国際的道義もしくは国際的信頼関係」「を意味 抑々何を意味しているのかという問題について、当時の様々の史料に依拠しながら明らかにしなければならないと本稿は考える。 「外交官としての森」の側面については、例えば木村匡の記した「故森子爵の外交及兵役論に就て」において、「先生の外交主義之を簡 国際法と国際社会の道義である「国際礼譲」に依拠することが特徴であった『と説明している。しかし、以上のようなアプローチは森 条理外

位置付け、 における森の思想の革新性を示唆する証左として理解されてきた史料群を、「外交官としての森」という歴史的なコンテクストの中に再度 の外交官が、いかなる「方法」を駆使して日本に対する信頼や、「文明国家」としての評価を獲得しようと奮闘したのかを明らかにする。 テキストを執筆、作成、発信したのかという意図や目的に注目する。また、日本と欧米という異文明、異文化の狭間に立った日本で最初 究とは異なる視点を描き出すことができると考える。それは、日本の国際的な評価を高め、 従って本稿では、森が外交官としていかなる活動を行い、 稿における主題である「脱西洋主義者が西洋化を語る」という逆説的な森の「開化論」の構造を明らかにすることで、これまでの森 読み直そうと考える。 欧米の価値観や考え方を「手段」として活用して対外的に日本の「開化」をアピールする「戦略的西洋化」乃至は、「西洋 た日本で最初の外交官としての姿であったと本稿は考える。 その際、史料に現れる言説のみを切り取って革新的か否かを評価するのではなく、森がなぜそのような 自らの役割をどのように考えていたのかを明らかにしながら、これまで前期 何よりもまず日本の国家を守り、 生き残ら

一.外交官の問題意識と「発信活動

ったのか、そして森の形成した「親日家」がこのような「発信活動」との関わりにおいて、いかなる役割を演じたのかを明らかにする。係者へ寄贈するなどの活動を行っていた。本章では、以上のような一連の「発信活動」の背景に、いかなる現状認識や意図、ねらいがな どのニューイングランド地方やワシントンを中心とした著名な知識人や政財界人との人脈を築き、宗教や教育、言語の問題など日本の「開 する様々の「発信活動」を積極的に行っていた。例えば、学術会議や社交界へ積極的に参加し、マサチューセッツ州やコネチカット州な ら派遣された女子留学生の世話など在米日本人留学生の監督であった。しかし、 可能な限り最高水準の配慮と礼節、 化」に関わる政策の現状や課題について英語で語り、その様子が新聞において度々報道された。また、日本で布告されて間もない「学制」 本 築く時が来たと認識し、 を英文に翻訳して内務省教育局長J・イートンに提供し、一八七三年に出版された「教育局長官による一八七二年度報告書 REPORT OF THE RELIGIOUS FREEDOM IN JAPAN: A MEMORIAL AND DRAFT OF CHARTER] といった意見書を英語で作成し、新聞、雑誌、図書館、友人、政府関 COMMISIONER OF EDUCATION for the year 1872] の中に掲載された。森の執筆、編纂した「日本の教育 EDUCATION IN JAPAN] には、その 「序文」として日本略史を英語で記し、さらには次章以降にとりあげる「外債意見書」や「日本における宗教の自由:建言書と憲章草案 |外交官としての森||の抱いた理想との乖離である。森は自らの理想を次のように語っていた。即ち、「森は日本が、広く世界との関係を 現実とは次のようなものであった。 政府から森に与えられた役割はお雇い外国人の雇用契約や本国からの連絡の伝達などを担う外交事務と、留学免許状の付与や開拓使か 捉えていたのであろうか。森の在任期間は 森の「発信活動」の意図を理解する上で注目すべきことは、開国後間もない日本の直面したアメリカ国内における対日評価の現実と、 わかる。しかし、森の紹介によりハーヴァード大学で法学を学んだ目賀田種太郎が明らかにしているように、森の直面した対日評価森は欧米諸国から日本が「文明国家」として承認され、さらには対等の関係として欧米諸国に受け入れられることを希望していたこ 島国の王国は世界の国家の中で尊厳ある立場に位置付けられ、そしてその国際関係は、あらゆる関係国に対して 日米関係の最前線に立 公平さとをもって実行されるべきであると熱望していた(筆者翻訳)」『と記されている。以上のよう 一八七〇(明治三)年十月から一八七三(明治六)年三月末までのおよそ三年間である。 自 国 の利害を代弁する日本で最初の外交官として、森は自らの役割をどのよう 森は政府から与えられた役割を越えて、アメリカ人に対 いいがあ

を訴 求めらるれば必ず演説をする、其間毫も飾りなく只実際を述べ、又日本人が他の東洋頑迷国人と同じく視らるゝ如き事があれば、之 明 ると云つて居る様な人が相當の人物にもあつたのである。此の際に於て、森氏は率直勇進毫も忌憚なく、宴席等に招かるれば出席し、 治の初年にあつては、一般の人民は、多くは等しく東洋人故日本人と支那人との区別を知らず、甚しきに至つては支那の属国であ 後の経過に於て、 ;ふべき時は容赦なく訴へて居たのである。夫れ故に学者社会教育社会政治社会にも相当に尊重されて頗る人望のある人であつた。 若し此処に殊に親日の傾向を増し、或は日本に同情するもの多かりしは、葢し其の初めを森氏開拓の功に帰せざ

中で中国人と同 なかったのである。 日本が 1一視され、剰え当時既に欧米諸国の植民地として支配と搾取の対象とされていた中国の「属国」という程度の認識しかも 直面した現実とは、「尊厳ある立場」や「文明国家」などという次元の問題ではなかった。日本人は このような森の対峙した理想と現実の乖離の中に、 森が外交官の立場から実践し た様々の活動に関する大枠 「東洋」という枠組

明国家」という次元にまで高めなければならないという意図の下で戦略的に行われていた活動であったのではないだろうか。森は「発信 するネガティヴな日本イメージやステレオタイプを払拭し、日本に対する欧米人の認識を作り変えながら、その認識を独立した一つの「文 での意図が浮かび上がってくる。目賀田の指摘する森の様々の交際や人脈形成、そして多岐に渡る「発信活動」とは、 動」を通じて、「外から見られた日本」のイメージをいかにして作り変えるのかという課題と向き合っていたと考えられる。 欧米人の中に存在

EDUCATION ASSOCIATION」第十二回年次大会に参加し、日本の教育政策の現状と課題について、以下のように演説している。 森の「発信活動」は多岐に渡るが、その一つの事例として、森は一八七二(明治五)年八月にボストンで開催された「全米教育協会 NATIONAI

だけに存在しているが、使節団の構成員は男女を問わず全てのものに対する教育の必要性を確信するに至っているトー。(筆者翻訳)性はこれまで適切に認められてこなかったが、近年使節団が派遣された。(筆者中略)日本の学校は主として、一部の政府高官のため 学に向かい、中には日本に教育がなければ私たちの文明は進歩しないという信念をもって帰国する者もいる。このような教育の重要 りにも貧弱であり、不十分な言語であるため、より高い段階へと日本の開化を進める上で不適切である。五、六○○名の日本人が留 なかった。日本では文部省が設立され、幾人かの外国人の教師―そのほとんどがアメリカ人である―が雇われている。日本語はあま .ついては、既に全ての人が聞き及んでいることでしょう。近年まで、教育は一部の役人を除いて、全く重要なものと見做されてこ 本の教育の動きに関してお話しすることができることは私にとって喜びである。現在起こっている日本における社会的政治的変革

にしている。直面する課題 日本国内における教育の認識が改められ、関心が高まりつつあることを説明しながらも、他方で、以下のように、教師不足という日本の 面する課題を公にし、 森は、一方で従来のようにごく一部の政府高官のみを対象とするのではなく、あらゆる人々を包含した教育の必要性が認められるなど、 森自身がこの問題に対してどのように取り組もうとしているのかという自らの立場と方向性を演説の中で明らか

男性と女性の双方を対象とした数多くの学校が日本で設立されているが、それに対応する教師が全く不足しているため、教師が取り 育者からこの問題についての提案を受けることを望んでいるキ゚。 (筆者翻訳) いって、私は教師を訓練するための師範学校を数多く設立することの重要性を日本政府に進言している。私はアメリカの先覚的な教 乗りでさえ教師として登用せざるを得ない状況にあり、残念ながら彼らのような教師は日本人に対して良い印象を与えていない。 「みたいと望むことがほとんど実現できない状況に今日の日本は置かれている。現状では、日本各地に居住する外国人の貿易商人や

に掲載されている。 校」を設立し、「優れた日本自前の教育者たち a class of good native teachers」 ^を育成することの重要性を日本政府に対して進言し ていると聴衆に訴えている。以上のような演説を受けて、森は「全米教育協会」の「名誉会員」に選出されホ、その演説は内務省教育局の 「一八七二年度報告書」や、一八七二年八月九日付の Boston Daily Evening Transcript 紙、 森は教師不足という日本の直面する課題に対して、外国人の船乗りや商人などを教師として登用するのではなく、一刻も早く「師範学 八月十五日付の The Congregationalist 紙

以上のような森の 「発信活動」 0) 端から、 森は外交官として日本の 「開化」 に関わる情報を対外的に発信する広報官のような役割を

り変え、「文明国家」としての国際的評価を獲得するためのアピール活動であったのではないだろうか。このような外交官としての問題意 課題を批判的に捉え、改善させるために働きかけているという姿勢を示していくことは、欧米人の懐いたネガティヴな日本イメージを作 でも包み隠さずに聴衆に語っている点である。アメリカにおいて日本の顔となる外交官が、「文明国家」の姿に相応しくない自国の政策や と評価しているように、単に日本における「開化」の過程を無批判に賛美するものではなく、むしろその過程に孕まれた課題や問題点ま 強て弁護の論をするのでなく、表面から堂々と改革すべきの要点を明示して始めから我れの非を飾らぬ所に森の面目が現はれ」「○ている から」の承認の側面があったものと考えられる。森の「発信活動」において注目されることは、吉野作造が「黒いものを白と言ひ張ってを推進するという側面に留まらず、対外的に欧米側から「文明国家」として評価されなければならないという日本の「開化」に関わる「外 って 次章以降に取りあげる外債や宗教、女性などをめぐる問題にも一貫して貫かれた森の姿勢であった。 森にとって日本を「文明国家」にするという課題には、 国内における制度や価値観、思想などに関する「開化」

一・「発信活動」と「学制」の翻訳

日に文部省から布達された「大中小学区ノ事」、「学校ノ事」、「教員ノ事」、「生徒及試業ノ事」、「海外留学生規則ノ事」、「学費ノ事」の大年八月二日において、その理念や趣旨を説明した太政官布告第二一四号「学制序文」乃至は「学事奨励に関する被仰出書」と、翌八月三 別六項目、一〇九条の規定からなる日本の近代教育制度に関わる最初の法令である□。対外的に森が「学制」について初めて言及したの 「ジェファーソン学校の新校舎落成式」と題して、 の「発信活動」を示すもう一つの事例として「学制」に関する演説や翻訳の活動「が注目される。「学制」とは、一八七二(明治 森の式典への参加と演説を報じた十二月八日付の New York Times 紙であった。

する情報について語った。森氏によれば、日本では学校を設立する目的のために、日本帝国の全体を一〇〇の大学区に分割することて簡単なスピーチを行った。また、日本公使の森氏が簡潔な演説を行った。(筆者中略)森氏は丁度入手したばかりの日本の教育に関 になるとのことである。そしてこれらの学区は二五〇の学校区に分割され、それぞれの区画には一五〇の学校が含まれる。 法令の下で、教育の義務制度が採用され、全ての若者は教育を受けなければならないことに取極められた三。(筆者翻 しいジェファーソン学校の新校舎が本日開所となった。それに際して、興味深い記念式典が実施された。ティンダル博士が出席し

して明らかにしていることがわかる。演説の中で語られた「学制」の内容と実際の法令の規定との間には相違があることから、 森が「丁度入手したばかりの日本の教育に関する情報」として説明していたことになるだろう。この後、森は日本で布告されて間もない 「学制」の全文を英文に翻訳し、内務省教育局の長官であるイートンに提供している。 以上の内容から考えて、 森は日本において布告された「学制」における「学区」制度と教育の 「義務」化についてアメリカの新聞に対

いる点である。さらに注目されることは、その僅か数週間後、イートンとB・G・ノースロップから、J・A・Hによって紹介された「学に「日本の教育 JAPANESE EDUCATION」と題する記事を掲載させ、不特定多数のアメリカ人に対しても「学制」に関する情報を公開させてで出版されたことに加え、イートンが友人であるJ・A・HiΞに対して翻訳された「学制」を開示し、三月十五日付の New York Times紙 一八七三(明治六)年にまとめられる「教育局長官による一八七二年度報告書」に掲載され、アメリカ政府の要人などの目に触れる形 の「発信活動」との関係において注目すべきことは、単にそれがイートンに提供されたという事実ではなく、 森の翻訳した

価

集に着手するずっと以前から、そのような努力を積極的に続けてきたのである。使節団が到着すると、教育局の長官に対して彼らを紹介 教育局と接触をもっていたことが知られる。また同紙において、「森は、最近訪米した使節団に同行した教育担当者が教育に関する情報収 ける教育事情や政治などの組織のあり方に関わるありとあらゆる主題について情報を収集していた(筆者翻訳)」「ホと記され、森が頻繁に 交があり、 における各州の教育実態の把握に努め、また世界各国の教育事情を調査して年報や報告書を作成していた。森とイートンの間には深い親 し、長官はアメリカの学校に関連するあらゆる事情を彼らに説明した(筆者翻訳)」「ぉと記されているように、主に欧米の制度文物の調査 |〒と改めて記すに至っている。以下では、森の「発信活動」における二人の「親日家」の役割について考える。 ジョン・イートン(John Eaton, 1829—1906)は、一八六七年にアメリカ内務省内に設立された教育局において、初代長官 ドに代わり、一八七○年から一八八六年までの十六年間に渡って二代目長官を務めた。イートンは教育局の長官として、アメリカ国内 環として訪米していた岩倉使節団に対して、森がイートンを紹介したことも明らかにされている。 例えば New York Times紙には、「ワシントンに滞在している間、森公使は頻繁に内務省の教育局と連絡をとり、アメリカにお Н]

えて帰国した後も、 Education in the United States」を提供し、森はそれを「付録」として掲載している。また、イートンは森が外交官としての任務を終 を学ぶことを許可された背景にも、 が「日本の教育」を編纂するに際しても、イートンはアメリカおける教育事例をまとめた文書「アメリカにおける教育に関して Or 教育局で作成した報告書を送付し続けていた。先に取りあげた目賀田に関して言えば、目賀田がハーヴァードで法学 森とイートンの関係があった。目賀田は森とイートンについて次のように述べている。

という希望を伝えたところ、森氏は私の希望に同意してくれた。ワシントンにおいて、森氏の親切により、私は内務省における教育森氏は日本の初代駐米公使としてニューヨークに到着し、セントニコラスホテルに滞在していた。私は森氏を尋ね、法学を学びたい を認めてもらうことができた。(筆者中略)イートン将軍の紹介により、私はケンブリッジのホーレス・マン夫人に会うことができた。 マン氏は非常に著名な教育家であり、彼の名声はマサチューセッツ州会議事堂の前にあるダニエル・ウェブスターと並び立つ程であ ?の長官であったジョン・イートン将軍と、内務省の長官であったカール・シュルツ氏を紹介され、ハーヴァードで学ぶという希望 私はマン夫人から、ブラックストーンの「英国法に関する注釈書」を二度、それからケントの「注釈書」を一度、そしてストー の「公正」とウィートンの「国際法」を読むように助言された。夫人は、これらの文献は主人が生前、法学を学ぼうと志した若 して常に読むことを勧めていたものであったと語った「^。 (筆者翻訳)

の下で英学を学んだ書生の一人である高橋是清もまた、森からイートンを紹介された一人であった。高橋は当初森の勧めで文部省に 英学の知識を活かして日本の教育顧問として招聘されたD・モルレーの通訳官などを務めていたが、後に農商務省に入省し、 年四月に発布され、 に関わる法令の発布と実施に尽力することで、日本の特許制度の整備に重要な役割を担った。これらの法令は一八八四 七月一日より施行されたが、当時制度取調局の長官であった伊藤博文が農務省卿西郷従道に対して、「こ 車

メリカでの情報収集活動を行うために紹介状の作成を森に依頼した。森は高橋に対してイートン宛の紹介状を作成し、「イートン将軍は教 たしたし」「πと提案をしたとされる。伊藤の提案を受け、高橋が専売商標保護に関する調査、研究のために渡米するに際して、高橋はア の司職にあつて、人格崇高、世人尊敬の標的である。その知友も単に米国内のみならず、欧洲にも多数にあるから、この人に腹蔵なく 法律は今度始めて我が国に施行せらるゝ甚だ六ケしいものであるから、よろしく主任者を欧米に派遣して取調べをなさしむるやうに 先き先きの人に紹介を頼んだがよからう」「○と語ったと高橋の自伝に記されている。

もなかった「学制」を翻訳して提供した。森は「新しい学校法のねらい」と題し、次のようにその法令の趣旨を説明している。 以上の事例に見られるように、森はアメリカにおいて特別な信頼関係を築いたイートンに対して、当時日本国内において発布されて間

でさえ、全く不完全なものであり、実践的なものではなく、芸術や文学、無益な議論に傾倒し続けてきた。新しい学校法のねらいと のみを益するものに過ぎなかった。農民や職工、商人、そして女性は無知のままに置き去りにされてきた。上流階層の教育において 何年にも渡り、日本には学校があったが、それらの学校は不完全で、また誤った方向性をもつものであり、ごく一部の上流階層の人々 は、いかなる階層も、性別をも問わず、人々を無知の中に置き去りにしないことである!!。 (筆者翻訳)

から提供された「学制」を「年次報告書」に収録するだけでなく、一八七三(明治六)年三月十五日付で「日本の教育」と題し、New York た森の翻訳は、「新しい学校法のねらい」に加え、「最高の教育権限」、「国の教育的区分」、「学校行政」、「異なる種類の学校」、「小学校」、 ゆる日本の人々を包括する教育制度を新たに構築することが「学制」の趣旨であると説明している。教育局の「年次報告書」に掲載され Times紙に掲載させている。記事の執筆者であるJ・A・Hは、その経緯について次のように説明している。 「中学校」、「大学校」、「師範学校」、「教員」、「生徒と試験」、「留学生」、そして「教育費用」の十三項目「ごから成っている。イートンは森 従来の日本の学校において行われてきた階級や性別に基づく教育の限定性や不平等性、 無益で非実践的な教育内容を廃し、

ことができるであろう。多くの文章の翻訳は幾分不明瞭であるい。(筆者翻訳) 容を精査する機会を得た。それはとてもユニークな人々による大変興味深く独特な著作である。この翻訳された文書は相当な分量が 日 だよって英文に翻訳され提供された。私は教育局の長官であるイートン氏の特別な好意により、 本帝国における教育制度を確立することについて記された最新の法令が、アメリカ内務省教育局の利益となるように、 三五頁に渡って手書きされたものである。しかし、簡潔な書き手であれば、 おそらく十頁程度で全ての内容を十分に説明する 森公使による英文翻訳を読み、 内

項政目官 室の配置と役割、多様な学校形態、教員の選抜方式、留学、生徒に対する注意や罰則、貧困者に対する政府の教育的支援、 J・A・Hは森の提供した英文翻訳に基づき、「学制」の理念と趣旨に関わる「被仰出書」のほぼ全文と、文部省の設置、学区制度と行 に関する「条項」について紹介している「図。その上で、「学制」が布告されたことの意義を次のように説明している。 授業料の八

このような公教育に関する法令が布告されたこと自体が世紀の大事件の一つであり、日本のみならずモンゴリアン人種にとっても重 大な意味をもつものである。 なぜなら日本の新たな制度が広がり、 中国や他のアジア諸国が急速にこれに追従していくからである。

を確立することは別の問題と考えるべきである。 おそらくこの法令は日本にとって一つのものに過ぎず、八千万人以上の国家の根本において、日本人に相応しい公教育制度 公教育制度の確立には多くの時間が必要であり、 平和と繁栄の時代を必要とするで

層 の賛辞を表明しておくべきであったと今は後悔している」と記した書簡を同紙に送付し、この書簡を踏まえ、 の意義について再評価する記事「日本における進歩」を掲載するに至る。 本の 教育」が掲載されてから僅かに十二日後の三月二十七日、J・A・Hは森の翻訳した「学制」について、「私はより一 同紙は四月二日付で「学

と記され、また「森公使は、アメリカにおけるかなりの数の友人や知人たちに惜しまれながら私たちの下を去る。アメリカの人々は森を 確かなことはリベラルで文明化された森公使の影響によって、かなり有益な結果が得られるように貢献することができる(筆者翻訳)」 おいては「どれほどアメリカが日本におけるリベラルな考えの芽生えや成長に寄与することができるのかということは判断できないが、取れることである。例えば、森に関しては、以前は翻訳の不明瞭さや、説明が冗長に過ぎることなどを指摘していたのに対し、当記事に 的な評価が数多く見られるようになり、二つの記事の書き手であるJ・A・Hの意識の中に、日本のイメージに対する明確な変化が読み 優れた教養があり、とても優れた人格者であると認めるばかりでなく、本当に注目すべき存在であると考えている(筆者翻訳)」「モと指摘 当記事において何よりも目を引くことは、「日本の教育」の記事とは明らかに論調が異なり、日本の文化や「開化」 日本の「開化」に果たす森の役割や可能性を高く評価しようとする意図が明らかにされている。 例えば、森に関しては、以前は翻訳の不明瞭さや、説明が冗長に過ぎることなどを指摘していたのに対し、当記事に 」の過 程に対する好意

料に見られるように、その「開化」のあり方が、日本における伝統と欧化の衝突や相克の関係ではなく、従来の日本固有の文明を基軸と して西洋文明の要素を連続的に融合させようと努力していることに注目し、その端的な証拠が「学制」の布告であると説明するに至って を成し遂げていることが指摘「云され、日本の「開化」の過程や進歩の現状を高く評価する言説が明らかにされている。さらに、以下の史 また、日本が「野蛮非文明 barbarism」の状態から「文明化された習慣や進歩 civilized customs and improvements」へと急速な変革

ろう。 うとしている。このような賢明で、徹底した公教育制度の早期における採用は―その制度は成功を保障するほどに非常によく計算さ 汚れた衣服を拒否することを望まないものは誰一人として存在しないが、日本は今でもなおロマンティックで気高い日本人種として って保障されていたのである。日本が文明化という衣服とキリスト教を身に着けることによって、彼らがこれまで身に着けてきた薄 日 、む数多くの急速な変革を示す証拠や結果の中で、おそらく公教育における感心すべき制度の採用こそが最も注目に値するものであ、本がここ数年間に渡って成し遂げている、私たちが野蛮非文明という用語で定義するような状態から文明化された習慣や進歩へと 気質を維持し続けているのである。その上で、日本はこれまでに西洋が達成し獲得した最も優れたあらゆるものを自らに融合しよ な廃止に注目をするのであるが、私たちの誰もが思い出すことができるように、およそ二年前まで、これらは文字通りの武力によ 優れた土台となるものであろう「元 確かに私たちは、二本の刀を差した紳士の習慣や封建的支配者といった日本の封建的な組織性や大名などの階級に対する平和 その採用から日本人の特性まで十分に考えた上で設計されたものである—確かに日本の望むような結果を生み出す上で極

うな働きかけがあったのかという点である。J・A・Hは「日本の進歩」を作成するに当たって、「最近、私に対してB・G・ノースロッ プ氏が本法令の意義について語った(筆者翻訳)」三と述べ、「学制」の再評価の背景にノースロップからの直接の働きかけがあったこと 日 本の教育」における懐疑的な評価と、当記事における論調は、同一の書き手によるものであるにも関わらず、 上 の史料から、「学制」が布告されたことに意味はあるが、あくまで日本の改革における僅かな一歩を踏み出したに過ぎないとする 問題は、二つの記事の間において、書き手の論調や、 日本と森に対するイメージが大きく変化した背景に、誰の、どのよ 明らかに異なっている

森有礼とB・G・ノースロップ

った人物である。 プについて木村が簡単に言及している他は、森の『全集』に収録されている数多くの評論や追憶談においても、一度も触れられてこなか ロップ氏、ユル子ル大学総長にして物理学者なるエリオット氏エール大学長ホイト子ー氏等其重なるものなり」三と記され、ノースロッ ステツーション」の総長ジョセフ、ヘンレー氏(モーレーに先たちて電気を発明せる人)コン子クチカツト州学務官ビー、ジー、ノース 注目されてこなかった人物である。また、木村匡の『森先生傳』の中で、森と「教育者間の交際」の事例について、「「スミソニヤンイン ーや森の秘書官を務めたランマン、或いは森に対する「保守的な忠告」を与えたとされるH・スペンサーなどと比べ、これまでほとんど ノースロップは、森と欧米人の交友関係において、例えばI・P・ホールが重視してきたスミソニアン博物館の長官であるJ・ヘンリ

に関連して重要な役割を演じ、目賀田の指摘する親日的なアメリカ世論の形成に寄与した注目すべき人物の一人であったと位置付けてい に寄稿し、「学制」の特色やその歴史的意義などについて明らかにすることで、欧米人の抱くネガティブな日本イメージや「野蛮非文明国 容や在米日本人学生からの聞き取り調査を踏まえて「新しい日本の教育計画 THE NEW EDUCATIONAL PLAN OF JAPAN] をボストンの新聞社 Union 紙に寄稿して、森の宗教観や宗教的自由をめぐる森の立場について代弁し言、二月十三日には、森が英文に翻訳した「学制」の内 宗教の自由:森氏の建言書に関する実質的意味 RELIGIOUS LIBERTY IN JAPAN: SUBSTANCE OF MR. MORI, S MEMORIAL」を The Christian 家」としてのステレオタイプの克服に貢献しようと協力していた。 しかし本稿では、ノースロップは日本の「開化」や進歩の過程についてアメリカ国内において積極的に発言するなど、森の「発信活動」 従来の森研究において全く明らかにされてこなかったが、例えばノースロップは、一八七三(明治六)年一月一日に「日本における

を叩くを常とせり」
『宝と記されているが、以上の経歴に照らし、ノースロップがニューイングランド地方に精通しており、またこれらの 渡ってマサチューセッツ州サクソンヴィルにおける会衆派教会の「牧師」を務めている。一八五七年から十年間はマサチューセッツ州教(バードセイ・G・ノースロップ(Birdsay G. Northrop, 1817―1898)『『はイエール大学及び神学校を卒業し、一八四七年から十年間に 米学校長協会 National Association of School Superintendents」、及び一八七二年には、先に取りあげた「全米教育協会」の て学校視察を行っているという記事が頻繁に掲載されることにも必然性があったと考えられる。また、一八六四年から一八六六年まで「全 る所の教育に関しては最精神を傾注し、苟くも餘閑あれば、コン子クチカット州マサチユセッツ州の学校を巡視し、或は学者に就き其説 として自然の大切さを伝える「植樹の日運動 Arbor Day Movement」『『に尽力している。木村の『森先生傳』によれば、「森は其本領とす 育委員会の「理事」を務め、一八六七年からの十六年間はコネチカット州教育委員会の「長官」として公教育の普及や、学校教育の (の教育委員会における理事や長官として活躍していたことを踏まえれば、当時の新聞において森とノースロップがこれらの地域におい

た歓迎式典において、森が駐米外交官として渡米することに従いアーモスト大学を卒業して英学者となった神田乃武が演説を行い、 関わるノースロップの功績を以下のように語っている。 一人としても注目される。一八九五(明治二十八)年、ノースロップが来日した際、当時の文部大臣であった西園寺公望なども臨席し スロップは、 アメリカ国内で「下関賠償金返還 The return of the Japanese Indemnity Fund」に関わる運動を展開した重要人物

前は、アメリカ人の中で最も優れた人格の一人として、日本の人々の感謝の記憶と共に永久に残ることでしょう『ド。(筆者翻訳)らも新しい国家を目覚めさせようと努力する日本の人々を手助けしたいという思いに突き動かされた行為であったのです。博士の名 る絶え間ない努力は、ほとんど全ての人間に関わる活動において、急激に先進的な思想を取り入れたことで、その負荷に苦しみなが せ 口 ップ博士が費やした寛大な努力や力強い影響力について触れなければなりません。一般にアメリカの人々にとって、法案を成立さ関賠償金問題に関して、アメリカの人々に対して、真の国際正義の意識を呼び醒まし、そして良心を目覚めさせるために、ノース るという特徴を日本の人々に対して深く印象付けるものであると訴えたのです。しかしながら、博士にとって、この十年間にも渡 る最終的な要素は良心の問題にあり、従って、博士はこの法案の成立こそが、アメリカが正義の実現に対して極めて誠実な国家で

べきであるという立場をとり、一八七三(明治六)年二月十三日の新聞記事では次のように述べている。 金を支払わせること自体も不当な行為であり、アメリカ人としての「正義」や「良心」を日本側に示すためにも、賠償金の全に取極められ、その内アメリカにはおよそ七八万五千ドルが支払われた。ノースロップはこのような賠償金の金額の設定や、 されたものであった。戦争に敗れた長州藩に代わり、監督責任を負った幕府は、 て、下関海峡を封鎖し、 イギリスが中心となり、四カ国の艦隊による長州藩への砲撃が行われた。下関賠償金はこの馬関戦争に長州藩が敗戦した結果として負わ 砲撃を行った。元治元(一八六四)年、これに対する報復と、海峡封鎖によって経済的損失を被ったと主張する 攘夷を主唱する長州藩は下関海峡を通過するアメリカ、オランダ、フランスの商船や軍艦などの外国船に対し 欧米側から賠償金として合計三〇〇万ドルを支払うこと 賠償金の全額を返還す 日本に賠償

ものではないし、それは単に日本人という注目すべき優れた人々の進歩に強い興味と関心を抱いた私個人の利害から生じた行動であ 徳的な影響力こそが、より一層価値のあるものである。この賠償金の返還に関する私の努力は、日本側から一切公式な依頼を受けた 本の下関賠償金の返還は今日最も時宜を得たものであろう。日本に対して資金が返還されるということ以上に、その行為のもつ道

外交官としてロンドンに駐在していた森は、四月五日付でノースロップに次のような書簡を送っている。 治十六)年にはアメリカ議会において、日本側から支払われた賠償金の全額の返還を決定する法案が成立することになった。当時、駐英、これ以後ノースロップは、神田が述べているように、賠償金の返還のために「十年間にも渡る絶え間ない努力」を続け、一八八三(明

私 は 日 本の近代的な進歩に果たしたあなたの数多くの素晴らしい 援助の行為を、 決して日本は忘れないと確信してい ます。 あなたの

る人々をも含めた全ての日本人が、広く行き渡り、 でに示したものの中で最も称賛されるべき寛大な行為の一つであると考えます。この偉大な出来事によって、日本の最も辺境に生き そして絶え間ない努力の結果として、下関賠償金法案が最終的に可決されたことは、一つの国家が他の国家に対してこれ 力強く確立されたアメリカ人の正義と平等を追求する思いを認めることになるで ま

交官時代の森とノースロップには様々な接点があったことが当時の史料から明らかになる。例えば、先に取りあげた神田は両者の関係に 米の相互理解の形成に対して寄与し、アメリカ国内から献身的に日本を支えようとした「親日家」であったことがわかる。また、駐米外 影響力があったことを認めることが、まさしく公平なことであると考えます(筆者翻訳)」『元と述べ、法案成立の背景にはアメリカのキリ ト教界を動かす上で、その背景にはノースロップの働きかけがあったと考えることができるだろう。以上のことから、ノースロップは日 スト教界が力を尽くしてくれたことが大きいと訴えている。しかし、森や神田の指摘から明らかなように、アメリカ世論の形成やキリス 宗教雑誌や本件に関するアメリカ国民の良心を呼び覚ますために、非常に効果的な力添えを行ってくれたキリスト教牧師の方々の偉大な ノースロップ自身は本件に関する貢献を「私のとるに足らない手助け」とし、むしろ「賠償金の返還を支持する数多くの諸機関の中で、 て以下のように述べている。

がその地位を占める予定であることも明らかにされていた。しかし、ノースロップ博士はアメリカにおいて、自分はより優れた支援教育を司る顧問の地位につくことを依頼する内容が記されていた。博士がその地位を拒否した場合には、デヴィッド・モルレー博士 を日本に対して行うことができると考えていた。そして、実際に、一八七〇年代における在米日本人留学生の中で、ノースロップ博 ワシントンに駐在した際に、彼はノースロップ博士こそ望んでいた人物であることを発見した。森氏は博士を公使館に招待し、二日 ノースロップ博士は、日本の教育問題と下関賠償金問題に関して、重大な貢献を果たしている。一八七一年、森氏が代理公使として いたいと求めた。その手紙には、当時の日本における教育の必要性が明らかにされ、そして三年間に渡って博士を招聘し、 だに渡って様々の教育に関する主題について議論をした後、博士が公使館を離れるに際して、森氏は手紙を渡し、 注意深く読んでも 日本の

用しようと動いていたことが、同時代の史料から知られるのである。例えば、早くは一八七二(明治五)年二月十八日の新聞記事におい SYSTEM OF PUBLIC INSTRUCTION] を寄稿しているが、神田の指摘にみられるように、この頃から森はノースロップを日本の教育顧問に任 本の教育」を編纂するに際して、「質問状」を送った人物の一人でもある。ノースロップはこれに応じ、「アメリカの公教育制度 IHE AMERICAA として画期的な出来事である」◎'と掲載され、また九月十九日の Times紙には「日本における英語の授業」と題して、 て、「ノースロップ長官が、日本の学校の監督者としての申し入れを受諾したことは、大いなる日本の帝国が暗闇から光へと進歩する方法 新島襄や木戸孝允の『日記』から明らかなように、使節団側にノースロップを紹介したのは森であった。また、ノースロップは森が「日 ノースロップの日本招聘に関する記事が掲載されている。

シントンに駐在する日本公使である森が、 日本における学校を設立するための計画をまとめることに従事している。 = ーヘイヴ

役割 施され、日本の言語の音声を表現するためにローマ字のアルファベットが適用されることになるだろう。 語が中心的な位置を占め、英語は学ぶべき専門語として考えられるだろう。また、科学に関する授業は全ての学年において英語で実 は五○人から一○○人の教師を伴って日本へ赴き、 公式には受諾しておらず、彼は仕事に取りかかる準備や調整を進め、 は、日本帝国の各地において、 ・ノースロップ氏が予定される制度を実行に移すために日本へ招聘され 教師のための指導、 、またそれに従う他の教師団も準備されるかもしれない。これらの師範学校では英 訓練、 育成を行う七つの師範学校を組織化することにあり、ノースロップ氏 おそらく一年後には日本へ向かうことになるだろう。」本へ招聘される。しかし、ノースロップ氏は招聘につ 音楽や絵画もこれらの学校 聘についてまだ 彼の主な

では導入されることになる『こ。(筆者翻訳)

問として招聘することは叶わず、代わりにラトーガス大学のモルレーが招聘されることになった。 果たすことができると考えており、一八七二(明治五)年十月五日付の New York Times 紙においては「森氏はノースロップ氏が日本にお 顧問として、ノースロップの招聘に動いていたものと考えられる。しかし、ノースロップ自身は、下関賠償金の返還や在米日本人留学生 に対する世話、 における簡易英語の導入や、 て、 る教育制度を設立する仕事に公式に従事しているということを否定した」『と掲載されているように、結局森がノースロップを教育顧 育成という課題とも符合し、また当時森がイエール大学のW・ホイットニーに質問状を送るなどして検討を重ねていた日本の教育機関当記事の内容は、先に取りあげた「全米教育協会」において森の語っていた日本の教師不足の問題や、「優れた日本自前の教育者たち」 自らの抱いた教育構想を具体的に明らかにしていたことが知られるのである。そして、森は自らの教育構想を実現するための教育 日米の相互理解を促進するための発言や執筆活動など、主としてアメリカ国内において、日本のためにより一層の貢献を 日本語表記のローマ字化など言語の問題についても詳細に言及されていることから、森はノースロップに対

などが内務省の「年次報告書」や新聞に掲載されている『『。また、学校の視察訪問の様子として、十一月一日付の New Haven Journa. Courier紙は「日本公使の視察訪問」と題して、次のような記事を掲載している。 アニア州教師協会 PENNSYLVANIA STATE TEACHERS ASSOCIATION」第十九回年次大会に参加し、両者がその開会式で演説をしていたこと 「全米教育協会」に参加して演説する様子や、八月二十日から二十二日にかけてフィラデルフィアの音楽学院で開催された「ペンシル 森とノースロップによる学術会議の参加や様々な学校の視察訪問の様子を掲載した報告書や記事も数多く残されている。 例えば、 両者

みせた。それは相当に難しい楽曲であった。生徒たちは、ホーム!スィートホーム!や他のよく知られた楽曲を含め、に書かれ、それまで生徒の誰一人として見たことのない新しい楽曲が生徒たちに示されたが、生徒たちはそれを初見で たちが披露してくれた唱歌に対する満足を簡潔に表明し、心からの感謝の思いを伝えた。生徒はこれで解散となり、森らは、 で訓練を受けた生徒たちによる合唱によって歓迎された。学校が始まる前に、ジェプソン氏によって森を歓迎する行事のために黒板 たものに大変満足し、私たちの美しい都市を気に入ったようであった。彼は高校の講堂において、ジェプソン教授の指導の下、 5 日 選んだ様々な曲を歌った。 書かれ、それまで生徒の誰一人として見たことのない新しい楽曲が生徒たちに示されたが、生徒たちはそれを初見で難なく歌って :待によって、ドワイト学校、スキナー学校、高等学校を視察訪問した。森公使は当地の学校に関して、彼の目にしたもの、耳にし.本帝国からアメリカに派遣された森公使は、昨日の十月三十一日、コネチカット州教育委員会の長官であるノースロップの付添と がピアノの伴奏に従って順番に行進し、 合唱の訓練が終わり、学校長であるパリッシュ氏は森氏を紹介した。森氏はとても美しい英語で、 退場するやり方を残って見学した。 それはとても組織的なものであった四点。 唱歌集の中か 合同 生徒

ノースロップが「日本における宗教の自由:森氏の建言書に関する実質的意味」を寄稿し、宗教に関わる森の立場を代弁することへと繋 of gentlemen」 『fiと呼称しているが、このクラブにおいて扱われた「日本の国益に関係する問題」こそが、当時森が作成していた建言書 であり、 する問題 (matters pertaining to Japanese interest) が議論された」『と伝えている点は特に注目される。この会合に参加した一人 刑務所や精神障害者施設、そして師範学校を訪問(筆者翻訳)」『せし、興味をもった様子が伝えられている。また、ノースロップが森に対 視察訪問するだろう(筆者翻訳)」々と記され、十一月七日付の New Haven Weekly Palladium紙には「他の施設」として、森が「同州の を見学したことに加え、当記事には「本日十一月一日、森はハートフォードに向かい、高等学校や聾唖施設、そしておそらく他の施設も がる最初の意見交換の場であったと考えられる。 である「日本における宗教の自由」の検討と修正であった。詳細は第二部に譲るが、この会合こそが、一八七三(明治六)年一月一日に してコネチカット州の知識人を紹介した上で、森を「ニューヘイヴンにおける文化人のクラブの会合へ招待し、その際日本の国益に関係 のように、ノースロップの付添と招待の下、森が子どもたちの唱歌によって歓迎を受け、同州における音楽教育に関する授業実践 開拓使から派遣された女子留学生である山川捨松などの後見人となったL・ベーコン牧師は、当クラブを「紳士の会 a meeting

2. 「学制」の再評価に果たした「親日家」の役割

る公使である森有礼によって翻訳されたものである(筆者翻訳)」≒○と述べ、翻訳された「学制」がイートンばかりではなく、ノースロッ それはアメリカにおける日本の友人や学生、日本に居住するアメリカの友人、そして何よりもワシントンに駐在し、日本を公式に代表す ある。ノースロップは当記事を作成する前提として、「本件に関わる私の情報源は、日本の新たな教育制度に言及した日本の公文書であり、 プに対しても森から提供されていたことが明らかにされている。 一ヶ月以上も前の一八七三(明治六)年二月十三日に、「新しい日本の教育計画」と題する記事をボストンの新聞社に寄稿していることで ノースロップが「学制」の再評価に果たした役割について検討する上で注目されることは、New York Times紙に「学制」

世紀まで飛翔しようとしている」と述べて、日本の「開化」の現状を高く評価しているエ゙。そのような一連の「革新的な動き」の中で、 猥な本や出版物の販売禁止、そして国教の禁止と宗教的自由への取り組みをあげ、「日本は僅かに一度の跳躍によって、十五世紀から十九 その実例として鉄道や電信、灯台、病院、蒸気船、鉄橋などのインフラの整備、郵便局制度や貨幣の鋳造、新聞紙の発行や洋服、 最も注目すべきものが教育に関する日本の取り組みであるとし、 する記事を作成している。ノースロップは日本の国内における「開化」を、「物質的な進歩」と「道徳的、知的な前進」の二つに分類し、 その上で、ノースロップは「前進 advancement」や「進歩 progress」という言葉を繰り返し用いて、日本の「開化」の過程を高く評価 ノースロップは以下のように評価している。

弱さの源であるという事実を理解し、既に知識が力であるということをはっきりと表明しているのである。彼らは完全に普通教育と日本の革新的な動きの中で、日本の新しい教育計画は最も重要であり、予言的なものである。彼らは無知であることこそが、無駄や 産業や国家の成長、そして国家の繁栄の相関性を認めるに至ったのである平。(筆者翻訳)

さらに、 ノー ・スロ ツプは 「学制」における「卓越した特徴」として以下の十九の側面について取りあげている。

- 2. 1. の至る所に行き渡るように、階級や偏見による区別をすることなく、 あらゆる若者を包括する制度であること。
- 3. 新しい制度は国家全体を統一化するものであり、 あらゆる既存の学校や教育施設を再編し統合する形で作られること。
- かれることになるだろう。教育行政は地域的(provincial)というよりも、 国家的 (national) なものとなるであろうし、 中心となる教育局の管轄下にお
- 帝国全体は八つの大学部に分割され組織化されること。
- 大学区は三十二の中学校、或いは高等学校を含み、全部で二五六の中学校が設立されること。
- 6. 5. 4. それぞれの中学区は平均で二一○の小学校を含み、 合計で五三七六○の小学校が設立されること。
- 7. 六歳以上の子どもの就学は義務となること。
- 8. これまで女子教育はほとんど顧みられてこなかったが、 男子ばかりでなく、女子のための教育も提供されること。
- 9. 教師は性別に関係なく選抜されること。
- 1 0 師範学校が設立されること。
- 1 1. 慈善学校や夜学校、商人のための学校も奨励されること。
- 1 2. 学を産業開発に応用する工学校を設立すること。
- 1 3 教育局によって毎年教育報告書が出版されること。
- 1 4. 毎年政府から一八〇人の留学生が派遣されること。
- 1 5 進級は各学年の間に行われる試験の能力に応じてなされること。
- 16 中学校から選抜された一五〇名は年間に一〇〇〇ドルが与えられること。 留学生は競争的な試験によって選抜され、 大学校から選抜された三〇名は年間に 六○○ドルを奨学金として付与され、
- $\frac{1}{7}$. 奨学金や他の報奨は、学校で最も優秀なものに対して与えられること。
- 18. 小学校では外国語は教えられないこと。
- 高等学校において、生徒は選択した三つの近代言語を学ぶことができるエニ゙。 (筆者翻

や実践に精通した専門家の目線から、「学制」の意義を次のように評価している。政府に集権化されるのである(筆者翻訳)」・雪と語り、日米における権限の分配のものである。こちらにおいては、教育や他の公的な問題に関わる責任は、大部分 府に集権化されるのである(筆者翻訳)」
三と語り、日米における権限の分配の仕方の違いに注目している。 のである。こちらにおいては、教育や他の公的な問題に関わる責任は、大部分が人々の中に分配されるが、日本においては単一の帝国 ノースロッ プは特に三番目の教育行政のあり方について、「私たちにとって教育とは州の管轄事項であるが、日本においては国家による その上で、 欧米の教育制度

日 本の大切な伝統を暴力によって破壊することなく革新的な要素を導入するために、ある程度彼らがこれまで築いてきた従来の基礎 手によって一つの新たな制度を賢明にも構築したのである。それは彼らの直面する急迫した事情に適する形で整備されながらも、 のコピー 上に作られているのである。 上に示した概要から、彼らの新たな教育制度がアメリカ式でもヨーロッパ式でもないことは明らかである。これは単なる外国の (copy)や模倣(imitation)ではない。他のあらゆる是認された教育事業に関わる案を検討した上で、日本人は彼ら自身 従って、 私たちはその性質や起源の双方において、 それが真に日本式の制度であるという事実を、

でなかったとしても、間違いなく日本固有の蓄積の上に融合されたもの(grafted on a native stock)であり、完全に日本に順応し でも決してない。私たちは決してそれを外来のものと見做すべきではない。もし仮に、それが起源において固有のもの(indigenous) 制度であるはずがない。従って、日本帝国によるこの教育案は、スイスのものでも、ドイツのものでも、イギリスやアメリカのもの える外国人は明らかにいないであろう。それは日本人が最も慣れ親しんだ知識と全く無関係に設計され形作られた (made to order) いくことだろうエエ。 (筆者翻訳) した特徴の一つとして認めなければならない。この制度について、できあいのもの(ready—made)を日本に合わせた(fit)と考

うに記している。 スロップは「学制」が日本固有のものであることを証明する一節が「被仰出書」に記されていると諭し、J・A・Hはその指摘を次のよ 作り変えて日本化するという日本の異文化受容のオリジナリティについて、欧米人が正しく評価しなければならないと主張している。 西洋を受容しながら日本固有の制度を構築しようと試みた結果であると評価し、欧米人はそのような努力を認めならないと訴えている点 である。第二に、自文化の固有性と異文化の革新性の連続性を評価し、従来の日本の伝統を破壊することなく欧米の革新的要素を受容し、 制度を「コピー」し、「模倣」した「できあいのもの」ではなく、欧米の革新的な先行事例を丹念に比較検討した上で、日本が主体的に 価した「日本の進歩」における評価軸と全く同一であり、J・A・H自身もそのような批判を直接に受けたことを認めているエド。ノー ノースロップがJ・A・Hによる「日本の教育」を批判した理由は、このような日本人による「開化」の努力や異文化受容のスタイル ノースロップによる「学制」の評価には、二つの注目すべき指摘がある。第一に、教育の専門家の口から、日本の「学制」は単に欧米 性に目を向けず、正しく評価しようとしない記事の論調にあった。ノースロップによる以上の評価は、J・A・Hが「学制」を再

学制において語られる全般的な方向性や目的は本当に日本的であり、特徴的な表現は最初の一節において明らかにされている。 誰もが自己自身を確立し、自らを支援するための手段を見出し、職業をより繁栄させ、そして生を全うするための方法は、 知識を広め、能力を向上させることをおいて他にない、という宣言の中に見出されるのであるエート。(筆者翻訳)

改めて説明を受けたことも記載しているエス。以上の考察から、「学制」を再評価する記事が作成された背景には、森が親交を築いたイート の進歩」を作成するに当たって、イートンから呼び出され、森から教育局に贈られた「絹紙」に記された「学制」の「原本」を見せられ、 ゑんのものは他なし身を脩め智を開き才芸を長ずるによるなり」並、という書き出し部分の翻訳箇所であった。またJ・A・Hは「日本 ンやノースロップなどの「親日家」の働きかけがあったことが明らかになったと考える。 ノースロップが注目するように促した一節は「被仰出書」における「人々自ら其身を立て其産を治め其業を昌にして以て其生を遂るゆ

また、ノースロップはあくまで日本の「開化」の推進は、日本人自身の手で行い、欧米人はそれに対する選択肢や方向性、 日本人のもつ推進力や主体性に委ねるべきであるという立場にあったことが以下の史料から明らかになる。 助言を与え

らはますます、そして今まさに、彼ら自身の権利を守ろうと努力している。外国からの指図や命令はもう十分であるはずである。 は助けとなる人々を確かに求めているが、 それは日本人を仕えさせるのではなく、 日本のために自らが仕えようとする補助者

らないのである大〇。

(筆者翻訳)

を欧米人に対して認めさせようとする言説を積極的に発信する一方で、以下の史料に見られるように、日本の「開化」を妨げようとする 自身の力で成し遂げなければならないものと考えていたのであろう。だからこそ、ノースロップは日本を擁護し、日本の「開化」の努力 Superintendent of Schools」となる必要性は必ずしもないと語ったと記されているホー「。ノースロップはあくまで日本の「開化」は日本人 るべきである (筆者翻訳)」と直接に説明し、欧米人が日本に対する「文部大臣 Minister of Public Instruction」や「国家教育長 National さらに当記事には、ノースロップが森による招聘に対して、「教育に関わる重要な役割を担う機関や権限は、ただ日本人の手に帰属させ 国や欧米人のあり方について極めて批判的に論じているのである。

っているのである。もしこのようなキリスト教国家の問題が是正されなければ、「これらの異国の草は、私たちの最も有毒な植物より 一層悪いものになる」という諺のように、日本を変えてしまうことだろうケニ゙。 (筆者翻訳) ない悪影響を生じさせ、キリスト教国家の策略や欺瞞、不正、そして不道徳が外国人を敵視する彼らの古い偏見を増大させてしま (なことであり、私たちが恥ずべきことではないだろうか。キリスト教国家からの虚偽の陳述 (misrepresentation) が取り返しの付 「内における課題よりもなお一層悪い外国との関係において生じた問題によって、彼らが深刻な負荷を強いられるということは不自 極めて大規模な変革は抵抗に直面する。しかし、これらの変化が日本国内における困難を生じさせることは必然である一方で、

は批判し、 的なものへと転換させてしまう原因は、日本側にではなく、欧米側が生み出す以上のような問題の中にこそ存在しているとノースロップ していることを恥じ入るべきであると指摘していることがわかる。日本と欧米側の相互理解を妨げ、 に対して「虚偽の陳述」を行い、「策略」や「欺瞞」、「不正」や「不道徳」を働くことによって、日本の進歩を妨害する阻害要因を生み出 tariff」のあり方、即ち不平等条約についても次のように批判しているのである。 べきことは、先に取りあげた下関賠償金の返還運動のみならず、ノースロップは日本の 以上のように、 日本側ではなく、むしろ欧米側が日本に向き合う態度や姿勢を再考する必要があるのではないかと訴えているのである。 ノースロップは日本が懸命に「開化」の努力を続けているにも関わらず、それと向き合う欧米のキリスト教国家が日本 「開化」の努力を妨げる欧米側の不当な 外国人に対する日本人の意識を敵対 注目

業においても豊富で、豊かな国になっていくことだろう。 り合わず、彼らを苦しめているのである。しかし、日本は今でも、そしてこれからはより一層、資源や物資、 日 !ならない。(筆者中略) 欧米列強との条約が更新されるまでずっと、彼らは適切で利益を見込むことのできる割にあった関税を自ら 手で設定する権利さえ妨げられている現状がある。従って、多くの事例において、設定された関税は彼らの負担する支出費用と釣 本の歴史において、現在は極めて重大な時である。彼らは外国の貿易商人や事業契約者による詐欺や欺瞞、 日本の国力は豊かなものとなるだろうた言。 (筆者翻訳 彼らが新しい関税を確立し、 彼らの富源や様々の産業が十分に開発されれ 鉱物資源、農業や製造 略奪や搾取の犠牲者に

プの問題意識や活動が、第二部に明らかにする「日本における宗教の自由:森氏の建言書における実質的意味」を執筆し、宗教をめぐるる要因を排除する努力や、日本の「開化」の過程を欧米人に正しく認識させるための努力を行っていたのである。このようなノースロッ 森の意図や主張を代弁する役割を担うことにも繋がったと本稿では考えるのである。 ノースロップは不平等条約を盾にして、 日 日本の利害や国益を擁護しようとする性格が強いことがわかる。ノースロップはアメリカ国内から、日本の「開化」を阻害す2野蛮、非文明の状態にある以上、不平等条約は必然であるという現実の中で、以上のようなノースロップの発言は極めて親日 日本が外国人の貿易商人や事業者による搾取の対象とされている現状について問題提起して

おわりに

なく、欧米の中にありながら、 多くの人々に認知された誰かである必要があった。本稿で注目したノースロップは単に日本を擁護する発言を積極的に発信するばかりで 理解に貢献する橋渡し役となる主体=「親日家」を形成し、活用しようとする側面が見出される。無論それは、欧米において信頼が厚く、 みを積極的にアピールする広報官としての役割を担おうとする側面である。第二に、イートンやノースロップのように、欧米人の中にあ いたことに注目される。 って、欧米人自身の口から日本の利害や国益に適することを発言させ、日本の「開化」やその実像を伝えることで、日本と欧米側の相互 動などを通じて、 以上の考察を踏まえ、「外交官としての森」の「発信活動」には少なくとも二つの側面があったことを指摘できる。第一に、演説や執筆 森自身の口から欧米人に対して日本の「開化」の現実や、その過程に内在された課題を批判的に語り、日本の取り組 その内側から欧米のあり方を批判的に捉え、世論や政策を再構築し、再方向付けようとする努力を行って

明国家」として評価を獲得することを「目的」とした戦略的な「開化」のアピール「方法」の一つであったと考えられる。 役割を果たした事例であったと考える。このような「外交官としての森」の「発信活動」は、欧米人の懐くネガティヴな日本イメージや、 野蛮非文明国家」としてのステレオタイプを払拭し、作り変えることで、たとえそれが僅かなものであったとしても、日本に対する「文 本稿で取りあげた「学制」をめぐる英文翻訳、新聞への掲載、そして二人の「親日家」による働きかけを背景とした再評価という一連 森の「発信活動」を推進するための「仕掛け」、乃至は「楔」となるアメリカ国内における「親日家」が分かりやすい形でその

註

[「]故森子爵の外交及兵役論に就て」一八七五 (明治二十八) 年二月十一日、『全集』 四 四二四四

 $[\]equiv$ 犬塚孝明編『明治国家の政策と思想』、吉川弘文館、二〇〇五年、三頁、 また九頁。

三同書、二七頁。

[■] MEMORIES OF A PUBLISHER, 1865—1915、『全集』別巻四、四一四頁。

五. 目賀田種太郎「元文部大臣森有禮君のこと」一九二四(大正十三)年十二月、『全集』四、

六 REPORT OF THE COMMISSIONER OF EDUCATION for the Year 1872., 1873、『全集』別巻四、 四二一頁—四二二頁

同書、四二二頁—四二三頁。

MATIONAL EDUCATION ASSOCIATION, Boston Daily Evening Transcript、一八七二(明治五)年八月九日、『全集』 別巻四、

○ 吉野作造編著『明治文化全集』第十二巻宗教篇、日本評論社、一九三○年、五八頁。

と思われる。ノースロップ自身は一八七三年二月十三日に「学制」の内容やその意義について説明する新聞記事を寄稿している。 訳)」と述べ、「学制」について言及していることから、一八七二年十二月八日から十二月末頃までの凡そ三週間の間に森が翻訳したもの 意味」において、「最近新しく包括的な教育制度が日本において形成されたことに関して、残念ながら今私が語る余裕はない(筆者翻 と四月二日の新聞記事であるが、ノースロップが一八七二年一月一日に公にした論文「日本における宗教の自由:森氏の建言書の実質的 十二月八日の演説である。森からの翻訳に基づき、イートンを介して「学制」の内容が公にされたのは、J・A・Hによる翌年三月十五日 森が「学制」に最初に言及したのは一八七二年

|| 文部省編『学制百年史』資料編、帝国地方行政学会、一九七二年、一一頁——九頁。

□□ DEDICATION OF THE JEFFERSON SCHOOL BUILDING, New York Times、一八七二(明治五)年十二月八日、『全集』別巻四、三七○頁 —三七一頁。

治六)年三月十五日、四月二日に寄稿しているが、イニシャルしか記載されておらず、書き手の正確な名前はわからない。 開化の前進 PROGRESS IN JAPAN: The New Educational System of the Empire—Advance of Civilization] という記事を一八七三(明 「□ J・A・Hは New York Times紙に「日本の教育 JAPANESE EDUCATION」と「日本における進歩:日本帝国における新しい教育制度─

三(明治六)年四月二日、『全集』別巻四、三九二頁。 「H J.A.H., PROGRESS IN JAPAN: The New Educational System of the Empire—Advance of Civilization., New York Times' 一八中

同書、三九四頁。

同書、三九五頁。

CHARLES LANMAN, THE JAPANESE IN AMERICA, PREFACE、一八七二(明治五)年、『全集』 四、 五三七頁 —五三八頁

高橋是清「その頃の森有礼」一九二九(昭和四)年十二月、『全集』四、五五一頁。

高橋是清『高橋是清自傳』、千倉書房、一九三六年、二四二頁。

J. A. H. , JAPANESE EDUCATION. , 前掲 REPORT OF THE COMMISSIONER OF EDUCATION.、四二四頁。 四二五頁—四三〇頁。 一八七三(明治六)年三月十五日、

New York Times

『全集』別巻四、三八三頁―三八四頁。

同書、三八四頁—三八八頁。

同書、三八九頁。

前掲 PROGRESS IN JAPAN 三九四頁

同書、三九五頁。

三九三頁。

三九三頁。

B. G. Northrop, RELIGIOUS LIBERTY IN JAPAN: SUBSTANCE OF MR. MORI's MEMORIAL., The Christian Union, January 1, 1873.

年。また、本稿で翻訳した各種史料の中に記されているノースロップに関する記述も参考にしている。 三三ノースロップの略歴については以下の文献を主に参考にしている。SHUNICHI KUGA, Dr. Birdsey G. Northrop: The Founder of *Arbor Day in Japan*, (Osaka, Japan: Inter Osaka Corp., 1972)、木村毅編『明治文化全集』第十八巻教育篇、日本評論社、一九六七

で一時的に中止ともなるが、戦後には再び全国植樹祭として行われている。 は明治天皇の生誕日に当たる十一月三日を学校植樹の日とする訓令を全国の学校に対して通達する。日時の変更や、戦争による混乱の中

三 前掲『森先生傳』、六三頁。

三、Daibu Kanda, DR. NORTHROP's VISIT TO JAPAN、一八九五(明治二十八)年七月、『太陽』第一巻第七号、五六三頁。

B. G. Northrop, THE NEW EDUCATIONAL PLAN OF JAPAN, Boston Daily Evening Transcript, FEBRUARY 13, 1873.

「B・G・ノースロップ宛森有礼書簡」一八八三(明治十六)年四月五日、『全集』三、二八五頁。

三元 前掲 DR. NORTHROP's VISIT TO JAPAN 五六四頁。

□○同書、五六二頁。

The Congregationalist、一八七二(明治五)年三月二十八日、『全集』別巻四、三一〇頁。

THE JAPANESE EMBASSY TROUBLES., New York Times、一八七二(明治五)年十月五日、『全集』別巻四、三六六頁:ENGLISH CLASSES IN JAPAN., Times、一八七二(明治五)年九月十九日、『全集』別巻四、三六四頁。

前掲 REPORT OF THE COMMISSIONER OF EDUCATION.、四一九頁—四二〇頁。

回 Visit of The Japanese Minister., New Haven Journal Courier、一八七二(明治五)年十一月一日、『全集』別巻四、 三六九頁。 三六八頁

Min 同書、三六九頁。

Elet THE JAPANESE MINISTER., New Haven Weekly Palladium、一八七二(明治五)年十一月七日、『全集』 別巻四、 三七〇頁

ºハイ 同書、三七○頁。また前掲 Visit of The Japanese Minister.、三六九頁。

並 前掲 THE NEW EDUCATIONAL PLAN OF JAPAN. 「レオナルド・ベーコンの日記」一八七二(明治五)年十一月一日、『全集』別巻四、

同書。

同書。

同書。

同書。

前掲 PROGRESS IN JAPAN 三九二頁

五八 前掲『学制百年史』資料編、十一頁。 五九 前掲 PROGRESS IN JAPAN 二九三頁。 六〇 前掲 THE NEW EDUCATIONAL PLAN OF JAPAN. 六二 前掲 RELIGIOUS LIBERTY IN JAPAN.

題意識を端的に示す事例であると考えられるためである。 において明らかにした「外交官としての森」の「発信活動」 外国公債の募集に関する駐米外交官の森と外債担当理事官吉田清成との論争を中心に扱う。本論争に注目する理由 を象徴する事例であるということに加え、森の外交官としての職分意識や 前

人などに頒布した。吉田がアメリカでの募集を断念しイギリスへ向かうと、イギリスの新聞に対しても同様の「意見書」を頒布して再びは吉田の募集計画を妨害するために、六月六日及び、十日に英文で二つの「外債意見書」を作成し、New York Herald紙などの新聞や友 日以降、 日 本政府は担当理事官として、 外債募集とは、 森が外債募集計画に対して強硬に反対したことで、吉田や日本政府側、訪米中の岩倉使節団をも巻き込んだ論争に発展した。森 日本政府の財政を圧迫する華士族の秩禄を処分するための財源を、 吉田清成大蔵少輔をアメリカへ派遣するが、吉田がワシントンに到着した一八七二(明治五)年五月十四 外国からの借金によって賄おうとした政策 で 、ある。

ための方策を採用しようとする、 批判を意図して作成された意見書であるということを明確にした上で、次のような反対意見を欧米人に向けて英語で公にし 「外債意見書」において、 天皇陛下の政府において責任を有する全ての役人に対して(筆者翻訳)」」と記し、本書が日本政府に対「強制買収や没収の手段によって、複数の階級の人々から、土地や財産を所有する権利や特権を剝奪する ている。

または所有する財産やそれに類するものを保有する権利を強制的に放棄させることは誤りである。そして、政府が人民の土地などの る方策を採用されたこと、そしてこの目的のために主に理事官として大蔵少輔である吉田清成に外国公債募集の交渉についての権を 与えられたことを突然に知り、 天皇陛下による強制的な命令によって、これまで複数の階級の人民が世襲の権利によって保持してきた土地や財産を買収、 有の 財産を公有財産と見做すこともまた、 極めて嘆かわしく思う(筆者中略)第一に、政府が特別な力を行使することによって、個人が世襲、 ほとんど不正であり愚かな行為であると言わざるを得ない」。(筆者翻

さらに森は、 本 ・書の中で「文明国家」の体裁に相応しくない日本政府の方針に疑問を呈し、本件に関する五つの 問題点を指 して

一に個人のあらゆる種類の財産に関わる権利や特権の全てを無視し、国家が財産を強制的に買収、没収しようとする奇妙な制度を採 異なることはあり得ない。政府の形態が君主制であるか、共和制であるかを問わず、この重大な原理に干渉することはあり得ない。 の日本政府による外債募集の方策に関して、私はいかなる観点においても政府の原理に相応しいものとは思われない。例えば、第 あらゆる国家の行為や、 ための資金を外国公債の募集によって賄おうとしていることなど、 ていること、第二に、既に個人が所有するものを買い上げようとすること、 財産を奪うことによって貧困に陥れ、人民を全く取るに足らない存在へと強制的に追いやっていること、 は 政府とはすべての人民の幸福のためのものであり、そうあるべきだからである。 他 の国家と異なる固有なものと考えられるが、 全ての人民に対して等しく公平とならない行為は、真の政府の原理に真っ向から対立するものである。 人民に対する政府の行為を決定する原理については 以上の五つの点で誤っているのである言。 第三に、国家の進歩を遅滞させていること、 従って、全ての人民の利益を意図しな 第五に、 本質的な部 第四に、

回い何

日

照らし、日本政府が強制的な買収や没収の手段を講じて、 選択される政府の「形態 form」も必然的に異なるとする一方で、「文明国家」における政府を貫く共通の「原理 principle」という基準に 以上の史料より、 森は日本も含めてそれぞれの国家における「開化 civilization」のあり方を「固有 peculiar」のものと捉え、 個人が所有する財産を剥奪する行為は不当な権力の行使に他ならないと主張し 従って

判したものと考えられる。 捉えている。従って、森は個人の私有財産を剥奪しようとする政府を「盗賊」≒と批判し、その行為を「政府盗業」≒と見做して厳しく批 て、「実ニ三尺之童子もケ様ナ愚なる事ハ申間敷と思はれる程の拙策」であると痛烈に批判している『。ここには このような森の見解に対して、吉田は、「禄」を個人の「プロプルチー」と見做す「実ニ拙き論」、「寸分も取ニ足らさる拙論」と切り 3の相違が存在している。吉田は「禄」を政府より与えられた公的で温情的なものと見ているのに対し、森は個人の所有する私有財産と 「禄」をめぐる両者の立

5 しての自らの使命や役割とは何かという森自身の職分意識に関する問いや答えと不可分な関係にあることになる。森は外交官としての自 である。森は外債募集の計画に抵抗する前提として、「小生職務上に頗る関係の次第有之ニ付」"と述べている。即ち、自らの外交官とし徹底して本件に反対し、その上欧米の新聞に対して以上のような反対意見書までも明らかにして外債募集の阻止を図ったのかということ 間に少なくとも四通の書簡や質問状を送り、繰り返し吉田に詰問するなど執拗な抵抗を行っている。問題は、なぜ森がこれほど執拗に、 ての立場上、職務上、本件を捨て置くことができないと主張していることがわかる。従って、森の抵抗の意志に関わる根拠は、 の職分について、五月十八日付けの吉田宛の書簡において次のように述べている。 森は「外債意見書」を作成する六月以前に、吉田がワシントンに到着して以後、直接に面会して意見を交換し、また僅 かに二週間程の 外交官と

:ら、此度閣下奉命の使旨右辺ニ関妨を為す少ならす。最此儀ハ我国之大害と深愁し、昨朝一書進回及候次第篤と御了解可被下候ハミスるに外交約書改締之際、岩倉、木戸、大久保等之諸公大命を海外に奉し、且つ僕一分ニ於ても米国公約書調印之任可担当内決の折 (ソ外ニ出一国政府之代任ニ当る者ハ、其本国外交事務より国信之盛衰上に無間断心脳を可用は申迄も無之、殊ニ目今我国の形

不平等条約の「改締」交渉という日本の直面する現実において、「国信」に関わる問題は極めて重要になると森が考えていることがわかる。 為が欧米諸国からの「信」を得るに値するものか否かという国際関係の文脈を想定した上で、その是非を論じていたのである。 ここには、日本の対外的な「国信」をいかにして死守するのかという外交官としての森の問題意識が明確に表れている。 関係、外交関係上において「大害」をもたらすものと憂慮するため反対する、と森は自らの主観的な意図や目的を説明しているのである。 このような日本の対峙する課題の性質と「国信之盛衰」という問題に対して、日本政府から吉田に与えられた命令は、 くる。私有財産を重んじるアメリカにおいて、政府による個人の財産に対する恣意的な干渉は、「文明国家」としての基準に相応しくない また、次節において詳述するが、この「国信」という観点において、森が日本政府の行為を「盗業」と批判した意図も浮 以上より、 非文明的な行為としてアメリカ側に理解され兼ねないという認識が森の中にはあったのだろうと考えられる。森は日本政府の行 外交官とは、 自国の対外的な「国信之盛衰」に対して、常に心血を注がなければならず、ましてや今日の日本の「形勢」や 欧米諸国との国際 かびあがって

玉

政府において「廟

が確定し、

以上のような森の見解に対して、

吉田は五月十九日付の書簡において、

森が本件に関して彼是と批判や抗議を行ったとしても、 計画の変更はあり得ず

議論は「畢竟無益の事」

「勅命」を受けた担当理事官が派遣されている以上、

い掛けにも応じず、本件に内在された本質的な問題を外交官としての森個人のあり方という論点にすり替え、次のように批判している。保障するための方法について、吉田や日本政府側は一体どのように考えているのかと再び問い質しているのである。吉田は森の再度の門について返答を求めている。即ち、森は今日のような日本の置かれた現実の中で、日本の「名」と「信」を対外的に失墜させることなく、 であると反論しているか。 国其名信を他各国に失せさるの法如何」「○と食い下がり、改めて欧米諸国との国際関係における日本の対外的な「国信」という問題 森の議論に正面から向き合おうとしない吉田に対して、森は五月二十日付で質問状を提出し、「当時の日本の 吉田や日本政府側は一体どのように考えているのかと再び問い質しているのである。吉田は森の再度の問 如

我目 独立 的 国政府より其代任として外国に派出せられたる公使、 に齟齬する事有るとも 他 人 に対しては苟且にも之を毀詬すべからす!!。 或は交際官員は自国政府の所分、 或は内閣議院の決議せる條款に付、

二十九日付けの書簡には、森に対する次のような批判が記されている。いる。森の行為に対する日本政府側の見解も吉田のそれと全く変わらなかった。例えば、吉田に宛てた上野景範、井上馨大蔵大輔の七月 当然の事たるべし」「三とも述べ、森の役割とは担当理事官である吉田の計画が首尾よく終えられるように補助することにあると批判して とがわかる。やはり吉田は、本件に関する森の見解や問題意識に向き合うのではなく、森の外交官としてのあり方、即ち欧米人に対する 判し、「外国人」に対して日本の情報や恥部を晒して、政府の栄光や名信を毀損するようなことはあり得ないはずであると批判しているこ で決定された命令や法律を遵奉するはずであり、ましてや自らの「目的」と「齟齬」するからと言って、本国政府やその政策を公然と批 「発信活動」やその職責に対する不満を明らかにしているのである。さらに吉田は、「一点も我国の信を失わざる様輔助あるべき事固より 仮にも「政府の代任たるへき官員は自国政府の信と名とを辱しめさる事を第一義とす」「こと森が心得ているのであ 自国

我信用ヲ失セシ夥シク、 ·府へ達スル迄ノ職務、外ノ事務且我政府ヲ辱カシムル所業言語ニ絶シ候。定テ欧羅巴へモ右様ノ書散乱スルハ必然、此一事ヲ以テ 意味ニテ、米国於テ英文ノ「プリンチンク」ヲ諸朋友へモ送達セリ。同人事「チャーヂドアフヘヤー」ニテ、只政府ノ用向ヲ米国 有礼事先生ト争論ノ末、終ニ争論ノ始終と且士卒族禄元来彼等ノ「プロペルチー」故、政府ヨリ掠奪スル事ハ不條理明白抔云フ様 想像セリー。 條公初メ殊ノ外憤怒是非トモ呼返シ厳罰スルニ決議アリ。 実ニ先生ノ今度ノ業作ヲ妨害スル多シ。

れるものではないと強く批判している。また、八月二十一日付の吉田宛の書簡においても、森の行為は「自己之憶見」を「洋文に刊行しおいて本件に対する反対意見書を「散乱」するなどして担当理事官の任務を妨害し、日本政府に対する「信用」を失墜させる行為は許さける森の活動や日本政府を辱めるような所業については余りにも酷く、言葉で言い表すことができないとされている。さらには、欧米に て稠麁之意見を問ひ、 君主といへとも直二之を正すべきハ申二不及」「たと反論し、また自らの「発信活動」についても、「政府の代任たる交際官員他人に対 このように「外交官としての森」のあり方を問題視する吉田や日本政府側に対して、森は「何事ニ不拘一旦其非なるを悟る時ハ政府又 禁件之外ハ其所思国益とするものを発言するに障碍を見す」「さと主張している。吉田や日本政府側は日本国内で決定された政府の命 「チャーヂドアフヘヤー」であり、その役割は日本政府の用向きを米国政府に伝達するだけの職務に過ぎないが、その職務外にお 頗る政府を詬罵」するものであり、「実に代理公使之職掌をも不顧所業言語に絶し候」「兎と再び批判されている。

|,「外交官視点」における「目的」と「手段」の構造

としての森」のあり方を問題視している。 本側は国内的な政策決定や法律、組織における上下関係、そして国内的な価値基準など、主に国内事情や対内的視点に依拠して「外交官 を個人が所有する財産ではなく、 とは外交官の職分にあるまじき行為であり、職権の逸脱、越権行為に他ならないというものであった。また、日本側は森とは異なり、禄式な手続きを経て決定されたにも関わらず、日本から派遣された外交官がその方針を批判し、反対意見までも起草して抗議活動を行うこ うな両者の相互不信の背景について検討するためには、「外交官視点」という森の立ち位置の特異性と、この特異な立場性との関係におい 全く異なっているという前提に注意しなければならない。吉田や日本政府側の主張は、外債を募集するという政策が日本国内において正 は、本論争における森の主観的な意図や目的について、吉田や日本政府側は全く理解することができなかったという点である。このよ本論争は「そもそも森有礼とは何者であったのか」という問いについて考える上で、示唆を与えるものである。何よりも注目すべきこ 森の「発信活動」が日本側からどのように受け止められ、理解されたのかという二つの問題について明らかにしなければならない。 先の論争を踏まえ、森の「外交官視点」について考える上で、森と日本側では外債募集という問題を位置付ける文脈や分析軸が | 政府が華士族を補助するために温情的に分配する公有財産の一部であると考えていた。このように、日

成立するものである以上、日本の国内事情や価値観という「自己」の視点や理屈ばかりでなく、欧米の価値基準や思想という「他者」のないより高次の基準が設定されていたことを示唆している。それは、既に日本が開国しており、国際関係とは、欧米という相手があって張の前提には、欧米諸国との国際関係や外交関係という文脈において、国内的な事情や価値基準よりも優先し、重んじられなければなら政策であったとしても、それが本質的に誤っている場合には、断固として改めさせなければならないと主張している。森のこのような主政策であったとしても、それが本質的に誤っている場合には、断固として改めさせなければならないと主張している。森のこのような主一方の森は、先に引用した史料に見られるように、たとえ国内で決定された法律や命令、或いは君主や政府によって定められた方針や 視点や考え方に立って、「自己」の行為がどのように理解される可能性や危険性があるのかを問題としなければ、日本の対外的な「国信. 」を守ることはできないという森の「外交官視点」であったと考えられる。

た「という様子が吉田の書簡に記されていることから明らかなように、 不平等条約の改正交渉において、「いかにも日本政府之危きと而歎息之情相顕れ」、「「バーバロースコントリー」の形勢を大息」してい 以上のような森の視点から考えれば、たとえ吉田や日本側が禄を公有財産と捉えたとしても、私有財産という価値基準が前提になって 日本の対外的な「国信」と「国益」を毀損する危険性があると判断したとしても何ら不思議ではないように思われる。さらに、森 米などの目線に立てば、日本政府が個人の財産に対して不当な介入を行っていると受け取られる可能性があり、 劣等な「野蛮非文明国家 Barbarous Country」としての日本という明らかな優劣関係に基づく二項対立の前提的認 森の視点は、優等な「文明国家 enlightened nations」「fiとして それを予見した

識と不可分な関係にあったのである。

なったと本稿は考える。 リテ必要ト否ラサルトノ差別ヲ生スルモノ」「○と語っているように、このような視点は生涯一貫して変わることのない、 おける宗教の自由」や「妻妾論」にも共通する見方であった。また、文相時代の演説において「一国ノ事業ハ大抵外国ニ対スル関係ニ由 であるのか、その是非を見極めようとする森の「外交官視点」は、本章で取りあげた「外債意見書」ばかりではなく、後述する「日本に 者」の存在を前提とした大局的視点、国際的文脈においてそれらを再度位置付け直し、改めて日本の「国信」を守り、「国益」に適うもの このように専ら国内的な価値基準やものの見方、考え方に依拠して決定され、是とされた方針や政策であったとしても、欧米という「他 森の判断基準と

条約改正交渉や日本の対外的独立を回復するという課題は一向に進展を見せず、剰え外国からの圧力に屈して「内地旅行」を許容しよう とする条約を新たに締結しようとさえしていると批判し□、次のように述べている。 大事」を全く理解できていないと批判している三。さらに森は、岩倉使節団が帰朝して既に一年が経過しているにも関わらず、欧米との は愛国心に欠けるとの意見もあり「歎息悲憤実ニ堪へ難シ」と述べ、政府は欧米諸国との国際関係において日本の直面する「邦家安危ノ 実法ヲ非トスル説」などの「外交意見書」に注目される。森は本書において、日本政府による外交交渉が「柔怯偸安」であり、「街評」に 以上のような森の「外交官視点」を示唆する別の事例として、一八七四 (明治七) 年六月に執筆された 「外国交際ヲ正スノ議」や「情

ル うハ諸公交際ノ大事ヲ深ク思ヒ、條約改締ノ大目的ヲ定メ、百挫不撓独立回復ヲ謀リ、 『二政府隨意二其処分ヲ為スモ遅ト為サス!!!!。 内地旅行ノ如キハ普ク全国 然

本の対外的「独立」の「回復」という「大目的」を定めなければならないと森は訴えている。さらに森は、そのような「大目的」を達以上のように、日本政府は欧米諸国との国際関係、外交関係がどれ程に重要であるのかを再度熟考し、改めて不平等条約の「改締」と するために、 欧米諸国との外交関係において次の諸点に注意するよう建言している。

成日

省以テ過ヲ少クシ聊カモ外国ノ無礼ヲ許サス、終始公道ヲ楯ニシテ我義務ヲ尽クシ之ト興亡安危ヲ共ニスルノ大勇断ヲ以テ根據トシ、 夫内政ハ本ニシテ且ツ重シト雖全国同体安危ヲ共ニスレハ墻内ノ患ハ甚タ大ナラス、然レトモ外交ニ至テハ甚タ之ニ異ナリ、一言以 、国ヲ辱メ一事以テ危亡ヲ来タス、願クハ廟堂深ク交際ノ大事ヲ察シ能ク條約改締ノ目的ヲ定メ百挫不撓而テ心カヲ独立ニ専ニシ、 (シテ寸法モ枉く可カラス」回。 7.了官員ヲ精選シ、開港開市ノ各地ニ有能ヲ選置シ、英仏独米等ノ諸国ニ識者ヲ派出シ、託スルニ交際ノ秘術ヲ以テシ、我常ニ猛

することはほとんどないと述べている。しかし、他方の「外交」の文脈においては「内政」とは明確に異なり、僅かに一つの言説や一つ 森によれば、「内政」は重要であるが、「全国同体」という一つの対内的なまとまりの中で「安危」が生起する以上、 出来事が国辱を生み出し、 不可欠であると記されている。第一に森は、「内政」と「外交」が本質的に異なるということを認識しなければならないと述べている。 の「外交意見書」には、「條約改締」という「目的」を実現するために、少なくとも二つの問題について日本政府が認識を改めること 国家の存亡を危うくするという危機感を滲ませている。 それは、日本のような劣等後発国にとって、 国家的な危機に発展

サルナリ」と説明している「宝。また、森は文相期の演説においても、欧米と日本の「進歩」をめぐる圧倒的な距離感について以下のよう ニアルヘシ」と語り、この四段階の差を埋め、アジアが欧米に「掎角」する時を迎えるのは「未タ迥カニ幾百年ノ後ニ在リト云サルヲ得森は欧米と日本の「開化」レベルの位相について、「開化ノ最高度ヲ十度ト定メンニ亜細亜ハ三度ノ上ニ達シ欧羅巴ハ七度ニ下ラサル点 を所与のものとせざるを得ない不平等、 欧米という価値観や考え方の異なる「他者」、その上、日本よりも国力や形勢の優れた「文明国家」という優位な相 非対等の国家間関係に他ならない、という森の認識に起因する危機意識であったと考えられる。 関係

以テ之ト併行セントスル甚タ難シ、然レトモ難キノ故ヲ以テ之ヲ抛擲セハ際限ナシ、日本ヲ挙テ直行勇進シ迂余曲折セス、大体ニ就テ云ハヽ十ニ七八ハ彼大ニ進歩シ其差違実ニ非常ナルモノアリ、故ニ長足ヲ以テ之ニ追及セント欲スルモ彼モ亦進 我二歩シ彼十歩スルトキ我二十歩セハ追及セサルコトナシトセス、唯勉励如何ニ帰ス一次。 モ亦進歩スルヲ

築の方向性を模索することを、森は「外交」と理解したと考えられる。 のような国家間関係における不平等性、非対等性、そして国力や形勢のアンバランスという現実を前提として、 欧米諸国との関係

重んじられてきた「情実懇談ノ法」という外交手段を今すぐに改めるように訴えている。 法ヲ用ルハ、 えている点である。従って、本書において、森は「文明国家」間の関係を法的に規定する国際法=「公道」というルールを遵守すること の重要性を指摘するのである。森は外交関係における「公道」の重要性を指摘すると同時に、「外国公使ニ接シ何件ニ拘ハラス情実懇談ノ それを日本側が理解し、重要なものと認識していることを示すことが、日本の対外的な「国信」と「国益」を守ることに繋がると森が考 第二に注目すべきことは、欧米諸国との「外交」においては、欧米側が重んじる「文明国家」としての価値観や思想、ルール 啻二無益ニ属スルノミナラス、常二大弊害ヲ醸モスニ至ル、決シテ斯ノ拙法ハ頼ム可ラス」^{「セ}と述べ、従来の日本において

れている「一、。森が国際法という「公道」に対して、「情実懇談ノ法」という日本独自の「私道」を用いることを問題視したのは、 る行為に他ならなかったからである。従って、森は、「公道」を「楯」にして文明国家としての「義務」を尽し、欧米諸国との関係を築い の手で証明することになると危惧していたからであったと考えられる。なぜならば、国際社会には「文明国家」間の相互関係を規定する がこのような「拙法」を用いていることによって、日本側が欧米諸国との外交関係の築き方さえも理解できていないということを、 「公道」=国際法が存在しており、「情実懇談の法」に基づく外交手法は日本が国際法を知らない「野蛮非文明国家」であることを象徴す 前章で明らかにした森の「発信活動」の特徴と、本章で取りあげた以上二つのトピックから、森の「外交官視点」においては「目的」 のルールに加え、先に取りあげた「外債意見書」では私有財産という価値観を、そして「日本における宗教の自由」では良心の自由と いくことが、日本の対外的な「国信」と「国益」を守ることに寄与すると主張したのである。森はこのような国際法という「文明国家」 森によれば、「情実懇談ノ法」とは、日本の国内的な事情を理由にして欧米側の要求を拒絶しようとする外交手法のことであると説明さ 政治と宗教の分離という原則を、「文明国家」に相応しい基準として主張したのである。 日本政府 自ら

「手段」の関係が構造的に峻別されていたことがわかる。森が最も中心に据えた「大目的」は、欧米諸国との不平等条約の

を実現するために、

従

「回復」であり、欧米諸国による支配や搾取の対象とされない確固たる主権国家を設立することに他ならなか

「目的」として位置付けられたものが、

日本の

」に対する国際的

条約改正という「目的」を実現するための「手段」として位置付けていたのである。 平等条約の改正交渉が進展しない理由について、「我政府及ビ国民開化シ実況外国ヲシテ深ク之ニ信ヲ置カシムル程ニ至ラス」「示と語り、 務省に提供し、「親日家」を活用して日本の「開化」を代弁させた。学術会議に参加し、欧米の新聞に向けて、日本の教育の現状や課題に 集軸となる日本固有の国体の意義について明らかにした。さらに、当時日本で発布されて間もない「学制」を英文に翻訳してアメリカ内 日本の「開化」と欧米側からの「信」の相関関係を問題としていることからも明らかなように、森は日本政府や国民における「開化」を、 なかった。駐英外交官時代の森が、青木周蔵駐独公使に宛てて作成した一八八一(明治十四)年一月二十一日付の「公文案」の中で、不 リスト教、そして共和政体に内在された矛盾や問題点を明らかにし、日本人の目から見た西洋文明の実像について批判的に英語で語った。 ついて積極的に発言した。そして、「アメリカの生活と資源」においては、アメリカの正の側面ばかりでなく、その根幹を支える自由やキ の重要性を訴えた。「日本の教育」においては、その「序文」として日本史、特に日本の国体史を英語で執筆し、対外的な独立や国家の結 値基準に準拠して日本政府を批判する意見書を英語で執筆し、また、政府の外交政策を問い直すために「外交意見書」を作成して国際法 た。例えば、森は「外債意見書」や「日本における宗教の自由」において、私有財産や良心の自由、政治と宗教の分離という欧米側の価 するために、森は意見書の作成や演説、翻訳など自らの形成した人脈や語学力を駆使し、あらゆる手を尽くして発信しようと努力してい に相応しい基準として重んじる諸価値や考え方を逆手にとり、それらを活用することによって、欧米側に対して日本の「開化」の進捗度 日本の対外的な「国信」や「国益」を自らの手で決して毀損することなく守り高めること、という二つの課題が設定されていたのである。 これらは、日本の「開化」の進捗度合いを欧米側にアピールするために「外交官としての森」が展開した戦略であり、「方法」に他なら いや、 このように日本を守り、何よりもまず国家の生存を最優先に保障しようとする「目的」を実現するために、森は欧米諸国が「文明国家 そのプロセスを発信するという外交戦略を用いていたと考えられる。欧米を「手段」化し、日本の 「開化」を国際的にアピール

という日本の政策や方針は、日本国内の価値基準や考え方の文脈においてのみ検討され、是と判断されている。しかし、「外交」とは関係 的に把握できていないという点にあった。キリスト教徒に対する日本政府の宗教政策や外債募集計画、交渉手段としての て国際法によって規定される国家間関係、という「文明国家」として踏まえるべき明確な「開化」に関わる指標が存在していた。従って、 性のロジックであり、日本の相対する欧米という「他者」には、良心の自由や政治と宗教の分離、私有財産と公権力による不干渉、そし ピールし、 を生み出す源泉であり、日本が「野蛮非文明国家」であるという批判を欧米側から惹起させる証左に他ならなかった。従って、 「ズレ」を埋めることを「開化」と位置付け、また日本を守るためには欧米人に向けた「発信活動」を行うことで、「開化」を国際的にア 張したのである。このような異文化間、異文明間における断層=「ズレ」こそが、日本の対外的な「国信」や「国益」を毀損する要因 は欧米側の目線を踏まえ、このような枠組みを想定して日本国内で決定された方針や政策の是非を見極めなければならないと一貫して 森が最も問題としていたことは、日本という「自己」と欧米という「他者」の間における価値基準や考え方の「ズレ」を日本側が意識 「文明国家」としての評価と条約改正における譲歩を欧米側から引き出させる必要があると考えたのである。欧米側の価値基準 欧米人の目線に立って日本の政策や方針を批判的に吟味することのできた森を伊藤博文は「日本産の西洋人」こと評価したも 「情実懇談ノ法」 森はこの

三.「発信活動」をめぐる評価―錯綜する主観と客観―

交官視点」に基づく「発信活動」も必然的にその意図は理解されず、 以上のような森の「外交官視点」は吉田や日本側から理解を得られず、相互不信を生む背景要因となった。従って、 以下の吉田の書簡のように、全く別の形で評価されることになった。

森弁務使ハ存外ノ異説ニテ最初ヨリ国債ノ事大不服、政府民産ヲ賊奪シ、不正有害トノ議論盛ニテ百方論弁ニ及候得共、 |今ノ処ニテハ大分了解ノ場合ニ至リ、先ツ障碍ノ論ヲ外人ニ洩シ侯程ノ事ハ有之間鋪ト少シハ安心仕候!!!|。 廉多ク相見、弁務使不同意ニテハ外国人へモ其内情相洩レ疑念ヲ起シ、余程ノ障碍ニモ可相成ト大ニ苦辛、猶又種々説得モ致候処、 中々不承知

であるかのように理解されていたことが分かる。さらに、このような森に対する評価は外債募集の件に限られた一過性の問題として認識されているように、欧米側に対して日本の恥部を晒して政府の対外的な威信を辱しめ、剰え内部情報さえもリークする恰も「売国奴」『『 以上の書簡において、森は「外国人」に対して、日本の「内情」や日本政府の交渉を妨げる「障碍ノ論」を漏洩する存在であると指摘 森の根本的な「姓質」であるとして使節団の岩倉や木戸からも理解された。

二相成候筈ニ取極メ置キ候(筆者中略)木戸先生ニハ其姓質ヲ察シ近日大ニ不平之様子ニ被察候□□□。森が事故或ハ当方之外務卿其外へ讒訴スル歟モ実ニ難計、岩倉木戸始粗心配之様子ニ候。夫故昨夜既ニ木戸先生直ニ森へ差越談

憂ではなく、 っていたと理解することもできる。 相応之事も有之様子ニ被察候。実ニ不案千万ニ御座候」と井上馨に書き送っている℡®。岩倉や木戸においても、吉田と同様に「心配之模 てありなから岩倉ハ無学ぢやと歟、或ハ日本政府の始終動揺するとか云事なと外人エ相咄し候様子も有之、実に一国の弁務使之語ニハ不 ならないと判断し、詰問することに「取極メ」たとされている。しかし、吉田によれば、それでも森の「増長」は著しく、「弁務使とし 岩倉や木戸などは、森が「外国人」に対して情報を漏洩し、「讒訴」するのではないかと「心配」する一方、このような認識は単なる杞 森という人間の「姓質」であることを察知した木戸は、 吉田や岩倉などと話し合いの上、森に対して直ちに釘を刺さなけれ

守る、という「外交官としての森」の意図や戦略性は一切汲み取られず、西洋の「皮膚」に心を奪われた西洋気触れ、西洋心酔者が欧米ーそして、森の「発信活動」に関わる行動原理もまた、日本の「開化」を欧米側にアピールすることによって日本の対外的な「国信」を 記されている。 人に対して日本の文化や風俗を卑しめようとする行為に他ならないと理解された『ド。木戸の「日記」には、森に対する次のような批判が

然外国人中にて猥りに我国の風俗をいやしめる風説あり、其他当時の官員中にも纔此米国に遊歴し、其皮膚を学び、我国を軽視する 米人却て能我国の情を解し、我国の風俟を知る、然るに当時留学の生徒等も我国の本来所以を深了せず、容易に米人の風俗を軽慕し、 徒不少、挙一善は一害を添ふ、 一己の自立する所以を知らず漫に自主と歟、共和と歟の説を唱へ、軽燥浮薄不堪聞ものあり、已に森等の如き、我国の公使にして公 世界古今の通患、 善害を不顧只管漫に雑種するに於ておや、 愛我国思我人民者豈可不深憂哉

に森の平生愛国の情薄きを責む」『『と記されているように、岩倉もまた木戸と同様に、森を日本に対する愛国心を持たない存在と決め付 そ日本を「軽視」し、「公然外国人中にて猥りに我国の風俗をいやしめる風説」を発信するのであると木戸は批判している。その上で、木 して問題視しているのである。そして、四月二十二日の木戸の「日記」において、「今夜森来て條約の談に至る、談論数時、然して大使大 に、「自主」や「共和」などの説を唱え、その「善悪」を顧みずに「雑種」しようとするとされる。森はその典型例に他ならず、だからこ 木戸によれば、欧米に触れた者は徒に外国の「風俗」に対して憧憬を懐き、本当の「自立」の意味するものが何であるのかを理解せず 強く批判したのである。 我国を愛し我人民を思う者豈深憂せざる可けん哉」と述べ、木戸の目に写る表層的な西洋主義者としての森の姿を非愛国的存在と

近代文明に孕まれた弊害をも認識した上で、それらを批判的に論じていた。以上のように考えれば、木戸の評価が森の実像からどれほど 難にしていたからであると考えられる。先の木戸による森評はその典型例であると言える。木戸は森を、欧米に心酔し無批判に「自主」思想構造が、同時代の人間の目線においてさえも特異な位置にあり、森の言説や活動の裏に隠された真意や戦略性を理解させることを困 乖離したものであったのかを窺い知ることができる。 メリカにおける「自主」や「共和」の理念に内在された課題や矛盾までも洞察し、また個人の暴走や、 稿で明らかにした「脱西洋主義者」としての森の特異な思想的立場や、「外交官としての森」の視点や主観的意図と、吉田や岩倉、 長」した不遜な人間というように、森の実像から隔絶した固定イメージの形となって表出し、共有されていくことになった。これまで本 このように森と日本側の相互不信は、それぞれ愛国心の欠落した「売国奴」、西洋の「皮膚」に気触れ、 共和」などの西洋的な価値観を振り回す浅はかな西洋気触れの典型事例であると位置付けているが、先に明らかにした通り、 者の立場から見られた客観的評価が真っ向から対立し、不一致な関係にあるという点は注目される。それは、森の重層的で複雑な 自由や権利の濫用化という西洋の 心を奪われた西洋心酔者、 木戸な 森はア

意見交換を終えた神官たちは、「国教」として「文相は耶蘇教を用いる積りらしい、どうも彼の国教とは耶蘇教の事であると云ふやうな印 各県に学事視察に赴いた際に、 うに尋ねたとされている。 ≪の秘書官を務めた木場貞長の語る以下のエピソードはこのような森の性格を象徴的に表している。木場によれば、森が文相として九州一者の眼からどのように理解され、受け止められているのかという点に関してほとんど頓着していなかったように思われるからである。 」を得て森の宿場を後にした『亢。しかし、森に対する同様の建議の事例が度重なったため、木場は事態を憂慮して森に対して以下のよ しかし同時に、森自身の人間性の中にも、このような相互不信を醸成させる要因があったと本稿は考える。森は自らの主観的意図が第 九州各地の神官が森の宿泊地を訪ねて神道を以って「国教」に定めるようにと建議したとされる。森との

玉 で私は、「神官等があゝ云ふ風に国教としては神道に決定して貰いたいと請願をして居るのは、彼等は先般宇佐八幡に会合し、文相は ざんは之を許さず、「打捨てゝ置き給へ、大臣の言動となれば種々の誤報も伝へられるものなり、一々之を取消しては日も亦足らず、 し居る様子なれば、文相が国教を定むる意志ありといふ事は誤聞なることを明にし、新聞の取消を求むる方可然」と進言したるに、 |教を定むるの意図ある由なれば我々は各地に於て文相に面会し、神道を以て国教に定められたしとの建議を為すべしといふ決議を たことがありました。すると森さんは「今の世の中に今更国教を作るなどと云ふ考は毫も持つて居るものか」と答へられた。そこ は森さんに向つて、「あなたは我国に国教を定むると云ふ御意見だと新聞に見えて居るさうですが、果して左様でありますか」と尋 取消さない分はそれを認めたことになりますよ」と諭された™○。

強要するという意図などあるはずもないことは明らかであった。 値に関わる一切を公から排除するという立場にあった。森の中に、 以上の森と木場のやり取りから、 付言すれば、森は「宗教」ばかりではなく、それに類する「政治思想」や、是非が立場によって異なり論争的となる「哲学」など価 第三部において詳述するが、森は教育という公的領域に対して、決して「宗教」を介入させてはならないと述べている。さ 「国教」を定める意図も、ましてや「国教」としてキリスト教を用いる意図も全くなかったこ52 特定の立場に依拠した「国教」を作成し、国家を以って一定の価値を

いるのである。森にとっては、日本という国家が対外的にどのように評価されているのかということが何よりも優先されるべき問題であ 関わらず、森は立場のある人間が様々に誤解されることはごく当たり前のことであるのだから「打捨てゝ置き給へ」と述べ、切り捨てて は ったのに対して、森個人が第三者からどのように理解されるのかという問題は副次的なものに過ぎなかったのかもしれない。但し、 森のこのようなあり方こそが、森が刺殺される背景要因になったと考えているようである。 しかしながら、森が木場に語った自らの主観的な意図と、神官という他者の眼から客観的に評価された森の狙いとが完全に乖離してお 両者の間には明らかな誤解が生じていることがわかる。そして、木場が森を取り巻く誤解に満ちた状況を憂慮し、 進言しているにも

2欧州を経由して帰朝するおよそ一ヶ月前の一八七三(明治六)年六月十八日には、次のような象徴的な記事が掲載されている。 以上のような「外交官としての森」のあり方に対して、アメリカ側には、日本側とは異なる対極的な評価が存在していた。例えば、

(筆者中略) 帰国後、 においてアメリカでは賞讃を受けるに値するものであるが、日本政府に対する言動が邪で自己中心的なものと見做されたのである られている。しかしながら、彼は同国人による激しい非難に晒されている。資金管理が疑われる程に杜撰であるとされ、公私の活 本公使である森有礼は、アメリカにおいて好意的な印象を生み出したので、彼に対する非難は本当に残念な気持ちをもって受け止 森にはハラキリをするようにとの丁寧な招待が待ち受けているとされる『。(筆者翻訳)

存在していた。森にボストンの実業家であるキンズレーを紹介し、欧州旅行にも同行した在サンフランシスコ日本領事のC・ブルークスれ、アメリカに「親日」派が多いことは森の功績であると記されているように、アメリカ側には森の存在を好意的に評価する声が数多く 当時の対日認識を説明するために、前章で取りあげた目賀田の史料において、森は「相当に尊重されて頗る人望のある人」であるとさ 四月十三日のキンズレー宛の書簡において、次のように森を評している。

patriotism)である森は、間違いなく日本の将来に対して計り知れない影響を及ぼすことになるだろう。 彼の実現しようとする計画を成し遂げるまで失われることなく維持されればの話であるが。冷静で保守的な中国がついに誕生するだ 強く感銘を受けるのです。あのような人間、即ち極めて純粋であり、私たちの誰もが知るような疑いようのない愛国主義者(undoubtec は森有礼を知れば知るほど、彼の深い思慮と目的を達成するためにどのような手順を踏むべきかを分析する冷静な思考力に対して、 それは外圧によるのではなく、より先進的な隣人としての日本の成功例と対峙することによってである型。 もしも、 森の貴重な命が、

である、 以上のように、ブルークスは森を「疑いようのない愛国主義者」であると語り、また先に取りあげた木場も、 憂国者である」

『

三と主張している。 その上で、 木場は森の意図を次のように説明している。 「森さんは徹頭徹尾愛国者

でも何でも遠慮なく攻撃されたので、保守的な人々から欧洲の文物に眩惑された欧化主義の人であると云ふやうに言はれるに至つた どうしても日本の人間を作り変へなければならぬ、日本人を立派な国民にしなければ国が危いと云ふ肚があつたので、我が国の慣行 森さんの総 して居るのであります。其の結果日本の旧慣に反するやうなことも言はれたので、隨分誤解を招く原因となつて居るのでありますが も無理からぬことであります。。 日本を如何にして列国に劣らぬ国にするか、 如何にして日本の安全を永久に確保するかと云ふ念慮から出

索しようとした「愛国者」、「憂国者」に他ならなかったと考える。『当の人とも語っているが、本稿もまた森を欧米諸国との不平等、非対等の国際関係を前提とした上で、日本を生き残らせるための道を模 る非愛国的キリスト教徒、欧化主義者、或いは西洋気触れといった単純化されたイコンへと固定化させていった。木場は森を「国家本位」 ふ肚があった」からに他ならなかった。しかし森の問題意識や視点を共有することのできない「保守的な人々」=第三者は、森を「欧洲度、そして国民意識の変革という「開化」を促そうと努力をしたのである。それは森の意識の中に、何よりも日本という「国が危いと云 の文物に眩惑された欧化主義の人である」というように「誤解」をしたのである。このような「誤解」は森という存在を、 木場が 語るように、 「目的」は欧米列強との対等化と日本の「安全を永久に確保する」ことであり、そのために日本の慣習や諸 国体を軽視す

田が極めて否定的に森を語っているように、公私に渡る森の外交官としての活動に対して、日本側には相反する否定的な評価が横たわっ 他方で、「同人和清屯着後大ニ万人ニ誉られ、且又日本ノ開化ハ畢竟同人之力にて成りたるものゝ様ニ当政府ニ於てハ承リ居候由、 森がボストン港を出港する直前に友人のキンズレーが主催した昼食会の様子を伝える次のような記録も残っている。 アノ位ノ人物がなさる開化と云ものが、今日日本の開化なれハ我輩如きハ先ツ一番ニ去ツてほしいと存申候」

『ド、

ちに開戦せんと熱心演説したり。森公使は之に感動し、答辞を述へたれとも落涙滂沱し、 \mathcal{O} ヅレは送別の辞を述べたる後、若し日本政府に於て今回外債反対の廉を以て森公使に切腹を命するか如きことあらは米国人民は直 みならず其反対意見を起草書名して米国の各新聞紙に掲載公表したるに依り、吉田と論争し終に召還せられたるなり。 一公使の帰国はさきに政府の命に依り公債募集の為め特派せられたる吉田清成か、米国に於て外債を募集せんとしたる時、 言語支離滅裂して聞くこと能はさりき四十の 依て食後キ 反対する

州旅行を終えて帰朝した直後の一八七三(明治六)年十月七日の書簡においても、「私はある一点を除いて全く変わってはいません。それ間としての原理が理解される時が来るまでずっと、私は完全によそ者と見做され続けるでしょう(筆者翻訳)」と語っている『『。また、欧 このような苦悩は、 日 一八七二(明治五)年十月十日、森はキンズレーに宛てた書簡の中で外交官の辞任について語っているが、自らの行為を「遅かれ早かれ 「本における私たちの繁栄を促す上で最良かつ正しい行為であると固く信じている」と記す一方で、「闇の中で、私が守り続けた一人の人」 旅行を終えて帰朝した直後の一八七三(明治六)年十月七日の書簡においても、「私はある一点を除いて全く変わってはいません。 語支離滅裂」したと記されていることから、自らの外交官としてのあり方に関して日米の狭間で苦悩していたことは明らかであろう。 私の故郷において、私は異邦人となってしまったということです(筆者翻訳)」とも書き記している罒ロゥ 政府が帰国後の森に対して「ハラキリ」や「切腹」を命じることはなかったが、キンズレーの 森に日本を異郷化させ、自らをアウトサイダーとして自覚させる歪な自己意識となって書簡の中に表現されている。 「演説」に対して森が

、交官としての職分意識には、

「発信活動」を通じて欧米諸国から「文明国家」としての対外的認知を獲得すること、

また、

日本の「国信」や「国益」について考えようとする森の意図が十分に理解されることはなかった。森の書簡にみられる「よそ者 stranger」 森 自 「異邦人 foreigner」という歪な自己意識は、両者の溝を象徴するものであったと本稿は考える。 の活動やあり方は日本側から「邪で自己中心的なもの」と非難されることはあっても、「外から見られた日本」という大局的見地から、 の意に背くことになったとしても日本の対外的な「国信」と「国益」を守ること、という特徴を指摘できる。 しかしこのような

おわりに

自文化を否定し西洋へと没入していく西洋主義者という枠組みの中に還元して理解しようとする視点が存在している で少くも彼の内面生活と彼自身の行為とを支配していたと私は考える」と林が主張するように、「良心の自由」とは森の思想と行動を特徴 と理解されている『『。また、「良心の自由についての基本的な信念は、たしかに当時の、彼自身のものになっていたし、またそれは最後ま 由」とは、「日本国民にたいする建言」であり、「良心の自由」のために戦おうとする森自身の「決意」や「意志」を表明したものである あり、日本の文明は「キリスト教のモラルと信仰によって堅固」になるという信念であったとされるエ゙。そして「日本における宗教の自 な林の解釈の前提には、森の初期思想の形成過程において、森がキリスト教や欧米の近代的諸価値と接触したことの意義を、東洋という のであるという見方悪を提示している。「日本における宗教の自由」についての本稿の解釈は、第二部において問題とするが、以上のよう 付ける中心的原理、即ち核心部であるとされ、それ自体が森の目的であり、「彼の国家主義の性格を考えるうえに、重要な観点をなす」も ったと説明している。林の述べる森の「確信」とは、日本を「正真の文明」に到達させるためには「積極的にキリスト教を採る必要」が ところがあった」と評価し≒○、外交官という「官吏」としての立場よりも、一人の「人間」という純個人的なあり方に執着した存在であ 機を、つねに自己自身の確信に求めた人間」であり、「森には官吏でありながら、その仕事の中でどこまでも人間であることをやめない の研究史上大きな影響を与えた林竹二は、外債募集をめぐる吉田との論争に現れた森の態度について、「森は、もっともふかい行動の

にはその自覚が強く読み取れたからである。森の「目的」とは国際社会における日本のネガティヴなイメージやステレオタイプを作り変ことに加え、本稿で検討した森の外交活動や職分意識を示す様々の史料の中に、自らが外交官であることに対する自負や責任意識、さら提示した西洋への批判や懐疑を深め、西洋を相対視することのできた「脱西洋主義者」としての森という枠組みから論の展開を模索した うより大きな「目的」が見据えられていた。 え、日本を「文明国家」として「外から」認知させることにあり、その先には必然的に不平等条約の改正や日本の対外的独立の確保とい 本稿では森を個人に執着した「人間」とは捉えず、あくまで外交官という「官吏」としての立場に注目し、日本という国家の生き残り 義の課題とした「愛国者」であると考えた。それは本稿が西洋主義者としての森という理解から出発するのではなく、沖田行司の

を「野蛮非文明国家」と見做す欧米諸国からの批判を躱し、日本の対外的な「国信」や「国益」を守るために選択された「開化」に関わ という「手段」をいかにして発信し、推進するのか、という「方法」が時代の状況や森の立場、森の対峙した現実に応じて変化したものように説明するのかにあった。しかし、本稿では森の思想には前期も後期もなく、一貫した「目的」と「手段」の構造に対して、「開化」 と考えている。森の社交界や学術会議における演説や「学制」の翻訳の提供、「親日家」の形成と「親日家」を活用した国家利害の代弁、 「外債意見書」や「外交意見書」、さらには「日本における宗教の自由」といった建言書の作成と頒布という一連の「発信活動」は、 先の研究史の総括において明らかにした通り、従来の森研究の中心的な課題は前期と後期における森の相反する思想傾向の関係をどの 国際社会の中で日本が生き残るための「方法」を模索した一人の外交官の手による戦略であった。 従って、 日本

ができなかった。従って、本稿では「外交官としての森」という視点を新たに設定し、そのコンテクストから森の史料を読み直すという勝田守一はこの関係の可能性について最も早く言及したが、同時にいかなる視点によってその関係を説明できるのかを明らかにすること 新と保守の関係ではなく、「目的」と「手段」の関係からその思想構造を再考し、説明し直すことが示唆に富むものであると本稿は考える。 乃至は、「西洋への擬態化」を示すために活用された一つの選択肢であったと捉え直すことができる。森の思想は、前期と後期における革 アプローチを模索したのである。 木村匡や犬塚孝明によって指摘される「条理外交」とは、森の外交思想の全体像を説明する概念ではなく、本稿において明らかにした日 の「開化」の対外的なアピールとして、先進的な西洋文明の指標を取入れ、日本の国家における外形的な武装化を図る「戦略的西洋化」

担い手を「選抜」することで、国家意思の形成に寄与させる「国民議会」構想の形へと具体化されていくのである。ることになる。それは、本稿第二部において明らかにする外交戦略としての「脱亜」言説の出現と、第三部において検討する「開化」の 最も合理的、かつ効率的に推進するのかという課題の最適解を模索する中で、「開化」の伝達、推進に関する「方法」上の展開が生じてく 的、対内的な現実との緊張関係において、いかにして日本の「開化」を、「外」に向けて、より効果的にアピールし、「内」において、森は「外から見られた日本」という大局的、国際的視点から、生涯一貫して「開化」を問題とし続けた。その一方で、森が対峙した対

一「外債意見 (一)」一八七二 (明治五) 年六月六日、『全集』別巻二、五頁。

同書、五頁—六頁。

Ξ

五冬 兀 内容が森の「外債意見」を発表する以前のものであるため、五月二十二日から六月六日までの間に作成された書簡と推測される。 加遠留老兄宛吉田清成書簡」年月日不詳、『全集』一、一二六頁。但し、本書簡の中に一八七二年五月二十二日の記載のあること

「大蔵少輔吉田公宛森有礼書簡」一八七二(明治五)年五月二十三日、『全集』一、一一六頁。「森少弁務使宛吉田大蔵少輔書簡」一八七二(明治五)年五月二十一日、『全集』一、一一五頁。

六

八 七 「大蔵少輔吉田公宛森有礼書簡」一八七二(明治五)年五月十八日、『全集』一、一一〇頁。「大蔵少輔吉田公宛少弁務使森有礼書簡」一八七二(明治五)年五月十六日、『全集』一、一〇九頁。

「大蔵少輔吉田公宛森有礼書簡」一八七二(明治五)年五月二十日、『全集』一、一一二頁。「少弁務使森公宛大蔵少輔吉田清成書簡」一八七二(明治五)年五月十九日、『全集』一、一一一頁。

補完ではなく、史料の「ママ」である。 前掲「森弁務使宛吉田大蔵少輔書簡」五月二十一日、一一五頁。なお、史料の「他者」の上に付した「外国人を指」は、

三同書、一一五頁。

「上野景範井上大蔵大輔書簡」一八七二(明治五)年七月二十九日、『全集』一、一三二頁。

「吉田大蔵少輔宛渋沢栄一上野景範井上大蔵大輔書簡」一八七二(明治五)年八月二十一日、『全集』一、 一四一頁。

- 「大蔵少輔吉田公宛森有礼書簡」五月十八日、一一〇頁。
- 「大蔵少輔吉田公宛森有礼書簡」五月二十三日、一一六頁。
- 前掲「加遠留老兄宛愚弟吉田清成書簡」、一二六頁。
- \equiv 「宮城県庁において県官郡区長及び学校長に対する演説」一八八七(明治二十)年六月二十一日、『全集』二、四〇四頁。RELIGIOUS FREEDOM IN JAPAN A MEMORIAL AND DRAFT OF CHARTER 一八七二(明治五)年十一月二十五日、『全集』二、六六頁。 「舌代」一八七四 (明治七) 年六月十日、『全集』一、一五六頁—一五七頁。
- $\stackrel{-}{\equiv}$
- 同書、一五七頁。
- \equiv
- 四四
- 五五
- 「情実法ヲ非トスル説」一八七四(明治七)年六月十五日、『全集』一、一六四頁。「第四高等中学校開校式演説」一八八七(明治二十)年十月二十六日、『全集』二、四二四頁―四二五頁。「日本国公使森ト総督李鴻章ト応接ノ記」一八七六(明治九)年一月二十四日、『全集』一、三五三頁、三六三頁。「外国交際ヲ正スノ議」一八七四(明治七)年六月十二日、『全集』一、一五八頁。
- 二七
- 同書、一六四頁——一六八頁。
- 「青木駐独公使宛公文案」一八八一(明治十四)年一月二十一日、『全集』一、四一一頁。
- \equiv
- 「井上大蔵大輔渋沢栄一上野景範宛大蔵少丞大鳥圭介大蔵少輔吉田清成書簡」一八七二(明治五)年五月二十一日、『全集』一、木村匡「故森子爵の逸事に付て」一八九四(明治二十七)年一月、『全集』四、四〇七頁。

九三〇年、

五九頁。

同書、一二七頁—一二八頁。
前掲「加遠留老兄宛吉田清成書簡」年月日不詳、一二七頁。

三 吉野作造編『明治文化全集』第十二巻宗教編、日本評論社、

二四頁。

- 同書、一二七頁。
- 「「木戸孝允日記」抄」一八七二(明治五)年四月十五日、『全集』 四、

七六頁。

- 同書、 一七六頁。
- 三元 木場貞長「森有礼先生を偲びて」一九三八(昭和十三)年十一月十七日、『全集』四、五九一頁。三元 同書、一八七二(明治五)年四月二十二日、一七七頁。
- 同書、五九二頁。
- The Philadelphia Inquiere、一八七三年(明治六)年六月十八日、『全集』別巻四、三九八頁。
- □□ 「E・キンズレー宛C・W・ブルークス書簡」一八七三(明治六)年四月十三日、 一二七頁。
- 前掲「森有礼先生を偲びて」、五八一頁。
- 同書、五八三頁—五八四頁。
- 前掲「加遠留老兄宛吉田清成書簡」年月日不詳、一二八頁。木場貞長「森文部大臣の改革」一九二二(大正十一)年十月、『全集』四、五二二頁。

前掲『林竹二著作集2』、三三頁。「E・キンズレー宛森有礼書簡」一八七三「E・キンズレー宛森有礼書簡」一八七二高瀬鴨彦編『金子堅太郎自叙伝 第一集』、 (明治六)年十月七日、『全集』別巻四、一二二頁。(明治五)年十月十日、『全集』別巻四、一一九頁。日本大学精神文化研究所、二〇〇三年、二三三頁―二三四頁。

五一 五〇

四四九八

前掲『林竹二著作集6』、二一頁。同書、三五頁―三八頁。同書、三三頁。

第一章 駐米外交官と宗教問題

浦上キリシタンをめぐる外交交渉

の宗教政策に対する欧米側からの批判と日本政府の対応の特徴を整理しておきたい。政策は、欧米諸国の外交筋や新聞カモの罪ゑれまずしました。 を捕縛し、 崎浦上村のキリシタンに対する日本政府の宗教政策であった。日本政府は浦上村のキリシタンに対して、 外交官としての森」の「発信活動」や職分意識との関係において、最も困難な問 欧米諸国の外交筋や新聞からの痛烈な非難に晒された。以下では森の宗教観を位置付ける上で、 各地に配流した一。家族を離散させ拷問などを行うばかりでなく、神官や僧侶の手による教化と改宗を強制した日本政府の宗教 題となったものが、 老若男女を問わずおよそ三千人 まず『外交文書』を通じて日本 欧米諸国 一からの批 判を集めた長

彼らが「乞食」のようにどれほど苦しんでいようとも「愛憐」を加えることはない。「疱瘡」が流行しても医療行為は全く施されず、数多 えれば、日本政府は浦上村の人々を「始終皆殺しに可致積りと相見へ申候」とまで記されている。 くの子どもが亡くなっているが、「早く苦患を免れ却て小兒の為には幸の事に可有之候」と配流地における惨状が伝えられる。以上より考 の鳥の如く」、「恰豚舎の如く」、「窮阨」で「紛雑」な場に閉じ込められ、食料はほとんど与えられず「南京米の握り飯纔一つ」であり、 を報じる記事が掲載された『。浦上村の人々はキリスト教を信仰しているという理由のみで捕縛、配流に処されている。生活の場は「籠中 加州に配流された浦上キリシタンに対する日本政府の苛酷な扱い

して、 ºº。パークスは関一郎の見聞書が報道と「尽く反し」信用ならず、日本政府は先に報道のあった加州に加え、紀州においても浦上村の人々 の義にて十五ケ所え籠鳥を被拵候」と再度批判し、直接の実地見聞を要請した。 く批判をした。事実と反する報道によって悪評を作られることは迷惑であると反論する澤に対して、パークスは「迚も開国とは難申宗旨 に対する苛酷の処置を行っていると指摘した上で、「宗旨の事にて人民を右様の所へ入れ候義は文明開化の事に非ず、日本の愧に候」と強 「日本衆人の目前に於て外国を恥しめ候讒詐の触書」を廃止させるために、一層圧力をかけるように要請すると結ばれている。これに対 以上の新聞報道と日本側の「実地見聞書」を踏まえ、三月十日に英国公使日・パークスと外務卿澤宣嘉との間で対話の場が設けら 分に心を用ひ聊も苛酷の処置無之候」と述べ、報道の内容は「不平の心」をもつ者の言い掛かりに過ぎないと反論する言。 また、キリスト教は欧米諸国の象徴である以上、日本政府の行為は「西洋各国に対し軽蔑の甚敷事」であり「恥辱」にあたるのだから、 日本政府は弾正台付属の関一郎という人物に現地視察を行わせ、「実地見聞書」を作成させた上で、浦上村の人々に対しては「配意

為は欧米各国からの非難を免れず、各国公使との関係にも「差響」くため、「都て右等の如き処置以後相廃し候様」に通達してい 月二十五日には「御預各藩ニ於ケル耶蘇教徒取締趣意書」を作成し、 せ、「自分は勿論妻子迄暮し方無差支様」に配慮するこどや、「異宗信仰の徒御預け藩々に於ては眉毛或は片鬢を剃り又は黥等」を彫る行 よう各藩に対する働きかけを強めている。例えば、「家族離別ノ者ノ名簿」をまとめさせた上で、全ての配流地で離散させた家族を同居さ この要請を受けた日本政府は外務省を中心として、 欧米側による直接の実地見聞が行われる前に、浦上村の人々に対する扱 以下のように各藩での取扱いを一定とするように定めた。 いを改める 五.

- 教戒専要之事。
- 尤是迄仏法相用無余儀次第有之藩ハ先是迄ノ通藩々ニ於テ教諭之儀ハ神典相用可申。

- 芸ラサル様 付
- 新家でです。 病気之節ハ改心不改心トモ製用場:「病気之節ハ改心不改心トモ製用無之様可取計。尤家族下目寺院明屋等へ差置、余リ手狭ニ無之様可取計。尤家族下目寺院明屋等へ差置、余リ手狭ニ疾・原・婦人子供之儀 兀 合 宛
- 尤家族不相離様 可 致
- 暑寒之衣服春秋両度並夜具共可差遣事。
- 死生之節ハー々可届出事。

埋費用ハ其藩ニテ取計 可申

与えることなど、この配慮すること、こ で、 村の人々に対して、欧米諸国による抗議を背景として「苛酷ノ扱い」を避け、寛容に処置することを配流地の各藩に通達、要請する一方神典相用可申。尤是迄仏法相用無余儀次第有之藩ハ先是迄ノ通」とも定められている点である。つまり、日本政府は配流に処された浦上 していたことになる。 ·えることなど、寛容に処置することが定められている。他方で注目すべきことは、「教戒専用之事」と記され、「藩々ニ於テ教諭之儀·配慮すること、家族を同居させ、生活の場を「手狭ニ」しないように取り計らうこと、病気の際には改心不改心を問わずに医療行為·本趣意書によれば、各配流地の浦上村の人々の取扱いについて、例えば米や野菜、塩や味噌などの食料品、衣服や寝具などの生活用! あくまで「教戒専要の事」とあるように、 以上のような日本政府の方針は、一八七三(明治六) 政府が神官や僧侶を登用して神道や仏教に基づくキリスト教徒の教化、 年二月二十四日に太政官布告第六八号に基づきキリスト教 改宗の徹底を推進

問題となるのは、 あって、同時代に森が主張した意見は政治と宗教の分離や良心の自由の意義を訴えるなど、その考え方は明らかに日本側とは一線を画すに考え、自らがいかなる立場にあるのかを明示することを求められていた。日本政府が神道や仏教に基づく「教戒」を第一義とする中に森はアメリカ駐在当初から、公私に渡って日本の宗教政策に対する批判に晒され、アメリカにおける日本の顔として本問題をどのよう という対峙した批判の質や方向性である。 るものであった。 一.外交官の宗教観とアメリカ世 高 札が撤去され、 森はどのようにして日本政府と異なる宗教観を形成し得たのか、そしてなぜそのような見解を発信しようとしたのか。 単に森が批判に晒されていたということではなく、 キリスト教が黙許とされるまで継続された。 そこには宗教をめぐるアメリカという場の特異性があったと考える。 アメリカにおいていかなる観点からの批判と向き合っていたのか、

交流に 題に関わる意見交換を行う場を得る上での後ろ盾となった人物である。記録によれば、森がワシントンに到着した直後の一八七一 たボストンの実業家であり、 0 日本の宗教政策に対するアメリカ社会の関心の高さを示す事例として、森がアメリカ駐在直後から親交を築いたキンズレーとの いて簡単に取りあげる。キンズレーとはボストンやワシントンを中心として、政財界人や知識人など多方面に渡る人脈を有し キンズレーは森をボストンの著名な人々に紹介するためにパーカーハウスで昼食会を主催し、交流や意見交換の場を設けた この会合には著名な歴史家で作家のE・ヘイルや詩人のH 外交官として森がアメリカに駐在する間に培った様々な著名人との人脈や、 ・ロングフェロー、 ボストン商工会会頭やマサチュ 宗教を含め日本の 開 一(明治の問

. この

女子教育家でR・エマソンの従兄にあたるG・エマソンなど二十名の知識人や政財界人が参加した。注目すべき点は、

ことである。「この問題に熱烈な関心を抱く多くの人々は、森が何よりも先に宗教をめぐる問題に向き合うことを希望した(筆者翻訳)」 会合の場において、森は「何よりも困難な問題」として日本の「宗教問題」をめぐる批判と対峙しなければならなかったと記されている て宗教的自由が享受されることになる」とし、改善への取り組みが顕著であり、「好ましい兆し」が見られるとした。一方の日本について に提起されることになる。宗教に関するあらゆる制限を排除するという見解に基づき、帝国のあらゆる場所において、 国の現状や課題について明らかにしている。本記事はロシアの現状について、「国家委員会において全ての宗教的自由に関する問題はすぐ と記されているように、森は駐米外交官という立場上、日本の顔として本件に関わる現地の声と向き合っていたことになるだろう。 INDICATIONS IN RUSSIA: DUTY OF CHRISTIANS TO THE JAPANESE EMBASSY.] という記事を掲載し、ニューヨークにアメリカ支部を置いた (使節団に対するクリスチャンの義務 MOVEMENTS FOR AND AGAINST RELIGIOUS LIBERTY. CHRISTIAN PRISONERS IN JAPAN: FAVORABLE (明治五)年二月八日付で「宗教的自由に対する賛成と反発の動き。日本におけるキリスト教囚人:ロシアにおける好ましい兆し:日本 日本の宗教政策に対するアメリカキリスト教界からの批判の声を象徴するものに New York Observer紙の記事がある。同紙は一八七二 宣教師トンプソン氏の報告に基づき、以下のようにその惨状が伝えられている。 音同盟会 the Evangelical Alliance」から日本やロシアへと派遣された宣教師の証言や報告書に基づき、「宗教的自由」に関する両 皇帝の臣下を通じ

れ、東洋の監獄(Eastern prisons)において、キリスト教を信仰しているために残酷な扱いを被っている人々に対する救済を働きか けるためにいかなることをなすべきであるのかが報告されるだろうҕ。(筆者翻訳) て悲惨で痛ましく、驚愕すべき内容であった。日本におけるクリスチャンの取扱については、福音同盟会の委員会にすぐさま伝えら 、メリカ人宣教師であるトンプソン氏から、日本におけるクリスチャンの直面する障害に関わる真相について語られた。それは極め はキリスト教を信仰していることを告白したからである。彼らのほとんど全てはローマ・カトリック教徒である。日本においては、 千人以上の人間が、日本においてまさにこの瞬間にも、奴隷(bondage)として酷烈で残虐非道な扱いを受けている。何 出していた。日本政府はローマ・カトリック教とプロテスタントの間で一切の区別をすることなく、一様に有罪と宣告し、 ずかに二〇名がプロテスタント宣教師の下で回心を告白しているのみである。ローマ・カトリック教はかなり昔から日本や中国に は死刑に処している。(筆者中略) アメリカにおける福音同盟会の年次大会が先週ニューヨークで開催されたが、日本から帰国した 投獄或

7 京 、メリカ政府から「自然科学の教師」として日本へ派遣されたE・W・クラークが父に宛てて作成した書簡を掲載している。クラークは いる「奴隷」というように理解されていたことがわかる。また、同紙においては日本の宗教政策に関わる「より最近の事実」として、以上のように、欧米のクリスチャンの目線からは、浦上村のキリシタンが「東洋の監獄」に強制的に収監され、残虐非道な扱いを受け 同紙によれば、クラークが日本に到着すると、キリスト教を教えてはならないという「条項 clause」の明記された「誓約書 pledge」に の開成学校でも科学の教授を担当したが、一八七五(明治八)年に帰国し、Life and Adventure in Japanを執筆している。 E・グリフィスの推薦により勝海舟が招聘し、「駿河 Surunga」の駿府学問所で自然科学を教えるために訪日したが、キリスト教の教 行ったことで山路愛山や中村正直を代表とする静岡バンドの形成にも寄与したことで知られている。一八七三(明治六)年からは東 残虐非道な扱いを受け

Office of

foreign affairs」から迫られ、

クラークはその要請を断固として拒絶したという経緯が公に

いとして、

同紙は次のように訴えている。

あらゆる機会を与えるべきである。それは、政府や人間、聖なるものに対して忠実であり、 たちの国家という船の大黒柱となる我々の宗教的な制度の実際的な働きに関して彼らが精通することであるだろう。私たちのような とを求めるのであれば、それは今日地上におけるあらゆる場所で認識されている隠された力の根源であるが、極めて重要なことは私 のようなものではなかった。もし東洋からの使節団がこの地を訪れ、彼ら自身や彼らの政府のために、アメリカの繁栄の源を知るこ き大きく成長させてくれたものがある。そのような最大の栄光をもたらしたものは道徳的な力であった。決してこの国も初めから今 いてもまた彼らに伝える機会があるだろうと信じている。(筆者翻訳)政治や貿易よりもより高次の力を持ち、 らが無視することのできないような意見を公に表明すべき時であるだろう。日本の使節団がすぐにこの都市に到着し、私たちは京のような日本の状態は文明化された世界において十分に知られていないが、今はまさに本件に関する日本政府の注意を喚起させ、 自由な人々の懐くキリスト教徒としての感情の中に隠されたものである一。(筆者翻訳) :仰のある人間は、このような役割に対して関心をもつべきであるし、彼らとの交際によって、私たちの自由や発展の秘密を教える からやってきた知的な紳士たちの一行に対して、我々の団体の活動における美点を開示し、宗教的な寛容や自由に関する原理につ つの神以外には良心の支配者をもたな アメリカを独立へと導 私たちは東

における情報共有の役割を担うのみならず、良心の自由に関わる決議文を作成し、日本政府側に圧力もかけている。本決議文は駐日米国 「使C・E・デロングから外務省に提出されたものであるが、デロングの作成した添え状には次のように記されている。 政策を改めさせるための役割を積極的にキリスト教界が担わなければならないと訴えている。無論そのようなキリスト教界の役割の中 性質について、 以上のように、 「文明国家」における宗教的寛容や自由の大切さを日本政府側に認識させることが含まれていた。「福音同盟会」は、キリスト教界 本紙においては、「福音同盟会」が中心となって、欧米の進歩やその活力を生み出す「文明の宗教」としてのキリスト教 訪米する使節団などを介して日本側に説明させることによって、キリスト教に対するイメージの転換を促し、 日本の宗

この決議文はアメリカにおいて影響力をもつ大部分の人々を代表するニューヨークのキリスト教団体福音同盟会によって採択された ものの写しである。アメリカ合衆国政府から私に送られたものであり、日本政府にも特別に注視することを願い、 であるこ。(筆者翻訳) 本書を提出するも

このようなアメリカ社会の意志を代弁する宗教組織の声を記した決議文において、特に注目される点は、日本政府による宗教政策を「良 表して日本政府に建言すると記されている「言。管見の限り、『外交文書』に収められている欧米諸国側から提示された同時代の意見書の の自由」という観点から問題視していることである。 音同盟会の執行委員会によるものである」とした上で、「文明国家の政府があらゆる人民に対して良心の自由(liberty of を与えることは義務 (筆者翻訳)」であり、たとえ国際関係において内政不干渉の原理があったとしても、アメリカの人民を 本決議文は「自由と幸福を享受する数百万のアメリカ人民の意見を代弁するアメ

日本政府の宗教政策を批判したものと考えられる。 森は公権力が特定の宗教に介入せず、公的領域からも宗教を排除するという前提に立ちながら、公権力による「教戒」の方針を採用する 本政府の宗教政策を批判したものと考えられる。 」を与えてはならないと述べた。第二に、政府の官吏となるものは何れの宗教にも属さない者を登用しなければならないとも記した。 開化を推進する日本政府の宗教政策を「混迷」と批判した上で、第一に政府は何れの宗教に対しても不干渉の立場をとり、「認与」、「支 府に提出している「罒。政府の宗教政策が寛容と「教戒」という方針を採用したほぼ同時期に、森は政治と宗教の分離という全く異なっ で、 上 教観に基づく意見を訴えた。森は、一方で浦上キリシタンを苛酷に処置しながら、他方でキリスト教徒のお雇い外国人を任用して文 のようなアメリカ社会の批判を背景に、森は一八七一(明治四)年七月に自らの見解を纏めた最初の意見書「宗旨一条伺」を日 由」を明記 日本側に要請したものはアメリカ側から提示されたものを除いて他に見当たらなか った。 本

外国ノ教法ヲ侮辱ナサレ候ハ乃チ外国人ヲ侮辱スルニ当リ申候」と非難した。森はこれらの対話を通して、外国の宗教を侮辱することは題は無関係であるという立場から反論したが、フィッシュは「教法ノ苛責ヲ防キタル上ニアラサレハ自由ノ交際ハ出来不申者ニ侯、一体法ハ交際ト貿易ノ利益ヲ増進スルニ関係無之候」と主張し、国際関係における内政不干渉の原理や、外国交際や国家間の貿易と宗教の問候」と日本政府の宗教政策を問い質した。これに対して森は「是ハ外国人ニハ関係致シ不申候、殊ニ全ク教法ノ事トモ難申候、思フニ教 から再びキリスト教徒に対する苛酷な処置が行われた、という報告を受けたフィッシュは「使節出国ノ後長崎ニ於テ苛責有之候由承知仕基準となっていることが見て取れる。三月十八日の交渉」では、浦上村の人々に対する日本政府の取扱いが再び問題となった。デロング由に基づき、政府が個人の思考や信仰に干渉してはならないこと、またアメリカにおいて良心の自由は国家それ自体の「信用」に関わる と問いかける森に対して、フィッシュは「是ハ人生ノ保存ヲ信用セサルヨリ起リ候ナリ」と応じている。以上の批判の中には、良心の自シ。人間ノ思考ニ付、政府ヨリ関係スルコトアリテハ大ニ其自由ノ公権ヲ害シ候事ニ候」と批判した。「貴君ハ我国政府ヲ信用不被致候ヤ」 国人を侮辱することと同義であり、 剰え欧米諸国との交際や貿易をも阻害する要因となることを自覚したと考えられる。 良心の自

否かということが、アメリカ側から日本に対する国家的な「信用」=対外的な「国信」に関わる基準として位置付けられて 以上の事例から、 に、森に対する公私に渡る批判や働きかけから明らかなように、アメリカ国内において日本の宗教政策に対する関心が高く、アメリ の形成や決議文の提出などキリスト教界が改善を促すために積極的な活動を展開していたこと、第二に、宗教政策に対する批判の 貫して良心の自由と政治と宗教の分離という視点に立脚していること、第三に、これらを国家が重要なものと認め、 森はこれらのようなアメリカ国内の声を吸収しながら日本側とは異なる宗教観を形成していったと考えられる。 日本政府の宗教政策と森の宗教観の相違の背景にはアメリカという場の特異性があったのではないかと考えられる。 保障するの

「日本における宗教の自由」の作成とキリスト教界

可

「侵のもの」と位置付けた上で、政府がキリスト教の是非善悪を論じる価値判断の問題や、神道と仏教を組み合わせて作為的に新しい価ごした意見書「日本における宗教の自由」を作成した。例えば、森は「文明国家」における「良心の自由」を「人間生来の権利として不一八七二(明治五)年十一月二十五日、森は三条実美太政大臣に宛て、良心の自由と政治と宗教の分離の観点から日本の宗教政策を批

て ける声を背景とし、 いたのかという側面に かなる認識や意図が含まれていたのかという点である。即ち、森が欧米諸国との国際関係を構築する上で、宗教をどのように意味付け 観を創造 問題は、森が誰を読者として想定し、どのような作成過程の中で起草され、日本政府の宗教政策を批判することに森の 民に強制した教部省による政 それに応じるために森が欧米人に向けて作成したメッセージ、即ち外交官という立場から発信されたアピール文で 注目しなければならない。本稿を作成する過程で、新たに発見した「日本における宗教の自由」に関する史料も 策を強く批判している「キ゚。本稿では、本意見書をこれまでに明らかにしたアメリカ国内に

合

書にはそれに相応しい説得力のある説明がなかったため、ノースロップの指示により会合の出席者であったベーコンが書き直しを行った と助言」を求めている「○。森の要請に応じ、ノースロップはニューヘヴンの知識人を集め会合を開催して森の意見書を検討したが、意見 あると森に書き送っている「ポ。また、十一月一日にはコネチカット州教育長を務めるノースロップの下を訪れ、意見書についての「熟考 の写しを渡し、助言を求めている。フィッシュは「宗教的寛容、思想良心の自由という重大な問題についての健全な意見(筆者翻訳)」で 修正依頼を行いながら作成していたことがわかる。例えば、森は先に言及したキンズレーの設定した会合の場において宗教問題に関する カルタは私の草案の翻訳である(筆者翻訳)」と記されている。 と記されている。十二月九日付のベーコンの書簡には「ミカドが宗教の自由に関する憲章を布告したことを聞いたならば、日本のマグナ 意見交換を行っており、また一八七二(明治五)年十月二十九日には条約改正交渉で論争を行った国務長官フィッシュに対しても意見書 (筆者翻訳)」「ハと記されていることから、 本意見書の作成過程に言及したキンズレーの指摘によれば、 森が単独で起草したものではなく、アメリカの知識人や政財界人に対する回文や意見交換、 森は「この国の指導的な人々と相談した後、 日本の人々に 配るために著

アメリカ国務省のH・D・プラットと思われる人物に送られたという記述三が残されている一方で、日本側では本意見書のオリジナルが は三条実美太政大臣宛とあり、キンズレーも「日本の人々に配るために著した」と指摘しているが、ではなぜ、その完成版が、「宗旨一条 一つも発見されていない。やはり森は主に現地のアメリカ人を読者に想定して意見書を作成していたと推測される。吉野作造が『 全集』の中に記した「日本宗教自由論改題」には、本意見書を位置付ける上での留意点として注目すべきことが記されている。 」のように日本語ではなく、英語で作成されているのか。本意見書については、森からボストンの図書館へ寄贈されたという記録三や、 以上の断片的な記録との関係において留意すべきことは、本意見書が英語で作成されているという点である。 確かに本意見書に

からうか。それにしても黒いものを白と言ひ張って強て弁護の論をするのでなく、表面から堂々と改革すべきの要点を明示して始め大使滞在中は日本政府の宗教政策に対し米国の与論なかなか手厳しかつたと云ふから、之に応ずる考でこの一篇を草されたのではな 英文に綴られたことに依ても明白である三言。 に誤解されたことは怪むに足らない(筆者中略)この一篇が真に三條公に対する建白として起草されたものでないことは、 ら我れの非を飾らぬ所に森の面目が現はれて面白い。斯んな男らしい態度は今日でも一部の人には嫌はれる。あの頃森が売国奴の

日森 の外交官としての「発信活動」や職分意識、森を取り巻く諸状況を踏まえ、吉野の指摘について改めて考察すれば、やはり本意見書は 府の宗教政策を批判するアメリカ国内の声に応えるために、 「三條公に上るの書に擬し主として米国人に見せる為に書いたもの」とも記している。これまで本稿の中で明らかにした 外交官の立場から戦略的に起草されたものと考えられる。

三(明治六)年一月一日付で「日本における宗教の自由:森氏による建言書の実質的意味」という論文を The Christian Union誌に寄稿 し、森の意見書のほぼ全文の内容について紹介した上で、その意義について代弁している。ノースロップの作成した論文の内容やそこに された関連人物の存在を踏まえることによって、森が「なぜ」、そして「誰」を読み手に想定して本意見書を作成したのかという問題を つかの新史料を発見することができた。まず、先の「発信活動」と「親日家」の関係を検討する上で注目したノースロップは、一八七 の作成した「日本における宗教の自由」に関連する史料調査を進める中で、従来の森研究において明らかにされてこなかった

あると説明している一回。 の現状について賛辞を送り、その歩みに対して「文明化された世界」の人々からの賞賛や驚きの声が集まっているとした上で、そのよう」ースロップは本論文において、「進歩 progress」や「前進 advancement」、「改良 improvement」という言葉を多用し、日本の「開化」 日本の歩みの中で今日最も注目すべきものが「宗教的自由の確立 the establishment of religious liberty」に対する日本人の努力で

より明確なものとすることができる。

の独特な宗教的特徴をもつ理論や、日本の主権者に対する要求や主張はキリスト教そのものを日本側が克服すべき障害と見做す上でて、イエズス会が引き起こした政治的問題に関わる日本の歴史や伝統に関して、私たちは誰一人として不精通であるが、イエズス会今まさに極めて困難で重大な提案として完成されつつある計画が、日本における宗教的自由の確立である。およそ三○○年前におい 充分なものであったようである。これらの問題に関する私の情報源は日本からの留学生に対する聞き取り調査を繰り返したことや、 しい動きについて研究する機会があり、 公使から得られたものが大きい。私は、近頃森のゲストとしてワシントンに滞在していた際に、日本における宗教的自由に関わる 私は以下に取りあげる森の建言書に関する概要を知ることができたこ語。(筆者翻訳)

に森がコネチカット州ニューへヴンを訪問した際、「紳士の会」という同地域の知識人のクラブに森を招待し、森の意見書に関する意見交に対する要求や主張などにあったことを明らかにしている。また先に取りあげた通り、ノースロップは一八七二(明治五)年十一月一日について簡単に説明し、日本の歴史上キリスト教の存在を危険視する要因がイエズス会のもたらした宗教教義や権力関係、当時の為政者 る新しい動き」や森の意見書に関する「研究」をする機会を得たことも明らかにされている。その上で、森が「なぜ」、そして「誰」に向 換を既に行っていたとされるが、ノースロップが本論文を作成する直前にも森の公使館を訪問し、再び「日本における宗教的自由に関わ けて本意見書を作成したのかという点について以下のように代弁している。 ノ | スロップは欧米人の知らないキリスト教と日本の関係について、ローマ教皇の公認を得て宣教活動を行っていたイエズス会の事例

プライド liberty in the proposed treaty) において提案することを主張した際、確かに森氏はその提案に反対した。まさしく国家としての G. Clark)、後に国務長官(the Secretary of State)などが、宗教的自由に関する承認を条約の形(the recognition of religious なく、完全な宗教的自由(full religious liberty)を主張している点は注目に値する。本問題に関する森の立場は誤解されてき 記の内容は、森氏による日本政府に向けた建言書の概要であるが、率直に言って、それが単に寛容(tolerance)を意味するもので 昨年の冬において、バッキンガム知事 (Gov. Buckingham) やピーター・パーカー氏 (Peter Parker)、N・G・クラーク氏 (N. (national pride) が国内的な方針に関する命令を許容できなかった理由であったかもしれない。 しかし、 森氏自身の

られるべきものに他ならなかった。現在の研究や熟考は本件に関する遅れを伴わせることになるかもしれない。全ての準備を整える ŋ, 彼の見方において、それらの原理は、いかなる外圧や条約規定によることなしに、当然直ちに日本政府自身の手によって認め 時間がかかるであろう。しかし、 (religious liberty)と政教分離(Separation of Church and State)は明らかに承認された原理であったの 私は最終的な結果に対して一切の疑いを持たないのである「ドo(筆者翻 で

ければならなかった必然性が明らかになると考える。 を行った人物がアメリカにおいていかなる立場に位置する存在であったのかを説明することで、森が意見書を作成して「誤解」を解かな めに「誰」に向けて自らの真意を明らかにしようとしたのか、という問題について検討することは示唆的である。従って、森に「提案」 れたものではないかという仮説を提示したが、本稿の仮説を裏付けるためにも、「誰」が森に「提案」をし、そして森が「誤解」を解くた は、「提案」を行った人物の存在である。本稿では先に、森の「日本における宗教の自由」とはアメリカ人の読み手を想定した上で作成さ で宗教をめぐる森の立場に対する「誤解」が生じたこと、そして森の真意はどこにあったのかという諸点である。第一に注目されること を保証することを要求されていたこと、また「提案」を行った具体的な人物名と時系列、さらには森がその「提案」に「反対」したこと の史料は幾つかの点で重要な示唆を含んでいる。 即ち、アメリカ側から森に対して「条約」に基づく形で日本側 が「宗教 的自由」

度の採用が「提案」され、「条約」の形でそれらを保証させようとする働きかけが行われていたことが明らかになる。 リスト教団体である。即ち、これら二名の存在から、欧米のキリスト教界の意志として、森に対して、良心の自由の承認や政教分離の制 事や決議文を取りあげたが、日本政府に対してアメリカ大統領やデロングを通じて良心の自由を認めさせようと働きかけを行っていたキ ぐる「条約」化について議論が行われた条約改正における交渉相手であり、森が自らの作成した意見書を事前に回文した人物の一人であ 伝道を行った草分け的な宣教師であるが、当時はイギリスに本部をもち、アメリカのニューョークに支部を置いた超教派キリスト教伝道 ダーである。また、パーカーはイエール大学のメディカルスクールを卒業し、元々はアメリカン・ボードに所属して初めて中国への医療 メリカ海外宣教委員評議会 American Board of Commissioners for Foreign Missions」の「総主事 Secretary」を務めた海外伝道のリー る。中でも注目されるのがクラークとパーカーの二名である。クラークはボストンに本部を置く世界最古の超教派キリスト教伝道団体「ア ノースロップは具体的に四名の存在を明らかにしている。「国務長官」とは言うまでもなくフィッシュであり、後述する宗教の規定をめ 「福音同盟会」のアメリカ支部の「代表 President」を務める人物「主であった。本稿では先に、「福音同盟会」の活動を伝える新聞記

knowledge of this responsibility, and the freedom to exercise it, can no longer be rightly called a man in the proper sense responsible to his Creator for all his thoughts and deeds. (筆者翻訳)」三と記し、また「創造主に対する責任を果たすための知 クリスチャンを読み手に想定し、自らに与えられた「誤解」を解くために意見書を作成したと考えれば、「日本における宗教の自由」にお ャンに対して影響力を有した存在であった。従って、森がクラークやパーカー、そしてその背後に存在するキリスト教界における無数の 自らのあらゆる意思と行為について、ただ創造主に対してのみ責任を負うべき存在である Every one that lives is himself solely あれほどの紙幅を割いてキリスト教を擁護する言説を記していたことにも首肯できる。森は本意見書において、例えば、「全ての人 その責任を行使する自由を奪われた存在は、もはや正しい意味において人間と呼ぶことはできない He who is deprived of the する「提案」を行ったクラークとパーカーは、その立場から明らかなように、アメリカのキリスト教界を束ね、数多のクリス (筆者翻訳)」 ニホと述べているが、 読み手がクリスチャンであったことを考えれば、これらの言説は、 キリスト教徒が受け容

を加えていったことを示す痕跡であったのではないだろうか 彼らから共感を勝ち取りやすい言葉やモチー フを取り入れて、 森が意見書を作成 Ļ 現 地の 知 識 人との 間 で 加 修正

その根拠を女性を「卑視」し「獣類」のように扱うアジアの風俗に求めているが、その際李は森の発言に対して疑問を抱き、「是レ甚タ奇 督との外交交渉を行った際、森はアジアの「開化」の現状について「亜細亜人民ノ俗タル下賤野卑禽獣ヲ相距ル遠キニ非ラス」と語り、 は宗教と名のあるものには一切所属していないと述べている。森の文相時代に秘書官を務めた木村匡や木場貞長も、森はクリスチャンで アルモノヲ奉スル事ナシ、現ニ如斯ノ俗人ナリ、只平素正道ヲ守リ人ヲ害スルナキヲ以テ一身ノ目的トナスノミ」三と応じ、明確に自ら なかったことを明らかにしている。例えば木村は次のように語っている。 ノ論ナリ、閣下ハ西教ノ徒乎」と問いかけている≒○。これに対して、森は「拙者ニ於テハ西教仏教或ハ回教其他ト雖トモーモ宗教ノ名 は自らがクリスチャンであると語ったことは一度たりとも存在しない。一八七六(明治九)年一月、 森が駐清外交官として李鴻

柄を人に間違はれても、それを一向意としなかつた人の如くに見える。又新聞抔に向つて取消を出したと云ふことは私は曾て記憶し 見える、 先生が彼の非命の死を遂げられたと云ふ事の原因も実はアノ先生が耶蘇教徒であつたと云ふことが一の原因を為して居る事の如くに 今日殊に此 人は人からして耶蘇教徒であると言はれても別にさうでないとも言はない、且つアノ人は私の記憶する所では自分の身上に係つた事 たかと云ふ事は区々なつて居ります。が私の信ずる所では耶蘇教の信者ではなかつた、ないと云ふ事は確に承知して居る。 或人は耶蘇教の信者であつたと答へ又或人は信者ではないと云ふ答で、其話して呉れる人の中でも耶蘇教の信者であつたかなか だから人が耶蘇教徒であると云ふてもアノ人は冷然と知らぬ顔をして居つたのではないか知らんと思ひます!。 それで先生の知人に逢ふて先生の逸事を聞きまするときに、先生は耶蘇教徒であつたかなかつたかと云ふ事を聞きました時 席に出て御話を致したいと思ふて居つた事は、此森先生が耶蘇教の信者であつたかなかつたかと云ふ事である(筆者・ 又アノ 中

が 文部省に仕へし時唯の一度も基督教信者らしき言動をみたこともありません。森さんは一度も教会に臨まれたことを見たことありません そして木場もまた、「森さんがクリスチャンであると云ふ非難は、事実に甚だしく相違するのであります(筆者中略)私が森さんの下に 国の神社には屡次参拝して居られます」言と説明している。

モチーフを取り入れて作成した外交上のアピール文であったという視点から読み直すことが可能になると考える。 いうことになる。しかし、ノースロップの論文を踏まえ、森の想定した読み手が数多のクリスチャンであったという補助線を新たに引く 2クリスチャンであったことを明確に否定している。双方を額面通りに受け止めれば、これまでの森研究のように森の抱えた自己矛盾と おいて森が明らかにした言説がある一方で、森は自らを一切の宗教に属さない単なる「俗人」であると自己規定し、二人の秘書官も森 信仰は絶対的なものであり、人間であるということはキリスト教を信仰し神との関係を築くことによって保証される、という本意見書 本意見書とは、キリスト教信仰を持たない「俗人」の森が、無数のクリスチャンからの共感や理解を得るための表現や

ると説明していた三回。しかし、 す力をキリスト教信仰とモラルの敷衍に見出した森が、良心の自由のために戦おうとする自らの 章において明らかにした通り、林は「日本における宗教の自由」を「日本国民」に向けて作成されたものであり、 キリスト教的な表現やモチーフは森がクリスチャンからの理解や共感を獲得するためにあしらったレトリックであったと 本稿の解釈は林とは真っ向から異なり、本意見書は欧米のクリスチャンに向けて作成された外交上のアピ 「決意」や「意思」を表明したものであ 日本の文明化を促

考えて 八や政財界人の大部分がクリスチャンであったということを踏まえれば、 成しなければならなかった必然性が浮き彫りになるだろう。 クラークやパーカーは言うまでもないが、 森が駐在した当時の時代状況における前提条件として、アメリカを代表する知識 森が自らに与えられた「誤解」を解くために是が非でも本書を

行されていた雑誌であった。ノースロップがこれらの雑誌に対して森の立場を代弁する論文を掲載させたことは本稿には偶然とは考えら 者として出版されていたものであり、The Christian Union 誌はパーカーが「代表」を務めた「福音同盟会」のアメリカ支部が置かれていた てコピーが提供されたものであり、 月二十七日付けの Zion's Herald 誌にも森が執筆者と記載された「良心の自由 LIBERTY OF CONSCIENCE.」という論文が掲載されているこ れ ニューヨークにおいて、また Zion's Herald 誌はクラークが「総主事」を務めたアメリカン・ボードの本部が置かれたボストンにおいて発 とが発見された。本誌においても、森による意見書と憲章の全文が紹介されているが、「それらはノースロップ博士によって私たちに対し (筆者翻訳)」 = と記されている。それぞれの雑誌の性格などについては今後改めて検討する必要があるが、両雑誌はクリスチャンを読 いのである。 スロップは本論文を一八七三(明治六)年一月一日付で The Christian Union 誌に掲載させているが、本稿の史料 日本帝国の宣言に相応しい形態において作成された宗教的自由に関する憲章と一緒に綴じ込まれてい 查 過 で、

そしてノースロップが「その後に」と付し、国務省からの「提案」が両者よりも「後に」行われたことを示唆していることから、 書」の中にも両者の名前が存在しないことから、彼らは個別に、別の機会において森に対する「提案」を行っていたことになるだろう。 クとパーカーに代表されるキリスト教界が国務省側に対して宗教に関する規定の「条約」化を求めて働きかけていた可能性も出てくる。 もう一点注目されることは、ノースロップが森に「提案」を行った人物名をあげるに際して、まずクラークとパーカーをあげ、「その後 の様子を取りあげるが、フィッシュを除けば、クラークやパーカーが国務省で行われた交渉の場に立ち会うことはなく、当時の「対話 afterwards」と態々付した上で国務長官であるフィッシュの名前をあげている点である。以下に「条約」化の「提案」に関する日米交 この点を明らかにするためには、国務省とアメリカン・ボード、「福音同盟会」を繋ぐ史料が新たに必要となる。しかし、先に取り 「福音同盟会」の活動を伝える史料が発見されていることから、そのような可能性が示唆されているものと本稿は考える。 クラー

宗教の 「条約」化をめぐる攻防― 「日本における宗教の自由」の意味

リカ側は三月十八日の改正交渉において、条約の中に「教法」に関する「个條」を新たに設けることを主張していた。このようなアメリ ル迷惑致居候」と述べた上で、「教法ノ條約ヲ結フコトハ敢テ不用ト存候」、「條約ニ書載スルコト肝要ト不存候」と反論している言言。 カ側の要求に対して、以下の史料にあるように、森はなぜそのような「条約」を新たに締結する必要があるのかを理解できないとし、「頗 かにするためには、再び国務省で行われた条約改正交渉の場面に話を戻さなければならない。ノースロップが指摘する通り、 とを主張」した際に、森が反対したことで、その立場に「誤解」が生じたことが本件の発端であると記されている。この点について明ら ノースロップによれば、アメリカの政財界人やキリスト教界の主導者たちが「宗教的自由に関する承認を条約の形において提案するこ 確かにアメ

森国 教法ノミナリ、 何故ニ條約中ニ此个條要用ニ有之候ヤ承知致度頗ル 迷惑致居候

二於テ苛責有之候由承知仕候。

- 森 ノ條約ヲ結フコトハ敢テ不用ト存候。 人ニハ関係致シ不申 殊ニ全 アク教 法 ノ事トモ 難申 候、 思フニ教法 ハ交際ト貿易ノ利益ヲ増 進 ヘスル 二関 係無之候、 且. 教
- 玉 当リ申候(筆者中略)褻涜ナラサル教法ハ総テ寛恕有之度希望致候。 法ノ苛責ヲ防キタル上ニアラサレハ自由ノ交際ハ出来不申者ニ候 体外国 ノ教法ヲ侮辱ナサレ 候ハ乃チ外国 人ヲ侮辱ス ル
- 森 (ム所ニ候、乍去当時日本政府ニ於テ其国ヲ救フ為メニ辛苦尽力致居候形勢ニ方リテ此事ヲ條約 = 一書載ス ル コ 1 肝 要卜不存

ト教徒に対する残虐非道な行為は繰り返されているとし、今後キリスト教徒に対する「苛責」が行われないということはどのようにして のような「苛責」を行っておらず「寛容」に取り扱っているという宗教政策の転換をあげている。しかし、アメリカ側は今日でもキリス という見解に加え、今日の日本国内における「変革」や「進歩」の過程の中で、日本政府はキリスト教徒に対する政策を改め、 「保證」されるのかと問い詰めている。以下の史料にあるように、日本政府を信用しないアメリカ側は、「条約ヲ以テ之ヲ保護可有之候 が「条約」 あくまでも「条約」による強制力によって「保證」すべきであると訴えた。 化を「不用」と主張した根拠は、先に説明した交際と貿易に関わる利益を増進することと「教法」の問題には関係がな 既に以前

- 森国 土人ノ耶蘇信仰ノ者四千人ヲ日本全島ニ離散セシメシハ近年ノ 事ニ有之候
- 夫ニハ他ノ道理有之候、 殊二其節ト今日トハ大二変革致候。
- 有之候(筆者中略) 実ニ変革ハ進歩致居候、乍併未タ緊要ノ地位ニ至リ不申候、 其進歩ノ間当方ニ対シテ保證可有之候。言せ 貴方ニ於テ良法ヲ立テ裁判所設置有之候迄ハ條約ヲ以テ之ヲ保護

うに扱う残虐非道な行為を黙認し続けているとアメリカ側は批判したのである。また、日本政府は一国を代表する政府として、 に示されるように、国家間の「条約」に基づく強制力を以って、「教法」に関する規定を日本側に「保證」させることが不可欠であると主 あった。しかし、日本政府側はその重要性を一向に認識せず、剰え「寛政」という方針を盾にして継続的にキリスト教徒を「奴隷」のよ 證 ヲ貴政府ニ対シテ相求メ候」
三と述べているように、良心の自由という価値観と政教分離の制度を日本政府が認め、「保證」することに 対して要求していたことは抑々宗教に対する「寛政」=トレランス(Tolerance)の問題ではなく、「当方ニ於テハ我国ニ於テ同様ノ保 しているのである。 再び日本政府がキリスト教徒に対する「寛政」を行い、その「変革」や「進歩」が著しいことを訴えているが、アメリカ側 「そのような問題を引き起こす「官吏」に対して監督し、命令することさえできておらず全く信用ならない以上、以下の史料 地方で起 が日本

- デ . П 臥シ鉱山ニ苦役サレ実ニ奴隷トナレリ、此事ニ付各国公使ト集会ノ上談判有之候節ニ右様ノ事ハ無之様約定有之候ヘトモ 後陸続トシテ絶へス、九州ニ配流セラレタル者ハ寒気ニ斃レ飢餓ニ死シ又ハ囚籠ニ鎖シテ之ヲ路傍ニ肆セリ。 ハ御承知有之間 一敷候へトモ日本ニテ諸 ノ事件相起リ近年ニ至リ四千ノ国民耶蘇教ヲ奉スル者何処放逐セラレテ山林ニ
- 日 ハ大政府 二兵隊ヲ送ラサル事ヲ所望有之候当方ニ於テ曾テ之ヲ送リ候コト無之又ハ此後モ之ヲ欲シ申間敷候、然ル ノ免許ヲ得スシテ人民ヲ苛責致シ侯官吏有之侯ユエ当方ニ於テハ此等ノ事 ノ防禦ヲ所望致シ候。 ニ日本ノ ,辺境ニ

玉

玉 森 モ教 話シ不相成ヤ、 二従ヒ可申ト此等ノ人民ニ布告出来大ニ貴国ノ開化ヲ進メ可申候。三元 不相成ヤ、使節出国ノ後六七十人ノ耶蘇宗徒苛責ヲ蒙リ候事有之故ニ之ヲ條約中ニ載論ニ就テハ日本政府ニ於テ寛典ノ政ヲ施シ可申儀保證可致候間此後何モ患フヘキ栲椽を 可致候間此後何モ患フへキ模様無之。 七置 一ク時 ハ 政府ニ於テ右

を得るためには軍事的な選択肢もあり得ることを示唆し、他方で「条約」を結ぶことは平和的に「貴国ノ開化ヲ進メ」る道でもあると語 7 いなかったことを象徴している。アメリカ側は本件に関して、日本へ「兵隊」を派遣することは望まないとしながらも、明確な「保證」 軍事オプションか、「条約」による「保證」かを天秤にかけ、日本側に選択を迫っている。 メリカ側が日 本に対して宗教に関する「保證」を「条約」化させようとしていた事実は、当時の日本政府が欧米側から全く信 短頼され

思考をもった存在に過ぎないのではないか、という「誤解」であったと本稿は考える。しかし、ノースロップは本論文を公にし、宗教を と主張するだけの日本政府側と同一の立場にあり、良心の自由や政教分離の原則を理解せず、「保證」しようとしない野蛮で、非文明的な解」を生じさせたとノースロップは弁明している。それは、森が「条約」化に対して消極的な態度を示したことで、森もまた「寛容」に ための努力を行っていたのである。 めぐる森の意見書の内容やその意図について明らかにすることで、アメリカ側が抱いた「誤解」や森に対する誤ったイメージを払拭する からの要求を森が拒絶していた経緯であった。しかし同時に、森によるこの拒絶は、森の真意とは乖離した形で、アメリカ側における「誤 ノースロップの論文における「昨年の冬」の出来事として明らかにされていたことは、条約改正交渉において以上のようなアメリカ

て、 国家」における「国家としてのプライド national pride」に基づいた森の主張であったとノースロップは代弁している。 圧」や「条約」によって強制的に「保證」させられたものであってはならなかったと説明している。それは一つの ノースロップが欧米のクリスチャンに対して明らかにした森の立場とは、日本政府側の「寛容」政策とは異なり、「森氏自身の意見とし 宗教的自由と政教分離は明らかに承認された原理」であったと指摘した上で、森においては、これらの「原理」が欧米側からの「外 独立国家、 即ち「文明

たが、 家」としての姿であり、「国家としてのプライド」を守ることに他ならなかった。従って、森はアメリカに駐在する日本の顔となる外交官 じて「野蛮非文明国家」という指標を受け入れることを意味していた。森は欧米による軍事介入や「条約」化とは異なる第三の道として、 することのできない「野蛮非文明国家」であるという負のイメージやステレオタイプを法的に固定化させることに他ならず、日本が甘ん としての体裁ではないと森は考えた。「条約」に明文化されるということは、日本が宗教的自由や政教分離の原理すら、自らの力で「保證」 った。「外圧」や新たな「条約」に基づく強制力によって、宗教の問題を、欧米側から「保證」させられたということは決して「文明国家」 にしたのである。 と主体性を対外的にアピールするための「方法」として、「日本における宗教の自由」という意見書を欧米のクリスチャンに向けて明らか 主体的に自らの手で、自らの力によってこれらの「原理」を「保證」することを求めた。このような選択肢こそが、森の考えた「文明国 本稿は「外交官としての森」という視点を設定し、これまで「発信活動」や「親日家」、「外交官視点」というキーワードから論じてき 野蛮で非文明的な思考をもった存在ではないかという疑念や「誤解」を解消し、宗教の問題に関わる日本の国家としての「プライド」 森が宗教の問題を考え「日本における宗教の自由」を執筆する上で重んじたのも、日本の対外的な「国信」と「国益 欧米人の口から日本の利害や国益に適う援護射撃を行っていたのである。最後に、森がアメリカ人を読者に 欧米諸国との国際関係における宗教の意味を次のように理解する森の宗教観があっ 先に取りあげた「学制」の事例と同様に、本件に関してもノースロップという一人の 「親日家」が森の「発信活動」を 」の観点であ

以「信教不自由ナル未開国ニ似タルノ形跡アリトノ見解ヲ下シ、宗教既ニ如此キ有様ナレハ他ノ諸事進歩モ亦之ニ彷彿タルヘシト云事ハ已ニ政府ノ黙許ヲ経、耶蘇宗門ヲ信スルノ徒アリト雖トモ、全国一般ヲ通觀スレハ耶蘇教ニ帰化セシ者甚タ寡少ナルニ由リ、 二於テ耶蘇教外ナル諸国ノ開進ノ程度ヲ量ルニハ率ネ其国宗教ノ如何ヲ以テスルヲ常習トス。然ルニ我国ニテハ自由信教

想像ヲ懐ク者少シトセス四つ。

戦略的に作成された外交上のアピール文であったと結論する。良心の自由の保障とは、森個人の思想や信念の次元を超えた国際社会にお 準として、良心の自由や政教分離の問題を利用していると認識しているのである。「日本における宗教の自由」とは、公私において日本の るものが不自由な状態にあると見做されると位置付けている。つまり、森は欧米諸国が非キリスト教国の「開化」の度合いを測定する基 ける日本の対外的な信用と評価の問題と密接な関係を有していたのである。 の自由や政教分離という問題に向き合う日本の姿勢をアメリカ側に発信し、日本の国家としての「プライド」=「国信」を守るために、 宗教政策に対する批判に晒される中で、 教国が非キリスト教国の 当国が非キリスト教国の「開化」の程度を測る基準として宗教を理解し、宗教に対する国家の措置が不十分であれば、その国家のあらゆここには欧米諸国との国際関係を築く上で、宗教のもつ役割を功利的、機能的に位置付ける森の宗教観が見て取れる。森は、キリスト 欧米諸国が文明と野蛮とを選り分ける尺度として宗教を利用することを理解していた森が、良心

註

浦上キリシタンの配流先となった各藩には金澤藩、大聖寺藩、富山藩に加え、名古屋藩、津藩 福山藩、松江藩、岡山藩、広島藩、津和野藩、山口藩、鹿児島藩、徳島藩、 高松藩、高知藩、 松山藩があった。 郡山藩、和歌山藩

「英吉利公使提示ノ外国人某ノ意見書」一八七一(明治四)年一月三十日、外務省調査部編纂『大日本外交文書』第三巻、 日 本国

『「明治三年十二月二十五日金沢藩御預耶蘇教徒取締実地見聞書」一八七一(明治四)年二月二十八日、『外交文書』四、協会、一九三八年、四二八頁─四三○頁。以下『外交文書』と略し、巻数の数字み記す。 七四 頁

加州御預耶蘇教徒取扱振視察ニ関スル件」一八七一(明治四)年三月十日、『外交文書』四、七四五頁―七四六頁。

兀

交文書』四、 五. 「御預耶蘇教徒中一家族ハ同居セシムヘキ様金澤、大聖寺、富山藩へ達アリ度旨申請ノ件」一八七一(明治四)年五月二十一日、『外 七六五頁。

六 頁。 「耶蘇教徒ニ対シ苛酷ノ取扱ナキ様御預各藩へ指令アリ度旨建言ノ件」一八七一(明治四) 年五月三十日、『外交文書』 匹 七七九

八 「御預各藩ニ於ケル耶蘇教徒取締趣意書」一八七一(明治四)年五月二十五日、『外交文書』四、 掲「キンズレーロ述筆記 ARINORI MORI」、一〇八頁—一一〇頁。 七七八頁

CHRISTIANS TO THE JAPANESE EMBASSY., NEW YORK OBSERVER, FEBRUARY 8, 1872 MOVEMENTS FOR AND AGAINST RELIGIOUS LIBERTY. CHRISTIAN PRISONERS IN JAPAN: FAVORABLE INDICATIONS IN RUSSIA: DUTY OF

「福音同盟会決議文寫送付ノ件」一八七〇 (明治三) 年七月二日、『外交文書』三、四一八頁:

同書、四一九頁。

「宗旨一条伺」一八七一(明治四)年七月二十日、『全集』一、三頁—四頁。

六 五 「岩倉大使等ト米国国務卿等トノ対話書」一八七二(明治五)年三月十八日、『外交文書』五、一「岩倉大使等ト米国国務卿等トノ対話書」一八七二(明治五)年三月十六日、『外交文書』五、一 一六一頁。

前掲 RELIGIOUS FREEDOM IN JAPAN、六七頁─六八頁、七○頁─七一頁。

前掲「キンズレーロ述筆記 ARINORI MORI」、一一〇頁。

 $\frac{-}{\odot}$ 九 「L・W・ベーコン宛L・ベーコン書簡」一八七二(明治五)年十二月九日、『全集』別巻四、二五二頁―二五三頁。 「森有礼宛H・フィッシュ書簡」一八七二(明治五)年十月二十九日、『全集』別巻四、二四六頁。

 \equiv 前掲「キンズレー口述筆記 ARINORI MORI」、一一〇頁。

 \equiv 前掲『明治文化全集』第十二巻宗教編、五八頁—五九頁。

 \equiv 同書、五九頁。

四四 前掲 RELIGIOUS LIBERTY IN JAPAN.

五 同書。

二六

同書。

二八 and New York, 2017), PP. 78—79. 前掲 RELIGIOUS FREEDOM IN JAPAN 六八頁。

114 Guangqiu Xi, AMERICAN DOCTORS IN CANTON: MODERNAZATION IN CHINA, 1835-1935, (Routledge Taylor & Francis Group: London

 \equiv 二九 前掲「日本国公使森ト総督李鴻章ト応接ノ記」、三六三頁。 同書、六八頁—六九頁。

同書、三六三頁。

三前掲 「故森子爵の逸事に付て」、四一三頁。

 \equiv 「森有礼先生を偲びて」、五八五頁。

五五 前掲『林竹二著作集2』、三三頁、三五頁—三八頁。

前掲「岩倉大使等ト米国国務卿等トノ対話書」、一六一頁―一六二頁。 MORI ARINORI, LIBERTY OF CONSCIENCE., Zion's Herald, FEBRUARY 27, 1873

同書、 一六二頁。

同書、 一六三頁。

「英外務卿へノ事実書取書ニ関スル件」一八八三(明治十六)年十月五日、外務省調査部監修、同書、一六三頁―一六四頁。 一本外交文書』第二巻、日本国際協会、 一九四三年、八一一頁。以下『大日本外交文書』と略し、 日本学術振興会編纂 巻数のみ記す。 『條約改正関係

第二章 外交官の語る女性―「文明国家」か、「地球上の一大淫乱国」か―

一.「妻妾論」をめぐる従来の評価と本稿の立場

張は、 載された「妻妾論」を中心に扱う。女性に対する評価や取り扱われ方は、近代的指標の一つと考えられ、「本章では、森の女性論に注目し、主に一八七四(明治七)年から一八七五(明治八)年にかけて五回. 前期の森の思想における近代的性格を示す証左であると考えられている。 年にかけて五回に渡って『明六雑誌』において連 「妻妾論」における以下の森の主

なり。すなわち夫は扶助を妻に要するの権利を有し、また妻を支保するの義務を負う。しかして妻は支保を夫に要するの権利を有し、 また夫を扶助するの義務を負うし。 人婚すればすなわち権利・義務その間に生じ、 互に相凌ぐを得ず。何をか権利とし、何をか義務とす。その相扶け相保つの道をいう

の森が、「社会や国家に関する個人主義的な見方」並を明らかにしたものであると位置付け、次のように評価している。性の地位の確立」を主張し述、「法と道義にもとづく「婚姻契約」」を実践したものであること説明している。また、林竹二は、 いう側面に注目されてきた。例えば、森川輝紀は、「法と道義にもとづく社会建設」を目指した森一が、「道義的社会の条件」として「女 の評価や解釈においては、特に権利義務を定めた男女対等の契約に基づく婚姻形態を提唱し、森自らが契約結婚を実践した

·合意によって成立する関係として捉えなおすとともに、その合理的な関係に新しい倫理の基礎を求めることを企てたのである。·妻妾論」によって森は、女性が他の「家」に入る行為としての結婚の観念を斥けて、権利と義務の主体であり、平等なる両性個 倫理についての考えは、死に至るまで、この合理主義個人主義的な性格を失わなかったボ。 権利と義務の主体であり、平等なる両性個人

から主張された「開化論」の一つであったと本稿は考えている。りあげた一連のトピックと同様に、「妻妾論」とは、日本の国際# 内の その前提には西洋の近代的諸価値やキリスト教に触れた西洋主義者という視点から森の初期思想の性格を評価しようとする見方があり、 基づく新しい倫理観の実現というよりも「知識の拡大」による「一夫一婦制の実行」を主張した論文であったと説明している一。 化」は、「知識の拡大によって合理的行為を確立」することッを意図した森の「主知主義的倫理観」「○に依拠したものであるとされ、 トレートに結びついてゆく」、「暗黙の予定調和論」を示す一つの事例と評価している^。個人の自由でランダムな活動を促す「個人の文明 論に依拠し、前期の森の思想的特徴であると主張する「私的な個人のランダムな活動」が自然と「社会の進歩」や「国家富強」へと「ス 等」観念について、「神の前における平等」というキリスト教的な性格を帯びた見方であると指摘しているキ゚。また園田英弘は、 「日本における宗教の自由」に対する評価と同様に、前期の森における思想の革新性や近代性を示す証左としての「妻妾論」、という位置 ^あげた一連のトピックと同様に、「妻妾論」とは、日本の国際的なイメージや対外的な「国信」を重んじる「外交官としての森 け方は共通したものである。しかし、本稿では、森のテキストを成立させるコンテクストに注目し、なぜ森は「妻妾論」を執筆して国 従来の研究では、主にテキスト解釈を中心として、森の思想構造における内的連関性を解明するというアプローチが採用されてきた。 は「妻妾論」に表明された「倫理」観について、森の「合理主義個人主義的な性格」を示したものであると評し、森の主張する「平 化」を促し、またどのような立場から、いかなる問題意識の下で作成したのかという視点から考える。結論的に言えば、 森は「外から見られた日本」という視点に立脚し、日本の 社会学理 」の視点 先に取

わる国際的な信用や評価の問題という観点から女性論を展開したのではないか。本稿では、「外国人の、我国を目して地球上 あるいは虚謗にあらざるなり」「こという森の主張に注目し、 外交官の語る女性論という視点から考察を行う。 0) 大淫乱 国

二.アジアにおける女性、日本における女性

語り、 された問題を踏まえ、以下のように説明している。 いて、「開化ノ最高度ヲ十度ト定メンニ亜細亜ハ三度ノ上ニ達シ欧羅巴ハ七度ニ下ラサル点ニ在ルヘシ」と述べ、両者の間には「開化」の ついての見識を求め、まず「試ニ亜細亜洲開化ノ度ヲ欧洲ニ比スレハ賢慮如何」と問うている。森はアジアと欧米の「開化」の位相につ ならないという認識を示している。李は、森に対して遊学経験を踏まえて、欧米とアジアの「開化」の位相や今後の「交際」のあり方に 分チ国ハ各々趣ヲ異ニス、或ハ抑圧セラルヽ者アリ、或ハ蹂躙セラルヽ者アリ、即チ土耳其印度幷ニ清国ノ如キハ其最タルモノ也」「三と レベルにおいて四段階の差異があると見ている「罒。さらには、李から「亜細亜ト欧羅巴ノ交際ハ将来如何ノ状ヲ見ルニ至ルヘキ乎」「ェと れた。この会談において、森は自らの遊学の体験について「世界ヲ周廻セシ事前後二回」と述べ、その見聞の結果として、「人ハ互ニ心ヲ 督との会談に注目したい。駐清外交官の森と李総督との会談は「妻妾論」が連載されたおよそ一年後の一八七六(明治九)年一月に行わ 妻妾論」の検討を進める前に、アジアにおける「開化」に内在された問題と女性の関係について、森が見解を明らかにした李鴻章総 トルコやインド、中国などのアジア諸国は今日の国際関係において紛れもなく客体であり、欧米諸国による支配や搾取の対象に他 今後のアジアと欧米の国際関係についての見解を求められた際、森は両者の「開化」における隔たりやアジアの「開化」に内在

是レ大ナル問題ナリ、此問題ノ趣旨ハ各種ノ人民各種ノ宗教互ニ其ノ権威ヲ相争ヒ竝ニ世界ノニ大洲互ニ其ノ人智富強ヲ相競フノ事 |カニ幾百年ノ後ニ在リト云サルヲ得サルナリ、概面ヲ以テ論スルニ今日亜細亜人民ノ俗タル下賤野卑禽獣ヲ相距ル遠キニ非ラス | ts 関スル者ト察セサルヲ得ス、然レハ拙者モ亦亜細亜ノ人ナリト雖トモ鄙見ニ依レハ亜細亜カ欧羅巴ト掎角スルヲ得ヘキノ日ハ未タ

のそれと大差のないという点に求めている。李から「何ノ故ヲ以テ然ル乎」と問われた森は、以下のようにアジアにおける「婦人」に対時間が必要になると語り、その原因を「亜細亜人民ノ俗」、即ち習慣や価値観、思想などを規定する「風俗」が極めて野蛮であり、「禽獣」 森はアジアと欧米の い方や価値観の問題を指摘する。 「開化」における四段階の差異を克服し、相対するだけの力を得るためには、少なくとも「幾百年」に渡る膨大な

人ヲ卑視シテ之ヲ遇スルノ無道ナル殆ト獣類ヲ遇スルニ等カラントス、拙者カ亜細亜人民ヲ下賤ナリト論シタルモ其理ナキニ非サ ハ多言ヲ要セス」せ。 人ノ貴重スヘキハ之レ天ノ定ムル所ナリ、則チ婦人ハ人間ノ母ナリ一国一家ノ母ナリ、然ルニ亜細亜洲中何 レノ地方ニテモ

を付与されているにも関わらず、恰も女性を「獣類」のように捉え、人間としてさえ扱おうとしないと批判している。森が日本における、森はアジア全体における女性に対する見方や扱い方が道理に合わず、国家や家、人間の生存や発達において女性は本来「貴重」な役割 女性を取り巻く環境や問題についていかなる見解を持っていたのかについては、「妻妾論」の中で明らかにされている。 先に論じた通り、

を問題とする観点から語られた外交官の女性論であったと考える。「妻妾論」が外交官の視点や問題意識から、日本国内における女性 いう側面に注目されてきた。しかし、本稿は、「外から見られた日本」という視点に立って、日本の「開化」に関わる国際的な信用や評価 の「妻妾論 化 」を問題としたものであったことを象徴する一節が以下の史料に表れている。 に関する評価や解釈については、男女対等の主張や、権利義務を定めた契約に基づく婚姻形態の主唱、 契約結婚 の実践 کے

ああ女子の職分、それかくのごとく難く、しかしてその責任またそれかくのごとく重し。しかるに世俗、女子をもって男子の遊具と 酒に、色に、弦に、歌に、放逸不省もって快楽を得るとなし、もしこれを共にせざればもってあい歯せざるの情勢あり。 我国を目して地球上の一大淫乱国となすも、あるいは虚謗にあらざるなり「ハ。

子どもによる家系の継承が法的、制度的にどのように定められているのかという二つの問題について論じている。 足る充分な判断材料があると主張する。森は、日本の男性のもつ女性観の問題と、日本における血統と「国法」の問題、 て業とし、これをもって快とし、かつ楽む者あるに至る」と述べ、中でもその最たるものは「夫たる者のその妻を虐使する状」 わかる。 森は「開化」に至る以前の国家の風俗について、「道のいまだ明ならざるや、強は弱を圧し、 上のように、森は日本が国際的に「地球上の一大淫乱国」として評価される要因として、日本における女性の問題を語っていること さらに森は、外国人が日本を「淫乱国」と評価することは決して「虚謗」ではなく、そのように日本が国際的に認識されるに 智は愚を欺き、その甚だしきはこれをもっ 即ち妻妾関係と

たる者はあたかも売身の奴隷に異ならず。夫の令するところはあえてその理非を問うことを得ず、ただ命これ従うをもって妻の職分 わが邦俗、 すなわち叱咤・殴撃・漫罵・蹴踏、その所為、実に言うに忍びざるもの間多し二つ。 ゆえに旦暮奔走従事、身心両ながら夫の使役に供し、ほとんど生霊なき者のごとくす。しかるにもし夫の意に充たざるがごと 夫妻の交義いやしくもその間に行わるあるにあらずして、その実、その夫たる者はほとんど奴隷もちの主人にて、その妻

「蛮俗の常」を象徴するものであると指摘する「π。森は日本における夫妻関係の現実について以下のように述べている。

批 志 関わらず、 と見做され、夫の意向を満たさなければ言うに耐えない「所為」が行われるのに対して、夫は身を許し、懸命に貞操を守る妻がいるにも 構造のようであると指摘している。 蛮野のこと」「『に他ならず、国際的に日本が「一大淫乱国」と認識されるに足る根拠であると森は訴えているのである。 |判する|||。男性が「自由自在、犬豕牛馬のごとく数女を婚す」る|||のに対し、「女子をもって人間一段下等の動物と看做し、男子の意 のみによって離縁することさえ「国法」が規制していないという日本の現実について、森は「まことに無情非義を極むというべし」と は日本の夫妻関係について、一方の夫は「奴隷もちの主人」であり、 自由にこれを使役し得るもの」として「三、女性を「奴隷」や、「酒」「色」「弦」「歌」のための「遊具」と位置付ける価値観は、 「妾を購い、婢を置き、その情欲を恣に」し、「妾婢を置て放逸を極め、外坊に遊て情欲を恣にする」とされ、剰え男性側の意 妻は理非を問わず、夫の命令に従い、常に「使役」されること、即ち客体であることがその 他方の妻は「売身の奴隷」であり、恰も「主人」と「奴隷」の

以上のような日本における女性観の問題のみならず、「妻妾論」においてより一層問題視されていることは、当時の日本の法制度におい

森は「妻妾論」執筆の動機について、

当時の

がどのように扱われ、

規定されているのかという点にあった。

このことにつきて鄙見を述べ、しばしば社評を乞うに至るは、特にその礼の不良にして、すこぶる改正すべきものあるを覚るより発 も、法律の認るところ、ともに等しきをもってこれを視れば、その間いささか差異あることなきに似たり。(筆者中略)そもそも予の 従来我邦にて妻と云い妾と云い称呼を異にするは、そのはじめ嫁するの時、公然たる媒酌に頼ると否らざるとに係るというといえど 来るなり二玉。

しいままに妻を役使して、その意に充たざるがごとき、任意にこれを去るとも、国法かつてこれを律さず」ニ゙ホと述べ、夫と妻の関係を「国 体的には当時の日本の「国法」に内在された問題を示唆している。まず森は「国法」の問題として、「今、我邦婚交の習俗を視るに、夫ほ の問題、即ち妻と妾の位置、並びにその子どもによる家系の継承に関わる事項を「国法」がどのように定めているのかという点であった。 法」が規定せず、離縁も男性側の意志のみによるものとされてきたことを批判する。森が最も批判したことは、日本の「国法」と「血統 統」に関するアジアと欧米の認識の差異について森は次のように説明している。 「妻妾論」の執筆動機について、「礼の不良」を「改正」することにあったと述べている。「礼」とは法律や制度を意味し、 より具

血統を正するは欧米諸州の通習にして倫理の因てもって立つところなり。亜細亜諸邦においては必しも然らず。ことにわが国のごと 血統を軽ずる、その最も甚きものなり。これをもって夫妻婚交の道行われず、 したがいて倫理の何者たるを解せざるに至ること。

判する。さらに森は、この「血統」と「国法」に内在された問題に関して、「国法妻妾を同視し、またその生子の権理を平等にす」と指 いては必ずしもそのようには捉えられず、特に日本は「血統」に対する軽視が甚だしく、「倫理」の基礎が根底から崩壊していると森は批 根本的な問題の所在を明らかにしている。 米諸国において「血統」の問題、即ち夫妻関係を中心にした家系を正すことは「倫理」の基礎と考えるのに対して、アジア諸国にお

れていることから、 当時における刑罰は罪を犯した当該人物の身分や立場、間柄に基づいてその軽重が判断されたため、「新律綱領」の中には 定されなかったことによって、男性が妻よりも妾を溺愛し重んじる風潮さえも惹起させたとして、森は次のように批判する。 いう親族の間柄や位置付けを明らかにした規定が明記されている。この「五等親図」において、妻と妾は等しく「二等親」に位置付けら 摘するように、「法律」上、妻と妾は同一の位置を占め、等しいものとされていた。剰え、従来「国法」によって妻妾の関係が正しく規 第一に、森の言う「国法」とは、一八七○(明治三)年十二月に布告された近代日本における最初の刑法典である「新律綱領」を指 森が「国法妻妾を同視し」とあったように、まさしく「国法」上、妻妾が同格の存在として扱われていたことになる 「五等親図」と

妬害、つねに讐視するにによりて存るもの多し。 およそその妾たる者は、おおむね芸妓・遊女の類にして、これを娶る者はすべて貴族・富人に係るゆえに、貴族・富人の家系は買女 つねに讐視するに至る。 妻妾併居するや、その交際あるいは主従のごとしといえども、夫つねに妾を偏愛するにより、妻妾こもごも ゆえに妻妾あるいは数妾ある者は散じてこれを別所に置き、 己れまずその溺愛するところの者ととも

裕層においては恰もそのような「醜行」が一種のステータスであるかのような価値観さえ醸成されるに至ったと森は指摘する 妾を所有することは従来日本において是とされ、「国法」も規制を設けず、そのような慣習が温存されてきたことで、

かえって妾腹に生ずるときは、妾腹の子をしてその家系を嗣がしむるを常例」□○とする制度が存在してきたと森は説明する。即ち、夫妻 ·係において実子が存在しない場合、「妾腹の子」、「婢腹の子」、「私通の子」など男性が妻以外の女性との間に設けた子どもを「生子」と 第二に、森が「その生子の権理を平等にす」と述べているように、「家系」の存続という観点から、日本においては従来「妻に生子なく、 国法」によって規制されるどころか容認されており、森は「無情非義の甚きものというべし」三と批判し、次のように主張する。 家系を嗣がせる蓄妾制度と養嗣子制度が「常例」とされてきたと森は指摘しているのである。これらの制度は、日本における従来

とせば、夫妻の名義もまた存するを得ず。しかればすなわち、我邦夫妻の交義は、ただにその実なきのみならず、その名もまたある 妻の婚交有名無実に属するを弁ず。今や妻、妾、婢あるいは私通によりて生じるところの者といえども、ひとしく家系を嗣ぐを得る なし。すでに夫妻の名と実となければ、すなわち親子・兄弟・姉妹・親戚の縁義もまた、豈その間に存するを得べけんや『『。 ;をして家系を嗣がしむるも、国法あえてこれを制することあるべからず。余前会に、夫妻の間、その権利・義務行われざれば、夫っでに妾腹の子をして家系を嗣ぐを得せしむるときは、婢腹の子あるいは私通の子のわが妾婢の腹に生ずるを誤てわが子と認め、こ

的基礎や国家を「堅立」する土台は夫妻関係における倫理を基軸とした家系のモラルを正すことにあると説明する。従って、「我邦夫妻の 森は「夫婦の交は人倫の大本なり。その本立てしかして道行わる。道行われてしかして国はじめて堅立す」""と述べ、一国としての倫理 せず、親子や兄弟、姉妹、親戚など欧米諸国の重んじる家系を中心とした「倫理」観は日本において成立するはずもないと主張している。 交義」に名実なしという森の認識は、対内的には日本の国家としての倫理が根底から崩壊しているという見方に繋がり、対外的には外国 人によって日本が「地球上の一大淫乱国」であるという国際的な評価を惹起させるという森の見解に展開していくのである。 のであるのかを問わずに「生子の権利を平等とす」と定められているのであれば、「我邦」の夫妻関係における「義」は名実ともに存在 婢、私通を問わずその子どもが家系を嗣ぐことが「常例」と認識され、剰え「国法」によって誰から生まれた

や法令によって是とされた方針や政策、慣習であったとしても、欧米諸国という相手の存在を必然的に想定しなければならない国際関係 て、たとえ女性を「獣類」や「遊具」、「奴隷」と見做す価値観や、そのような考え方に依拠して築かれた制度や慣習、 同格の存在と定める「新律綱領」における「礼の不良」を「改正」しようとしたのである。アジアという一つの文化圏や日本国内におい の文脈の中に、再度国内において是とされたものを位置付けた上で、改めてその是非を見極めなければならないと主張している。「妻妾論」 \$ち何れの女性から生まれたのかを問わずに「生子」の権利を平等と定め「家系」を嗣ぐことを「常例」とする制度や、 」と位置付ける価値観の再考を訴え、第二に、そのような価値観や思想に依拠する形で築かれた日本の「国法」や制度、 おいては、第一にアジア地方に共通する女性=「獣類」とする認識や、そのような認識に基づいて日本の男性が女性を「遊具」や「奴 「妻妾論」において森が展開した論理構造は、これまでに取りあげたトピックと共通のものであった。森は、たとえ国内的な価 「血統」 を重んじ、 「家系」の倫理を国家の基礎と考える欧米諸国の目線から見れば、 慣習の問題、 恒基準

「文明国家」の体裁に相応しくない「国法」のあり方を問い直させることで、「一大淫乱国」としての日本、日本やアジア諸国のあり方は、野蛮非文明の「淫乱国」の姿に他ならなかった。森は「妻妾論」を執筆し、 日本という負のイメージやステレオタイプを払拭し、「文明国家」としての国際的評価の獲得を目指していたと考えられる。 国内における野蛮な女性観や 野蛮なアジアの 部としての

二.森有礼の「開化論」の構造

ら日本国内の風俗や制度を改革しなければならないという主張は「空想」に過ぎないという真っ向から対立する意見が相対しているから 法律、 れずに論じられていると考えるからである。それに対して、明治十年代における妾の法的位置をめぐる論争においては、 論」に対する同時代の対論や、後世の回顧談も、先の外債問題に関する論争の場合と同様に、森の主張の意図やその視点が充分に理解さ を受けたので軌道を逸し、自分は飛んだ目に遭つた」『玉と語り、男女が尊卑の差別なく「同等」の関係を築き権利義務を定めた契約 視点がより明確になるのではないかと本稿は期待する。 である。 て、「外から見られた日本」という視点に立脚し、条約改正という欧米諸国との国際関係の文脈を前提としながら、日本における女性観や のあり方をいかに再考し、また、なぜ再考しなければならないのかという点について議論が行われた論争に注目する。なぜならば、「妻妾 世の回顧談よりも、森が「妻妾論」を執筆した後の明治十年代において、新たな刑法典の法制化に際し、妾の法的位置をめぐって「国法」 づく婚姻形態を実現するためには、女性側の教育と自覚が不可欠であると考えるに至ったとされていることはよく知られている。 育のない女にあんなことをしたのは自分の誤りであつた。日本の女をあゝ云ふ風に扱つたのは悪かつた。女が離縁をされないと云ふ保證 の関係であるという趣旨の主張をしたと弁解している。また、文相期には木場貞長に対して、自らの契約結婚の実践について、「日本の教 なさんことを恐れ、ここに附録していささかこれを弁ず」░░と述べ、森は男女の「同権」ではなく、性別による尊卑の差別のない「同等」 して尊卑の差なきことを述べたれども、同権に至ては絶てこれを論ぜしことなし。すなわち世人、余の述ぶるところの同等を認て同権と しかし、本稿は以上のような同時代における「同権」か「同等」かに関する森の弁解論や、森の女性に対する意識の変化に言及した後 森の「妻妾論」は同時代において論争を呼び、様々な反論が行われた。これを受けて森は「余さきに妻妾論を著し、夫妻の間は 制度を再考する必要があるという森と共通の問題意識や論理構造が端的に表明され、 論争における対照的な意見を補助線として森の「妻妾論」、そしてその「開化論」について考えることで、森の主張の意図やその 他方の反対論として、欧米の顔色を窺いなが 一方の主張とし 同等に

これを受けて、同年三月、太政官直属に設置され、法令案の審査、検討、解釈を行う組織である法制局から提起された妾廃止を訴える「法 親ニ列ス」るものであったが、新たに立案される刑法においてどのように扱うべきなのかを問う「刑法草案審査局伺」を明らかにする┈ギ。 る中で、太政官布告第三十六号、いわゆる「旧刑法」が公布され、妾が法律上削除されるに至る。「旧刑法」が公布される前年の一八七九 定律令」など主として中国の法令に基づいて作成された刑法典から、条約改正の早期の実現を目指して国内法の近代的法制化が推進され (明治十二)年二月二十七日、元老院に設置された刑法草案審査局は、妾の法的な位置付けに関して、「従来ノ妾ハ既ニ法律ニ公認シ二等 局議案」と、妾廃止に反対する「妾名廃存ノ儀ニ付大書記官尾崎三郎外三名建議」という二つの対照的な意見書が提起される。 一八八〇(明治十三)年七月、従来の「新律綱領」や一八七三(明治六)年に「新律綱領」の一部を改正、補足する形で公布された「改

一方の「法制局議案」は、従来妾の存在が日本の「国法」上において公認化されてきたことを「斯ノ如キ悪習」"せと批判し、 国法」上から削除しなければならないと主張し、 その理由について以下のように述べている。

キモノト謂フへシ。欧米各国ノ律ヲ見ルニー夫両婦ヲ有スルヲ認ルモノナシ。支那ノ制ニ於ケルモ亦妾ヲ親属ニ列セサルカ如シ。追 ヘトモー夫ニシテニ婦若クハ数婦ヲ有スルハ正妻ノ権利ヲ妨害シー家ノ不和ヲ醸成スルノ基ニシテ天理ニ違ヒ人情 査 局伺刑法草案中妾ノ名ヲ廃スヘキヤ否ヤノ儀審案候処男子妻妾ヲ並迎スルハ本邦ノ習俗ニシテ従 来法 ニ反スルノ甚シ ニ公認スト

る外国人に対して自国の刑法を適用していく上で、日本の法律が、 多妻を認めるものはなく、中国の制度においてさえも「親属」とは別個の扱いとされている。今後日本が条約改正を進め、日本に在留す 認」するものであれば、日本の法律に対して外国人からの「信」を得ることができず、国際関係上の問題が生じることになると述べてい 列ノ舊制ヲ改正シ併セテ法律ノ明文ニ於テハ妾ノ権義ヲ保護スルノ舊草ヲ削ルヘキナリ」ハート゚と述べ、「舊俗ノ陋」である「妻妾併列ノ舊 ると考えられてきたが、これは「天理」、「人情」に違い反するものであると批判する。さらに、欧米諸国の「律」において、今日一夫「法制局議案」では、従来日本の「習俗」として男性が妻妾を「並迎」し、妾の存在は「法律ニ公認」され、一夫多妻の制度が常習で 従って、「今人文益々進ミ各国相傚ヒ務メテ舊俗ノ陋ヲ去ル。蓋シ民刑二法ノ改正ヲ要スルハ主トシテ是ニ由ルナリ。是レ宜シク妻妾 法律上において「妾ノ権義ヲ保護スルノ舊草」を廃止しなければならないと結論付ける。 欧米諸国の「律」に「公認」されていない妾や一夫多妻の制度を「公

勝サルナリ。 鼻息ヲ窺ヒ苟モ彼レニ同シカラサルモノハ悉ク之ヲ変更セントセハ上ハ教法政体下ハ民間ノ交際ニイタル迄其改ムヘキ者千百屈指ニ 未タ妾ヲ廃 [三及ヒタルヲ聞カス而此酷虐不備ノ法タルヤ仮令欧米人ナシトイヘトモ改良セスンハアルヘカラサルモノナリ。若シ夫レ欧米人ノ[者ノ空想ノミ。嘗テ聞ク欧米人ノ我法律ノ甘受シカタキヲ言ヘハ常ニ拷訊ノ酷虐ナル身代限財産諸法ノ不備ナルヲ云フ。未タ妾ノ セスンハアルへカラサルノ要用ヲ見ス。惟欧米人ノ風俗ト異ナルヲ以テ彼レ我法律ヲ甘受セサラント云フニ過キス。是レ 且欧米各国又互ニ異同アリ。彼レニ適スレハ是レニ適セス朝変暮改終ニ一定スル所アラサラントス門。

設ケアル古今ノ定例上下ノ通習ナリ。

に対して、反対論を展開する「妾名廃存ノ儀ニ付大書記官尾崎三郎外三名建議」においては、「案スルニ本邦男統ヲ貴ヒ女統ヲ賤ム妾媵ノ

元ト欧洲ト異ナ」

□○るとし、妾を廃止しなければならない理由は存在しないという対照的な見解を

このような条約改正という目的を前提に、「外から見られた日本」という視点から、「国法」に対する国際的な「信」を問題とする主張

欧米人が日本の法律を信頼せず、受け入れないという主張は論者の「空想」に過ぎないと批判する。従って、欧米側の顔色を窺うような仕方に至るまで改めるものに歯止めがかからなくなると反論する。また、欧米諸国と言ってもそれぞれに制度や慣習には「異同」があり、 米人ノ鼻息ヲ窺ヒ」、それに合わせて国内の制度や慣習、 方は誤りであると結論している。 外から見られた日本」という視点に立って、 のように、 欧米諸国のあり方を無批判に手本とし、その「風俗」や「法律」と日本のものが異なるからと言って、過剰なまでに「欧 日本の諸制度や慣習、 法律を変更しなければならないとすれば、宗教政策や政治制度、日本人の交際の 風俗に対する信頼を問題とし、 国内の 開化」を促そうとする考え

一八八〇 (明治十三) 年における 旧 刑法」 が 公布され、 妾が法律上削除されるに至り、 森が 妻妾論」 おい て明らか

るために主張された「開化論」であり、条約改正という「目的」を実現するための「開化論」として主張されているという構造である。 である。それは、欧米という相手を想定した国際関係の文脈を前提に、「外から見られた日本」という視点に立って、日本の「国信」を守 ぜならば、「建議」と相対した「法制局議案」に底流する問題意識や視点が森の「開化論」の構造と共通のものであると考えられるから 「妻妾論」も含めて森の「開化論」の性格を浮き彫りにする上で、同時代の反論を対抗軸とするよりも示唆的であると考える。 一直線上にある「法制局議案」の立場が支持されることになった。 しかし、妾を廃止する必要はないと主張した「建 79

のプライド」や名誉を守るために、「日本における宗教の自由」を作成した。さらには、国際法について、国内的には日本の国内事情を説させられるのではなく、自らの手によって保障することができるという「文明国家」としての主体性をアピールし、日本の「国家として政教分離の原則が公権力によって遵守されている以上、日本は外国からの圧力に屈したり、宗教に関する新たな「条約」を強制的に締結国際的な批判を受けてもなお、日本政府は「教戒改宗」の方針を改めなかった。しかし森は、欧米の価値観や制度として、良心の自由や本国内では禁教体制が敷かれる状況の中で、浦上村のキリスト教徒に対する苛酷な処置も是と判断され、欧米諸国や外国メディアからのの私有財産に干渉したり、強制的に収奪することは許されないと主張する「外債意見書」を明らかにした。また、宗教問題において、日 が個人の財産に対して干渉してはならないという考え方がある以上、日本政府は「文明国家」の政府の体裁に相応しいものとして、個人卒族の禄券の買上げと外国公債募集による財源確保という方針が決定された。しかし森は、欧米には私有財産の考え方に基づき、公権力造は一貫したものであった。例えば、外債問題において、日本の国内において秩禄処分という政策が決定され、年限と上限を定めて華士 や国際礼譲があり、それに依拠した国際関係が築かれていると主張し、日本は「公道」=国際法に基づき、国家としての義務を尽くし、明して欧米諸国を説得する「情実懇談の法」が常套手段とされてきた。しかし森は、欧米には「文明国家」間の関係性を規定する国際法 本稿では、外債、宗教、国際法、女性というトピックを取りあげ、森の「開化論」の特徴について検討してきたが、森の視点や論理構

妾、婢、私通の子を問わず法的にその権利を平等と定め、家系と迷承上ろういうでなって妻妾を同格と定めて一夫多妻の制度を公認し、妻、縁をするなどの女性に対する扱い方は容認されていた。血統を軽視し、国法によって妻妾を同格と定めて一夫多妻の制度を公認し、妻、性の「遊具」や「奴隷」と見做す女性観や、男性の意向を満たさなければ非道な「所為」を施し、男性側の一方的な意志のみによって離せの「遊具」や「奴隷」と見做す女性観や、男性の意向を満たさなければ非道な「所為」を施し、男性側の一方的な意志のみによって離せの でがい 女性の問題において、国内的には、アジアにおいて女性を「卑視」し、恰も「獣類」のように扱う考え方に依拠し、女性を男子として、女性の問題において、国内的には、アジアにおいて女性を「卑視」し、恰も「獣類」のように扱う考え方に依拠し、女性を男 찉。その上で、「意想を高くせざるべからず」と述べ、「女子はまず学術、物理の大体を得、その智界を大にしてよくその愛財の用法を诵 子を教る」主体へと女性の「職分」を再構築するために『、まず「身体健強」、「性公平」、「質純清」となる必要があると訴えるのである 森は、欧米には血統を重んじ、家系を倫理の基礎とする考え方があり、一夫多妻を法的に容認することをせず、一夫一婦が常例になって いる以上、第一に法制度として、男女の性別による差別なくその関係を対等と改め、互いに権利義務を定めた契約に基づく婚姻形態を実 づするために、婚姻法の制定を主張した。第二に、男性の「遊具」、「奴隷」という客体から、「人の妻となり家を治」め、「人の母となり 森の「開化論」に一貫して表れる視点や問題意識は、「外から見られた日本」という視点に立脚し、欧米人の抱く負の日本イメージやス せざるべからず」『『とし、妻や母という女性特有の「職分」を果たす主体として教養と教育が不可欠であると結論するのである。

テレオタイプを払拭することの重要性を主張し、日本の対外的な「国信」を守り、日本が「野蛮非文明国家」や「一大淫乱国」というよ

「文明国家」としての評価に相応しくないレッテルを付与されることを防止しようとすることにあった。

国際的な評価に役立つもの、

「開化」とは

「国信」に資する

「手段」に他ならなかった。

日本という国家の対外的、

危機感を抱いた一人の外交官が、国家の生存を第一と考え、主体的にその生き残り方を模索した冷徹で合理的な判断の結果として生じたく、国力や形勢もままならない劣等後発国の代表者として欧米諸国と対峙する中で、国際社会における日本の置かれた現実に対して強い 無批判に、そして無定見に、西洋に媚び諂い、心酔した西洋主義者による主張であったのでもない。森の「開化論」は、 張は一見主体性の欠落した考え方のようにも映る。しかし、森の「開化論」は短絡的に欧米の「鼻息」を窺っていたものではなく、無論、面を過剰なまでに意識しているようにも思われる。「建議」において、そのような見方は論者の「空想」であると批判され、森の議論や主 ものであったと考える。 先に取りあげた「建議」が批判するように、 確かに森は 「欧米人ノ鼻息ヲ窺ヒ」、欧米側から日本がどのように評価されるのかという側 開国して間もな

ける隔たりや、 させるために、 り方を問題とし続けたことは生涯一貫して変わることはなかった。しかし、次章に明らかにするように、一八七九(明治十二)年以降、森が条約改正を実現し、日本の対外的独立の回復と確たる主権国家の確立を「目的」と定め、その「手段」として日本の「開化」のち 森は日本の「開化」をより一層明確な形でアピールし、条約改正における日本の立場を向上させて、欧米諸国との外交交渉を有利に展開 を語る際に表れていた。それは、外交戦略としてアジアから日本を剥離する「脱亜」の言説を意識的に発信するという「方法」であった。 森が駐英外交官としてイギリスとの条約改正交渉に臨む中で、森は日本の「開化」を国際的にアピールするための「方法」的な模索を行 森の実践する外交戦略の中に明らかな変化が表れるようになる。断片的には、既に「妻妾論」や、それ以前において森が「開化論」 アジアを日本の「開化」を証明するための引き立て役として活用し、欧米人に対してアジアと日本の 優劣関係を意識的に明らかにするという外交戦略へと「方法」的転換を図ることになるのである。 「開化」レベルにお このあ

註

「妻妾論」一、一八七四 巻号数のみ記す。 (明治七) 年五月、 山室信 中 野目 l徹校注 『明六雑誌』 E 第八号、 岩波文庫、 九九九年、

二 森川輝紀『増補版 教育以下『明六雑誌』と略し、 教育勅語への道 教育の政治史』、三元社、二〇一一年、二七四頁。

三同書、二七五頁。

兀 書、二七三頁。

五. 前掲『林竹二著作集6 明治的 人間』、三三頁

六 同書、 一〇三頁。

七 一四七頁。

八 『西洋化の構造 黒船・武士・国家』、二四六頁―二四七頁。

九 書、二五〇頁。

同書、二六五頁。

同書、二四九頁。

「妻妾論」四、一八七四(明治七)年十一月、『明六雑誌』(中)第二十号、一九〇頁。 前掲「日本国公使森ト総督李鴻章ト応接ノ記」、三五二頁。

三部 三六 三四 三九 三五 \equiv Ξ \equiv 二九 二八 二七 二六 五 四四 $\overline{\overline{\bigcirc}}$ 九 t 五 四 前掲 同書、 前掲 同書、 同書、 同書、 同書、 同書、 同書、 同書、 前掲「妻妾論」一、二七六頁。 同書、五三頁—五四頁。 前掲「妻妾論」四、 同書、 同書、二三五頁—二三六頁。 同書、二三三頁。 同書、二三二頁。 木場貞長、大久保利謙他「森先生追憶座談会」一九三八(昭和十三)年十一月十七日、『全集』四、六○二頁。 同書、三六九頁。 阪谷素「妾説の疑」一八七五(明治八)年三月、『明六雑誌』(下)第三十二号、一二〇頁。 「妾名廃存ノ儀ニ付大書記官尾崎三郎外三名建議」一八七九 「五等親図」一八七〇(明治三)年十二月、 「妻妾論」一、一八七四「妻妾論」五、一八七五 「妻妾論」五、 「妻妾論」三、一八七四 「法制局議案」一八七九 一九七三年、二三一頁。以下『身分法大全』と略し、巻数のみ記す。 「妻妾論」二、一八七四 ·刑法草案審査局伺」一八七九(明治十二)年二月二十七日、堀内節編『明治前期身分法大全』第一巻、 「妻妾論」二、三六八頁。 「妻妾論」 三六八頁。 三六三頁。 五五頁。 五四頁-五五頁。 五四頁—五五頁。 三六三頁。 三六三頁 三五三頁。 一、二七八頁。 五五 頁。 一九〇頁。 l (明治七) 年六月、 l (明治七) 年五月、 元 (明治人) 年二月、 (明治十二) 年三月二十五日、『身分法大全』一、二三三頁。 (明治七) 年九月、 『新律綱領』 『明六雑誌』(上)第十一号、三六六頁。『明六雑誌』(上)第八号、二七七頁。 『明六雑誌』 布告第九四四号。 中 (明治十二) 年三月、『身分法大全』一、二三六頁。 第十五号、

三五四

頁

婚姻編

中央大学出版

「妻妾論」四、

一八八頁。

八八頁。

八九頁——一九〇頁。

五三頁。

まで未検討の問題として明らかにされておらず、本章における課題として設定する。 とに変わりないが、欧米側に対して日本の「開化」をより一層明確な形で訴えるためのアピール「方法」という点において「アジア」と 的」が条約改正の実現による日本の対外的独立の回 本章においては、イギリスとの条約改正交渉に舞台を移し、森の「開化 即ち「脱亜」という言説が新たな外交戦略として活用されるようになる。森の思想における「開化」と「脱亜」の構造はこれ 復と主権国家の確立にあり、その「手段」として日本の「開化」を問題とし続けたこ 論」に現れる「方法」的な変化について明らかにする。 0

極的に、そして意図的に「脱亜」言説を発信するように変わっていく。 会において最も国力や形勢の優れたイギリスとの外交交渉に臨むに際して、森は日本の「開化」をアピールするための外交戦略として積 ことを欧米人に対して示そうとする消極的なものであった。しかし、一八七九(明治十二)年以降、森が駐英外交官として当時の国際社 ものと考えられる。 体の構造となって発信されていることがわかる。劣等後発国であった日本が、欧米という国力や形勢、文明の成熟度合いにおいて圧倒的 日本よりも劣等な位置にあるアジアを意識的に差別化する言説を発信することで、日本の国際的な立場の向上や転換を図ろうとしていた に優越した他者との関係を所与のものとせざるを得ない状況の中で、森は外交官として日本の「開化」を対外的にアピールするために、 森が日本の「開化」について語った意見書や演説、書簡を見直していくと、一つの特徴として、日本の「 駐米外交官時代の森の言説は、「脱亜」というよりも、日本がアジアの中で特別な位置や役割を担う存在であるという 開 が の

本が教育政策において失敗すれば、アジア諸国の全てが失敗することであろう。なぜなら日本はアジアの入り口だからである If Japanて明らかにしているが、その際、「私は、アメリカの優れた教育者から師範学校の問題についての提案を受けることを望んでいる。もし日年八月に開催された「全米教育協会」における演説の中で、森は日本人の教育に対する認識の変化や、教育政策の現状と課題などについ であるという意見を私は未だに持ち続けている I am still in the opinion that Japan is the only country in East that can produce 本はアジアに対して、あらゆる種類の優れた近代欧米の精神や特質を導入する上で、最上の方法を生み出すことのできる東洋で唯一の in the initiation of similar laws in all other nations of Asia. (筆者翻訳)」 と記し、キンズレーに宛てた書簡においては、「日 命を形作るという課題を担っているのである。そればかりではなく、私たちの影響力が波及し、他の全てのアジア諸国において、 いては、「私たちの誰もが、現在の私たちの立場が重大な責任を帯びているということを強く確信しなければならない。私たちは国家の運 fails in this, all Asia will lose, as Japan is the gate of Asia. (筆者翻訳)」 と訴えている。「日本における宗教の自由」にお the best means to introduce into Asia all kinds of good modern Europeism and Americanism. (筆者翻訳)」『と記している。 先に引用した目賀田の史料に指摘されるように、森がアメリカに駐在していた当時は、欧米側に日本を「文明国家」として認知させる する同様の法律が実を結んでいくことは疑いようがない Nay, more, the influence we shall exert cannot fail to have its fruit 駐米外交官時代の森の発言には、断片的ではあるが日本とアジアを差別化しようとする言説が見られる。例えば、一八七二(明治)

いう課題以前の問題として、

いう国家そのものの存在を正しく認知させなければならないという問題意識から、以上のような発言が組み込まれていたものと考え

日本がアジア全体のあり方を再構築していく特別な役割を担う存在、

東洋という枠組みの中で日本人と中国人は同一視され、剰え当時既に欧米諸国の植民地とされていた中国

森の中にアジアとの差別化を通じ、

欧米側に日

が日本であるというような誤った対日認識が浸透していたという状況から考えて、

「脱亜」というよりも、

る の牽引役としての日本、というアジアに対して前向きな言説であったように思われる。

とする森のねらいが隠されている。森が駐在国のイギリスへと出発する直前の十一月十二日、英国公使のJ・G・ケネディがイギリスへ このように、森が「文明国家」の体裁に相応しくない日本の問題を批判して国内の「開化」を促そうとすることの裏には、欧米諸国の価 と帰国するに際して書き送った「覚書」には、このような「森のねらい」が明確に表れている。 であるという見解や、日本が他のアジア諸国と同一のものとして取り扱われることを日本側は許容しないというメッセージを発信しよう 日 観やルール、制度などを取り入れ、日本が主体的、積極的に「開化」を推進していることを論拠として、対外的に、日本は「文明国家」 本政府に対して、「情実懇談の法」という私道を改め、国際法という「公道」に依拠した外交方針への転換を訴えたことを明らかにした。 森がイギリスとの条約改正交渉に臨むに際して、アジアに対する森の言説は明らかな変化を示し始める。 本稿では先に、 森が

ているという事実を明らかにした。日本は誠意をもって、西洋諸国の重んじる国際的な礼譲(the comity of Western nations)に参あり、無能力ではないという事実を欧米側に対して示してきた。この点において、我国は中国や他の東アジア諸国とは明確に異なっ日本の内政上における大きな改革の始まりとその実現、更には対外的にも改められた外交政策の実行などを通じて、私たちは誠実で にしてきた。従って、そのような西洋諸国の礼譲が我国に対して課してきた義務(obligations)を私たちは快く進んで受け入れてき 日本はその義務に相応しい特権(privilege)を充分に享受することが許容されることを期待している『。 (筆者翻訳)

して、 説明し、両国は国家の目的や内政、外交に至るまで全く正反対の特徴を示し、日本は欧米に対して誠実であり自由で進歩的であるのに対 general classification with the other Asiatic nations (筆者翻訳)」≒と記し、日本の「開化」を根拠としてアジアという野蛮非文明 国家」と認め、条約改正交渉に応じ、主権国家としての権利を享受することができるように要請し、また「日本政府は友好的な列強諸国 ることで「中国や他のアジア諸国とは明確に異なっているという事実を明らかにした」と主張する。従って森は、欧米側が日本を 「カテゴリ classification」から日本を「分離」するように要求する。さらに、以上の「覚書」において、森は日本と中国を対比的に 以上のように、森は内政と外交の両側面において日本が「開化」を推進し、「誠意」をもって欧米側の価値観やルール、制 SMHis Majesty, s Government confidently expects that the Powers will be disposed to separate Japan from its former これまでの他のアジア諸国に関わる一般的なカテゴリから日本が分離されて取り扱われるであろうことを充分な自信をもって期待 中国は不誠実で保守的、退歩的であるとも主張している。 度を取り入れ ・「文明

アとは異なる「カテゴリ」に意識的に位置付けて論じている。森は「独立国」について、政体の種類や国力の強弱、国の大小に関わりな一森は一八七四(明治七)年五月に刊行された『明六雑誌』第七号に収録されている「独立国権義」という論文においても、日本をアジ 力」を保有するアジアで唯一の国家であると述べ、これに対して、「亜細亜において支那、 受け永くこれを脱することを得ざるの国」と定義する。この「カテゴリ」分けにおいて、森は、日本は欧米諸国と並んで「自由独立の権 た国家と定義しているゲ。その上で、国家の種類を「自由独立」、「約束独立」、「貢納独立」に大別し、「自由独立」とは先の「独立国」を く「すべて国内の政を専治し、外国と交を約し得るところの権力あるものをいう」と説明し、内政外交に関わる一切の「権力」を掌握し 「約束独立」とは「外国の約束に拠て、 その独立を保つを得、あるいは圧制せられやむを得ずして、これと条約を結び、その束縛を

他 理保護するの権義、および開市地を制治し、輸出入物品税・港税・灯明税などを課するの権理」などの法権や税権を欧米側に対して便宜 のアジアの「約束独立国」と日本は異なり、「かの支那、土耳格の例と類を同すべきものにあらざるなり」と主張するた。 「放与」していると説明する」。それでもなお森は「永く約縛の牲となり、独立の権力を専行する」ことのできない「支那」や「土耳格」、 しかし森は、日本を「独立国」としての「権力を割て外国に放与」した条件付きの「自由独立国」であるとも述べ、日本は「外人を管

じ込められた日本、という森の理想とはかけ離れたものであった。 に要求していたように、森の対峙しなければならなかった現実とは、欧米側によって、アジアという野蛮非文明の「カテゴリ」の中に閉 にしたものというよりも、「外交官としての森」の理想や希望を形にしたものであったと考える。先の「覚書」において、森自身が欧米側 とされたアジアの「カテゴリ」から日本を分離して論じようとすることは、国際的な日本の位置付けに関わる森自身の現状認識を明らか 以上のように、「独立国権義」において、森が日本をあくまで「独立国」と位置付け、欧米諸国による支配や搾取の対象、「約縛の牲」

正をめぐる以下のような論争が行われている一つ。 ノミニ係レリ」と批判したことを受け、レーンは「不当不正ナル舊條約ハ固ヨリ之ヲ全廃スルニ若カサルナリ」と主張した上で、条約改 スホートが日本側による条約改正の提案について、「日本ヨリハーモ報酬譲与スル所ナクシテ草案ニ所掲ハ其自国ノ利益トナルヘキ事項 国際的な日本の位置付けに関わる森の理想と、現実の欧米側の認識が全く乖離したものであったことを示す史料として、一八八一(明 年三月三日に行われたイギリス側の外務次官ポンスホートと日本側の駐英公使館書記官レーンによる対話書は示唆に富む。ポン

日本二於テハ最早譲与スヘキモノナシ。夫ノ千八百五十六年、千八百六十八年の両條約二因テ、既ニ攫取シ尽シテ復タ残ス

ポ ・ンス ホ ート 現今ノ條約上、我国ニ有スル所ノ権理ヲ放棄スルノ議ヲ承諾センニハ、先ツ其理由ヲ議院へ開陳スル所無ラサルヲ得所アラサルナリ。特ニ今般日本ノ要請スル所ハ只タ其至当ノ権理ヲ求ムル外、別ニ譲与ヲ望ムニ非サルナリ。 サルナリ。

レーン 其権理ナルモノハ貴下モ知ラル、カ如ク威圧強迫ニ因テ攫取シタルモノナリ。

ポンスホート 拙者ハ其貴説ニ服スルヲ得ス、総ヘテ東洋諸国トノ條約ハ大抵殆ト皆同様トス。若シ果テ想像ノ如ク威 理ヲ奪ハレタルモノトセハ、今日ニ至ルマテ之ヲ黙々ニ附スルノ理ナカルヘキナリ一。 力ニ因テ其

レーン 若シ英国ニ於テ永久日本内ノ事ニ管制ヲ及ホサント欲スルノ考案ニモアラハ拙者ハ断シテ云ハン斯ノ如キノ議 テ其肯スル所ニアラサルヘキナリ。 ハ瞬間タモ

ンスホート
然レトモ支那ノ如キ暹羅ノ如キ東洋諸国ニ於テハ是等ノ事件ニハ、英国之ニ参与スル事ナルニ、何ソ日本ニ限リ然ル 可ラサランヤニ。

これまで「東洋諸国」の問題に対して、イギリスは例外なく「参与」してきたが、但し、その「参与」の仕方は「威圧強迫」によるもの ではなく、無論「東洋諸国」から利益を「威力」によって「攫取」するものでもない。日本を含め、「支那」や「暹羅」などの なく、「威圧強迫」によって奪われた国家としての「至当ノ権理」の回復を求めているだけであると主張するのに対し、ポンスホートは、 イギリス側の立場はポンスホート外務次官の発言に象徴されている。対英交渉において、レーンが日本側には最早「譲与」するものは 「東洋諸国

かと反論して、 ギリスは の提案する条約改正に応じる必要はないと結論付けている。 同様に取り扱い、「條約」の形態も同様のもの であるにも関 わらず、 なぜ日本だけを特別 扱いしなけ れ ば ならな 0) 85

来全ク変転シタリ、随テ今之ニ所応ノ改正ヲ加フルハ必要ナリ」と記し、欧米側が日本の「開化」を認めず、日本をアジアという野蛮非 る。一八八一(明治十四)年三月二十四日、両氏の対話を受けた森は、井上外務卿に宛てた「意見書」を作成し、「日本ノ事態ハ二十五年 ルという活動にも関わらず、欧米側の現状認識として日本はアジアという野蛮非文明の「カテゴリ」の中に位置付けられていたのであ 我が国内の事に管制を及ぼそうと」している「三と指摘するように、森の「覚書」による要求や対内的、対外的な「開化」の推進やアピ 当時日本の外務卿を務めた井上馨が、「この対話によつても、英政府が我が国を観ることなほ支那及び暹羅と同 7の「カテゴリ」の中に位置付け続け、一向に条約改正の提案に応じようとしないことに対する怒りを明らかにする。 一であつて、 は

妄想ハ決シテ毫モ日本ノ允サドル所ナリ。何トナレハ是レ則チ、日本ヲ以テ他ノ奴隷国トロ舊條約中所掲ノ改正権理ニ就テハ、或ハ其本旨ヲ誤解シ、日本ハ之ニ由リ、永ク外国管制 ノ甚シキモノナリ一四。 日本ヲ以テ他ノ奴隷国ト見做スニ異ナラスシテ、最モ嫌悪スヘキ不 ノ下ニ属スルト妄想スル者アリ。

ジアという野蛮非文明の 体裁にあるまじきイメージやステレオタイプを払拭するための「手段」として、「開化」を一貫して推進してきたが、森がイギリスに駐 は外交官の立場から日本の対外的な「国信」を問題とし、「野蛮非文明国家」乃至は「地球上の一大淫乱国」というような「文明国家」 条約改正交渉を行っていた明治十年代の中頃においてさえも、日本は欧米側からアジア一般における「奴隷国」と同 「カテゴリ」の中に位置付けられ続けている現実があったのである。

欧米の「利己主義」における「後患」と「脱亜」

こなかったことに求められている。 られている。第二の理由は、欧米諸国の本質、 深ク之ニ信ヲ置カシムル程ニ至ラス」と記したように、日本の「開化」に対する欧米側からの「信」が充分に得られていないことに求め 一八八一(明治十四)年一月二十一日に作成された「青木駐独公使宛公文案」において、森が「我政府、及ビ国民開化シ実況外国ヲシテにしているが、それらの要因こそが森の「開化論」の中に「脱亜」という色彩を強く帯びさせる契機となるものであった。第一の理由は、 なぜ日本はアジアと同一視され続け、欧米側は一向に条約改正の提案に応じないのかという問題に対して、森は幾つかの理由を明らか 即ち国家の目的が利害にあることを前提にして、これまで日本側が外交戦略を組み立てて

国 ヘキノ法ニ非ス。 .我論鋒ヲ以テ彼ノ鉄壁ヲ破ラントスルニハ単ニ漠然タル理論ヲ以テ彼ニ迫リ或ハ友邦ノ情誼ヲ以彼ニ望ムカ如キハ蓋シ実効ヲ奏、轍ニ出テ自由党ノ政府タリト雖トモ亦保守党ノ政府ニ異ナルコトナシ。現ニ我條約重修ノ一事ニ付テモ亦之ヲ徴スヘキ也。是ノ『ノ外国ニ対スル政略タルヤ常ニ利己ヲ主トシ苟モ自国ノ実益消長ニ関スル事件ニ至テハ之ヲ処理スルノ目的政党ノ区別ナク殆ト 実効ヲ得ルニハ専ラ我地位ニ属スル所ノ明確ナル事実ヲ彼 ノ眼前ニ開列シ以テ彼ノ意向ヲ変転セシムル方法ヲ

奪することが可能な利益を相互に共有するために、連合して圧力をかけることも辞さないと主張する。また、森はイギリスの外交戦略に させるための「方法」として、日本の「地位」に係る「明確ナル事実」を「開列」する必要があるという外交戦略に関わる分析である。 ける基準として何よりも重んじる「利己」が本質であるという指摘と、そのような欧米と相対する日本は、欧米側の「意向」を「変転」 おける常套手段として、「自己擅横ノ世評ヲ避ケ、会同ノ公儀ヲ後盾ニ」する「せと述べ、あたかも公平であるかのような「会同」という合 ニ在テハ、為メニ目前ノ損失ヲ見サルノミナラス、尚其便利ヲ分取スルコトヲ得ルアルヲ以テ、容易ク之ニ同意シタルノミ」「メヒと論じ、 の方策を用い、巧妙に自国の「利己」主義を隠蔽しようとすると訴える。さらに、以上のような欧米のやり口は「切支丹宗門外ノ弱国」 ギリスのみならず他の欧米諸国もまた目先の利益における「損失」や「便利」の「分取」を第一義と考え、「東洋」における弱国から収 まず前者の論点について、森は「独逸ハ、為メニ欧大陸ノ牛耳ヲ執リ英ト和同シ、東洋ニ向テ威権ヲ一張セント試ミ、仏伊露其他小国 以上の史料には二つの論点が存在する。まず、 欧米とは 主義主張や理念よりも、 各国家にとっての「実益」の「消長」を国際関係にお

るより明確で、本質的な理由があると分析する。その理由について、森は「後患ヲ顧慮スルカ為メ容易ニ我要求ヲ諾セサルノミ」「πとし、 の手を伸ばしてくると結論する。 一米の利己主義との関係上彼らが懸念せざるを得ない「後患」があると指摘する。森は「其後患トハ何ソヤ」と述べ、 以上のような欧米諸国全体の利己主義という性質を踏まえ、さらに森は、欧米側が日本との条約改正交渉のテーブルに着くことを恐れ 戦略性の高い分析を明らかにする。 次のように極めて

それぞれの利益を確保するためにイギリスの「利己」性すら容認して共同歩調の立場をとり、「会同」という名目を盾に日本に対する支配 を追い詰めるために利用される常套手段であり、「欧州全力ヲ以テ我国ニ迫マリ其擅令ヲ達セント試ルナリ」「√と森は述べ、欧米各国は

ヲ弁明シ英外務省ヲシテ他ニ顧慮スル所ナキノ域ニ至ラシムルハ必要ナリト考へ過日外務大輔ポンスホート氏ニ面会右ノ事柄ニ談及ル事モアランカトノ預慮アル是レナリ。故ニ我国ノ事実ハ特別ニシテ其例ハ他ノ東洋諸国ニ引用スルコトヲ得ヘキ者ニ非サルノ理由若シータヒ日本政府ノ発案ヲ許諾セハ支那其他東洋諸国ニ対シテモ亦日本ノ例ヲ襲ヒ幾分ノ自由権ヲ譲与セサルヲ得サルノ場合ニ至 氏稍覚ル所アルニ似タリ一つ。

望ヲ拒ムハ彼カ利己主義ノ政略上不得止コトヽ云ヘシ」三と述べ、単にその「利己主義ノ政略」を批判するのではなく、一つの外交上の クがあった。従って、森は「英国カ年来東洋諸国ニ於テ占断スル所ノ権勢自ラ削滅スヘク利益亦自ラ退縮スヘキコト明白ナルニ由リ我所 ジアという野蛮非文明の「カテゴリ」に含まれる日本が条約改正を実現することができた、という先例を作ることには極めて大きなリス ジア諸国もこれに追随して日本と同様に改正の要求を主張し、アジアにおける欧米側の「実益」が益々縮小することになるという懸念で 絶ち切ることこそが日本の改正要求を実現する鍵になると訴えるのである。 |場として自国の「利益」を中心に考えることに理解を示した上で、この「利己主義ノ政略」を逆手にとって、欧米側の抱く「後患」を った。 の指摘する欧米側の「後患」とは、一度日本との条約改正交渉に応じ、欧米側がその提案を受け入れて譲歩の姿勢を示せば、 自国の利益を第一義とする欧米の利己主義の立場からすれば、アジアにおける利権の縮小や消失は極めて重大な問題であり、ア

次に後者の論点である外交戦略の転換についてであるが、森は欧米側の「意向」を「変転」させるための「方法」として、 」に係る「明確ナル事実」を欧米側に「開列」する必要があると主張した。それは、欧米の本質に関わる分析を踏まえ、「漠然タル理 日本の

する「方法」であった。そして、欧米の「利己主義ノ政略」上、必然的に生じるリスク=「後患」を絶ち切るために、森が であることを証明する「事実」を開示し、他のアジア諸国が日本の事例を「引用」して欧米側との交渉を行うことができない「理由」を 差別化して論じる「脱亜」言説の発信であった。森は、「開化」と「脱亜」に基づく外交戦略の必要性を井上外務卿に進言する。 より一層強くアピールするための「方法」として提案されたものが、日本よりも「開化」レベルにおいてより劣等な位置にあるアジアを 要があるとした「事実」と「理由」こそが、他のアジア諸国と日本における「開化」レベルの差異であり、この差異を欧米側に対して 明することで、日本との交渉に応じることは欧米側の「利己主義ノ政略」上、リスクのあるものではないということを理解させようと 誼」に基づく「方法」ではなく、欧米側に対して、 アジアにおいて日本が他 !の東洋諸国とは明確に異なった「特別」な存在 「開列」する

国ニ於テ之ヲ追做スルヲ得ヘカラサル事実ヲ明示シーニハ以テ彼カ陰ニ所懐ノ空妄ナル恐懼心ヲ掃却シーニハ以テ彼ヲシテ排拒ノ辞今其方法ヲ案スルニ第一我国制度工業其他ノ諸般迅速且堅牢ニ進歩シ東洋中無比ニシテ條約重修ニ付我請求スル所ノ要点ハ他ノ東洋 :ヲ構スルコトヲ得サラシムルコト第二欧米諸結約国ノ友誼ヲ得此諸国カ我ニ対スル親和公平ノ勢焰ヲ英政府ニ及ホシ彼ヲシテ自ラ 立ノ不良ナルコトヲ感動セシムルコト是也ニニ。

於テ独リ比類ナキ地位ニ進達シタルコトハ我ヨリ之ヲ誇言スルヲ得ヘク而英政府ヲシテ其現実ヲ明識シ従前ノ妄想ヲ破解セシムルコト最 随を許さない「東洋中無比」の次元に到達している、というアジアにおける日本の「地位」や、「開化」に関する「事実」を明らかにする モ緊要ナリトス」「三と提言し、自らが提案した外交戦略を実践するために「日本の条約改正に関わる事実説明 Statement of Facts relating Treaty Revision in Japan」というアピール文を作成してグランヴィル英外務卿に提供するのである。 さらに森は、井上外務卿に対して、「文武諸般ノ事ニ至テハ今日既ニ捗進スル所ノ実殆ト西洋諸国ト並肩スルヲ得ヘク況ヤ亜細亜中ニ は井上外務卿に対して、 欧米側の抱く「空妄ナル恐懼心」を一掃し、日本側の改正要求を拒絶する口実を与えないようにすることの重要性を進言してい 日本国内における諸制度が「迅速且堅牢」に「進歩」し、日本の「開化」レベルが他の「東洋国」による追

・条約改正の実現という「目的」と「手段」としての「開化」

と述べ、あくまで日本は英政府側からの要請を受けて意見書を提供したという体裁にしなければならない「図と主張する。 しかし、 森はこの意見書の提供に際して、対外的な「我国ノ品位ヲ保ツ」という点において、「我ヨリ自ラ好テ提出スルハ上策ニ非」

我要求 非ス。先ツ彼ヨリ之ヲ望マシメ而後之ヲ出スノ順序ニセンコトヲ欲シ私書ヲ外務卿ニ寄セ面晤ヲ請タルニ預期ニ違ハス外務卿此書ヲ ハヤ否直ニ電信ヲ以テ本月八日同人ノ別邸 Walmer Castle ニ来リー泊アラハ幸甚トノ回答アリシニ由リ約期ニ及テ同処ニ赴クニョ ノ主旨及要求ノ基礎トモ做スニ足ル日本国勢事実ヲ一目瞭然ニ列記シ之ヲ英外務卿ニ贈ルニハ我ョリ故ラニ提出スル ハ上策

米側から外交関係上の譲歩を引き出すという手法は、先に森自らが「外交意見書」において批判した「情実懇談の法」の一種に当たり、 [な日本の 「品位」を毀損する危険性があるため、 森の 「開化論」 の特徴を象徴する二つの視点が含まれている。まず注目されるのは、日本の国内事情 森は意見書を提供するに先んじて、 態々グランヴィル外務卿に対して「私書」を を説明して、

ある。 森」の問題意識が明確に表れている。 ここには、「外から見られた日本」という視点から、 会談の場を設定した上で、 戦略的に「彼ヨリ之ヲ望マシメ而後之ヲ出スノ順序」に誘導した、と井上外務卿に書き送っている点で 国際的な日本の「品位」= 「国信」を意識的に守ろうとする「外交官としての

要求に対する正当性を付与することのできるエヴィデンスであると森は考えていたのである。森はグランヴィル外務卿の別邸ウォルマー を証明することであると森が構造的に説明している点である。即ち、「開化」こそが、条約改正交渉における日本側の主張を補強し、その 対して日本が条約改正を「要求」するという「目的」を達成するための「基礎」=「手段」が、日本国内における「国勢事実」= だおける会談において、日本の「開化」を以下のように訴えた。 次に注目されるのは、「日本国勢事実」は「我要求ノ主旨及要求ノ基礎」となる、と森が論じていることから明らかなように、 欧米側に 開化」

実ハ殆ト開明諸国トモ比較スルヲ得ヘク況ヤ東洋諸国中ニ於テハ無類ナルニ由リ他ノ東洋諸国ハ決シテ我国ノ例ヲ追做シ得ヘカ夫レ我国人民輓近ノ進歩ハ実ニ迅速且堅固ナルコト諸般ノ事実ニ就テ明ニ之ヲ見ルヲ得ヘシ。我人民ハ巳ニ自ラ此事実ヲ知リ而 コトヲモ熟知セリニス ヘカラサ

謝シテ曰請フ之ヲ与ヘラレヨ」との言葉を引き出した「亢。その上で森は一八八三(明治十六)年十月十一日付けで「日本の条約改正に関 緊要ノ点ハ今貴侯ノ復言セラレタル通リニテ相違ナシ」と述べた上で、森は事前に井上外務卿宛ての書簡で伝えていたように、「若シ貴侯 この問いに対して、森は「本使答新聞條例アリ。然トモ其実自由発論ニ異ナラス。條例ノ及フ所ハ概シテ表面ニ止リ若シ過激不当ノ詞句 た状況が報告されている。さらに外務卿は森が説明した「新聞紙」の件についても、改めて「外務卿問新聞紙ニハ條例アリヤト」と尋ね、 何年ノ後ニ在リヤト本使更ニ其期ヲ明説ス」ニーヒと記し、森から日本の「開化」に関する具体的な説明を受けた外務卿側が強い興味を示し リ我国ノ例ヲ追做スルコト能ハサルヘシトノコトヲ聞タルヲ喜ヘルカ如キノ色ヲ示シ又国会開設ノコトニ付問ヲ為シテ曰開場ノ期ハ自今 長文の史料になるが本稿の視点や課題との関係上重要な史料となるため、全文翻訳の上掲載する。 わる事実説明」と題する意見書を外務卿に提出するに至る。森は本意見書において、日本が条約改正交渉を要求することができるだけの アリ為ニ人心ヲ狂惑スルノ恐アル時ハ條例ニ照シテ之ヲ制スルモ語気穏当ナラハ其論旨ヲ十分ニ述ルヲ得ル」「尽と返答している。 かにした。森は「事実」を伝えた際の外務卿の様子として、「此ノ時外務卿ハ容ヲ改メ席ヲ前メテ我国進歩ノ実ハ東洋中ニ比類ナク他国ョ 簡単明確ニ其事ヲ知ルコトヲ望マルレハ余ハ欣然トシテ一目瞭然タルヘキ簡単ナル一書ヲ認メテ進呈スヘシ」と即座に進言し、「外務卿 森から日本の「開化」に関わる説明を受けた外務卿は、「本使所説ノ要点ヲ復言」して認識に誤りがないかを改めて確認し、 」レベルに至っていることを示すために、「脱亜」言説は勿論、十項目に渡って日本の「開化」に関わる「事実」を「開列」した。 森はグランヴィル外務卿に対して口頭で「国勢ノ大略ヲ陳述」し、日本の「開化」に関わる個別的な「事実」につい 森は「本使

unparalleled)。このような日本の進歩は以下に説明する制度や国家の発達に関わる概要から幾分示唆されるであろう ^を示し、他のアジア諸国に比して全く同列のものではなくなった(完全に並ぶものがなく無比な存在である entirely の日本の状態は条約改正交渉を始め、また実行する上で相応しいものであるのかという疑問に対して我国は明確な立場を示すこ 日本は、これまで島国という特徴によって、比較的に外的な問題から守られてきたが、近年では着実に、そして益々の

らの特徴から日本の進歩について評価可能である)。

- (a) 日本政府は徐々に立憲的な形態(a constitutional form)を備えつつあり、また天皇は、あらゆる階級の臣民からの満足を集 めているが、運動の必要性を認めている。この運動の特徴は近年はっきりと帝国による命令の発布によって示されたが、立法と いう目的のために国会(a National Assembly)を開設することが決定された。国会の機能は一八九○年から開始される。
- 好的に取り扱われる。 安定し、充分に確立された政府の主導の下で、また人民によるより一層の情報獲得を通じて、外国人を敵視するあらゆる感情は 完全に死滅した (all feeling of animosity against foreigners has entirely died out)。一国のあらゆる場所で外国人は友
- は存在せず (freedom venality and corruption)、ほとんど全ての文明国家と充分に比肩できる状態に至っている。 海軍、陸軍、行政事務 (The Naval, Military, and civil services) などの文武諸般の役割は効果的に実効され、 不正や腐 敗
- (d)司法(Justice)もまた、帝国のあらゆる場所で充分に実行されている。新しい刑法(Criminal Code)や訴訟法(Code of Procedure) なく公布されることになるだろう。 が実施に移され、一八八二年一月以来、大変満足すべき働きを示している。更なる新しい民法(Civil Code)が準備され、 間も
- (e) 良心の自由(Liberty of conscience)、及び宗教的信仰に対する寛容(toleration of religious worship)はあらゆる人々に よって、実質的に充分に享受されている。
- きに渡る経験から満足すべき結果を実現している。 財政及び税制度に関する管理 (administration of the finances and of the customs) は日本人の自治によって実施され、
- 帝国のあらゆる場所において完全な成功を収めている。 教育制度(The system of Education)は、これまで常に大規模に行われてきたが、今日完全に近代的な基礎の上に再構築され
- 郵便制度 (The Postal system) も同様に再組織化され、日本の至る所において常時、 規則正しく手際よく実行されている。
- 成されつつある(急速に発展している)。 鉄道、電信、その他の公的事業 (Railways, telegraphs, and other public works) も、政府と人民の共同支援の下で適切に構
- 来事に対して関心が寄せられ、公平に、そして優れた人材の手によって発行されている『○。 新聞(The press)は認知された機関となった。日本のあらゆる場所において、豊富に新聞は流通し、 (筆者翻訳 国内外における双方の

法、訴訟法、民法などの司法制度の整備、第五に宗教的自由に関する実質的享受、第六に財政面における日本人の自治運営、第七に教育 成された新聞紙の発行、という日本の「開化」レベルを示す客観的な「事実」を以上の十点に渡って明らかにした。 て、第一に立憲政体の準備と国会の開催、第二に外国人に対する敵対感情の消失、第三に不正や腐敗のない高潔な行政の実行、第四に刑 は日本が 「他のアジア諸国に比して全く同列のものではなく」、「完全に並ぶものがなく無比な存在である」ことを証明する根拠とし 第八に郵便制度の再組織化、第九に鉄道や電信、公的事業の推進、第十に優れた人材によって公平な立場から作

ない理由について、「英政府が我が国の事情に通ぜず、我が国を視ること宛他の未開国に於けるが如くであつた」ことに起因しているもの 井上外務卿は森が行った外交戦略に関わる動機やその実践の結果について次のように総括する。森はイギリス側が条約改正交渉に応じ 「此等の誤解を正さうとして、森駐英公使は十月八日に英外相を訪ひ、我が国の開化の実情を巨細に亙つて説明」するに及んだ

三としている。 正のために好都合に展開して来た」喘、と井上外務卿は森が対英交渉に果たした役割について結論している。 の発案にも賛同の意を表するやうになり、 わる森 の説明や意見書の を受け、イギリス側 我に対する従来の政策を一変して、専ら懇親の友情を示すこととなり、 は 日本が 「東洋の先進国」であるという方向 へと認識 感を改 條約

り一層の推進とアジアとの差別化、そして欧米側に対して、アジアの中に日本が さらに井上外務卿は、森が以上の外交戦略を実践したことを受け、一八八四(明治十七)年七月十七日付けで「條約改 いうことをアピールしていく必要があるとして、 条約改正のさらなる進展と、将来における日本の「独立ノ国権ヲ挽回」を実現するためには、国内における 以下のように述べている。 「泰西文明国同胞ノ一国」を「造出」しようと試みて 正 二関 「開化 スル建 このよ

郵 玉 明 [会ヲ開キ以テ維新更始ノ御初志ヲ成サセラレントス(筆者中略)且又其実際施設スル所ヲ視ルニ軍制教育刑法治罪法其他鉄道電信|治十一年ニ於テ府県会ヲ開カレ遂ニ十四年十月ニ至リ断シテ国会ヲ開クノ期ヲ定メサセラレ将ニ明治二十三年ヲ期シテ議員ヲ召シ ヘシトノ感情ヲ起セシハ我邦カ維新以来漸次施設スル所ノ実據ヲ観テ我邦ノ当初抱ク所ノ攘夷鎖国ノ感情ヲ一変シ漸ク其位置ヲ泰便等ノ設置ニ至ルマテ皆以テ則ヲ泰西各国ニ採ラサルハナキナリ。是ニ由テ之ヲ観レハ泰西各国カ我邦ニ対シ往々治外法権ヲ廃撤 文明ニ進化シテ亜西亜洲中ニ泰西文明国同胞ノ一国ヲ造出セントスルニ至ルヘシトノ感情ヲ起サシメルニ外ナラサルナリ。事体 位置ヲシテ彼ノ泰西各国ト大差ナカラシメ始メテ全然独立ノ国権ヲ挽回スルヲ期スヘキナリ三の 我邦独立ノ法権ヲ完全ナラシメント欲スルカ愈詔令ノ本旨ヲ体認シ其方向ヲ誤ラス舊来ノ陋習ヲ破リ益文物制度ヲ改良シ

問題視し、「万一宣教師ヲ傷ケ又ハ暴殺スル等ノ事アラシメハ改正談判ノ目的ハ烏有ニ帰シ法権回復ノ望ハ断絶スルニ至ルモ知ル可カラ 書簡にみられる問題意識と共通のものであった。森は、欧米のキリスト教国が、非キリスト教国の「開進ノ程度」= を阻む要素として宗教に関する諸問題についての警戒感を滲ませている。しかし、この点についても、先に森が井上外務卿に書き送った ス。且耶蘇教徒ノ関係ハ頗ル重大ニシテ若シ一度之力処置ヲ誤マレハ如何ナル国難ヲ来サンモ測ル可カラス」
三人と述べ、条約改正の 議」することを要求する。井上外務卿は、日本国内の実態としてキリスト教を排撃しようとする組織や思想が未だに存在していることを する方法として、「宗教」に対する取り扱い方を指標として利用することが その上で、井上外務卿は本「建議案」において、欧米との国際関係上、日本の「開化」レベルに関する評価を左右する重要な問題とし 「政府ハ耶蘇教ヲ禁制セサル趣意ニ依リ外交政略ニ確定スル事」、「一般宗教ノ取扱方法ヲ定ムル事」を「議目」として取り上げ゠゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゚゙゙ 」を置かない理由は「宗教」に起因するところがあると説明する。 「常習」であると指摘し、日本の 「開化」に対して欧米側 「開化」レベルを測 実現

玉 原 由ヲ推考スルニ凡西洋諸国ニ於テ耶 ニテハ自由 年ノ進歩 ノ信教不自由ナル未開国ニ似タル ハ世人認知ス (ノ事ハ已ニ政府ノ黙許ヲ経耶蘇宗門ヲ信スルノ徒アリト雖トモ全国一般ヲ通観スレハ耶蘇教ニ帰化セシ者甚タ寡少凡西洋諸国ニ於テ耶蘇教外ナル諸国ノ開進ノ程度ヲ量ルニハ率ネ其国宗教ノ如何ヲ以テスルヲ常習トス。然ルニ我世人認知スル所ナリト雖トモ英政府ニ於テハ或ハ其実外面程ノ進歩ニハ非サルヘシヤトノ疑アルヲ免レス。蓋シ其 t ス三七。 ノ形跡アリト ノ見解ヲ下シ宗教既 ニ如此キ有様ナレハ他ノ諸事進歩モ亦之ニ彷彿タル

リスト教国家である日本を代表する外交官として、その生き残り方を模索した結果として生み出された生存戦略の形であった。 的に作り変えようとした。森がアジアを差別化して語ることは、キリスト教文明国家である欧米諸国を相手に、劣等後発国であり、 アジアという劣等な存在との対比構造を意識的に発信することによって、欧米と日本の関係性を「文明国家対文明国家」の構造へと戦略 従って森は、「開化」の路線そのものを否定するのではなく、「開化」のアピールの仕方を問題とし、日本の「開化」を際立たせるために う言説が生じてきたという過程を明らかにすることができたと考える。森は日本の「開化」を対内的に推進し、対外的にアピールしてき を及ぼしたと言えるかもしれない。その意味における森の貢献を条約改正史の中で検証する余裕はないが、 いて、欧米と日本の関係性が「文明国家対野蛮非文明の未開国、乃至は奴隷国」という構造や認識として固定化されていることに求めた。 た。森は一貫して「開化」を対外的な国家の評価=「国信」の問題と結びつけて語り、欧米側が条約改正交渉の提案に応じない理由につ たが、明治十年代の中頃においてもなお、日本はアジアという野蛮非文明の「カテゴリ」に位置付けられ、「野蛮非文明国家」、「淫乱国」、 おいては、森の「開化論」が一貫したものでありながらも、その「開化」を欧米側に伝えるための「方法」上の転換として「脱亜」とい 「奴隷国」、そして「未開国」という欧米諸国からのネガティヴなイメージやステレオタイプを払拭することができない状態のままであっ 以上 のように、 森の欧米に対する分析やそれを踏まえた外交戦略は、 井上外務卿時代の条約改正交渉の方向性を定める上で一定の影響 森の思想史研究という文脈に 非キ 91

終章において明らかにする森の ムであったと考えるのである。 の問題を前提としながら、欧米側からの信頼の獲得を目指して構築された外交官の手による教育構想であったと考えられ、 を確立した。それは教育のための教育ではなく、これまでに明らかにした外交官としての経験を踏まえ、国際的、対外的な日本の「国信」 本の教育の組織化を託した理由も、以上のような森のものの見方や考え方に共感する部分があったからではないかと推測する。 論が交わされ、 開化」をアピールするための方法論や戦略に関わる模索や葛藤は明らかにされてこなかった。本稿は伊藤が森を文部大臣に抜擢し、 森は、一八八五 が交わされ、ある種の「黙約」が結ばれたという側面ばかりに注目され、以上のような森の外交官としてのコンテクストや問題意識、同時期に関わる森の研究は、憲法調査のために欧州を訪問していた伊藤博文と森がパリで会談し、そこにおいて日本の教育に関わる議 (明治十八)年十二月以降、伊藤内閣総理大臣の下、初代文相として日本の近代教育の基礎を築き、体系的な教育制度 「国民議会」構想の実現を保障するための事前の選抜制度、乃至は人材育成制度として設計されたシステ また第三部最 日

註

頁

REPORT OF THE COMMISSIONER OF EDUCATION.、四门门真—四门门

RELIGIOUS FREEDOM IN JAPAN A MEMORIAL AND DRAFT OF CHARTER. 七五頁。

[「]E・キンズレー宛森有礼書簡」一八七三(明治六) 年十月七日、 一二三頁。

兀 Memorandum from Mori to J. G. Kennedy, November 12, 1879; THE GRANVILLE PAPERS, PRO 30/29/312

五.

独立国 義」一八七四(明治七) 年五月、『明六雑誌』(上)第七号、 二 匹

書、二四三頁。 書、二四一頁—二四二頁。

同 書、二四四頁—二四五頁。

年三月三日、『大日本外交文書』二、七〇五頁。 「千八百八十一年三月三日外務省於テヂユリヤン、 ポンスホー ト氏及スチュワルト、 レーン氏対話要略筆記」一八八一 (明治十四)

三同書、七〇七頁。 | 同書、七〇五頁。

「英外務卿へノ事実書取書ニ関スル件」一八八三(明治十六)年十月五日、『大日本外交文書』二、八一〇頁。「森公使意見書 條約改正ニ付意見」一八八一(明治十四)年三月二十四日、『大日本外交文書』二、七二〇頁。井上馨侯伝記編纂会編『世外井上公伝』第三巻、原書房、一九六八年、三一五頁。

「東京預議会開催案ニ関シ意見具申ノ件」一八八一(明治十四)年十月十四日、『大日本外交文書』二、一七三頁。

同書、 一七三頁

同書、一七三頁。

九 「英外務卿へ内密覚書提出ノ件」一八八三(明治十六)年四月六日、『大日本外交文書』二、七九六頁。

同書、七九六頁。

書』二、八〇一頁。 三 「英政府ヨリノ回章及條約ノ有効期限問題ニ対スル独仏政府ノ態度ニ関スル件」一八八三(明治十六)年六月一日、『大日本外交文

□□ 前掲「英外務卿へノ事実書取書ニ関スル件」、八一○頁。

三同書、八一一頁。 同書、八一一頁。

五

「英外務卿へ事実書取書送付ノ件」一八八三(明治十六) 年十月十二日、『大日本外交文書』二、八一二頁。

同書、八一三頁。

二六

二九 同書、八一四頁—八一五頁。同書、八一四頁。

Statements of Facts relating to Treaty Revision in Japan. 一八八三(明治十六)年十月十一日、『大日本外交文書』二、八一八

前掲『世外井上公伝』第三巻、三八一頁

三同書、三八二頁。

「條約改正ニ関スル建議案」一八八四 同書、三八三頁。

同書、三三七頁 (明治十七) 年七月十七日、『大日本外交文書』二、三三五頁—三三六頁。

前掲「英外務卿へノ事実書取書ニ関スル件」、八一一頁。

第一章 国家の「目的」と「手段」としての教育

一.「国家ノ為」に設計された教育制度

とで説明することが可能となる。 意味やねらいは、第三部第三章に検討する森の目指した「国民議会」構想を明らかにし、森の設計した教育制度との対応関係を考えるこ 校制度の体系性や階層性に対応する形で、「教育」の領域と「学問」の領域を明確に区別する線引きを初めて設定し、尋常中学校までを「教 国大学令」、四月十日に「小学校令」、「中学校令」、「師範学校令」を布告し、これらの諸学校令によって日本の近代学校制度を体系的に整 森は一八八五(明治十八)年十二月、伊藤博文内閣総理大臣の下で初代文部大臣に就任し、翌一八八六(明治十九)年三月二日に 高等中学校を「教育」と「学問」の中間領域、それ以上を「学問」領域と規定した。森の手によるこの体系性や階層性、 国民の資力や能力に応じる形で、尋常小学校から高等中学校、さらには帝国大学への明確な階層構造を築き上げた。森は、この学 領域区分の

獲得や、条約改正の実現による国家の独立の回復、そして内政外交の一切を国家自らの意思によって専治することのできる確たる主権国 る外交官の視点や問題意識、方法論の下で構想された外交官の手による教育制度であったと考える。従来の研究に対する評価や本稿の位 家の設立を「目的」とし、「開化」に関わる一切の指標を「手段」として位置付け、日本が「文明国家」であることを国際的にアピールす や脱亜といったトピックと同様に、「外から見られた日本」という視点に立ち、日本に対する欧米諸国からの「文明国家」としての認知の また、先に明らかにした森の「開化論」の思考方法や論理構造を共有したものであったと考えている。それは外債や宗教、 まず本章では、諸学校令の規程や演説の内容を踏まえながら、森の教育観を明らかにする。結論的に言えば、本稿は、 付けについては、本章第三節の中で合わせて論じることとする。 森の教育構想も 国際法

されたものであり、本質的に教育のための教育ではなく、国家のための教育、国家に役立つ人間を造ろうとする教育であったと評価する。 の教育観を検討する上で、森文相の秘書官を務めた木場貞長の指摘は注目される。木場は森の教育構想が国家の大局的見地から設計

森氏の第一の特色は、彼れが区々たる教育大臣を以て甘んぜず、常に国家の大局から見て大に教育上の施設経営をなし、 **論を為さんとした大政治家であつた事である。故に森文部大臣の施設は、** 総て教育本位でなくて国家本位であつたから、 国家百年の

の役に立つ人物を造る事が出来るかと云ふにある、師範教育の改良と云ひ、兵式体操の奨励と云ひ、皆これ国家のため、教育家の主眼とするところは如何にせばよき人物を造る事が出来るかと云ふのだが、これを森子の主義より云へば、如何 つ人間を造らんとの大方針大主義より来たのであつた。所謂教育家の教育に非らずして経世家の教育であつたのであるい。 如何にせば国家

を満足するに足る有様へと作り変えるには、「学政ノ目的」を改めて掲げ、「万事此目的ニ向テ施行スルヲ要」し、「向後愈厳重ニ決行セサ のであると明確に規定している。森は「帝国大学其他諸学校ノ気風ヲ顧ミルニ、未タ満足スヘキ有様ニ達セス」と述べ、諸学校の「気風」 であり、「最終の目的に於て国家の為めにする一の手段であつたのである」と結論付けている『。森自身もまた教育は全て国家のためのも 木場は森の教育構想の全てが「国家的の見地よりその必要を認めて断行」されたものであったと評価し三、森にとって教育とは 「方便」

諸学校ヲ通シ学政上ニ於テハ生徒其人ノ為メニスルニ非スシテ、国家ノ為メニスルコトヲ始終記 臆 セサル可ラス、此事ハ本大臣ニ 務ヲ挙クル学術ノ為メト国家ノ為メトニ関スルコトアラハ、国家ノ為メノコトヲ最モ先ニシ最モ重セサル可ラサルカ如シ、夫レ然リ、 維持スルモノ畢竟国家ノ為メナリトセハ、学政ノ目的モ亦専ラ国家ノ為メト云フコトニ帰セサル可ラス、例セハ帝国大学ニ於テ教 ト云フコト ハ別ニ詳言スルヲ要セス、抑政府カ文部省ヲ設立シテ学制ノ責ニ任セシメ、加之国庫ノ資力ヲ 籍 リテ諸学校

国家こそが「本尊」であると語り、 小学校などの諸学校は、全て「国家ノ為」に設計されたものであり、 が「学政上最モ重要ナル点」として充分に「注意」し、「厳重二体認」することを要請したことは、帝国大学や各種の中学校、 個人よりも国家に対して明らかに大きな比重をおいていることが明らかとなる。 生徒個人のためのものではないという点であった。また、 師範学

於テ学政上最モ重要ナル点トシテ諸君ニ注意シ、厳重ニ体認アランコトヲ企望スルナリド。

本尊トスル心志ノ浅乏ナル者ハ其職員タル資格ヲ有セス、斯ル者ハ決シテ用ユ可ラス、勿論其職員ノ選挙又ハ其進退ニ関シテハ校長ハ各人ノ有スル一己私利的欲念ノ増長ニ由ルモノトス、サレハ国制ニ係ル所ノ学問教育ニ職ヲ奉スル者ノ本尊ハ国家ニシテ、国家ヲ国家ハ命数無限ノ活体ニシテ、命数短期ノ一個人ノ如キモノニ非ス、而テ其隆盛ハ国人全体ノ有スル国家公利的志操ノ発達、其衰頽 主トシテ其志操ノ深浅如何ヲ見定メサル可ラスセ。

的な関係に位置付けている。 する必要があると主張している。森は明らかに個人を国家の生存や延命、発達のための「手段」と考えており、個人を国家に対して従属 尊トスル心志」が不可欠であり、「浅乏」である者は教育に関する役割を担う「資格」すら有しておらず、「選挙」や「進退」の際に考慮 にあることを強調し、「衰頽」は国民個人における「一己私利的欲念」の増長にあると批判する。従って、教育に携わる者には「国家ヲ本 しても国家は永久に生存すると説明する。その上で、国家の「隆盛」は国民の「国家公利的志操」、 は国家、 「人ともに「活体」=生命体であると述べ、一方の個人は「命数短期」、他方の国家は「命数無限」のものとし、個人が消滅 即ち国家を「本尊」とする意識の発達

足させることを選択しなければならないと主張している。以上の点に関して、 家ノ為メトニ関スルコトアラハ、国家ノ為メノコトヲ最モ先ニシ最モ重セサル可ラサルカ如シ」と述べられているように、「国家ノ為」と 芸は「国家ノ須要」に資するものであることが前提と定められ、また、先の史料において、「帝国大学ニ於テ教務ヲ挙クル学術ノ為メト国 勅令第三号「帝国大学令」を公布したが、その第一条において帝国大学を設立した目的を明らかにし、「帝国大学ハ国家ノ須要ニ応スル学 「学術ノ為」という二つの目的を天秤にかければ、帝国大学の機能としてアカデミズムや学問の真理の追求よりも、国家の「須要」を充 技芸ヲ教授シ及其蘊奥ヲ考究スルヲ以テ目的トス」、と記している。森の定めた規程から、帝国大学において教授され追求される学術技 以上のような森の定めた国家と個人の構造を前提にして、諸学校の位置付けを見ていきたい。森は一八八六(明治十九)年三月二日に を「標榜」カして設計されたものであったと指摘する。 秘書官の木場は、 帝国大学とは 「国学を本位とする国家主

八八七(明治二十)年四月には仙台と金沢に第二、第四高等中学校、同年五月には熊本に第五高等中学校が設置されるに至る。 と沖縄県を除く「全国ヲ五区ニ分割シ毎区ニー箇所設置ス」とされているように「○、四月には東京と大阪に第一、第三高等中学校、 って支弁される「一箇所」に限定し、高等中学校は「文部大臣ノ管理ニ属ス」ものとされ 兀 月十日に勅令第十五 中学校は「高等尋常ノ二等」と定められ、 「国庫」によってその経費が支弁され、 尋常中学校は各府県の 方税」に 北海

否ラサルトノ差別ヲ生スルモノニシテ、中ニ就キ高等中学校ノ事業ハ其一ニ居リテ重ナルモノナリ」 ̄と語り、第一に国際的な日本の「等 点に立脚すれば高等中学校の事業は最も重要なものであり、 」=立場の問題、第二に国家の事業や政策の是非は外国との関係によって判断されるという基準を明らかにした上で、これら二つの観 本稿が問題とするのは、なぜ森が高等中学校を設置したのかという動機に関する側面である。森は「我日本国ハ現今世界万国に対シテ 能ク之ヲ考究セハ高等中学校ノ必要ナルハ自ラ明瞭ナルヘシ、一国ノ事業ハ大抵外国ニ対スル関係ニ由リテ必要ト 設置が不可欠となる理由は明白であるとして次のように述べる。

らざること外交の経験に乏しきこと此皆人の知る所なり、然るに我国の前途は外交繁劇を加へ隨て殖産商売の事業は各国と競争せざ我国の地位何所にあると云ふことは世界各国の事情を明にするに非ざれば之を知る能はずと雖、我国の品位の高からざること富有な 学問を慥なるものを多く造りて此困難の衝に当らしむるに在り言。 る可らざるは論を待たずして明なり、然して我国今日までの教育の有様にては右の困難に堪ゆる能ハざることは少しく考ある人は皆 を知る所なり、之を思ふときは寒心すべき国柄と云はざる可らず、 此困難を駆除して我国を安全の地位に置くには他なし、

等中学校開校式演説」において、 事業は外国との関係によってその是非が判断されると述べたように、高等中学校の設置もまた、欧米諸国との関係を前提とした上で日本 保」つための「方法」が不可欠となったことで、「最モ肝要ナルハ国家全体ノ重要ナル部分ヲ占」める数多くの「社会ノ上流ニ立ツヘキ人」、 要となるため、高等中学校の事業が不可欠であると森は説明している。また、一八八七 し、さらには、外交を担うことのできる優れた専門的知識や技能を有した人材を国家は欲していると語っている。しかし、 「寒心すべき国柄」であり、国際的な日本の地位に関する「安全」を保障するためには、 えするための装置として作られたものであったのである。 「品位」や「面目」、国力や形勢といった国家のパワーを問題とし、「独立」の「名実」を完全なものとするという国家の「目的」を実 正確二学術精錬ノ士」を育成することにあると考え、高等中学校を設置したと森はその意図を説明している。従って、先に森が一国の 日本が鎖国政策を改め、開国するに至り、対外的に日本の「国勢ヲ保持」し、「万国ノ交際ニ列シテ我国独立ノ名実ヲ全フシ其面目ヲ は欧米諸国との外交関係や国際関係を前提とし、国際的な日本の「品位」を守り、外国との競争に耐えうるだけの国力や形勢を準 森は高等中学校が設置される理由について「国家必要ニ由ルモノト云フへキノミ」と語っている 🗔 。 (明治二十) 年十月二十六日に行われた 充分な教育や学問を修めた「慥なるもの」が 日本の実態は 「第四高 即

一八八六(明治十九)年四月十日、森は勅令第十三号「師範学校令」を公布し、 森は一八八七(明治二十)年十月三十一日、富山県の尋常師範学校において演説し、 「順良信愛威重」という三気質を育むことに留意すべきことが本法令第一条に明記されている。師範学校は「高等尋常ノ二等」に八六(明治十九)年四月十日、森は勅令第十三号「師範学校令」を公布し、教員養成の制度改革に取り組んだ。師範学校では特に 高等は東京に一校、尋常は各府県に一箇所を設置するものと定め、それぞれの経費は「国庫」と「地方税」による支弁とされ 森が何を改め、 なぜ改めたのかについ て次のように説明している。 自らの師範学校に関する制度改革のねらいに

生徒ハ均シク公費ヲ受ルコトニ定マリタルニ由リ、或ハ其間ニ疑問ヲ抱クモノアラン、茲ニ其理由ヲ明カニシ、以テ他ノ点ニ説キ及 ホシ諸君ノ推考ヲ企望スヘキコトアリ、抑師範学校令ニ於テ尋常師範学校ヲ各府県ニ、高等師範学校ヲ東京ニ置キ以テ国家教育ノ目 ヲ達スルノ根本ノ所ト為リタルハ今日ノ時勢ニ於テ適当必須ト認メタルカ故ナリ「玉 二於テ師範学校費ハ総テ之ヲ地方税ノ負担ニ属シ、生徒ヲ募集スルニハ郡区長ノ選挙ヲ主トシ志願者ノ入学ヲ従トシ、且此二種ノ ハ生徒ヲ募集スルニ只志願者ノミヲ以シ、又生徒ノ費用ニ公費アリ私費アリテ其施行ノ方法区 、々タリシガ、新

として位置付けられたものであり、 と明言していたように、教育とは生徒個人の利益や幸福のためのものではなく、全ては森の考える国家の「目的」を実現するための装置 タル教育ノ制ヲ軽視スルモノナリ」「ヒと説明する。先の「学政ノ目的」において、 理由について、「師範生徒タル者ハ自分ノ利益ヲ謀ルハ十ノ二三ニシテ其七八ハ国家必要ノ目的ヲ達スル道具即チ国家ノ為メニ犠牲ト為 費」として改めたのか、そしてそこに森のどのような意図があったのかという点である。森は「自費」制ではなく「公費」制を推進する る生徒の人物や人格の優劣を第一義の要件としているからであるが、より重要な点は、なぜ学校の運営と生徒に関わる一切の費用を「公 生活に関わる費用もまた「公費」によって支弁する給費制と定め、生徒の募集に関しては従来の志願者制度から各地域のリー、 長や区長の選挙による推薦制度に改めたと説明されている。志願者を「従」とし、選挙生を「主」と改めたことは、師範学校が入学す 決心ヲ要」「メヒし、また「自費」制は「師範学校ヲ以テ志願人其人ノ為ニ設ルノ制ヲ可トスルモノニシテ、国家ノ目的ヲ達スルカ為メ めた師範学校令の下では、 尋常、 師範学校の設置や教員の育成という課題もまた、その論理構造を共有したものであった。 高等それぞれの師範学校の運営に関わる費用は「地方税」と「国庫」を充当し、 森が諸学校を設置し維持することは全て「国家ノ為」 ダーである の入学や

国勢ヲ挽回スル犠牲トナリテ教育ニ従事スヘシ」三とも述べており、将来における国家の基礎を強固なものにするという「目的」を実現 でなければならない「πと語っている。また、教員となるものは「城攻ノ填草ニ充テラルカ如ク身ヲ忘レテ国家ニ尽」「○し、「日本将来ノ 末夕危急ノ時ヲ免カレサルヲ知リ生命ヲ抛ツテ教育ノ為メニ尽力スルノ決意」を持ち^{一、、「}一心不乱教育ヲ本尊」とする「教育ノ僧侶」 さらに森は、教員の立場について、国家が必要とする「目的」を実現するための「道具」や「犠牲」であると語り、「今日日本ノ運 名 「填草」=土台であると説明されている。

ヲ薫陶養成スルヲ謂フナリ」言と述べた上で、その具体的な「国家ノ良民」の形について以下のように明らかにしている。 以上のような教員の手によって育成される国民のあるべき姿について、森は「国家ノ為メニ行フ所ノ教育ハ則国家ノ良民ト為 ル 様 児

教育ノ主義ハ専ラ人物ヲ養成スルニアリト云フ、其人物トハ何ソヤ、我帝国ニ必要ナル善良ノ臣民ヲ云フ、其善良ノ臣民トハ何ソヤ、 事ヲ云フナリ、然レハ教育ノ目的ハ善ク実用ニ立チ得ル人物ヲ養成スルニアリニニ 国臣民タルノ義務ヲ充分ニ尽スモノヲ云フ、十分ニ帝国臣民ノ義務ヲ尽ストハ気質確実ニシテ善ク国役ヲ務メ又善ク分ニ応シテ働

質」を有し、国家から課される「国役」=役割や務めを確実に果たし、そして国民それぞれの 国家にとって「実用」的な国民とは、国家を「本尊」とし、個人の「私利」に流されず全体に対する「公利」の精神に溢れた確かな「気 ること、以上の「義務」としての要件を具備した「臣民」を意味していたのである。 の秘書官であった木場は、 森の教育の「大方針大主義」について、「国家の役に立つ人物」の養成にあると指摘したが、 「分」=立場や能力に応じて「勤働」 森の想定する

一.国家の「独立」という「目的」とその要件

獲得することを射程とし、どのように構想されなければならないのかという問題を検討する必要がある。 要ノ目的」とは何を意味しているのかという問題である。第二に、そのような国家の「必要」や「目的」を実現するために、教育は何を 「何」のためであり、「何」に対して「実用」的であることが想定されているのであろうか。即ち、森の措定する日本にとっての「国家必 これまでに考察した国家に対する諸学校や国民個人の位置付けという問題に関して、さらに以下の二点について明らかにする必 第一に、森が「国家ノ為」や、国家の要請に対して国民が「実用」的なものでなければならないと述べる時、それは具体的に国家の 要があ

まず前者の側面について、 森は以下の演説において「国家教育ノ主意」を明らかにし、国家の「必要」や「目的」が何を意味するの

之ヲ要スルニ各国独立ノ地位ヲ鞏固ニセント欲シ、其基礎ハ則教育事業ニ在ルヲ知リタルニ帰ス、故ニ教育ノ主眼トスル所ハ則チーシク之ヲ大政ノ一部管理者トシテ高位ニ置クコトヽナレリ。教育ヲシテ斯ノ如ク重要ナル地位ニ上ラシメタル勢力ハ種々アレトモ、ニ近世ニ至テハ萬国俱ニ種々ノ原因ニ由リ一国ノ教育ハ一国ノ財力ヲ以テ挙行シ、其政柄ヲ攬ル者ハ兵馬理財等ノ政柄ヲ攬ル者ト均 国用ヲ達スル様勤働ノ習慣ヲ養成セザル可ラズ、此二事ハ実ニ教育事業ノ本体ト称スベキモノナリニョ 「独立ノ鞏固ニアリ、此目的ヲ達セントセバ深切ニ国家ヲ思ヒ身心ヲ之ニ供スルノ気力ヲ養成セザル可ラス、 国ニ於テ政府ノ手ヲ以テ教育ノ政ヲ施行シタルハ昔時有レトモ無キカ如ク、設令之ヲ為シタルモ狭少ナル部分ニ限 而テ此気力ヲシテ充分 レリ、

と認識が転換されたと述べる。森は、国家の事業としての「教育ノ主眼」とは、国家の「独立」を実現し、確たるものにするという「目 いように構想されなければならないと考えていたのか。この問題について、森は国家のパワーと、 ?」に帰結されると説明する。従って森は、欧米諸国における教育に対する見方や位置付け方を踏まえ、教育とは、国家の「独立ノ名実」 次に後者の問題として、 は今日の欧米諸国の常識として、 私的なものではなく公的な課題として、一国の教育は一国の財力を投じて運営する必要性の認められた国家にとっての一大事業へは今日の欧米諸国の常識として、教育事業は国家の運営上、軍事や経済の政策と同様に重要な位置を占めるものとして再考されるに 国家の「独立ノ地位ヲ鞏固」にするという「目的」を達成するための「基礎」=「手段」であると結論付けているのである。 日本の国家としての「独立」を全うするという「目的」を実現するために、森は国家の事業としての教育がど 国際的評価の獲得という大別二つの課

セ 今日本国ヲ成ス所ノ臣民ノ活動力ハ果シテ如何ナルヤ、而テ之ヲ欧米諸国人民ノ活動力ニ比較シテ如何ナルヤ、 6ノ圧抑スル所トナルモ知ル可ラス、是実ニ国家ノ大事ニシテー日モ忘ル可ラス、今日ノ少年子弟ハ将来此衝ニ当リ我帝国ヲシテ独ハ惜ムラクハ我国人ハ未タ彼ニ及ハサル甚タ遠キコトヲ知ラン、斯ノ如キ臣民ヲ以テ萬国ノ競争世界ニ並立セント欲ス、事局或ハ ノ実力ヲ得セシメサルベカラスニョ。 虚心平易ニ之ヲ観察

名アリテ実ナキ保護国ニナルカ、 演説において、 欧米諸国との国際関係上、日本の直面する状況を「国難」と捉え、「日本国ヲ挙テ外国ニ併呑セラルヽカ、 其二ツノ内一ニ居ルニ至ラン」「たと危機感を滲ませていた。その上で、森はそのような日本の現実を克 独立国

米側からどのように見られるのか、という外国からの評価を問題としながら教育構想を模索していたという特徴を指摘できる。森は「外 動力」、「競争力」、或いは「国力」や「国勢」、「形勢」など様々に言葉を置き換え、欧米諸国との国際関係を前提としながら、日本が国家だけの「実力」を国家が獲得できるようにしなければならないと述べている。森はこのような国家の「力」の側面について、「実力」や「活 から」見られた日本の国家や国民に対する評価の問題について次のように述べる。 の「独立」を全うするに足るだけのパワーを有しているのか否かという問題を、教育を構想する上での一つの要件と考えているのである。 するためには、今日、または将来において教育を受ける「少年子弟」が、その務めとして、 第二に、森は日本の教育や、教育を通して育成される国民、そして何よりもその国民によって形作られる国家が、対外的、 日本の 維持するに足る

たる後に於ては他人に依てその身を立つるか又は生計を営まんとするもの比々皆是れなり。其の他人に依るにも多くの人々は官途に熟ら思ふに今日までの教育の仕向け方は子弟の気風をして一に他人に依らしむるか如くになり来りしものに似たり、故に卒業をなし むること難しこせ。 様にせられたし、 一に己れに依て其の身を立て、何事にもあれ刻苦忍耐して以て世の風波を凌ぎ了し自己の経営をなすのみならす亦た他人を扶助する 強して教員その人に於て改めしめられんことを冀願す。願くは他人に依るよりは己れに依るの気風を養成し官途に出るも出さるも んと欲するの傾向あるか如し、此は是れ封建時代より養成したる気風にして決して新たなることにはあらすと雖とも、この気風は 何となれは他人に依頼するのみにてはお互ひに大切に思ふ所の国家をして外国より尊信敬重せらるるの国家たらし

という観点において、日本の現実は「何とも口にいふへからさるたけ残念の体為」であり、「未た々々欧米各国の間に我か日本を推し出し 度育成し直されなければ、日本が「外国より尊信敬重」される国家となることはできないと訴えている。さらに森は、本演説の後半部に じて日本国民の「気風」を作り変えることによって、国民一人ひとりが自らの意思や力によって主体的に国家の「目的」を担うように再 て考える時は実に残念至極なり」「人と語っている。森は国内的な不就学者の問題と、日本の国家に関わる国際的な「信用」の相関性につ おいて、日本の国家が対外的、国際的に「尊信敬重」されるのか否かという問題を、「国家の信用」という表現に置き換え、その「信用」 している。これに対して森は、教育そのものの位置付けや機能を国家の「独立」を「目的」とする国家のための事業へと改め、教員を通 いても次のように説明している。 封建時代における日本の教育は、他人に依存する「気風」を養成し、主体意識に乏しい客体ばかりを生み出してきたと森は批判

今全国ヲ通算スレハ曾テ学ニ就カサル者殆ト半数ナリ、此ノ如キ人民ヨリ成立チタル国柄ヲ以テ万国ニ交際シ得ンヿ甚タ覚束ナシ、 志者ヲ誘キテ意向ヲ此ニ傾ケシメ、相当ノ方法ヲ設ケラレンコト尤希望ニ堪ヘサルナリニ元。 !テ国力ヲ益スニ至ルヘシ、此一事ハ文部省ニ於テ一日モ忘ルヘカラサルヿナリ、各位ニ於テモ深ク留意シ小学校教員及郡長其他有 一人全国ノカニシテ進マサルハ決シテ外人ノ尊敬ヲ得ルニ至ラズ、目今漸ク外人ノ信愛ヲ得ルニ至リシトハ云へ同等ノ待遇ヲ受クル 期ニ至テハ尚長日月ヲ要スヘシ、若シ不就学者ヲシテ多少ノ知識ヲ得セシメハ、何ノ業ヲ執ルモ其働キノ結果ハ不就学ノ時ニ優リ、

は文部省や教員、 地域のリーダーから有識者などに至るまで、 教育に携わる全ての人々は国民の半数を占める不就学者の問題に 0

五. て深く留意し、 ついて語り、なぜ小学簡易科を設置し、貧困者に教育を施す必要があるのかについて以下のように結論している。 べ、教育を受けられない貧困者の子弟を対象に主に算術などを教える小学簡易科の設置を推進した。森は演説において「簡易科ノ理 条において、「土地ノ情況ニ依リテハ小学簡易科ヲ設ケテ尋常小学科ニ代用スルコトヲ得。但其経費ハ区町村費ヲ以テ支弁スヘシ」"○と 一日も忘れてはならないと述べる。森は一八八六(明治十九)年四月十日に布告された勅令第十四号「小学校令」の第十

日 重大ノ関係アリ、而テ之ヲ詳査スルニ従テ小学簡易科ノ必要ハ愈分明ナルヲ得ヘシ、是レ国家安危ノ点ヨリ立言シタルモノナリ三。 本ハ万国ノ間ニ介立シテ現今如何ナル地位ニ居ルヤ、 諸君之ヲ精若クハ粗ニ考ヘタルコト有ルヤ、 此点ハ国家百般ノ事殊ニ教育ニ

を得られるわけもなく、ましてや欧米諸国との間で「同等ノ待遇」を日本が享受することのできる「文明国家」として認められるはずも が簡易科を奨励した背景には、以上のような「国柄」では、 を占める国民によって成立した国家が、欧米諸国からどのような評価を下されるのかという問題意識や危機感に基づくものであった。森 信」を意識していたという側面は、森の演説に現れる日本の「体裁」や「面子」、「面目」、「我国の品位」や「国家の信頼」、そして以上の ないと森が考えた結果であった。教育を構想する上で、森が日本の国家や国民、教育に対する欧米側からの対外的、国際的な評価=「国 って「立言」されたものであった。それは日本の「独立」に関わる「国力」の問題ばかりではなく、教育を受けていない不就学者が大半 ような外国からの「尊信敬重」、或いは「尊敬」などの文言に象徴されていると本稿は考える。 国際関係における日本の が推進した簡易科とは、 「地位」という観点から、不就学者の問題が「国家ノ安危」に直結するものであると森が結論付けたことによ、「国家百般ノ事」、即ち国家に関わるあらゆる問題を思案する上で、森が最も重要な基準と考える欧米諸国と 欧米諸国との国際関係は「甚タ覚束ナ」く、無論国家に対する「外人ノ尊敬」

・森有礼の教育構想をめぐる研究史への対論

奪っている。しかし、このような教育に対する森の見方は、決して教育に限定されたものではなく、これまでに本稿において明らかにしたと考える。その意味において、明らかに森は教育の機能を国家の「目的」に対して従属、限定させ、教育それ自体の自立性や自由度を や維持、或いはそれらの国家の装置を介して育成される国民の要件など、教育に関わる一切のものは森の定位した日本の国家としての「独 た森の「開化論」の構造と全く同一の特徴を示したものであったと言える。 立」という「目的」を達成する上で必要となる「国用」や「国役」に対して「勤働」である、という意味における限られた主体性であっ 立」という「目的」を実現するための「手段」であったし、森が国民に期待した主体性や能動性もまた、国家に対する意識や、国家の「独 もなかった。これまでに明らかにしたように、帝国大学や高等・尋常中学校、師範学校、そして小学校や小学簡易科などの諸学校の設計 森は決して教育そのものを「目的」とは考えていないし、教育を通じて個人の福利や自由を拡張することを「目的」と位置付けること

いるように、森は教育を構想するに際しても、「外から見られた日本」という大局的、国際的な視点に立って日本の政策や方針の是非を考 定されず、国家に関わるあらゆる問題は欧米諸国との国際関係の文脈を前提にして思案されなければならないという思考方法を説明して 例えば、 を実現する「手段」として教育を活用すること=国策としての教育を是と判断した。その上で、その構想における要件として、 従って、その視点に立脚し、当時の欧米諸国の常識を踏まえ、分析を行った結果、森は国家の「独立」を全うするという「目 森が諸学校の設計に関して、国家の事業の必要性は外国との関係において決定されるという判断基準を明らかにし、 教育に限

を守り、外国からの 立」を保障 「尊信敬重」を集められるようなシステムとして構築することを目指した。 持するに足るだけの国家のパワー の形成に資すること、第二に 0) 観点から、 日 本 Ò 品品 位 B 信用

と理解することができる。 や取り組みを初めから従属化させる関係にあり、教育もまた例に漏れず、そのような「開化論」の構造を必然的に共有するものであった であった。従って、森の「開化論」の構造は、森の定めた国家の「目的」を実現するための「手段」として、「開化」に関わる一切の指標 るあらゆる指標を国家の「目的」を達成するための「手段」として位置付け、活用するという論理構造は森の「開化論」そのものの特徴 立憲政体と国会開設の準備、 ドとして条約改正を進展させることで、日本の「独立」を回復し、確たる主権国家を設立するという「目的」を実現するために、 また、欧米諸国との「同等ノ処遇」を享受することのできる「文明国家」として日本を外国から認識させ、 「電信などのインフラの整備、新聞メディアの発達と公権力による規制のあり方、そして教育制度など、日本の「開化」に関わ 国際法、脱亜、 外国人に対する日本国民の敵対意識の消滅、公明正大で腐敗のない国家行政のあり方や司法制度の確立、郵或いは前章に取りあげた「日本の条約改正に関わる事実説明」において、森が欧米側に対して「開列」した 職を力 外債や

人々を包摂する形で教育を設計し、国民に対する教育機会の平等を保障することであり、森はこれらの要件を決して否定することはなく、は第一に、教育における価値に対する相対的中立性の保障と、第二に国民個人の性別や職業、階層などの一切の属性を問わず、あらゆる従属化させられたとしても、森は「文明国家」の構想する公教育のあり方として遵守しなければならない要件があると考えていた。それしかし次章に論じるが、たとえ教育が国家の「目的」を実現するための「手段」と見做され、日本の「独立」という「目的」に対して 実際に森が設計した教育構想においても保障され続けたことは史料的にも明らかである。

う外交官の視点から、前者は、森が欧米諸国における教育の位置付け方を分析した上で、是とされる方針と結論付けられ、また後者は、 いて、授業料を個人負担とした上で、父母後見人にとって教育は「義務」であると定め言言、決して教育を個人の権利とは捉えず、個人のべきであると主張する。しかし、「開化」を国家の「独立」という「目的」のための「手段」として従属化させ、例えば「小学校令」にお 表される近代的な個人主義や自由主義の視点を生涯一貫して保持し続けたと結論し、その観点から森の国家主義や教育構想を評価し直す ていた文部大臣」であったと評価し、これとは対照的に、林竹二は教育構想における価値的中立性を高く評価して、森は良心の自由に代 例えば土屋忠雄は、森は国家に教育を従属化させ、教育の自由や自主性を奪い、「近代日本教育史上」最も人間を否定し、「個人を抹殺し るための条件であると森が考えているからである。 日本の「国信」を守り、外国からの「信用」や「尊信敬重」を集め、対外的、国際的に日本が「文明国家」であると欧米側から評価され においては矛盾せず、同時に成立し、むしろ成立させなければならない条件であったと考える。なぜならば、「外から見られた日本」とい 国家が教育の価値的中立性を保障し、個人の属性による差別を行わず国家が教育機会の平等性を保障するという要件は、森の「開化論」 自由や幸福、福利を拡張させるものではないと明確に否定することと、「文明国家」における公教育の要件として、良心の自由の観点から 従来の森研究においては、これらは相互に矛盾するものと考えられ、どちらか一方の立場を森の教育構想の性格として評価してきた。

似」した構造を有するものであると指摘する。本山によれば、それは森が「英米生活」を通して形成した「近代的市民意識の根幹にかか ると考える。本山は森の教育構想が「私的個人のもつ自然権の認識」と表裏一体の関係を成す「欧米の近代的ナショナリズム」に「近 山幸彦の解釈もまた二つの視点が相互に矛盾し、同時に成立することはないと捉えるものであり、上記の問題を象徴的に孕んだ解釈 国家に関わる「公的世界」とを峻別する「公」・「私」の 「二元論的認識」『虚を前提とした上で、

という見方が前提になっていることではないか。林が、文相期の森について「後年の森においてはこの時期におけるように国家主義と個 に内在される本質的な問題は、国家と個人の関係が対立的なものであるという研究者の認識に依拠し、国家の「目的」を重んじ、教育を 貫して、例外なく、本山が指摘するところの「国家の繁栄」を「目的」とし続けてきたし、「晩年」になって、国家や国民、教育に対する ŧ 埋没した民衆に対して、「国民」としての「国家的自覚」を植え付けることを意図したものであったとされる『゙゙゙゙゙゙゙゙゠゙゙しかし本山 人性を完全に否定したという説明となる。本山は林の提起した問題意識から森の構想を説明したが、結論的にはそのロジックの起点その 人性とエネルギーを公的世界へと方向付けるものとして教育を構想し、その構造は近代的な欧米のナショナリズムに 家として活躍する「晩年」において、「国家の繁栄のみを目的」 ==<とし、「国民教育」の「責任」を「一層強く自覚」せざるを得なかった 「手段」として従属化させることと、個人の自然権を教育構想の中で保障することが矛盾する関係にあり、調和的に存在するはずがない のを否定し、 価できると指摘しながら、晩年には国家を中心として目的化する思考へと至ったことで、 教育」を通 「自覚」や「責任」意識が、突然に森の中に芽生えてくるはずもないことは改めて言うまでもないことである。むしろ、本山の解釈 山の解釈を整理すれば、当初森は、林竹二が主張するような「自然権」を中心とした個人主義、自由主義の価値観に依拠し、 幸福な調和を保ち続けてはいない」と評価していることもまた、本山と共通の問題を内在しているものと言える。 森の公私観を成立させる「自然権を具有」した「私人的本質」を、その構想の中から「完全に追放」したと結論している『六。 森の思想が自己矛盾に陥っていると評価するものに至っている。しかし、本稿がこれまでに明らかにしたように、森は一 々人の私的活動 :のエネルギー」を「公的な国家活動」へと「自発的に転化」させ、「封建的共同体への 個人を犠牲にし、「自然権」に基づく個人の私 「近似」したものと その 文文政 私 101

生き残らせるのかという合理的で現実的な視点や問題意識に依拠したものであり、その合理性や現実性こそが森の思想の核心部を成してのではなく、条約改正の実現や独立した主権国家の確立という日本の直面する現実の課題に対してどのように対処し、いかにして日本をるところにあったと考える。しかし本稿は、森の物の見方や考え方は、体系性をもった論理や原理を推して形成された思惟構造によるも いると考えるのである。 欧米式の近代的な見方や考え方であると規定し、それらを無批判にベースとして森の思想の内的構造を原理的、 の自由などの私人性、 の思想における近代性を主張する研究の限界は、まさしく本山が論じているように、外国において森が獲得したものが良心や私有財 市民社会の原理、そしてそれを支えるエトスとしてのキリスト教や、欧米の近代的ナショナリズムの構造など、 理論的に解明しようとす

産

人主義は、

障するという構造は同時に成立する。さらに言えば、森の中には日本の対外的な「国信」を守り、欧米側から日本を「文明国家」として させるための「手段」であったと解釈すれば、教育を国家の「目的」に従属させながらも、良心の自由に基づき国家が価値的中立性を保 教育における相対的な価値の中立性を保障することが、「文明国家」としての評価を外国から獲得し国家の「独立」という「目的」 針や政策を是とするはずはなく、「文明国家」とは対照的な「野蛮非文明国家」などという評価を欧米側から下されるような施策を、 識させるという大前提の問題意識がある以上、一国の「開化」の指標となる教育制度において外国からの「信用」を失墜させるような .関わる問題に対して行うはずがない。森はモデル化され、パッケージ化された理論や原理ではなく、 していった人物であり、 「開化論」における「目的」と「手段」の 「構造を見落としてきたところに、 森が対峙した外交官としてのコンテクストにおいて培われた問題意識や視点、 従来の森研究の限界があったと考える 構造に基づき、教育構想の中で個人に対する良心の自由という自然権を重んじ、 自らが直面した現実の中で思 そして「目的」と「手段 を充足 国家が

る分析を通じて、 教育もまた、 一外交官としての 開化論」の 構造を共有したものであったことを示した。 では、

で明らかにする。 要とする様々の「国益」を確保し、国家全体のレベルにおける「開化」を推進する「方法」=「国民議会」という森の構想を実現する上放棄したのでもない。それは、森の直面した日本国内における国民や「開化」の実態を踏まえ、欧米諸国との国際関係において国家が必 る単なる客体としての「臣民」形成を意図したのでもなく、後期の森に至って国家中心の見方へと転向し、個人を抹殺し自然権の認識をに応じる専門的な知識や技能を有する「学術精錬ノ士」を育成、選抜するシステムを用意したのはなぜなのか。無論、森は天皇に隷属す で満たさなければならない人材的要件を保障、担保するためであったと考える。「国民議会」構想と森の設計した教育制度の関係は最終章 自らの設計した教育制度を通じて、「公利」的「気質」に富み、「勤働」に「国役」を担う「義務」を果たす国家にとって「実用」的な「良 「帝国臣民」の育成を目指したことや、諸学校を体系化、階層化し、「教育」と「学問」を意識的に分離した上で、国家の「須要」 102

註

法学博士木場貞長「森有礼子」一九一二(明治四十五)年六月十三日、『全集』四、 貴族院議員法学博士木場貞長「森文部大臣の改革―明治教育の新紀元―」一九二二(大正十一)年十月、『全集』四、 四八九頁—四九〇頁。 五二二頁。

同書、 四九二頁。

兀 同書、 四九〇頁。

五. 「文部省において直轄学校長に対する演説」一八八九(明治二十二)年一月二十八日、『全集』二、五四〇頁―五四一頁。

六 同書、五四一頁。

t 前掲「文部省において直轄学校長に対する演説」、 五四一頁 一五四二頁。

前掲「学制百年史」資料編、一五二頁。

八

九 「帝国大学令制定に関する木場貞長氏の追憶談」一八八六(明治十九)年、『全集』四、三三七頁

前掲「学制百年史」資料編、一二八頁。

「宮城県庁において県官郡区長及び学校長に対する演説」一八八七(明治二十)年六月二十一日、 『全集』二、 四〇四頁

「附載 文部大臣の演説」一八八七(明治二十)年六月、『全集』二、四○九頁─四一○頁。

「第四高等中学校開校式演説」一八八七(明治二十)年十月二十六日、『全集』二、四二四頁。

前掲「学制百年史」資料編、一七四頁。

五 「富山県尋常師範学校において郡長及び常置委員に対する演説」一八八七 (明治二十) 年十月三十一日、『全集』二、四三〇頁

同書、四三一頁。

同書、四三二頁。

「和歌山県尋常師範学校において郡区長常置委員及び学校長に対する演説」一八八七(明治二十)年十一月十五日、『全集』二、 匹

五〇頁。 五〇頁

「滋賀県議事堂において郡区長及び常置委員に対する演説」一八八七(明治二十)年十一月十日、『全集』二、四四二頁。

「大阪府尋常小学校において郡区長及び常置委員に対する演説」一八八七

 \equiv 「兵庫県会議事堂において郡区長県会常置委員及び学校教員に対する演説」一八八七 一八八七(明治二十)年十一月十八日、『全集』二、(明治二十)年十一月十三日、『全集』二、四四七。 匹

二四 前掲「和歌山県尋常師範学校において郡区長常置委員及び学校長に対する演説」、四四八頁―四四九頁。

前掲「滋賀県議事堂において郡区長及び常置委員に対する演説」、四四一頁。「奥羽六県学事巡視中の演説」一八八八(明治二十一)年秋、『全集』二、五二八頁。

前掲「大阪府尋常小学校において郡区長及び常置委員に対する演説」、四四七頁。

二八 七 同書、三五九頁。 「鹿児島における演説」一八八七(明治二十)年一月二十五日、『全集』二、三五八頁―三五九頁。

 \equiv 前掲 「学制百年史」、八九頁。

「尋常師範学校長に推薦せられたる者に対する演説」一八八七

(明治二十) 年三月、『全集』二、三八八頁。

二九

Ξ 前掲 「奥羽六県学事巡視中の演説」、五三四頁。

 $\bar{\Xi}$ 前掲 『学制百年史』資料編、 八九頁。

 \equiv 前掲 『明治国家の教育思想』、二一七頁。

五五 三四 同書、 同書、 二一四頁。

二一四頁。

三六 同書、 二一三頁。

三八 同書、 同 二一三頁—二二 二四〇頁 四頁。

・公空間における価値の排除

まで、 その代替として、第一に、師範学校において育成された教員というロールモデルを介した子弟の「薫陶」という方法と、第二に、「幼年兒 どのように行うのかという問題に対して、 実用的で有用な「人物」の養成にあると説明する。この「人物」を養成するに際して、教育を受ける子どもの人格の「徳化」、即ち徳育を は世間普通の道徳ならざる可らず」「と述べ、「常識的倫理」」と称し、時代や国家を問わず人間の行為の基準として普遍性が認められ、 度において、 本章では、 その姿勢を堅持し続けた。森は、公的領域から宗教や哲学、政治思想など価値に関わる一切を排除しなければならないと主張し、 「普通ノ感覚」において「道理」と認める「倫理」『を徳育の方針として定めた。 森の教育構想における公空間と、 意識的に「教育」と「学問」を峻別した上で、「教育」の主眼とは「芸能」や「芸術」などの技術ではなく、 森は価値をもって「徳」を教えてはならないという立場を表明し、初代文相として暗殺される 哲学、政治思想などの価値の関係について明らかにする。森は自らの設計した教育 国家にとって

れ次のように説明する。 の秘書官を務めた木場貞長や、 森の下で「倫理書」の編纂に携わった能勢栄は森の徳育の主義や価値に対する位置付け方についてそ

合しないところがあると云ふ見地から、森さんは種々苦心の末自身で考案を立て、常識的倫理と称して、それを能勢某と云ふ学者と森さんの時代には未だ教育勅語の御下賜はなかつたのでありますが、昔ながらの儒教主義で修身を教へて居ては何としても時勢に適 知名の学者や識見ある人々に内示して其の意見を求められたことがあります型。 もう一人の僧侶上りの人とに口授して書取らしめ、更にそれを敷衍文飾せしめて一つの倫理書を作成せられ、さうして其の未定稿を

宗教にも頼らず。哲学にも倚らず。広く人間社会を通観し、此の世の中は自己と他人との相ひ持ちにて、自他相共にすれば世の中は教育部内へ入るべき者にあらず。左りとて哲学家の論を採用すれば、何人の説を取るとも必ず其反対者の駁議を免るゝを得ず。故に 先年福岡孝悌君が文部省の長官たりし時に、我が国の徳育は孔孟の教に據る可と命令を下したれば、此の時世人は之を儒教主義と唱 太平無事に治まり、 へ学庸論孟の書を小学校の教科書に用ゐたりし。其後森有礼君が文部大臣たりし時、今の世に孔孟の教を唱ふるは迂濶なり、宗教は 自他相反すれば、騒動が起ると云ふ有様を見て、自他併立という説を考へ出し、之を以て徳育の主義と定めんま

されてきたことを問題視していることがわかる。 木場の指摘によれば、森は「儒教主義」の「修身」教育を問題視し、さらに能勢の述べるところを踏まえれば、特に福岡孝弟が文部卿に 任した明治十年代の中頃以降、その「命令」として日本の国家としての「徳育」は「孔孟の教」に依拠することと公に定められ、 上より、 森が従来の教育制度の何を問題視し、 なぜ問題視したのかという二つの問題について明らかにすることができる。

営を目指した元田等は、 明治十年代において、「儒教主義」に基づく「徳育」を中心とした教育路線への転換が図られる分岐点は、公教育における知育 ついて争われた元田永孚と伊藤博文による論争に求められる。一八七九 従来の学制における中央集権型の教育制度を改めることを意図した「教育令」が公布されるに際して、 学制以来の教育路線を批判する「教学大旨」と「小学條目二件」からなる「教学聖旨」を明らかにした。 (明治十二) 年九月、アメリカの地方分権制度を取り入れる 天皇を中心とする政治運

生み出してきたと批判した上で、「教学ノ要仁義忠孝ヲ明カニシテ知識才芸ヲ究メ以テ人道ヲ尽スハ我祖訓国典ノ大旨上下一般ノ教トス 教育における「儒教主義」に基づく徳育路線への転換を主張した。 教学大旨」において、 所ナリ」ホと述べ、「教学ノ要」とは「末」の「知識才芸」ではなく、「本」としての「仁義忠孝」を明らかにすることにあるとして、公 文明開化の名の下に、「専ラ知識才芸ノミ」を重んじる知育偏重の教育路線が、「品行ヲ破リ、風俗ヲ傷フ者」を

ではなく「科学」を中心とした知育路線を堅持し、「実用」を核とする教育の必要性を主張したパ た「国教」の「建立」に対しても、それは「賢哲其人」によるものであって、「政府ノ宜シク管制スヘキ所ニ非サルナリ」と退け、「徳育」 あくまで過渡期における一時の「世変」として位置付け、「舊時ノ陋習ヲ回護スルカ若キコト」は許されないと反論するセ゚。元田等の求め これに対して伊藤博文は井上毅に「教育議」を起草させ、元田等の指摘した「制行」及び「言論」の 「敗レ」という「風俗ノ弊」を、

が新たに公布され、その「学科」に関する規程として、「其学科ヲ修身読書習字算術地理歴史等ノ初歩トス」「○と改め、先の「教育令」と は |に位置付けられることで一時的な決着をみることになる。しかし、自由民権運動という伊藤、元田双方に共通する課題が生じ、民権運 対照的に、修身科が学校教育における枢要の筆頭科目と位置付けられるに至る。 の拠点となっていた地方の諸学校を抑え込むために、翌一八八○(明治十三)年十二月二十八日には、太政官布告第五十九号「教育令」 「学科」に関する規程 修身科が最下

なものとなっていく。福岡は同年五月に文部省達第十二号「小学校教則綱領」、翌六月には文部省達第十九号「小学校教員心得」を公布 先に能勢が指摘したように、福岡孝弟が文部卿に就任した一八八一(明治十四)年四月以降、「儒教主義」に基づく徳育路線は一層強固 「小学校教員心得」には以下のような条目が記されている。

且常ニ己カ身ヲ以テ之カ模範トナリ生徒ヲシテ徳性ニ薫染シ善行ニ感化セシメンコトヲ務ムヘシニ。 皇室ニ忠ニシテ国家ヲ愛シ父母ニ孝ニシテ長上ヲ敬シ朋友ニ信ニシテ卑幼ヲ慈シ及自己ヲ重ンスル等凡テ人倫ノ大道ニ通暁セシメ 人ヲ導キテ善良ナラシムルハ多識ナラシムルニ比スレハ更ニ緊要ナリトス。故ニ教員タル者ハ殊ニ道徳ノ教育ニ力ヲ用ヒ生徒ヲシテ

修身教育の則るべき基準とされるに至った。 一八八二(明治十五)年十二月三日には、元田の手による『幼学綱要』が官公立学校に頒布され、本書に掲げられた孝行、 信義、勤学、立志、誠実、仁慈、礼譲、 倹素、 忍耐、 貞操、 廉潔、 敏智、 剛勇、 公平、度量、識断、 勉職という二十の徳目が

身教科書を公権力が作成、頒布し、公教育という場において特定の考え方を国民に注入していることが、「文明国家」における公教育のあ 濶」であると批判し、その理由として「宗教は教育部内へ入るべき者にあらず」と指摘していたことが明らかにされている。森は政府の が実施されていたことに対して、先の木場と能勢の資料によれば、森は公教育におけるそのような方針や政策が「時勢に適合」せず、「迂 採用した「儒教主義」の徳育路線の方針と公教育の関係を、「宗教」と公空間の問題として捉えている。つまり、森は、公権力が「儒教主 明治十年 ^ 方を犯すものであると考えているのである。 」という一つの価値観を法令によって国民に強制していることや、「学庸論孟の書」を教科書として利用し、剰え『幼学綱要』という修 年代にみられる公教育における「徳育」の再整備を中心とし、「儒教主義」の価値観や思考方法に基づき諸学校における道徳教育 以上のような森の論理構造は、「日本における宗教の自由」において森が明らかにした「教

部省」に対する批判と全く同一の構造を成すものである。

もその痕跡を見出すことができ」ず、「文明国家」へと「進歩」を続ける今日においてさえも全く「熟考」されていないということが「奇 妙で嘆かわしい事実(筆者翻訳)」であると批判し、 き要件として不可欠かつ枢要の「権利」を保障することの重要性が、「優れた日本民族の長く栄光ある歴史上、いかなる形態においてさえ いる(筆者翻訳)」「と記し、「文明国家」の指標乃至は要件として「良心の自由」の保障をあげている。森は、「文明国家」の踏まえるべ おいて、人間生来の権利として不可侵のものと見做されるのみならず、全ての人間の利益を増進させる最も基本的な要素と考えられて 森は「日本における宗教の自由」の冒頭において、「地上のあらゆる文明国家において、良心の自由は、特に宗教的信仰の問題と 国民に強制している実態があると問題視する。 剰え対照的な政策として、公権力が特定の宗教的価値を組み合わせて新しい教えを作 いう点

ものであるからである(筆者中略)国家の権力者が新しい宗教や教えを作り出すという今日の日本において行き渡っている考えは、 うとする試みは、厳しい非難を免れない。なぜなら、その試みは不可侵の良心の自由を軽視するものであり、人間の精神を押し潰す 教えるという政策は、完全に人々の尊敬を集めることに失敗している。日本の人々に政府が作為によって生み出した宗教を強制しよていない。それどころか、仏教と神道という二つの相反する信仰を結合させることで新しい信仰を作為的に生み出し、日本の人々に 日本の宗教問題に関する行政を担うために特別に設立された教部省は、日本の人々の信頼を得るという点において未だに成功 .照らして奇妙なものである。 宗教は誰からも強制されるものではないし、売り渡すものでもない一つ

に対して、 と政教分離の原則の履行を主張している。 護すること(筆者翻訳)」「『と記し、公空間に宗教を介在させず、公権力も特定宗教に対して一切の介入を行わないという国家による保障 自由の保障について、「第一に、個人の外的行為が国法に抵触しない限りは、宗教の問題における自由の行使を充分に保障すること、第二 る考え」は「道理」に合わず「奇妙」であり、「文明国家」の体裁をなしていないと批判する。森は、「文明国家」の要件としての良心の あらゆる宗教教派に関して国家が完全に公平な姿勢をとること、第三に、宗教的な信仰や教義における不一致から生じる騒動から保 は一八七二(明治五)年、 「厳しい非難を免れない」とした上で、「国家の権力者が新しい宗教や考えを作り出すという今日の日本において行き渡ってい 天皇尊崇や神道国教化による国民教化を推進してきた神祇官や神祇省に代わって設置された教部省の政

である(筆者翻訳)」「当と説明した上で、両者について次のように結論する。 以上の宗教に関わる原則について、森は「文明国家」における公教育を構想するに際しても、 第二にその範囲は、あらゆる学びを包括し、完全な公平性を保障し、一切の区別なく、 森は自らの提案する教育構想の「特徴」と「範囲」について、「第一の基本的な特徴は、 あらゆる階級、 特定の宗教的影響を完全に排除することで 遵守しなければならない要件であると述 種類の人々を包含するもの

これらの人々は、 ての教育行政の中に宗教的影響を導入し得ないことは言うまでもない。いかなる教育的問題にも国家の介入に反対する人々がいる。 実である限りに 宗教的信仰とは純粋に個人の信念の問題であり、いかなる政治的な権力にも従属しない以上、国家の範囲内の機能とし 教育とは完全に個人的で私的な決定に属する問題であると断言する。 おい てはそのような意見を反駁しようとは思わない。 (筆者中略) 私は、子どもの親や後見人がその義務に対し 人々への知識の伝播に関して、 それは特定の

れの年齢や職業といった条件に応じて変更されるべきであろう。本稿の中で詳述する必要はないが、環境に適するあらゆる利用可能る人々を受容者として対象化すべきである。コミュニティを構成するすべての人々に教育を受ける機会を与える方法は、人民それぞ 階層や種類の あらゆる種類の有用な知識を進歩させ、 人々の中だけに知の拡散が制限されることを意図したものではなく、男女の性別などを問わず、一切の例外なくあらゆ 全ての人民の一般的な改良のために活用されなければならない「ホ(筆者翻訳)。

関係において許されるものではないと判断し、「時勢に適合」せず、あまりにも「迂濶」な国家の政策であると批判したのである。 が公教育を通じて特定の価値を注入するという方針や政策は、良心の自由の保障と政教分離の原則の遵守という「文明国家」の要件との 制する方針となっていた。しかし、「外から見られた日本」という視点に立つ森は、欧米諸国との国際関係の文脈を想定した上で、公権力 育路線の政策を是と判断し、 ているからである。両者をめぐる森の批判の構造も全く同一のものであった。明治十年代においては、日本の国内的に「儒教主義」 と、一切の宗教的影響を排することを明示する。森は明治十年代における「儒教主義」に基づく徳育路線への転向を、 「教部省」の事例と重ね合わせて問題視している。なぜならば、森は「儒教主義」という価値観や立場を一つの「宗教」であると判断し は「文明国家」の公教育の遵守すべき要件として、 その上で法令が定められ、教科書を作成、頒布することで、公教育を通じて国民に対して「儒教主義」を強 個人の属性による差別を行わず、あらゆる人々に教育機会の平等を保障すること 明治初期における 」の徳

るばかりではなく、「宗教にも頼らず。哲学にも倚らず」と述べ、一切の宗教や哲学、それに類する政治思想の全てを公教育に介在させず、 よる教育制度では、たとえ教育が国家の「目的」のための「手段」と位置付けられ、従属物と見做されたとしても、「儒教主義」を排除す 公空間における価値の中立性を保障するという方針が貫かれたのである。 とを証明するための指標に他ならなかった。さらには、「独立」という国家の「目的」を実現するために、森が教育を構想する上で不可欠)要件としたものも、外国からの「信用」や「尊信敬重」を得られるか否かという「外から」の評価の問題であった。従って、森の手に 森にとってこれらの要件を遵守することは、日本の「開化」を国際的にアピールするための根拠であり、日本が「文明国家」であるこ

かにするためには、森の宗教に対する定義の仕方を問題とする必要がある。 しかし、なぜ森が儒教を学問ではなく、「宗教」であると定義したのかという点については、 改めて説明する必要がある。 その点を明ら

・ 「信」=「宗教」、「門」=価値という定義

である。 及する必要がある。 て特定の「何か」に対する「信念」や「信仰」が生じたものの全てを「宗教」と見做す包括的で総合的な広義の概念規定を持っている点 て信仰が構造化された狭義の意味における「宗教」のみに限定することなく、特定の対象に対する「信」、即ち人間の心や感覚の働きとし 《する必要がある。なぜなら公教育における価値の問題は、森が「教育」の領域と設定する範囲内の問題とされているからである。切を公教育から排除する立場を生涯貫いた。森の宗教の定義を検討する上で、森の設けた「学問」と「教育」の区分について簡単に言 の「宗教」に対する定義の最大の特徴は、キリスト教や仏教、或いは回教や神道のように宗教教派が組織化され、一定の教義を介し 森は特定の対象に対して個人の価値判断を生じるあらゆるものを「宗教」やそれに類するものと捉え、宗教や政治思想、 哲学の

ノ誘導ニ由リ智育徳育体育ヲ施スモノニシテ、其関係スル所主トシテ幼年子弟ニ在リ、蓋シ幼年子弟ハ自分ノ注文ナク専ラ他人ノ指教育ト学問トノ区別ヲ簡単ニ説クヘシ、之ヲ諸君ニ向テ説クハ或ハ要ナキモ知ル可ラスト雖モ、事ノ序ニ一言ス、夫レ教育トハ他人

「ではないとした。森は「従」と位置付けた「芸術」に対置して、教育において「主」とするものについて次のように説明する。 て善悪に対する認識や価値判断を行う幼い子どもを射程とするものが「教育」であると定義している。このような「教育」の目的には主 く只感受の力によって善悪共に之を脳裡に納むる者」を対象として教授を行うもの「√であると説明する。即ち、知性よりも感性に基づい の関係があり、「読書算」などは「人間処世上ニ肝用ナレトモ畢竟芸術」「πであるとし、「教育中ノ一部分」ではあるが、その は「教育」について、尋常中学校以下の「幼年子弟」を対象とするものであり、「無知の幼童」、或いは「未た自知識を選むの目的

ニシテ鉋鑿其効用ヲ収ムヘシニ。 読書算ハ人間ノ芸能ニシテ大工ノ鉋鑿ノ如シ、之ヲ利用スルト否トハ人物ノ如何ニアリ、人物正確ニシテ芸能其目的ヲ達シ大工熟練

抑モ教育トハ読書算等ノ如キ芸能ヲ謂フモノニ非ラスシテ正確ナル人物ヲ薫陶養成スルノ義ナリ。然レハ国家ノ為メニ行フ所ノ教育 |タルモノハ人物ニシテ芸能ハ其従ナリ。 則国家ノ良民ト為ル様ニ兒童ヲ薫陶養成スルヲ謂フナリ。人物正確ニシテ芸能之ニ加ハル時ハ其加ハルニ従ヒ効用愈大ナルモ、其 教育家ハ此区別ヲ詳知シテ其事業ニカヲ尽サヽルヘカラスニ。

宗教や哲学、政治思想などの価値に関わる諸問題の扱い方であった。森は、公教育の中に「宗教」を介入させることを「不法ノ甚キモノ」 「帝国臣民」を意味する。このような「教育」の主眼とする「人物」を養成する上で、森が深く留意する必要があると主張したものが 「正確」にした上で初めて問題とすべきものとされている。ここに言う「正確ナル人物」とは、無論前章に明らかにした「国家ノ良民」 森の定位する「教育」の主眼は「人物」を「薫陶養成」することであり、「芸能」や「芸術」などの「人物」が利用する道具は、「人物」 「宗教」の定義や性質を踏まえてその批判の理由について明らかにしている。

シ難キモノナリ、年長シテ人各自ラ信スル所ノ宗門ニ赴クハ措テ問ハサルモ、学校ニ於テ教育ヲ受クル者即チ齢丁年ニ至ラス思想モ 二己ノ信スル所ヲ以テ他ヲ排シ、己ノ宗門ヲ以テ独リ其正ヲ得タリト為スモ中立ノ者ヨリ見レハ孰レカ果シテ是ナルヤ、殆ンド判知 レタル法式(モード、オフ、レリジャス、マニヘステーション)即チ宗門トス、各宗教ノ流派ハ此ノ法式ヲ同クセサルヨリ、各門互 宗門ヲ宗教ト混同スヘカラス、宗教(レリジョン)ノ心ハ人皆天性之アリ、蓋シ宗教ハ智識ニ基カス専ラ感覚ニ由リ信仰スル所ノモ ノナリ、宗教ノ心事物ニ顯ハレ金石ヲ拝シ偶像ヲ祀リ、又ハ無形ノモノヲ想像信用シテ礼拝スルカ如キ、即之ヲ宗教心ノ外面ニ現ハ ※独立セサル者ヲ駆リテ宗門ニ引込メントスルハ、不法ノ甚キモノナリニ!!!

対象を であれば例外なくあらゆる人が有する「天性」のものであり、端的に言えば人間の「心」、即ち「知識」ではなく「感覚」に従って特定の 「宗教」や「宗門」、「宗教ノ流派」= 「信仰」する「心」の働き一般を意味するものとされる。 「宗派」を明確に区別する構造的な宗教観をもっている。森の定義する「宗教」とは、 また森は、「人は天然に宗教心あり、 或心を名つけて良心と云ふ」「四と述

介して感覚的に「信」じる対象、即ち「金石」や「偶像」、人間の想像による「無形」の何かであると定義する。森は、「宗門」に関わる 心」の機能として何らかの対象を「信仰」乃至は「信」じること、と簡単に定義している。これに対して「宗門」とは、 他の具体例として、「木石或ハ日星或ハ人或ハ神或ハ道或ハ徳」や「ホ、「造物者、阿弥陀、日、月、偶像、幣帛、天狗、 べ、「宗教ト云フ文字ハ或ハ分明ナラズト雖モ之ヲ信仰又ハ単ニ信ト云フ意味ナリト解釈スベシ」言と説明し、 人ニシテ神仏ト称セラルヽ者」などを指摘する。さらに森は「宗教」と「宗派」の区別について、以下のように説明する。 生来人間に備わった「良 狐、狸ノ類又ハ古 人間が「心」を

抑宗教ノ心ハ人皆之ヲ有シ之ナキモノハ人間ニ非ズト云フテ可ナル程ノモノナリ。(筆者中略)夫レ宗派ハ之ヲ大別セバ耶蘇教、 先ツ宗教ト宗派トノ区別ヨリ話スベシ、 殆ント数フ可ラズ、而テ学政ノ眼中ニハ斯ノ如キ大小ノ区別ナク悉ク之ヲ宗派トス¹¹⁺。 回々教等アリ、之ヲ小別セバ耶蘇教ノ内ニモ希臘教、新教、舊教等アリ、仏門ニモ無数ノ宗派アリ、 宗教ト云フ文字ハ或ハ分明ナラズト雖モ之ヲ信仰又ハ単ニ信ト云フ意味ナリト 尚ホ之ヲ細別セバ数多ニシ

に許されるものではないと主張している。また、このような宗教に類するものとして森が指摘したものが公教育における政治思想と「政 となる「性質」を有するとも主張し、価値に対する中立性を保障しなければならない公教育の場において、何らかの「宗派」を介入させ 立し、 門」を「信」じる人々が組織化し、共通の教義を定めて「信仰」が体系化された具体的な団体組織、即ちキリスト教や仏教、 に論じた「文明国家」の公教育の遵守すべき要件として、公権力が個人の良心の自由を保障しなければならないという観点からも、 タ其自由ノ何物タルヲ知ラザルモ其心ニ存スル所ノ自由ノ元素ハ学政之ヲ保護シテ以テ天然ノ発達ヲ得セシメザル可ラズ」「元と語り、 ることには「弊害」しか見出されず、到底相応しくないと述べる「ド、さらに森は「宗教心の自由ト云フ者子弟ニ存シ」、「仮令兒童等ハ未 などを意味している。森によれば、人間はそれぞれが「信」の対象とする「宗門」を異にすることによって、その是非をめぐり互いに対 の取扱いであった。 は「宗教」を何かを「信」じる「心」とし、「宗門」を個人の「心」の帰向する特定の対象と定義したが、「宗派」とは、 相互に争うものであると指摘され、 また価値判断の基準や軽重が介在する「宗門」によって異なる以上、「宗派」は必然的に論争的 回教、 特定の 神道

教育ニハ厳ク禁スベキ事ナリ、何トナレバ時ノ政治ニハ未タ関係スベキ権利モ無キ身分ノ生徒ニシテ政治ノ行方ニ付何ノ企望ヲモ起 ク養成セザル可ラズト雖モ、政党ハ之ヲ禁セザルヲ得ザルコト尚宗派ヲ学校ニ入ルヲ許ス可ラザルガ如シ、抑政党トハ政治ノ行方ニ スベキ理ナシ、教員モ亦之ヲ起サシムル様誘導スベキ職掌ヲ有スヘキモノニ非ラズ、又教員自身ハ大切ナル人ノ子弟ヲ引受ケテ教育 恐アル政党ニ近クベキモノニ非ラズ三〇。 責任ヲ負フ者ナレバ、教育事業ニ属セザル事業ニ心志ヲ動カシ得ベキ余暇ヲ有スル理ナシ、又生徒ノ政治思想ノ天然発達ヲ妨害ス :或種類ノ企望ヲ達センガ為メ数人結合スルモノナリ、是レ丁年以上ノ者ニハ可ナルベキモ丁年未満ノ者ニハ不可ナリ、殊ニ学校ノ 党 .ノ高低ヲ表スルコト、恰カモ宗教心ノ深淺ヲ以テ其人ノ受クベキ尊敬ノ度ヲ上下スルカ如シ、サレバ学校ニ於テハ国ヲ思フ心ハ深党ハ宗派ト粗其趣ヲ同フス、凡ソ国民ニシテ其国ヲ忘ルヽトキハ国民タルノ価値ナシ、故ニ国ヲ思フ心ノ深淺ハ直チニ国民タル価

は政治思想と公教育の関係について、 宗教の場合と全く同 一の論理構造を以 て説明している。 森は、 国民が国家を 「思フ心」 は 重要

何色タルヲ問ハス甚タ不可ナリ、若シ斯ク不親切ナル教員アランニハ直チニ免職シテ可ナリ」░░とし、公権力が個人の良心の自由を保障 ことについては、「是大切ナル人ノ子弟ヲ駆リテ己ノ政党ニ色染セントスル者ナリ、思想ノ未タ定ラサルニ乗シテ之ヲ某色ニ染上クルハ其 テハ何ニ ばならない公教育の場において「政党ハ之ヲ禁セザルヲ得ザルコト尚宗派ヲ学校ニ入ルヲ許ス可ラザルガ如シ」と森は主張するのである。 まりは必然的に政治思想を生むとする。しかし、「宗派」がそうであったように、個人が価値を見出す政治上の「門」、 な「企望」や「意向」、主義主張や理念を介し、それらを実現するために一つの「政党」が組織される以上、価値の中立性を保障しなけれ さらに森は 国家を「本尊」とすることを忘れた国民は国民としての「価値」そのものを有さないと述べ、従って国民における国家意識 帰向スルモ国家ニ害ナキ以上ハ固ヨリ随意」三であるとした上で、公教育の場において教員が特定の宗教的、 「教育」に携わる教員に関して、「宗派」であれ「政党」であれ、「其選択ハ各人ノ自由ニ存スルモノナレハ、教員其人ニ於 政治的価値を語る の政治的 の高

立が生じるため、価値の相対的中立性が保障されず、公教育の場には相応しくと考えているのである。 は特定の価値における是非、或いは探求される真理や学説といった「哲学」における何らかの「門」を通じて一つの「学派」を形成する 「哲学」に関しても「宗派」や「政党」の場合と全く同一の観点からその理由を説明することができる。「哲学」の場合においても、人間 以上の「宗派」や「政党」に加え、森は「哲学にも倚らず」と語り、公空間から「哲学」をも排除するという立場にあったとされるが、 森が「何人の説を取るとも其反対者の駁議を免」れずと説明しているように、何を「門」とするのかによって論争的となり、必ず対

するという「文明国家」の要件との関係において許されないとしている。

や生き方を重んじて実践することを「儒教主義」と捉えた結果、公教育から排除すべき対象であると森は結論したのである。 してよりよく生きるために備えるべき「徳」といった特定の「門」を「信仰」することで生じた一つ「宗派」であり、そのような価値観 た理由も明らかになる。森の定義に依拠すれば、「儒教」とは古代の聖人と呼ばれる人々が設定した人間の踏み行うべき「道」や、 森の公空間と価値に関する見方を踏まえれば、森が明治十年代における「儒教主義」を「宗教」と見做し、公教育から排除しようとし 人間と

日 れた日本」という視点に立ち、公権力が公教育における個人の良心の自由を保障するという「文明国家」としての要件を遵守することで、 派」といった私的な価値を介在させ、個人や私の領域に留めるべきものを全体化していくという考え方にあった。そこには、「外から見ら のとして各人の「随意」に委ねられると述べている。森が問題としていることは、公教育という公空間の中に「宗派」や「政党」、「学 森は宗教や政治思想、哲学そのものを否定しているのではない。国民が各人の「心」に従って何を「門」として選択し、 哲学的にどのような「宗派」や「政党」、「学派」に帰属するのかは、国家という公にとって「害」とならない以上、それらは私的な 対外的な「国信」を守り、外国から「尊信敬重」される国家を築こうとする森の問題意識が投影されている。 宗教的、

. 教員の「薫陶」と「倫理科」による徳育論

うな問題に対して、 セント疑問ヲ為ス人モアラン」░░と述べ、価値を排除した状態で「徳育」をいかにして行うのかという問題提起をしている。森はこのよ 価値に関わる一切を公教育から排除するという立場にあり、森自身も演説の中で「宗派ハ学校ニ入ル可ラストセバ道徳ノ教育ハ如何ン 森は「学問」と「教育」を明確に区別した上で、「教育トハ他人ノ誘導ニ由リ智育徳育体育ヲ施スモノ」であると説明した。しか 教員による子どもの 「薫陶」や「倫理科」の設置という方法による代替を試みた。 とし、森

ついても、 「儒教主義」を「宗教」と見做し、 「教育」における「虚用ニ陥リタル例」であると批判する三四。 公教育に介入させるべきものではないと主張したが、その「儒教主義」の実践の場であった修 森によれば、修身とは、「兒童ノ徳性ヲ養成スルヲ以テ目

もと直接に対面する教員というロールモデル=「儀範」による日常的な「言行」によるべきであるとする『ゼ・ 問題やその教科書の欠陥について次のように説明する。 トスルモノ」ミであり、子どもの 「徳性」の養成には、 理解し難い 「理窟ハ無用」であり、「兒童ニ解シ得へキ近易ノ事柄」
三六や、子ど 森は小学校における修身科

ことありて小学生徒の脳力には迚も解し得へからさることあり、否これを解し得るも啻に修身の教となすべからさるのみならず、却兒童の発育の度合如何を弁へす、徒らに古人言行の漠然として六ケ敷ことを授るは甚不可なることは勿論、中には頗る穿ち過ぎたる は當時の形勢に応じ又は其弟子の人となり如何を察し説述せしものなれば、之を兒童に授くるには其性質如何により須らく注意斟酌 当なるに如かさるに似たり、尤もさすが孔子の言行を綴りたるものなれば修身の模範となること亦尠しとせざれとも、 をなさざるべからず、要するに今日の修身科書は総て瑕瑾なきを免かれざるを以て教員の注意最も緊要なり三つ て之を傷害するものなきを免れず、世間往々論語なとを用ゐるものあり、該書の如きは修身書と言はんよりは寧ろ政事書と言ふの穏 其言たる多く

理科」を設置し、「人倫道徳ノ要旨」を教授することに定める『など、「儒教主義」の徳育や、その教授の場となっていた修身科を公教育 用を全面的に禁止する。さらには、尋常師範学校や尋常中学校に関する「学科」の規程においても、修身科を廃止し、その代替として「倫 非を判定し、「免許證」を発行するという検定制度を設けている™○。しかし森は、翌一八八七(明治二十)年五月十四日付で「小学校ノ修 学校、中学校の教科用図書に関しては、その採択に際して「教科用図書ノ編輯局」の調査を踏まえ、「検査委員」の「検定」を経た上で是 として子どもに示すことによって徳育とするように規定している。また、森は同年五月に「教科用図書検定條例」を定め、 シムルヲ以テ専要トス」
『元と定められ、簡単で子どもの理解し易い事柄を教員が「談話」することや、教員そのもののあり方を「模範」 から構造的に排除するような制度設計を一貫して推進している。 言行ニ就キ兒童ニ適切ニシテ且理会シ易キ簡易ナル事柄ヲ談話シ日常ノ作法ヲ教へ教員身自ラ言行ノ模範トナリ兒童ヲシテ善ク之ニ習ハ 度」を定め、その第十条として「修身」の学科の要領について明らかにしている。それによれば、「小学校ニ於テハ内外古今人士ノ善良ノ ではないなど、全ての「修身科書」には必ず欠点があり、その使用にあたっては、教員は充分な注意を払う必要があると指摘する。 森は、一八八六(明治十九)年四月に布告した「小学校令」第十二条に基づき、五月二十五日に文部省令第八号「小学校ノ学科及其程 行を教えるものや、特定の弟子を観察して一定の考え方を古人が説明したものであり、物の見方や考え方が「穿ち過ぎ」ており中立的 (筆者中略) ニハ教科用図書ヲ用ヒサルコトニ内定シタルヲ以テ該図書ハ之ヲ採定スヘカラス」º と定め、修身科における教科書の使 は小学校の修身科において利用されている「論語」などに代表されるテキストについて、時代に合わず、漠然として解し難 い古人の

デルによる「言行」を通じて子どもの徳育を行い、第二に価値に対する相対的な中立性が保障されたテキストを用いて 価値を以て公教育における徳育を実施しない代わりに、森が代替案とした方法が、第一に教員という「模範」や「儀範」というロール 「薫陶」という概念を用いて説明する。 |世間普通の道徳」 EPを教授するというアプローチであった。ロールモデルとしての教員を介した子ども徳育という方法について、 「常識的倫理」

ノ薫陶 書算等は人間処世上ニ肝用ナルモノナレドモ畢竟芸術ニ過キス、教育トハ元来幼年未タ事物ヲ判断スルノ能力ナキモノヲシテ教師 ニ由リテ善良ナル臣民ニ成長セシムル ノ謂ナリ、 巳ニ薫陶ト云へハ主トシテ其人物ヲ正確ニスル事ナルヲ知

確ニシテ芸能アレハ其人世ニ益ヲ為スコトヲ得、若シ芸能少ナキモ世ニ害ヲ為スコト無カルヘシ、之ニ反シテ人物正確ナラス徒ニ芸 即チ薫陶ナリト言テ可ナルモノナリ四五。 デル者ハ世ニ害ヲ為スコト多シ、然レハ教育ハ人物ヲ主トシ芸能ヲ従トシ、 而テ之ヲ行フニハ専ハラ薫陶ノカニ由ルヲ以テ教育ト

員を養成することが、普通教育の成否に関わる決定的要因となると主張したのである。「教育ノ源」四九として、森が優れた教員の養成を何 こそが「薫陶」=「教育」の本質であると説明する。従って、子どもの「人物」とは、「教員自ラ善キ行ヲナシ其行ノ光ニテ薫陶サルヽモ 森は「善良ナル臣民ヲ養成スルニハ如何ニスヘキヤ、教員身自ラ兒童ノ模範トナリ己ノ言行ヲ以テ之ヲ徳化スルノミ、即チ薫陶ト云フコ を育成し、その言行の「光」による「薫陶」を行えば、子どもの「徳化」という課題にはいかなる問題も生じないと考えているのである。 よりも重んじた理由はここにあった。森は公教育において、特定の価値を用いて徳育を実施せずとも、教員養成を通じて優れた「人物」 ノ」四七であり、 トナリ、結局教育ト薫陶トハ異字同義ナルコトヽ知ルヘシ」『トトと述べ、子どもの「模範」となる教員自身による「言行」を通した「徳化」 「普通教育ノ本源タル師範教育」雪の役割と意義について、森は次のように説明する。 は「人物」を「正確」にして「善良ナル臣民」=「国家ノ良民」を養成するための鍵は教員の「薫陶」にあると述べている。 そうである以上、教員とは「人物正確ニシテ能ク人ヲ薫陶スルノカナカル可ラス」『たされ、優れた「人物」としての教

リト云フモ可ナラン、如何トナレハ、若シ学校ニシテ教員其人ヲ得サレハ、縦令資金饒カナリト雖モ器具備ハルト雖普通教育決シテ 師 、功ヲ奏スルヲ得ス、普通教育其功ヲ奏スルハ、教員其人ヲ得ルニ在ルノミ^{ェ1}。 範学校ニシテ其生徒ヲ教養シ完全ナル結果ヲ得ハ普通教育ノ事業ハ既ニ十分ノ九ヲ了シタリト云フヘキナリ、否之ヲ十分成シ得タ

って左右されるとする。従って森は、「若シ教員ノ人物正確ナラスシテ其言行凡俗ナルトキハ之カ誘導ヲ受ケタル兒童亦如何ニシテ正確有 ている。 ノ人物トナルヲ得ヘケンヤ」

「とし、「普通教育」が「巧ヲ奏スル」ためには、「教員其人」をいかにして育成するのかが問われるとし 森は「普通教育」の是非について、投じられる資金や設備の問題ではなく、師範学校において育成される「教員其人」の結果如何によ 森は「薫陶」の力に秀でた教員を「良教員」と定義している。

差シテ頓着スルコトナク、歴史ナリ化学ナリヲ教フレハ其人教員ナリト心得ルモノ多シ、成程ソレモ教員ハ教員ナレトモ文部省ノ所人物ハ教員自カラ善キ行ヲナシ其行ノ光ニテ薫陶サルヽモノナルニ、今ノ教員タル人ハ学問ハ即チ技芸ナリト心得、人物ノ如何ニハ 謂良教員ニハアラス、教員ハ生徒ノ気質ヲ薫陶セサレハ良教員ニハアラサルナリエニ゙。

や技術に秀でていたとしても、 いとされているからである。 範学校に

入学する子どもの

学力よりも、 森が師範学校制度を改革して「志願制」ではなく、郡長や区長といった地域のリーダーによる子どもの それらを利用する「人物」が優れたものでなければ、世の中に対して「益」ではなく その「人物」如何を見定めようとするところにあった。森の考え方においては、どれほど学力 「推薦制」を採用した意図も、 「害」しかもたらさ

無論教員を育成する上でも、 価値を以て「人物」 0 「徳化」 を行うのではなく、 身体の鍛錬による精神陶冶という方法を採

神亦自ラ発達シテ怠弛セサルナリ、又之ヲ鍛錬スル気質ヲ鍛錬スル為メニ不可欠之一事ナリ」≒サーと説明する。また「身体」を「鍛錬」す 我国人ノ最欠ク所ノ者」を「身体ノ能力」であると位置付けるエロ゚。森は「身体」と人間の「気質」の関係について、「身体強健ナレハ則精 であるとしている。 る意義について、「人心ヲ着実ニシ風俗ヲ敦厚」にする効能ばかりでなく、「一人一己ノ体育健強ヲ保ツハ即全国富強ヲ致スノ大基礎」

「大 「教育ノ要」を「三元一体」としての「智育、 身体」の 「耕養発達」と「和合」にあるとした上で、その中で「現今

成リ丈普ク之ヲ行フヲ最良ト為」ヸと述べ、教育の場における身体に対する「鍛錬法」゙の必要性を訴えた。このような森の「鍛錬法 錬」を通じて優れた「人物」となった教員が「模範」となり、その「言行」の「光」によって子どもを「薫陶」=「教育」することを公 いる。師範学校においては、このような「鍛錬法」の他に、「教室外ノ教育」なっとして「学校外ニ在リテ日ニ己ガ身ニ為スコト」なっ、即ち いても、教員に不可欠とされた「順良信愛威重」という「三気質」を養成する「幇助」乃至は「道具」ボーとして「兵式体操」を導入して は、「普通教育」における「兵式体操」や「旗取競争」≒≒、「学校ト学校トノ競争運動」≒○などの形において具体化し、また師範学校にお 教育における「徳化」=「人物」養成の核心と位置付け、価値を以て徳育を教授することに代替していたと考えられる。 「坐作、進退、衣食、起臥其他総ての事に関するもの」、宮を通して「規律を体すること」、「玉が求められた。森はこのような「身体」の「鍛 「身体」の「鍛錬」を人間の「精神」の涵養や、集団の「風俗」の改善、「全国富強」の源泉と捉える森は、「強迫体操ヲ兵式ニ取リ、

考える上での思考様式の側面のみに限定してその特徴を明らかにする。 は公教育に相応しい徳育の形について、「夫レ学校ニ於テ施ス道徳ノ教育トハ人ト人トノ関係ヲ規定シテ言行ヲ其規定ニ則トラシムルモ 発案の下で能勢栄などの手によって文飾、編纂されたと指摘される「倫理書」という二つのテキストに注目し、両者に共通する道徳を ばならないとしている。以下では、この「倫理科」において使用するに相応しいと森が判断した西村茂樹による「日本道徳論」と、森 値の相対的中立性を保障した上で、誰もが一般的に共有することのできる「常識的倫理」や、「世間普通の道徳」を教授するものでなけ ヲ云フナリ、即チ親子、君臣、夫婦、兄弟、朋友ト云フガ如キ関係ニ付キ人間ノ遵行セザル可ラザル規定ヲ教フルモノナリ」と主張し、 また、後者の代替案は森が尋常中学校や尋常師範学校の修身科を廃止した上で新たに設置した「倫理科」において模索されている。森

は「日本道徳論」を作成した動機やその経緯について次のように述べている。

是を憂ひ、十九年十二月十四日大学の講義室に於て公衆を聚めて三日間の独り演説を為し、 明治十八年十二月の改革は、 其演説の草稿を印行して是を日本道徳論と名け、大臣以下諸知人に贈与せりホボ。 ②の官吏は多く怜悧便侫の人にして質樸剛毅の者は常に排斥せらる(筆者中略)国民の風俗益々軽躁浮薄に流るゝの勢あり、余大に 虚戯を行ひ、 法律制度、 務めて其歓心を求め、本邦古来国家の根礎たりし忠孝節義勇武廉恥等の精神は棄てゝ顧みざるものゝ如し、其登用する 風俗礼儀一々是を欧米に模倣し、専ら外面の文明を装ひ、外人を優遇し、舞踏会、仮装会、活人昼会等其他外国の 維新以来の大改革なれば国中目を拭ひて新政を観、余も亦大に望を新政に属せり、然るに伊藤内閣の新 以て人心を警めたり、明年(二十年)春

「軽躁浮薄」に流れる「国民の風俗」の現状を憂いて、それらを「警め」るために西村が行った演説を一八八七(明治二十)年の春に論西村の説明から、本書は外国からの評価を伺い、表層的な西洋化や形だけの文明開化に流れる伊藤博文内閣の下における国内状況や、 したものであったことがわかる。 西村が「大臣以下知人に贈与せり」と述べているように、「日本道徳論」を伊藤や森などに寄贈

徴と、価値に対する相対的中立性を保障した上で行われる道徳という森の考え方には相互に親和性があるのでないかということである。 中にあったことに起因しているのではないかと考える。即ち、西村が「日本道徳論」において、「道徳ノ基本」について考える方法上の特 と主張すると、森は「敢て絶板するを要せず、其語弊を改むれは精神は是れを存するも可なり」と改めて提案したと西村は記しているドヘ。 触れ」ており、たとえその一部を「改刪」するとも「当路の諸公」の「意に協ふ」ことはないのだから、「改刪」ではなく「絶版」にする して「刪除」すれば、改めて本書を編纂し直して利用することができると提案している。西村は、本書の「精神」は「已に諸公の忌諱に 伊藤は森に対して「頗る是を詰問」したが、森は本書のために懸命に「弁解」し、さらには執筆者の西村に対しても、「書中の数條を摘出」 した「日本道徳論」の「精神」について、本稿は、その内容から、森の公教育における徳育を構想する思考様式と共通する視点が本書の 大に賛成の意を表し、是を文部省に出し検定を受けて中学以上の教科参考書と為すべし」と提案したとされるドセ。本書に対して激怒した 、基本」とすることは不適当であると述べている。 森が西村の「日本道徳論」に対して強い「賛成の意」を表し、「倫理科」における「教科参考書」にするに相応しいと判断していた理由 「道徳ノ基本」を考える上で、西村は本書の「第二段」として「現今本邦ノ道徳学ハ世教ニ拠ルベキカ、世外教ニ拠ルベキカ」
ドカと題 政府批判の書と見做して激怒する伊藤の「詰問」に対して「弁解」してまで残そうとした本書に流れる「精神」とは何か。森が評価 東洋の「儒道」及び「西国ノ哲学」からなる「世教」と、様々の「宗教」からなる「世外教」とを区別した上で、「世外教」を「道徳 西村によれば、伊藤は本書が「新政を誹謗し、政事の進路を阻礙する者」であるとして「大に怒り」、これに対して森は 「之を読みて

ハ同教相嫉ムノ性アル者カ、仏教ハ耶蘇教ヲ悪ミ、耶蘇教ハ仏教ヲ悪ミ、互ニ敵教ヲ亡ボサントノ志望絶フルコトナシ キ教法ヲ以テ道徳ノ基本トセントスルハ、其不適当タルコト知ルベキナリゼロ (筆者中

徳 徳 ノ基本」とすることは「不適当」であり、従って西村は「世外教ヲ棄テゝ世教ヲ用フベキコトヲ決定セリ」と主張するゼー。しかし、 を「世教」に「決定」するということは、「儒道」と「西国ノ哲学」そのものに依拠することではないと西村は説明する。 は信仰や教義が異なることによって互いに「嫉」み合い、「敵教」を「亡」ぼそうとする性質を有するため、「世外教」を

漏アル者多キトキハ之ヲ完全ノ教ト言フベカラズ、若シ其完全ナランコトヲ欲セバ、諸教ヲ採リテ之ヲ集成セザルベカラズ。故ニ余 凡ソ諸教ノ中ニテ殊ニ完全ナルハ哲学ナリト聞ク、然ルニ哲学ニモ猶不適当ノ処アリトシテ之ヲ採ラザルトキハ、先生ノ立テント欲 哲学ヲ離レズ、仏教耶蘇教ノ中ヨリモ亦之ヲ採ルコトアリセリ。 ガ道徳ノ教ノ基礎トセントスル者ハ儒教ニ非ズ、哲学ニ非ズ、況シテ仏教ト耶蘇教トニ非ザルハ勿論ナリ、然レドモ亦儒道ヲ離レズ、 ルニ種々ノ方法アルノ徴ナリ、然ルヲ其中ノ一個ヲ採リテ他ノ数個ヲ棄ツルトキハ、天下ノ道理ニ遺漏アル者多カルベシ、道理ニ スル道徳ハ何ノ教義ニ依拠スル者ナリヤ。曰ク、天下ノ理ハ一教義ヲ以テ尽クスベキ者ニ非ズ、教義ニ種々ノ学派アルハ、道理ヲ見

を含めた「諸教ヲ採リテ之ヲ集成」するという方法であった。この「一定ノ主義」について、西村は「天地ノ真理」ギロと言い換えてもい 「道徳ノ基本」に対する思考様式は、「儒道」と「哲学」を中心とした「世教」を主軸として「一定ノ主義」もを設け、 ノ真理」とは「三千年来ノ哲学モ、 五千余巻ノ仏経モ其上二出ルコト能ハズ」、また「宗門モナク学派モナク、世界万国何レ

本ニ限リテ特別ニ加ヘザルベカラザル条目」せてとして「皇室ヲ尊戴ス」という日本固有の条項を見出すに至る。 定ノ主義」=「道徳ノ原理」ギメに依拠して、「東西ノ学ヲ折衷シ、古今ノ異同ヲ考へ、本邦国民ノ品性ヲ造ル」ギキと論じ、東西に共通する ノ主義」に依拠すれば、「諸教ノ説」は道徳の「本義」を明らかにするための「註脚」となると西村は説明するやヸ。従って西村は、この「一 遍的な「条目」として「勤勉」、「節倹」、「剛毅」、「忍耐」、「信義」、「進取ノ気ニ富ム」、「愛国心盛ン」という七つをあげ、また「我日 ニモ行フベカラザルノ処」の存在しない「誠」の「原理」であるとされ、その意味するところは「儒道」と「哲学」に共通する「精粋」 相互に一致する部分を一般化可能な「主義」として定めるという考え方であり、そのようにして見出された「一定

方法論も、森の主張する価値に対する相対的中立性を保障する構造と同一の形体となっていたことにより、その「精神」を残し、公教育徳を「完全ノ教」にすることができないという問題意識から生じたものであった。しかし、結果的には、西村の「日本道徳論」における 立性を保障しようするものではなく、特定の哲学的知見や宗教教義のみに依拠すれば、道徳を考える上で必ず「貴漏」や扁りが主じ、首用した意図は、無論森のように、「文明国家」という日本に対する外国からの評価を意識した上で、公空間における価値に対する相対的中 に 個別性より生じる徳目から構成される道徳の形体を模索するという方法論に依拠したものであった。西村が以上のような相対的視点を採 おける「教科参考書」として採用するに相応しいと森が判断したものと考えられる。 以上より明らかになるように、西村の「日本道徳論」における道徳の考え方は、特定の宗教教義や哲学的知見に依拠するものではなく、 」の共通項を探りながら取捨選択を重ねることで「道徳ノ基本」を見出し、時代や国家に関係なく人間に共通する徳目と、 日本の

き者にあらず」と述べ、本書が「宗教にも頼らず。哲学にも倚らず」という立場から「徳育の主義」を明らかにしたものであったこと 先に論じた通りであるが、本書については能勢による以下のような指摘もみられる。 次に、一八八八(明治二十一)年三月に編纂された「倫理書」についてであるが、本書の作成にあたって森が「宗教は教育部内へ入る

書となし、且つ之を小学校徳育に実施せしめんとて、省令の草案を認むる最中に大臣が兇徒の手にかゝり、不慮の死をせられたれば、 文部省の一書記官に命じて、 の事遂に中止となれりせた。 倫理書を編纂せしめ、印刷既に成り、将に一令を下して、之を我が国師範学校及中学校の倫理科の教科

というテキストが公教育において利用するに相応しいと判断していたことになるが、その基準を明らかにする上で、本書の特徴である「倫 理」という概念に対する森の考え方に注目する。森は「倫理」を教えることや、「倫理ノ標準」について、次のように説明する。 実施することを意図し、その編纂や法令化を進める過程の中で「不慮の死」に直面したことが明らかにされている。従って森は、「倫理書」 以上のように、森は本書を師範学校や中学校における「倫理科」の「教科書」として活用し、また小学校における「徳育」においても

準ヲ明示スルニ在リハO。 |書ニ由テ倫理ヲ教フルハ、専ラ人ノ、人ニ対シテ起ル所ノ情ノ、発シテ行為トナル者ニ就キ、 其正邪善悪ヲ判断スルニ足ルベキ標

|スルニ足ル者トス。何トナレバ、倫理的真理ハ、概ネ此普通感覚ニ於テ、道理トスル所ノ者ニ、一致スル者ナレバナリ^|。| |書ニ云ヘル道理トハ、吾人普通ノ感覚ニ於テ、道理ト認ムル所ノ者ヲ云フ。而シテ此解釈ハ、未ダ精確ナラザルモ、本書ノ目的ヲ

の考え方を「行為ノ基準」として定めているハー言。 とされ、具体的には、「自」己と「他」者の関係が相互扶助において成立するという「自他ノ並立 The Co-operation of Self and Other」 る。さらに森によれば、「倫理」とは、「何レノ時、何レノ国ヲ問ハス」に成立する人間の「行為ノ標準」であることヘニがその要件である 以上より、 であり、 そのような「倫理的真理」とは、 森の定義する「倫理」とは、 人間と人間の関係において自然に生じる「情」と「行為」に関する「正邪善悪」を判断する「標 人間の誰もが「普通ノ感覚」において「道理」と認める常識的なものであると説明してい

並び立てなければならないとする「道理的見解」、最後に、「行為ノ起源トシテ、貴ブベキ情」であるとして、「人ノ危難困苦ヲ見テ悲痛シ、 人ノ善事ヲ為スヲ見テ随喜ス」る「感情的見解」=「同感ノ情 Sympathy」をあげている。 が不可欠であるとする「社会的見解」、第二に、人間の関係は「相対」関係によって成立するものである以上、「相譲リ相扶ケテ」自他を この「自他ノ並立」について、森は三つの特徴を指摘する。第一に、人間の「聚合体ヲ保存」するためには「自他協力」による

対的中立性が保障されたテキストを活用して「倫理」を教授するというアプローチが採用された。森は価値を以て徳育を行わない代わり を保障するという考え方として、その構想の中に明確に表明され、具体的には、 自由の保障と政教分離の原則を公権力が遵守するという要件を一貫して守り続けた。森の守り方は、公空間において価値の相対的中立性 森は、国家の「目的」に対して、教育や諸学校、そして国民を、その「目的」を実現するための「手段」として従属関係に位置付けたの概念と、その「並立」関係を理解させることで、人間集団の「調和」的関係を説明することに本書の記述は限定されているのである。 理」と位置付け、そのあり様を明らかにするものであった。さらに、「倫理」の「標準」とは、人間が「普通ノ感覚」において正しいと認 ることを意図していたものと考える。 徳を「身体」や「人物」という別の形に置き換え、または「倫理」という「知」の形に変換することで、子どもに体認或いは、 めるものでなければならないとされ、従って、人間関係が自己と他者の相互扶助、相互協力の関係によって成立するという「自他ノ並立」 に成立する、人と人の関係において生じる人間の内面的な「情」の動態と、その外面的な発現としての「行為」に関する是非の基準を「倫 以上のように、森の「倫理書」もまた、西村の「日本道徳論」のように、特定の宗教教義や哲学的知見によらず、時代や国家を問 身体の鍛錬による精神陶冶という手法や、日常の学校生活の中で教員という「人物」を通じて子どもを「薫陶」するというように、 同時に、「外から見られた日本」という視点に立脚して、「文明国家」としての国際的な信用や評価を問題とし、国民に対する良心の 教員による「薫陶」という「徳化」と、価値に対する相 理解させ

に対して、文部省の編纂した「倫理書」は、「人をして人心の働を知しめんとする」ものであり、「読者をして凡そ人心の働を知り其運動めのものであり、そのためには「徳行の條目を示し」、「その利害を説明して少年の心を薫陶するこそ徳育の本意」であると述べる。これ て採用するには相応しくないと森に書き送っている。 の様子を了解せしむる」ものに過ぎず、人間の心の働きや運動の様態を子どもに理解させるための書物となっており、 く可きもの」であると批判する。福沢によれば、徳育とは、「少年学生輩の徳心を誘導して純良の君子たらしめんとの目的」を達成するた 知人や政府の要人に対して配布した上で意見を求めていたが、福沢は本書に対して、徳育のための書ではなく、「心理学の解釈とも名 」を「知識」化させるという特徴は、森の「倫理書」を批評した福沢諭吉の指摘の中に端的に表れている。 森は「倫理書」を編纂 徳育の教科書とし

ったのか。森は、「国体」をこれまでに明らかにした価値の枠組みには全く位置付けておらず、教育を基礎付ける本源とすることも厭わ 以上のように、森は公空間からあらゆる価値を排除するという立場を貫いた。では「国体」とは森にとっていかなる意味をもつもので 次章においては森の国体観を課題として明らかにする。

```
「文部大臣の演説」一八八七(明治二十)年六月、『全集』二、四一二頁。
```

:掲「森有礼先生を偲びて」、五九一頁。

前掲「森有礼先生を偲びて」、五九一頁。「倫理書」一八八八(明治二十一)年三月、『全集』二、三〇六頁。

兀

六 前掲「学制百年史」、七頁。 能勢栄『徳育鎮定論』抄、一八九○(明治二十三)年、『全集』四、 三四九頁

八 七 同書、二八八頁—二八九頁。 貝塚茂樹監修『日本道徳教育論争史』

第一

巻、

日本図書センター、二〇一二年、二八六頁―二八八頁。

□○同書、三一頁。 n 前掲『学制百年史』資料編、二九頁。

一同書、一七一頁。

| 前掲 RELIGIOUS FREEDOM IN JAPAN 六七頁。

|五同書、七五頁—七六頁。|四同書、七三頁—七四頁。

六 七 同書、 七六頁—七七頁。

前掲 「宮城県庁において県官郡区長及び学校長に対する演説」、 四〇七頁

前掲「附載)文部大臣の演説」、四一一頁。 「京都府尋常中学校において郡区長府会常置委員及び教員に対する演説」一八八七

九

八

二六頁。 「福井中学校において郡長及び常置委員に対する演説」一八八七(明治二十年)十一月六日、『全集』二、 四三五頁。

(明治二十) 年十一月十九日、『全集』二、

四五.

三 同書、四三六頁—四三七頁。

 $\bar{\Xi}$ \equiv 前掲「宮城県庁において県官郡区長及び学校長に対する演説」、四〇八頁。前掲「兵庫県会議事堂において郡区長県会常置委員及び学校教員に対する演説」、 四五二頁 —四五三頁

前掲「附載)文部大臣の演説」、 四一二頁。

「福島県議事堂において県官郡区長及び教員に対する演説」一八八七 (明治二十) 年六月二十二日、『全集』二、四一七頁

同書、 四一七頁。

前掲 「奥羽六県学事巡視中の演説」、

五三七頁

五三七頁。

五三九]

「福島県議事堂において県官郡区長及び教員に対する演説」、 四一七

同書、 四一七頁

前掲「奥羽六県学事巡視中の演説」、五三八頁。

三四 「第三地方部学事巡視中の演説」一八八七(明治二十)年秋、『全集』二、 四八六頁。

同書、 四八六頁。

「附載一 三重県下学事巡視中の演説」一八八七 (明治二十) 年十一月二十七日、『全集』二、 四七二頁

前掲「第三地方部学事巡視中の演説」、四八六頁。

三八 「九州各県巡回の途次小学校における示論(学科の要領)」一八八七 (明治二十) 年、『全集』二、三七九頁。

松山傳五郎編『教育法令』、 教育報知社、一八八六年、十九頁。

図書検定規則」を定め、前年の「教科用図書検定条例」を廃止し、「免許状」の有効期限や検定手数料の変更などの点において変更が行 『文部省第十四年報』、一八八六(明治十九)年、九頁。また、翌一八八七(明治二十)年五月七日には、文部省令第二号

◎□『文部省第十五年報』、一八八七(明冶二十)年、十六頁。われたが検定制度は踏襲されている(『文部省第十五年報』、十五頁)。 『文部省第十五年報』、一八八七(明治二十)年、十六頁。

◎□ 前掲『学制百年史』、一二八頁─一二九頁、また一七四頁。

型 前掲「森有礼君を偲びて」、五九一頁。

文部大臣の演説」、四一二頁。

四六

頁

前掲「京都府尋常中學校において郡區長府會常置委員及び教員に對する演説」、 四五六頁—四五七頁。

「愛知県尋常師範学校において郡長及び県会常置委員に対する演説」一八八七 (明治二十) 年十一月二十三日、『全集』二、 四六四

前掲「第三地方部學事巡視中の演説」、四七九頁。

四七 「第一地方部府県尋常師範学校長に対する演説」一八八七 (明治二十) 年五月二十五日、『全集』二、三九〇頁

巻)、三五〇頁

「埼玉県尋常師範学校における演説」一八八五 (明治十八) 年十二月十九日、『全集』二、三四七頁

「文部省諮問協議会において第一地方部府県学務課長及び師範学校長に対する演説」一八八六(明治十

九

年六月、

(『全集』第二

同書、三四二頁。

前掲「第三地方部學事巡視中の演説」、四七九頁

「身体ノ能力」一八七九(明治十二)年十月十五日、『全集』二、一三四頁。前掲「第一地方部府縣尋常師範學校長に對する演説」、三九○頁─三九一頁。

「学政片言」一八八二(明治十五)年、『全集』二、一四二頁。

「身体ノ能力」、一三七頁。

```
六六
                六七
                                           六五
                                                         六四
                                                                      六三
                                                                                    六二
                                                                                                六一
                                                                                                        前掲
                                                                                                                     前掲
                                                                                                                                 前掲
同書、三三二頁。
             同書、三三二頁。
                                       同書、三四〇頁。
                                                                  同書、三三三頁。
                                                                                            同書、三四五頁。
                          『往事録』抄」明治十九年記事、
                                                    「師範学校合併に関する示論」一八八五
                                                                              「新潟県明訓学校開校式演説」一八八五
                                                                                                                    「京都府尋常中学校において郡区長府会常置委員及び教員に対する演説」、
                                                                                                         「愛知県尋常師範学校において郡長及び県会常置委員に対する演説」、四六六頁。
                                                                                                                                  「学政片言」、一四二頁。
                           『全集』
                                                                              (明治十八) 年十月二十七日、『全集』二、三三三頁。
                                                    (明治十八) 年十月、『全集』二、三四〇頁。
                           四、三三一頁一三三二頁。
                                                                                                                     四五八頁。
```

八二

八 七 七 七 七 七 七 七 七 六 六 九 八 七 六 五 四 三 二 一 〇 九

前周書、

「『徳育鎮定論』抄」、三四九頁。

「倫理書」、二七九頁。

同前書掲

二八〇頁。

三〇六頁—三一三頁。

同書、

二五頁。

同書、

一六八頁。

同書、

同書、

二〇頁。

| 二| | 頁。

一九頁——二〇頁。

同同同同書書書、、、

「日本道徳論」

八八七

(明治二十)

年春、

『増補改訂

西村茂樹全集』

巻、

思文閣出版、二〇〇四年、一一一頁。

一四頁。

一五頁。

第三章 「開化論」における国体の機能と「国民議会」構想への展開

一.森有礼の国体観に対する従来の評価と本稿の視点

次元における私的な価値判断の問題であるとして、公空間に介入させるべきものではないと一貫して主張し、排除する方針を貫いた。そして明治十年代中頃以降において、日本の公教育を支配した元田永孚等の天皇側近グループによる「儒教主義」の徳育路線を、個L 国体とは、 するこの基準との関係において問題視されたことが一度たりとも存在しないという点に注目しなければならない。従って、森にとって、 の踏まえるべき要件との関係から問題視してきたのに対して、国体に関しては、森の史料上、 =「信」を価値の問題と規定し、その「門」を媒介項として組織される宗教「宗派」や哲学における「学派」、政治思想を共有する「政党」、 から価値に関わる一切のものを排除する立場にあった。より具体的には、外在する特定の対象=「門」に対して働く人間の これらの価値に関わる問題をめぐって、森は公権力による個人に対する良心の自由の保障や、政教分離の原則の遵守という「文明国家」 ける公的な「何か」であることになる。 本章では、 相互に相対化可能な私的価値の枠組みとは異なる次元に定位され、それらとは切り離された別の役割や機能を託された国家に 特に本稿の中心テーマである森の 「開化論」と国体の相関関係について明らかにする。 個人の私的領域と国家の公的領域とを峻別 森は公空間 個人の

係について以下のように論じている。 の思想における国体の位置付けに関しては様々な解釈の立場が存在する。例えば、 森文相の秘書官を務めた木場貞長は、 国家と国

事を口にするに至らなかつたけれども、其施設された所を後に見れば極めて明白でありまする、のみならず此事の證據を残されたも る 森子の教育法は各方面に亘つて居りましたが、併ながら其教育の大目的各施設の焦点なるものがあつたのであります。 も少なしと致しませぬ。森子爵と申しますれば常に師範教育の改良と兵式体操の奨励と此二つを聯想しまするが、 が教育の目的とし施設の焦点としたのは国家主義であつたのであります、疑もなく国体主義であつたのであります。帝国が万世一 所の森子の国体教育主義といふことに較べて見ますれば実は言ふに足らぬ位の事柄なのであります」。 帝王を戴いて国体の万国に超越することを認め之を以て総ての教育の中心点とすることが森子終局の目的であつた。縦令朝夕此 之を今申します

う「目的」に対して、 れたのである、即ち教育は最終の目的に於て国家の為めにする一の手段であつたのである」「とも木場が指摘するように、 「国体主義」と同義のものであると見ている。また、「要之森子爵は純然たる国体主義であつて、教育は唯これに対する方便として尽力さ 木場は大 森の教育に関わる「大目的」や、多岐に渡る施策の帰向する「焦点」を「中心点」としての国体に見出し、 教育とは「方便」、乃至は「手段」として位置付けられた従属物であったと捉えられている。 国家=国体とい 「国家主義」は

てまとめた「閣議案」や兵式体操に関する「建言案」、森が暗殺された直後の一八八九(明治二十二)年三月に井上が行った演説 大臣の教育主義」に求められている。 「国体教育主義」者と特徴付ける根拠は、主に一八八七(明治二十)年頃において、森の教育に対する考え方を井上毅が草案とし

語られた後付けのイメージであり、国家=国体という図式ではなく、森にとって国体とは 「利用されるべき「国体意識」」『と位置付け、 森=「国体主義」者という説明は、森が不敬を働いたとして兇徒の手に倒れたことに対する反駁、 以下のように論じる。 「手段」に過ぎないという見方も存在する。 乃至はその弁証とし

ろそれを棄てることもできる可能性を認めていることにほかならない。だから森は国体信仰を絶対化する「国教主義」に対決しなけ それ自身絶対のものではなかった。それは利用される資本であり宝庫であった。そのことは逆にいえば、 ればならなかったのである『 い国家をつくりあげるために、「国民」の造出に「無二の資本」とみたのは、国体意識であった。森にとって、 利用されえなければ、 伝統的な国体は、 むし

至らせる道であると「確信」していたと指摘されている。このような森の思想的立場こそが「森「学政」の根底にあったもの」並であると いる。先に論じた通り論付けるものである。 てのキリスト教信仰及びモラルを中核とする思想的立場を形成し、それらを日本社会にも敷衍することこそが日本を「正真の文明」へと は評価した上で、森の立場と国体の関係や、教員養成との関係について次のように説明する。 田 先に論じた通り、林は森を一貫した西洋主義者であると位置付けている。即ち、欧米式の「ヒューマニズム」と「エートス」とし の見方は、 決して「絶対」的なものではなく、利用価値を失えば「棄てることもできる可能性を認め」た代替可能な「手段」であったと結 森が国体を国民形成という課題に関して利用価値のあるもの、即ち「「国民」の造出」における「資本」 また林竹二は、キリスト教と国体の狭間で「苦闘」し、暗殺という「悲劇」へと至る森という構図の中で解釈して 乃至は「宝庫

教の占める役割のいかに大きいかを身に沁みて知っている。この森がキリスト教を措いてほかに何か国民の「心をたしかめる」も 5 を求めなければならなかったところに、 彼 `れているのである。森もまた、中村と同じく、キリスト教に入信した経験をもち、また欧米社会の生活や文明において、キリスト((中村正直を指す、筆者補足)においては、人民の性質を改造する道は、西国の教法(キリスト教)と芸術とを措いてないと信ぜ 森の苦闘と悲劇が生れる。この悲劇はやがて日本の悲劇にもつながるなっ

社会や家庭が新しい時代をつくる児童のための教育の場としての適格性を欠いているところから生じた変則の事態であることを彼は 認めていたように思われるセ゚ がすべて教員の肩にかかるような教育のあり方を、必ずしも正常と考えていたわけではない。これが日本の社会が教会を欠き、 森は教員をもって普通教育を一身に負担するものだと説いた。それだけに師範学校を重視したのであるが、しかし彼は、 教育の重責 また

信仰に支持せられて成立している。これにかわる近代国民としてのモラルをキリスト教抜きで、いかにして日本の社会と国民の間に確立 媒介項を探さなければならなかったことにあると説明されている。 することが出来るかである」と林が述べているように、森の思想上における「問題の中心」は、キリスト教信仰やモラルとは異なる別の 媒とすることが許されなかったところに根本的な問題が見出されるとする。即ち、「欧米における近代的国民のモラルが、キリスト教の の解釈する西洋主義者としての森という立場とその本心に依拠して、キリスト教を「国民の「心をたしかめるもの」、いわば国民統合の は、 「苦闘」や「悲劇」の引き金になったと考える国体とキリスト教信仰が相互に対立し、矛盾するものであるという前提の下、

で、「正真の文明」に日本を至らせることができると森は考えていたが、それが許されなかったために「教員」によって代替したと林が評 していることがわかる。 教員養成を重視した点についても、本来は「教会」などを通じてキリスト教信仰やそのモラルを日本社会や家庭に敷衍すること 森は教会や家庭などを通じてキリスト教を敷衍することを求めていたが、 国体や森の立場との関係において許

|に矛盾するものであると森が考えたことが、森の「苦闘」や「悲劇」を引き起こさせたという林の解釈もまた、先に明らかにした森 いは、国体と、キリスト教という特定の宗教「教派」を、 価値という同 一の枠組みの中に位 置付け、 相

ものであった」「とされ、国家を「重視」するのこはして、尺畳や圓本と「髪型・つった号へ、「制度としての国家」に限定されたの忠実な励行であった。そのため森の要求する国家への忠誠心の射程は「天皇」や「国体」ではなく、「制度としての国家」に限定されたの忠実な励行であった。そのため森の要求する国家への忠誠心の射程は「天皇」や「国体」ではなく、「制度としての国家」に限定された役割義務 述べ、 政片言」において明らかにした「邦国固有ノ政基」という概念についても、「その内実においては、政治・道徳の両面にわたる「万世一系 けており、森の主張する「忠君愛国ノ精神」という概念も、形式上国体や天皇を示唆するものとなっているが、その実像は、「感情的高揚 の天皇制」を中核とする「国体」ではなく、国民統治という特定の機能を果たすためにもうけられた政治「制度」を意味していた」「こと の問題ではなく、私情を没却して義務を励行するのと同義である」「ことされ、「制度」への「忠誠」を意味するものであったと指摘する。 るそれではないとする。園田によれば、森は国民と天皇に介在するものとして「制度としての統治機構」ホ=「機能主義的国家」を位置付 意義について論じているとする一方で、それらは森の思想上重要な意味を有さず、従って、森の述べる「国家への忠誠」とは国体に対す 関係を明らかにすること」ハを研究課題とした園田英弘は、井上の手による「閣議案」や「建言案」などにおいて確かに森は国体や天皇の のであった」「とされ、国家を「重視」するのに対して、天皇や国体を「軽視」する立場へと帰着すると説明する」」。また、森が「学のであった」「」とされ、国家を「重視」するのに対して、天皇や国体を「軽視」する立場へと帰着すると説明する」 値に対する基本的な考え方に照らして首肯することはできない。 また、林の提起した森像を踏まえ、「前期の自由主義と後期の国家主義を統一的に解釈すること。後期の自由主義的 園田の提唱する「機能主義的国家」という概念へと帰結するように解釈がなされている。 側 面と国家主義との

はなく、価値的に中立であり明確に限定化された特定の機能のみを果たすドライな機関としての「機能主義的国家」へと向けられたものへの「義務」や「制度」への帰属という意味合いに還元して理解していたり、森の定位した「忠誠心の射程」を「国体」や「天皇」にで森の史料に現れる「忠君愛国ノ精神」や「邦国固有ノ政基」という概念を、「国体」や「天皇」への「感情的愛着」ではなく、単なる国家 釈と同様に、森の思想を分析する上で、国体を価値の枠組みに位置付けて理解しようとしていることが明らかになる。その点は、 うな「忠君愛国ノ精神」に対する解釈や、 ら、天皇に対する「感情的」でファナティックな忠誠心を中核とする国体主義を分離するという構造を提示し、その結果として以上のよ 者としての「天皇」という二つの相異なる対象に対する、異質の忠誠心間の相克」「宮であると解釈していることからも明らかである。 であると解釈していること、そして森と元田永孚の位相についても、「道徳的価値に対してニュートラルな「制度」と、道徳的価値の体現 るものであったのかという側面が判然としないものとなっていると考える。 た、「機能主義的国家」という概念を全面に押し出して森の思想を解釈しようとすることによって、結局森にとって国体や天皇とはいかな 園田の解釈の特徴は、価値に対する中立性が保障されたドライな組織体である「機能主義的国家」、という園田の分析する森の国家像か 国体を重要視しない森という立場を説明している点である。しかし、 園田もまた、先の林の解 園田が

の国体観念の性格や特徴を説明しようとするものであると言わざるを得ない。国体=価値と等号的に、そして前提的に位置付ける視角 意図的であるか無意図的であるかを問わず、今日の視点から歴史的過去を裁断しようとする研究者の先入観や価値判断を多分に含む のように、中立的な「機能主義的国家」と、価値としての国体や、道徳的価値の体現者としての天皇との分離と分析する考え方は、 の思想構造上において、 価値としての構造がリジッドな形として現れ、ファナティックなものとなっていく後の歴史状況における「国体論」から遡及して、 遡及的に位置付けられた国体観念ではなく、 国体を価値と見做し、例えば林のように、国体という価値とキリスト教という価値との衝突とする見方や、 森自身の史料に依拠して森自身の語る国体観念の特徴を同時代の中で

玉

描き直す必要があると考える。

現実的で、実践可能な国家構造へと再考され、組織的に国家の「開化」を推進する機関として構想された「国民議会 National Assembly」 なく、「戦略的西洋化」や「西洋への擬態化」という森の「開化論」それ自体を成立させる代替不可能な国家機能の形態であったと考える。 替することが可能なものであったという見方を提示していた。しかし本稿は、国体とは、或いは放棄し、或いは代替可能な「手段」では 分離されたもので、 と考える。本章では、森の史料に即して、「開化」と国体の関係が相互に矛盾、対立するものではなく、むしろ森の思想構造上において、 させる概念であったと考える。しかし、それは、 また最終節においては、 へと展開していく過程を明らかにする。 「開化」そのものを成立させる根拠が国体であったことを明らかにする。また、勝田は、森の国体観念について、国家と国体は本質的に 文化における文化的連続性を保障し、日本に固有の形態へと作り変え、吸収することを可能にする国家としての主体性の根拠であった 以下では、まず森の歴史観を踏まえながら、森の国体観、並びに「開化」と国体の関係について明らかにするところから論を進めたい。 森の国体観念について、森の「開化論」、即ち自文化とは異なる外来文化を摂取し、受容するという国家の文化的機 国体は国民の国家意識などを創出するために利用される「手段」であり、利用価値がなければ放棄し、 森の国体観が、森の対峙した諸課題との関係の中で、その構造を踏まえつつも、一つの歴史的な理念形態から、 単に自文化とは異なる外来文化の摂取を促すものではなく、異文化を受け止めた上で、 別の何かに代 能を成立

・日本固有の国民形態としての国体

統治の復活と位置付けられた「王政維新の時代 the age of Oshei-ishin(restoration of the government of the kings)」、という四つ支配者によって統治された「覇政の時代 the age of Hashei (the government of the Shioguns, or secular rulers)」、そして王による の時代区分から説明する「玉。 が綴られている。森は日本の歴史について、「神々の時代」、 「日本の教育」を編纂しているが、森が一八七三(明治六) はアメリカの知識人や教育家、政財界人などを対象に、 「王政の時代 the age of Oshei (government of the kings)」、将軍や世俗の 年一月一日に記した本書の「序文」には、およそ五十頁に渡って日本の歴史 国家の繁栄と教育の効用の関係についての意見を求め、その回答をまとめた

るという 力の発揮が妨げられたと説明している点である。また、 日本の有する長所であり、「国家的機能 national role」「ボであった自文化とは異なる外来文化の真価を見極め、吸収する異文化受容の能の関係が、貴族や武士、また江戸時代には将軍といった中間勢力の台頭に伴い、歪曲化されたことによって、日本に固有の国民形態や、 を破壊したり、「日本の文化的特質 aptitude of Japan」 'ゼであり、「国家的機能」乃至は 家的機能 な歴史叙述が貫かれている。 :主張する異文化受容=「開化」を推進する能力を機能不全に陥らせるなどして、 本書における森の歴史の描き方には特徴がある。第一に注目すべき側面は、日本固有の歴史的、民族的な王政の構造である天皇と臣民 相応しい生き方をした人物を好意的に評価し、対照的に、天皇と臣民の関係という日本固有の歴史的、民族的な国民形態=国体 歴史叙述の仕方を指摘することができる。本書には森の想定する正統な歴史の流れ方が存在し、その流れを正そうとしたり、そ 」を回復したことによって、今日では東洋ではなく西洋をモデルとして「開化」が再び促進され、近代国家へと進歩を続けてい 森は日本史上における足利氏の位置付けについて次のように説明する。 第二に、「王政維新」の実現によって、日本本来の王政のあり方へと回帰し、「国 歴史の流れを歪めた側を否定的に描く、 「歴史的機能 historical role」 一人であると森

らを帝国に対する逆賊であると宣告する正統な天皇(sovereign)の権威を無視したのである「亢。(筆者翻訳) 名に服従しなければならなかった。このディレンマを回避し、自らが正当であることの体裁を整えるために、 足利氏は天皇(sovereign)に背き、鎌倉の要所を占拠することに成功したにも関わらず、天皇の支持がなければ、反逆者としての汚 (royal family) から新しい天皇 (emperor) を擁立するという考えを思いつき、実行に移したのである。それによって、 足利氏は賢くも皇族 足利氏 以は自

めに、作為的に新たな天皇を擁立したと森は述べている。森によれば、この天皇の正当性が争われた南北朝の並立という日本史上におけ る歴史的歪みが起点となって、日本の本来あるべき歴史へと回帰させようとする歴史の修正力が働くことへと繋がったと指摘される。 以上のように、 足利氏は日本に対する「反逆者」や「逆賊」としての 「汚名」を回避し、自らの行使する支配権力の正当性を訴えるた

とであった。これによって、将軍は天皇に対する臣民(subject)、乃至は下僕(servant)という本来あるべき関係へと立ち戻らなけ うことに帰することができる。歴史に関わる権威者による一層の影響が人々の間に広がり、特に日本の南西部の諸藩においてその影 ればならないことが理解されたのである二。 に最近の四半世紀の間に一層強力なものとなった。近年の革命が始まった時、王政を支持した人々を勝利へと導いた標語は、大義名 統治以外のあらゆるものを敵視し、王政の復活を渇望する精神は、将軍を中心とする幕府が愚かな誤りを犯すたびに勢いを増し、特 響は著しく、彼らの間に皇室の力を完全な形において復活させることを求める強烈な欲求を呼び起こさせた。このような天皇による 我国における近年の変革が起こった要因は、明らかに南朝北朝が並立した時代の歴史的記録に対して、大きな関心が寄せられたとい ?(the daigi-meibun)の実現、即ち王と臣民の関係(the King and the Subject!)を本来あるべき区別された形態へと再建するこ (筆者翻訳)

軍もまた、後述する通り、正統な主権者からその権力を「不当に強奪」することによって支配権力を行使した一時の略奪者であり、 いと森は説明する。そうであるにも関わらず、足利氏が北朝という新しい天皇を作為して、本来あるべき日本の歴史を歪めたように、将体制委任という形で「王と臣民」の間に介在し、支配権力を行使した「将軍」の存在も、本来天皇に対する「臣民」や「下僕」に過ぎな ではなく、「王と臣民の関係」という日本固有の歴史的、民族的な国民形態を取り戻すことに他ならなかった。従って、封建体制の下で、 の歪曲者であったと森は記している。 の主張する歴史の修正力とは、「王政維新」の実現による「大義名分」の「再建」を意味している。それは封建的な階層性という構造

とって、「愛国」という「大いなる美徳 great virtue」を典型的に体現した人物であり、「神聖にして敬愛すべき存在 sacredly revered_ 子どもたちにも強い影響を与えたと説明する三。即ち、「正成の地位や家、その命さえも犠牲にして愛国のために尽くした生き様は、 imperial dynasty)」とされ、正成は出自や当時の天皇の判断などによって高い官職につくことは許されなかったが、その生き様は正成の 目的のために生涯に渡って最も忠誠を尽くした人物である(the greatest in his allegiance to the cause of the restoration of the であると評価されている。さらに、森によれば「正成は日本の歴史上、初めて天皇の寵愛を受けた存在であり、王政を復活させるという 本における愛国主義(patriotism)の最も優れた事例」とみられる人物であり、正成の生き様は、「尊王派の人々imperialist party」に このような足利氏や将軍の歴史上の位置付けに対して、森が「天皇と臣民の関係」のモデルとなるものであると指摘し、そのあり方が れた愛国心や忠誠心の形態であるとして高く評価したものが、楠正成とその息子たちの生き様であった。森によれば、楠正成とは「日

ある(筆者翻訳)」「こと森は述べている。 たちの愛国主義にも強い影響を及ぼした。 息子たちは父の美徳に満ちた生き方を手本とし、尻込みすることなく父の死の例を追ったので 125

政維新」へと日本の歴史を導き、「大義名分」を本来あるべき形に「再建」する上で決定的な役割を果たした主体として、森は水戸藩の存 patriotism」や「忠誠心 allegiance」の正しいあり方を象徴する存在であると森は位置付けている。この正成やその息子たちに加え、「王 て本来あるべき「天皇と臣民の関係」へと歴史を作り直そうとした人物であり、私事性を否定して公のために自己を投企する「愛国主義 先の足利氏や将軍の存在とは対照的に、楠正成とその息子たちは南北朝時代において天皇の正統性が争われた際に、 先の史料に記される「歴史に関わる権威者による影響」とは、次のような水戸藩による歴史書の作成を意味してい 南朝の側を支持

的な要因となった。皇紀二三九五年(西暦一七一五年)、水戸藩は名高い大名として知られた光圀の統治下にあったが、ここにおいて 法に強奪したものであった(the throne was the only legal authority, and that the power of the Shioguns was usurped.)と 長きに渡る平和を日本の国民が享受したことは、王こそが唯一正当な主権者であり、将軍の権力とは、その唯一正当な主権者から不 者とは京都の天皇であって、 いう歴史的真実(the historical truth)を深く理解する十分な機会を与えたのである。水戸藩の存在は、王政復古を促す最も決定 「大日本史(日本の歴史)」と呼ばれる精緻な歴史書や、他にも数多くの重要な価値を有する書物が作成された。この時以来、水戸藩 国家の進歩を推進し、指導する力の源であると理解されるようになった。水戸の歴史家たちは、 江戸の将軍ではないことを詳細に明らかにしたのである「言。(筆者翻訳) 日本の国民に対して、

して、 補完し、正当化するための論拠ではなく、既存の秩序を相対化し打ち破るための体制変革の根拠であったのである。このような森の見方な形体へと歴史的に再構築することを意味していた。森にとって、「王政維新」の枢となった「大義名分」という標語は、封建的な秩序を 政維新」のトリガーについて、歴史の歪みを正し、「大義名分」を「再建」することにあったと説明しているが、それは、君臣関係を適切 なった「天皇と臣民の関係」であるという「歴史的真実」を暴き出し、「王政維新」への原動力を生み出したという点にあった。森は、「王 駐英外交官時代の一八八三(明治十六)年頃に記した「代議政体論」においてより明確な形で整理されている。 の評価する水戸藩の果たした歴史的役割とは、正統な日本の歴史の流れを叙述することによって、唯一正統な主権者である天皇に対 将軍とは単なる権力の略奪者に過ぎず、従って、日本固有の国民形態とは、天皇を中心にあらゆる日本の人々が臣民として一体と

十一世紀から一八六八年までの近世においては、政治権力は代々幾つかの武家によってのみ享受された『『。(筆者翻訳)―there was no class division)。我々が中世と呼ぶ時代において、政治権力は公家、乃至は宮廷貴族によってのみ行使され、 Sovereign and His subjects) であり、その臣民の中にはいかなる政治的階級分化も存在して来なかった (among whom—the subjects 1代の日本における政治形態には、その構成要素として僅に二つのものしか存在しなかった。それは主権者たる天皇と臣民

と移行したのである二宝。 ない臣民 (the Sovereign and His subject, the latter having no political class—division) という二つの要素から成る形態 八六八年に確立した政治体制は古代における王政の完全なる復活であり、それは主権者たる天皇と一切の政治的階級分化の存在 (筆者翻

なる。森廷貴族、 中間的勢力を「大義名分」という標語の下に斥け、本来あるべき天皇と臣民の関係へと回帰したことを「完全なる王政の復活」と定義し て 者としての天皇と「一切の政治的階級分化」を内包しない臣民という二者の関係から説明し、それらの間に歴史上介在してきた公家や宮 いることが明らかになる。 森の歴史観においては、古代の王政に体現された国民形態こそが、日本の本来あるべき国体の形であった。従って、 「日本の教育」における森の歴史叙述と同 武家やその象徴としての将軍など、いかなる中間的勢力をも、その関係性を歪曲させた要因と見ていることが改めて浮き彫りに 様に、本書に おいてもまた、森は日本固 有の歴史的、民族的な国民形態について、 森はこれらの 主権

園田は 視点を「普遍」や「普遍史」として捉えた森は、西洋と日本それぞれの歴史性や民族性をも「特殊」として捉え直す「脱西洋化」と「相 対 る福祉や公共サービスを提供する「付随的機能」より成るとされる。これら二つの「明確に限定された機能を遂行するための組織体」を、 人を保護する役割を担う機関として国家が設立されるとした。国家の役割とは、個人の自然権を保護する「本質的機能」と、国民に対す るにも関わらず、現実には「能力」の「不均等」や他者による「不当な支配」が存在するため、「法」が設けられ、その「法」を運用し個 化された日本」という次元へと至ったと園田は指摘する一つ。 値を指摘する「ドc。園田は本史料に依拠しながら、森の思想的到達点を「機能主義的国家論」と説明した。人間とは生来自由な存在であ 園田英弘は「代議政体論」を森の書き残したものの中で「唯一の体系的書物」であるとし、 機能主義的国家」と説明し、森の思想的到達点であり、同時代の伊藤博文や元田永孚との位相として位置付けること。このような 森の思想の全体像を理解する上での史料

を興起 は欧米独自の歴史や風土、民族性に依拠した歩み方があるように、日本においても日本の歴史や風土、民族性に依拠した日本固有の形体ればならないと森は述べている『宮』。本史料における森の主張の特徴は、国家の設立やそれを担う国民の形成という課題において、欧米に らを比較検討した上で「日本の歴史的特質や発展形態と調和し得る確かな政治的諸原理に基づいた制度の確立(筆者翻訳)」を模索しなけ う点にあり、その際森は「確実な道標」『〇として「歴史事実」に注目をしている『「。この「歴史事実」は、「一般的歴史事実 General Historical 観とも噛み合わなくなる。「代議政体論」にみえる森の問題意識は、「代議政体を日本の政治制度にどのようにして移植するのか」「元とい 定されたその国固有の成り立ち方を意味する概念であった。伊藤博文が森を評して、漢学や洋学、宗教に拘泥することなく「一国の精神 を模索しなければならないとした点にあると考える。森の国体観念は、それぞれの国家における歴史性や民族性、そして文化の様態に規 Facts.」としての西洋の歩みと『『、「特殊的歴史事実 Special Historical Facts.」としての日本の個別的な歴史状況に大別され『『、それ 沢諭吉との論争において、官民における勢力の均衡を軸とした市民社会論に賛同しなかった森の立場を説明できず、また以上の森の歴史 毅の見解言は、「代議政体論」においてみせた森の思想的取り組みとの関わりにおいて注目すべき同時代の評価である。 園田が指摘するように、森が自然権思想を機軸として個人や社会を論じ、国家の設立を原理的に論じたとすれば、後述する福

一,「開化」と国体の関係―「王政維新」と「国家的機能」の回復―

の真価を見極め、受容することで、日本の進歩を促してきた「開化」の能力であった。森は日本の異文化受容の能力について、「日本の 「王政維新」の実現による「大義名分」の「再建」を通して、天皇と「一切の政 の国民形態=国体を回復させたことに付随して、 | であると主張しているが、その「特質」について、 森が取り戻したと主張する日本固有の 以下のように論じている。 治的階級分化」の存在しない臣民の関係に基づく日本 「国家的機能」が、自文化とは異なる外来文

化固

早い時期に中国を模範として改良されたのである『セ。

(筆者翻訳)

さらに、以下の史料に見られるように、「王政維新」を実現した後の日本は、再びこのような「国家の有する強み」を発揮し、 することを可能にする「開化」の機能を重んじる民族性を保有していると森が考えていることがわかる。 の次元へと同化してきたと説明している。日本は本来、歴史的、国家的に、自文化とは異なる文化を受容することによって、 を促し、 は 「日本の文化的特質」として、 かつては「大陸文明」を「師」と考えて「開化」を推進することで、知識や道徳の両側面において、その当時における先進文1本の文化的特質」として、自文化とは異なる外来文化の価値を見定め、自文化の中に吸収することによって、自らの急速な改 自らを刷

リスト教国の近代文明」を「師」と考え、「開化」を推進していると森は述べる。

た表情で帰国しつつある。彼らの意見や考えは、その指導者や支援者の行動や願望に対して影響を与えつつある。 向付けることが不可欠なのである。この方向付けという極めて重要な問題に関して、海外から賢明な助言が必要とされている。 ではなく、その知識が円熟を迎えたならば、我国を守る武器となり、そして我国の大いなる進歩を促す有益な影響力とするために方 ればならない困難な問題の一つは、我々の青年たちを正しく方向付けることである。即ち、彼らの僅かな知識が危険なものとなるの 日では単なる小人に過ぎない。海外で教育を受けた我国の青年たちは、キリスト教国の近代文明に対して熱烈な共感を示し、興奮し るのである。このような日本の国家の有する強み(advantage)を否定するものは誰一人として存在しない。昨日の政治的巨人も、今 ることを自ら願ったり、誰かから招待されたりしたこともなく、無意識的にその道を歩んでいることを彼ら自身が理解し、 打する我国を突き動かす活力や勢力が何であるのかを理解することは困難である。日本の指導者たちは、そのような進歩の道へと至 維新以来の日本における進歩の特徴は、将来における日本の国家的繁栄を完全に保障することを示している。 緊急かつ必要不可欠なものである、と三人。 (筆者翻訳) 今日進歩の道を邁 我々が解決しなけ 驚いてい

即ち、「王政維新」に至り、武士や将軍が台頭した「覇政の時代」にその発現を妨げられた日本固有の「国家的機能」、乃至は「歴史的機 していると記す一方で、本書を作成した一八七三(明治六)年の段階においては、日本を「進歩の道」へと自然と突き動かす「活力」や「以上二つの史料から、森はかつての日本は「大陸文明」を、今日では「キリスト教国の近代文明」を「師」と仰いで自文化の改良を促 「勢力」の源泉について説明することは困難であるとも記している。しかし、森は後の「代議政体論」などにおいてその答えを明示する。 である「開化」の機能が回復したことによって、再び日本が「進歩の道」を歩むことを可能にしたと森は説明しているのである。 によれば、 日本は 「異なる文化を吸収、模倣する能力 the facility of assimilation, or imitation」 三九に優れ、 歴史的に 「異国の

™することによって、自文化の進歩を促してきたとされる。このような「国家的機能」を通して、日本はかつて「東洋 East」を模範とし 思想や風 カをモデルに同様の過程を始めている she has already commenced a similar process, の喪失に直面したものの、「王政維新」を経てその「機能」を回復したことで、今日では「西洋 West」を模範として「ヨーロッパやアメリ 7 「朝鮮や中国から技術や慣習、法制度などを学び」®「、また近世の「封建制度 feudal system」の下で、一時的にその「国家的機能」 文物の真価を適 進んで活用 appreciating, and readily making use of, foreign ideas, manners, and things」 as regards the systems of her European and

という日本の国体構造が、何らかの中間勢力の台頭によって阻害されたり、破壊されたりすることのなかった古代の「王政の時代」と、 る天皇から将軍がその権力を略奪した「覇政の時代」において機能不全に陥り、他方の「王政維新」に至ることによってその機能が回復本稿が注目することは、「開化」という日本の「国家的機能」が、一方の武士が台頭し、「封建制度」が築かれ、唯一正統な主権者であ したと論じている点にある。つまり、森の歴史叙述や歴史評価を踏まえれば、天皇と「一切の政治的階級分化」の存在しない臣民の関係

American neighbours」□□と説明する。

であり、国体とれば、「開化」と在を前提とし、 ● ● した女性、立開化」の機能 国体が不成立な歴史状況において「開化」機能は停止したと森が説明する以上、森の思想構造上において、国体とは、 本の内政や外交に関わる「進歩」の「事実」など、外来文化を自文化の中に吸収し、自己を刷新する「開化」機能それ自体が、国体の存 一覇政の時代」を終わらせ古代の形態を取り戻すことに成功した近代の「王政維新の時代」にしか、「東洋」や「西洋」をモデルとした「 また森は、「開化」に関わる国体の意義について、「開化」という「国家的機能」を作動させる必要条件であると位置付けるばかりでな 利用価値がなければ放棄し、他の何かに代替することの可能な単なる「資本」や「宝庫」=「手段」ではなかったと考える。 「開化」とは単なる日本の「文化的特質」なのではなく、国体の下においてのみ作動することのできる日本の国家としての「機能 の機能は作動しなかったと位置付けられていることになる。従って、森の論理構造においては、本稿においてこれまでに明らかに・・・・・・・・・ 国体とは「開化」という日本の国家的、歴史的「機能」を作動させる上で絶対不可欠な要件であったという関係になる。従って、 国体の存在と不可分な関係にあったことになるのである。以上の森の歴史観における「開化」と国体の相関関係を踏まえ 外債、 国際法、教育、脱亜言説、そして「日本の条約改正に関わる事実説明」において、森が欧米側に「開列」した日 勝田が論じるよう

による紐帯が、「自国に対する日本人の強烈な忠誠 intense attachment of the Japanese of their country」を創出する根拠になると森 attachment which neither time nor distance can weaken」であるとされ、このような「同質な揺るがない心 the same stout heart」 その根拠として森は、天皇の存在を媒介として形成された「日本人の心 the Japanese heart」 $= -\infty$ をあげる。それは「日本に生を受けたあ は らゆる人々の中に鼓動 beats in the breast of every native of Japan」し、「時間や空間を隔てようとも失われることのない忠誠 an るものであるとも説明する。森によれば、「異国の文明から思想や制度を摂取することは日本の力を弱くし、損なうもの」ではないとされ、 く、異文化を受容し、吸収する自文化の主体性の根拠であり、自文化における文化的連続性と日本人としてのアイデンティティを保障す 森はこのような「心」が形成された歴史的要因について以下のように説明する。

「国ノ精神忠武恭順ノ風ハ亦祖宗以来ノ漸磨陶養スル所、未タ地ニ堕ルニ至ラス、此レ乃でミルニ我国万世一王天地ト与ニ限極ナク、上古以来威武ノ耀ク所未タ曽テータヒモ外国 以テ人民ノ品性ヲ進メ教育ノ準的ヲ達スルニ於テ他ニ求ムルコトヲ假ラサルヘキ者ナリ四語 未夕地二堕ルニ至ラス、此レ乃チ一国富強ノ基ヲ成ス為ニ無二ノ資本至大 ノ屈辱ヲ受ケタルコトアラス、而シテ人民

対する強い愛国心 a peculiar strong love for our country」を生み出す源泉となるローヒとしている。 ことによって、「天皇に対する無条件かつ心からの尊敬心 a profound and unqualified respect for the Imperial Throne」と、「自国に ^、ここにおいて天皇の存在が一貫して「国家的存在の中核 the throne being the center of our national existence」を成してきた 日 本が「二五○○年間に渡って異民族の支配下に置かれたこと」が一度もなく、「封建制度」の下で一時的に光を失ったものの、「二五 一の王朝の下 during the same period—for 2,500 years—we have remained under the same dynasty」 型にあ

得るからである。森は、個人の次元において特定の価値=「門」を選択し、「宗派」や「政党」、「学派」へと帰属する行為を相対化可能な体が日本の起源であり存立根拠である以上、日本の文化的連続性や日本人としてのアイデンティティを保障する自文化性の根拠にもなり 下で「開化」を推進することは、日本の「力」を弱体化させ、国家の基盤を揺るがせにするものではないと森は説明した。なぜな考えられる。そして、国体とは、「開化」という日本固有の「国家的機能」、乃至は「歴史的機能」を作動させる必要条件であり、 本を日本たらしめる日本性や、日本人を日本人たらしめる日本人性を保障する相対化不可能な公的かつ日本特殊の根拠であったと考える。 私的価値の問題であるとして、公空間への介在を決して許容しなかったのに対し、国体とは抽象的個人の次元における価値ではなく、日 国家の「独立」という「目的」を実現する上で日本の依拠する必然性のあった主体性の根拠としての「資本」乃至は「宝庫」であったと れ、或いは代替可能な相対的「手段」としての「資本」乃至は「宝庫」ではなく、近代国家における国民の国家意識や帰属意識を創出し、 きた存立根拠を意味するものであったのである。従って、勝田の述べるように、国家意識を形成するために「利用」され、或いは放棄さ の国民形態を意味する概念であった。国体とは、日本の国家としての起源そのものであり、歴史的、民族的に日本そのものを成立させて 家的存在の中核」と、「一切の政治的階級分化」の存在しない一体的構造としての臣民の関係によって成立する歴史的、民族的な日本固有 森の歴史観に依拠すれば、国体とは、古代の日本において成立し、近代の「王政維新」の実現において再生するに至った天皇という「国 開化」を推進することは、日本の「力」を弱体化させ、国家の基盤を揺るがせにするものではないと森は説明した。なぜなら、国 国体の

□ | |国民議会」構想と | 開化]

は一八七四(ざるべからず」としている。その上で、福沢は「人民」における「私立」の意義を次のように説明する。府は生力の如く、人民はなお外牧の東種の女し」と立く、「F」(「IF(第四編おける「学者の職分を論ず」の内容をめぐって、森をはじめ加藤弘之や津田真道、西周を巻き込んだ論争に発展したものである。 「人身の健康」が「内」の「生力」と「外物の刺衝」の「平均」と「調和」によって保たれるように、「一国」の「独立」においても「政 [一八七四(明治七)年三月に発行された『明六雑誌』第二号の中で行なわれた論争であるが、福沢が同年一月に記した『学問のすゝめ』 は生力の如く、人民はなお外物の刺衝の如し」と述べ、「内」の「政府の力」と「外」の「人民の力」が「内外相応じてその力を平均せ の国民形態を実態とした森の国体観は、日本に固有の近代国家の構造を設計する論拠となり、以下に検討する福沢諭吉との学者職分論「国家的存在の中核」としての天皇と、「一切の政治的階級分化」の介在しない一体的構造としての臣民の関係によって成立する日本固 福沢は「学者の職分を論ず」呉において、「一国の全体」を「人民」と「政府」の「両立」による「力の平均」に求めた。福沢によれば、 森が福沢の主張する個人を存立根拠とした欧米型の市民社会論に基づく国家像を批判する根拠となっている。学者職分論争

し、政府も日本の政府なり、今我より私立の実例を示し、 人民漸く向かうところを明らかにし、上下固有の気風も次第に消滅して、始て真の日本国民を生じ、 を明らかにし、上下固有の気風も次第に消滅して、始て真の日本国民を生じ、政府の玩具たらずして政府の人民も日本の人民なり、政府は恐るべからず近づくべし、疑うべからず親しむべしとの趣きを知らしめな人間の事業は独り政府の任にあらず、学者は学者にて私に事を行うべし、町人は町人にて私に事をなすべ

となるに値する「真の日本国民」へと生れ変わることの重要性を主張している。従って、福沢の主張の核心部分は、国家と社会を分離し、 社会における活力の発達のためにも福沢は「私立為業」の意義を論じるのである。 会が国家を牽制し刺激する相互作用によって、一国の活力を生み出し、国家の「独立」を維持する市民社会論の発想にあった。従って、 沢は 「政府の玩具」として単に支配される側に甘んじてきたことを問題視し、「人民」が「私立」して「政

国家構造を提示する≒○。森は「政府ト人民ト両立スルノ理アルヲ知ラス、又其状アルヲ見ス」と述べ、また「定律王政或ハ共和民政ノ体」これに対して森は福沢の描いた「一国ノ全体」を「穏当ナラサルヲ覚ルモノ」と批判し、福沢の市民社会論とは一線を画する国民観、 離による力の「平均」、「調和」の構造とは対照的な「一国ノ全体」のあり方を説明する。 変セシ国多クアレトモ、 未夕政府ト人民トノ間ニ内外対立刺衝調和ノ例又其説アルヲ聞カス」と応じた上で、福沢の描いた官と民の分

カ民ト云フ、其務ヲ爲スノ権ト其責ヲ担当スヘキノ義トヲ有スル者ヲ指スナリ、故ニ官吏モ民ナリ、貴族モ民ナリ平族モ民ナリ、日夫レ民ノ公務ハ国ノ要スル処、文事ニモセ武事ニモセ必ス逃避ス可ラス、各其力ヲ致シテ之ニ従事スヘキハ論ヲ待タサルナリ、何ヲ ・ノ版籍ニ属スル者一人モ我民名ヲ免カルヽヲ得ス、又其責ヲ担当セサルヲ得スエ」。

産階層こそが文明を推進する主導的立場を担う存在であると想定されているのである。 るように、漠然とした一般庶民を示唆するものではなく、「独立の精神」に富み、また経済基盤を確立することによって、第三者によるす 沢のロジックは、この中産階層の台頭による、国家と社会の力や、官と民の勢力の均衡関係を作り出す構造に特徴があり、必然的に中 を受けることのない「正に国人の中等に位し、知力を以て一世を指揮」する中産階層=「「ミッヅルカラッス」なる者」を意味するエー゙っ 沢の主張する「私立為業」という概念において「私立」する民間勢力とは、より具体的には、『学問のすゝめ』第五編に明記されてい

其意ノ適ル所ニ就テ民ノ義ヲ務メ世ノ公利ヲ進ムヘシ、然レハ官途ニ出テ之ヲ為スモ又私立シテ之ヲ為スモ別ニ差異アルヿナシ」エーニと述 階層に求めたのに対して、「蓋シ其責ハ之ヲ知リ之ヲ主張スルノ人ニ存ス、之ヲ主張スル者ハ各能ク其地位ヲ察シ世事ヲ為ス可ケレハ、各 分化」を想定せず、政府も人民も一体であり、誰もが日本国民の一員として、国家の必要とする文武の「公務」を担い、 るように、森はその国体概念に依拠し、天皇と臣民に介在する勢力が台頭することを問題視しており、従って、国民の中に一切の「階級 の市民社会論的な発想を是とせず、官と民とを分離せずに、国民を一体的集合体として捉える点に特徴がある。先の森の歴史観に見られ って、「全国の独立を維持すべきなり」とする点に批判を投げかけている。このような福沢との論争に象徴されるように、森の立場は福 、官と民を問わず、「開化」の何たるかを「知リ」、それを「主張」することによって「世ノ公利」を推進する先覚者たちに求めている。 これに対して、 森の対峙しなければならなかった実体としての国民像が、 担わなければならない「義」務を負っていると説明するのである。また、森は、福沢が「開化」を推進する勢力を中産 森は福沢が提示した国民の階層分化を前提とした上で、「政府」と「人民」の「内外対立刺衝調和」の この意識の壁こそが国民の一体性が阻害する要因となっていると認識している。 しかし、問題は、森の国体史の分析に基づいて理念化された国民観に対 余りにも懸け離れていたという点にあった。森は現実の国民の中に 両立 国家形成に参与

は大きな隔たりがあると森は述べる。それは「恰も昔時士族以上のものが幾分か臣民として政治に参与せし観なきにあらず」としたよう形の上での「士民」の区別が存在しなくなったとしても、その実質において、即ち政治に携わる「帝国の臣民」としての意識の持ち方に国民の中に存在する意識の「懸隔」は、森の国民観における理念と実体の乖離を象徴している。明治維新を経て四民平等の世となり、 意味において、「臣民」という言葉を用いていたのである。 にとっての政治の対象=客体に他ならなかった。森はこのような大部分の日本の人々を政治における客体から主体へと作り変えるという して政治に参与する存在ではなかったことに起因すると森は指摘する。「近世」において、民とは民草であって政治主体ではなく、為政者 に、森の歴史区分に従えば、「近世」以来日本の歴史上政治に携わることが武士階級以上の者に限定され、抑々それ以外の人々は「臣」と

.て一つになったことを示す事例として、森はアメリカの「独立」について語っている。このような日本とは対照的に、全ての国民が「独立」という「目的」において並列化し、 国家に対する愛国や忠誠を尽すという志にお

米国昔時ノ如キ外患目前ニ切迫セルニ非ズト雖モ、其実ハ形体ヲ異ニスル所ノ外患ハ腹背ニ充満ス、決シテ奇ヲ事トスベキ時機ニ非ギタリトイヘドモ、三百万人一身ノ如ク皆飢ヲ忍ヒ渴ニ堪ヘ熱心其独立ヲ計リテ遂ニ之ヲ為セリ、而シテ今ヤ我国勢如何ヲ顧ミレバ (ヨ彼ノ米国独立ノ業ヲ成シタル人ノ如キハ奇好ノ最モ少キ者ナリ、米国当時ノ人口僅カニ三百万、而シテ老幼婦女ノ数ハ其半ヲ過

森は国事を担う国家の主体としての「臣民」という概念を士族以上のごく一部の者にではなく、日本国家を構成するあらゆる人々にまで 国民の間の意識の「懸隔」を乗り越え、アメリカのようにまさしく「一つ」にならなければならない状況にあると認識していたのである。 なるとしても、 身」のように国民としての一体性を保持し、直面する苦難にも一丸となって耐え忍んでいたと森は指摘する。そして、 なければならなかった。日本の国民に内在された致命的な欠陥について、森は次のように説明する。[家を担う存在であるという主体意識や、自らが一国の国民であるという帰属意識すら持ち合わせない極めて未成熟な多くの民衆と対峙 当時アメリカにおける三百万の人々は、国民の中に存在する年齢や性別などの差異を超越し、「独立」という「目的」に対して恰も「一 日本に生きる全ての者が等しく国家を担う存在であるという理想化された国民観をもつ一方で、国際感覚などは勿論、自らが アメリカ独立に際して直面した「外患」と実質的には同一の国際状況の中に日本は立たされているとみている。日本は、 その「形体」は異

(ニ止マリ、其他多数ノ人民ハ或ハ茫然トシテ立国ノ何タルヲ解セサル者多シ、 、国中古以来文武ノ業ニ従ヒ躬国事ニ任スルハ偏ニ士族ノ専有スル所タリ、而シテ今ニ至リ開進ノ運動ヲ主持スル者僅ニ国民ノ一部 国ヲ愛スル ノ精神ヲ存シ、 固結シテ解クへカラス
玉六。 顧ミルニ欧米ノ人民上下トナク男女トナク、

想像すれば誠に心細い感情が起る」と嘆いたことがあったとされるエイ。 が井上に語った「一日の口話」ヸとして、「私は道路を歩いても、假令ば人力車に乗るにも、此車夫の頭には日本と云ふ脳髓があろうかと という国家の課題と対峙し、それを担おうとする存在には程遠い状態にあったのである。森を「国体主義者」と評した井上毅は、生前森 る。日本の大部分の人々の意識の中には「立国」を「主持スル者」、即ち国家を担う国民としての自覚が極めて乏しく、国民自らが 数ノ人民ハ或ハ茫然トシテ立国ノ何タルヲ解セサル者多シ」と嘆き、森はその主体意識の欠如を日本国民の致命的欠陥として説明してい 米の人民は立場や年齢の上下、性別など一切の区別なく愛国心に溢れ、分かち難いほどに「固結」しているのに対して、日本では「多 独立」

の意識は、一八七五(明治八)年六月のJ・ヘンリー書簡に見られる「絶望」という言葉の中に象徴されている。 そして、このような国民との関係において、森の推進した「開化」はほとんど意味をなさなかったと本稿は考える。 開化」をめぐる森

「耐強く絶え間ない労力が必要となるのです。そのような長期に渡る努力を通じて、次第に取ってかえることができるのです。です [心に衝き動かされたものでなければならないのです。そして、永久の変革は漸進的なものでなければならないのです。何世紀にもなたの従事している重大な変革は、非常なる判断力と慎重さ、不断の努力なしでは決して完成されることはなく、これらは真の愛 って国民の間に伝播された思想や、異なる時代に存在し続けた慣習や性質は、即座に取りかえることはできないのです。変革とは、 あなたが期待した程に現実の進歩が速いものでなくとも、 決して絶望してはならないのですエポ。(筆者翻訳)

graduated elections☆(筆者翻訳)」という方法を駆使し、明六社のような特定の知識人ではなく、いわば先覚者たり得る可能性をもつ それらの問題に関わる専門的な「知識 knowledge」や「技術 skills」、即ち「特別な資格 specially qualified」を有すると考えられる各 なる。森が自らの構想を具体化する上で目を付けたものが、天皇の名の下に一八九○(明治二十三)年に開設が約束された「帝国議会」 とによって「世ノ公利」を推進することのできる先覚者たちを、作為的に国民全体の中から「選抜 select」し、組織化し、その先覚者の 者の裾野を全国民にまで拡大し、国民全体の中から各分野における「国益」を代表し得る有識者を選び出そうとするシステムであった。 された者の中からそれに相応しいものを選抜する it is to select out of the selected, through the operation of a series of 会」としての役割が期待される組織作りを構想するのである。それは、「一連の段階的な選抜制度を繰り返し実施することによって、選抜 分野における「開化」のプロフェッショナルから構成される専門家集団、乃至は天皇や天皇の信認の下に政治を行う政府のための「諮問 であり、森はこれを「国民議会 National Assembly」と呼称して、国家の「独立」に関わる様々の「国益 national interests」を代表し、 発する「開化」の「声」を国家意思=国家の方針や政策の形成に反映させる仕組み作りが必要であるという森の構想へと帰結することに じた焦りや「絶望」感は、不特定多数の庶民における「開化」を待つのではなく、「開化」の何たるかを「知リ」、それを「主張」するこ いて「開化」が意味をなさないという現実と、対外的には、欧米側から「文明国家」としての評価を獲得し、不平等条約の改正を実現す の想定した一体的な国民観や国家構造に対して、対内的には、国民の大部分に主体意識が欠如し、またそのような国民との関係にお 森は「国民議会」の機能について次のように説明する。 日本の「独立」の回復と、確たる主権国家を設立することを急がなければならないという課題との板挟みの中で、森の中に生

かなる機能が国民議会には付与されるに相応しいのかという問い に対して、 以下にあげる三つの機能に分類することによって回答

among the people] であり、 利の行使を「国民議会」に認めなければならないとするボー。 政府の自由となると森は述べている。但し、行政府が「国民議会」の意見を「拒絶 rejection」する場合には、その理由の説明を求める権 ち、「無条件に受け入れなければならない unconditionally accept it」とされ、三分の二に満たない場合には、その意見の取り扱いは行 議会の投票を経て、 ると森は説明する。課税の目的や総額は行政府の判断事項であるが、行政府との関係において、課税をめぐる「国民議会」からの意見は、 「税」の問題に関わる機能の目的は、「人々に対する課税の公平性を保障すること to secure fairness in apportioning taxation 議会構成員の三分の二以上によって信認された場合には、「行政府に対する拘束力 binding on the Government」を持 換言すれば「公平となる課税範囲を定めること to establish an equitable incidence of taxation」であ

業 commerce」、「衛生 sanitation」、「教育 education」、「科学 science」、そして「技術 art」をあげ、「これらの国益が国民議会において代 議会による「請願」を天皇がどのように扱い、行政府の権力をどのレベルで相対化できるのかという点については明らかにされていない。 ると考えた場合に、天皇に対してあらゆる不満(any complaint)を述べるという機能である(筆者翻訳)」 ボリと説明する。つまり、 or legislative acts)に対して、国民議会の大部分が帝国の諸制度を危険に晒すものであると考えたり、国民生活を悪化させるものであ Government to modify or mature their own ideas on the same subject (筆者翻訳)」キーヒためのものであるとされている。 会から提案された同様の問題について、行政府側の方針を修正し、より成熟させることを可能にする in order thereby to は「議員之ヲ関知スルヲ要セサルナリ」ギキと述べ、「国民議会」の議論の及ぶ範囲ではないとする。この「助言」の目的は、「行政府が議 する「助言 advice」にその機能は留まるとし、特に「政略」に関わる問題、即ち「外国交際通商条約」の締結や軍事的側面などについて らメ゙ョ゙、議会投票の結果に応じて行政府に対する「拘束力」をもつとしたが、それ以外の「国益」に関わる領域は、主に行政府や天皇に対 表されるべきである」と説明する☆2。先の課税の問題は「地方問題」の具体的な審議事項にあたり、本件に限っては、「公平性」の観点か のかという点に論を進めたい。森はこの「国益」について、「地方問題 provincial affairs」、「農業 agriculture」、「工業 industry」、「商 行政府による立法行為や法の運用、政治行為に関わる権力を、天皇の存在によって相対化することを想定していたと考えられるが、国民 そして、これらの領域における「国益」について討議する人々は、不特定多数の誰でもない人々ではなく、その分野における「開 」とはいかなる領域の国家利害を意味し、またその「国益」について議論する構成員の「選抜」について森がどのように構想していた 最も重要な第二の機能、即ち「国民議会」において「提起され、熟考されるあらゆる問題」=「国民議会」の代表することのできる「国 第三の機能、即ち国民議会による「天皇への請願 petition」について、森は「行政府の政治行為や立法行為(the political conduct

別な資格をもつ者 (those only, who are specially qualified to do so by their knowledge of the various subjects) 一で列挙した全ての主題に関わる利害は、 それぞれの主題に関わる専門的な知識を有することを要件とし、それを担うに相応しい特 によって

あり方を「知り」、それを「主張」する先覚的「知識」をもち、それに相応しい「特別な資格」を有すると判断される有識者でなければ

ると森は述べている。 of selection」を通過した者でなければならず、この「選抜制度」こそが、「国民議会」の構成員に最も相応しい人間を集約する方法であ 識や技能を有し possessing such knowledge and skill as are required for efficiently pursuing their respective objects 翻訳)」トホス、「特別な資格 specially qualified」を有するものであることが前提条件とされ、従って、必然的に何らかの「選抜制度 a system このように、 . | | | | | | 「国益」について討議する国民議員となり得る候補者は、「それぞれの目的を効果的に追及するに相応しい専門的 知

定の選抜制度の実効を通じて見出されなければならないギ○。 ╬わる者を選抜するという課題に対して、ある人々は他の人々よりも、より優れた資格を持ち、選抜行為を行う人々もまた、間の知的、道徳的、身体的能力には予め不平等が存在することは疑いようのない事実であるため、次のように結論される。 (筆者翻訳 立法に ある特

体を代表する人々によって、一八九〇年に開設される国民議会は構成されるべきである。そしてそのような組織体は、第一に地方議るだけの特別な資格をもった人々によってのみ最もよく対処される。従って、これを実現するために、国家的な重要性に関わる組織 れた団体であるべきであるピ。(筆者翻訳) 治とは政府における広範囲の目的を包摂するものであるため、次のように結論される。あらゆる重要な目的は、その目的を扱い 第二に、その目的が何であるかにかかわらず、 国家によってその重要性が認められ、選出するに値する組織として公的に

unit」であると考えた「戸主 the head of every family」に限定され、 よって、 くの日本国民はこの専門家を選出するという最初の段階、即ち「国民議会」の構成員になり得る最初の候補者を選出するという過程にお 員」を選出するとされる。ここにおいて、府県レベルを代表する「地方議会 a provincial assembly—Ken or Fu」を組織し、 階とされる。 よる「戸主集会 heads of families grouped together」を組織し、戸主同士による討議と投票を経て「町村議員」を選出するのが第 それに相応しいものをさらに選抜するという制度であり、より端的に言えば、最も資格のあるものを徐々に選抜する制度である」と述べ 「郡区議員」を選出し、次に選出された「郡区議員」が「郡区議会 the assembly of a district—Gun or Ku」を組織した上で、「地方議 「国益」に関わる専門家が構成すると想定している。例えば、地方問題に関わる専門家の選抜過程は、 は自らの設計する「選抜制度」の構造について、「一文で言えば、一連の段階的な選抜を繰り返し行うことで、選抜された者の中から 国政に参加することになるのである。但し、その意思決定に参加できるのは、森が日本に固有かつ伝統的な「政治単位 重要な意味をもったことが一度もなかった since wealth or property has never played 有資格者の母数を絞り込み、国民議員の資格を有するに値する専門家を各地域において選抜するという制度である。 森は「国民議会」全体の構成員について、九〇名と仮定しているが、その三分の二を地方問題の専門家が、残りの三分の一を各 地方問題に精通した専門家=国民議員一名を選び抜くことになると森は考えているせる連続的な選抜操作を繰り返すことに 第二段階として、この「町村議員」が「町村議会 the assembly of a parish or village—Cho or Son」を組織し、 その理由として、「日本では欧米諸国のように富や財産がその政 in politics 町村を構成する各家の長=戸主に important a 各府県の利 従って、多 political 同様に

+ºº。この「国家の権威 the authority of the State」について森は詳細に論じていないが、論理的に考えれば、おそらく「商業」や「農 of Public Health」の構成員を選出し、さらにその中から数名の「代表者 representatives」を国民議員として選出すると説明している よって構成されるとしている。或いは、「衛生」という「国益」の場合、 分野を代表する専門的知識や技能をもち、有資格者となり得る「母体 elective bodies」は、「国家の権威によって認められた」有識者に 様の選抜方法によって各国民議員を選抜することができると森は結論している。森は臣民によって組織される「国民議会」の役割につい その「国益」に対応する行政府やその長である大臣が想定されているのではないかと推測される。他の「国益」に関わる専門領域、即ち 業」、「工業」などの場合には農商務省、或いは「教育」や「科学」、「技術」などの場合には文部省、「衛生」の場合には「内務省」など、 において組織される「地方公衆衛生協会 local Associations of Public Health」の中から、「全国公衆衛生協会 National Association から選抜された代表者により組織される「全国商業協会National Association of Commerce」の中から選ばれるとしているが、「商業 「農業」、「工業」、「教育」、「科学」、「技術」、さらには時代の要請に応じて新たに追加される専門領域も、「商業」や「衛生」の場合と同 また、「商業」という「国益」を代表する国民議員を選出する場合、それは、 天皇や天皇の行政府との関係において次のように結論する。 森は、「国家の権威によって認められた」有識者によって各地域 様々の 「地方商業協会 local associations of commerce

serve) するものである。そして同時に、この制度は、天皇陛下 (Imperial Majesty) の希望の実現を援助し、必ずや促進するものと 皇の政府(the Government of the Emperor)に対して忠誠心をもって、また有益なものとなるように奉仕(loyally and usefully 常に賢明で、慈悲深く比較検討されるのである。(筆者翻訳) なるであろう。天皇陛下は、忠実な臣民 (faithful subjects) によって提起されたあらゆる示唆について、その利点を考慮した上で、 上のようにして計画された代表者によって構成される重要な組織体の声は、充分にあらゆる本質的な要件を満たすものであり、天

意思を決定する組織であるとは決して定義せず、あくまでも天皇や「天皇の政府」に対して「助言」を行い、国家意思の形成を「援助」 の天皇や天皇の信認した行政府に対して、臣民としてのあるべき「分限」や「分際」もまを超えるものでもない。森は「国民議会」 日本固有の国民形態を前提としながらも、森の対峙した現実の課題を踏まえながら、最も合理的、効果的に先覚者たちによる「開化」の し、忠誠心をもって「奉仕」する「忠実な臣民」によって設立される組織体であると位置付けている。「国民議会」構想とは、国体という 「声」を吸い上げ、日本の国家としての「開化」の推進に資するシステムを構築しようと模索した結果として辿りついた森の方法的帰結 「国民議会」構想は、森の定位した国体観を逸脱したり、解体するものではないし、ましてや「国家的存在の中核」として 」が国家

えた人材を確保し、この「国民議会」に資する可能性を期待して構築された事前の選抜システムであったと考えることができるだろう。 稿第三部第一章において明らかにした森が初代文相として設計した教育制度は、 「知識」や「技能」を有することにより、「特別な資格」をもつと考えられる専門的人材が事前に育成されていることが絶対的な前提 「国民議会」構想においては、その構成員の候補者となるものについて、第一に、国家が必要とする各「国益 国民議員となり得る新たな可能性や専門的 一の領域に対応する専

要件となる。 ったと本稿は考える。 度を用意することが不可欠となる。従って、森の「国民議会」構想と森が文相として設計した諸学校制度には、その構造上相関関係があ 民」化されていることを前提的に保障しなければならない。そのためには、「国民議会」それ自体を、森の想定するような天皇陛下に対す であれ、 しての役割を正常に果たすためには、各「国益」を代表する専門家となるものであれ、地方問題における最小の政治単位とされた「戸主」 る「忠実な臣民」が構成する組織体であることを保障し、担保することを可能にする「国民議会」設立以前の国民の育成と選抜を行う制 彼らが個人の「私利」ではなく、天皇や「天皇の政府」、そして国家という全体における「公利」のために力を尽くす存在=「臣 そして第二に、「国民議会」が天皇や天皇の行政府に対して「義務」を尽くし、忠誠心をもって「奉仕」する「助 言」機関と

構想に内在された制度上のリスクを最小化し、その専門性に耐え得る人材を確保しようと考えていたのではないだろうか。 度的に線引きすることにあったと考える。従って、森は、自らが設計した教育制度による事前の育成、選抜システムを通じて、「国民議会」 実現する上で重要となる国家の 問題として設定したものは、個人が関心を抱く学問的真理ではなく、国家の「須要」に応じる学問であり、国家の独立という「目的 や技術を有する「学術精錬ノ士」=高度な専門家を数多く育成することにあるとしている。また、森が「学問」領域において追求すべき ての帝国大学において育成する人材のねらいについて、欧米諸国との競争を前提とし、「国家全体ノ重要ナル部分を占ムルモノ、即チ社会 の専門性との関連性において注目される点である。森は、「教育」と「学問」の中間に位置すると考えた高等中学校や、「学問」の場とし 高等中学校や帝国大学へと集約させる仕組み作りを森が進めていたことは、森の設定した「国民議会」において想定される「国益」やそ ノ上流ニ立ツへキ人物、正確ニ学術精錬ノ士ヲ多ク養成スルヿ是ナリ」と述べ、一国のリーダーとなり、また各分野における専門的知識 人材となり得るものには、医学や法学、工学、文学、理学などの各専門分野に関わる知識や技能を「学問」のレベルにおいて習得させる くす「実用」の国民=「帝国臣民」を育成することがねらいとされていた。さらには、諸学校を系統化し、国民の能力や資力に応じた尋 「私利」ではなく「公利」の意識、または、個人ではなく国家を「本尊」とする意識や自覚の形成を中心として、国家への「義務」を尽 森が設計した諸学校制度については、森の教育構想の全てが個人ではなく国家へと焦点化され、設計されたものであったという点や、 国家が必要とする各「国益」の領域に対応する専門的「知識」や「技能」を有し、「特別な資格」をもつと評価し得る人材の範囲を制 校から帝国大学への階層構造を作り上げ、「教育」のレベルにおいて「帝国臣民」としての「気質」を育成した上で、より専門的な 「国益」に対応した学問であった。森が「教育」と「学問」を意識的に分離した意図も、国民全体の中か

義務ヲ改メテ臣民ノ分際ト修正セン」とする森の「説ハ憲法学及国法学ニ退去ヲ命シタルノ説」であり、 と主張した。森によれば、「臣民ハ天皇ニ対シテハ独リ分限ヲ有シ責任ヲ有スルモノニシテ権利ニアラサルナリ」とされ、その主張の根拠 起こしたことはよく知られている。本稿は、森と伊藤の決定的な相違について、両者の国体概念の位置付け方の位相に求められると考え ている。例えば、森は、憲法草案の中に表記された「臣民権利義務」という表現に対して、「臣民権利義務ヲ改メテ臣民ノ分際ト修正セン」 して伊藤は、「憲法ノ骨子」とは「君主権」の「制限」と「臣民」の「権利義務」の「列記」によって成立するとした上で、「臣民権利 一八八九(明治二十二)年に布告された大日本帝国憲法の草案の内容をめぐり、森を文相に登用した伊藤博文との間で森が破論を引き こているセキー。このような伊藤の主張に対して、 天皇に対して、森自身を含めた日本国民の全てが「サブゼクト」=「臣民 subject」であるということに求められていた**、これに 森は次のように反論する。 「憲法ニ反対スル説」であると批

此 権利義務 のハ何物 ニ対スル権利義務ナル 力、 天皇 ニ対スルモノカ将タ国家ニ対スルモノカ疑ヲシテ本邦人 アル脳 裡 ニ生セシ ム ル アカ

何 シ又国家ニ対シ若干ノ権利ヲ有スト云フコト明瞭ナリ、然ルニ本邦ト西洋トハ大ニ異ナル所アリテ、 セン、 スト云フ語ハ語ヲナサゝルノミナラス又之ヲ有スヘキモノニアラサルナリセイハ。 西洋各国 ニ於テハ其歴史上ノ沿革ニ依リ国家ト帝王トノ思想及ヒ区 別ハ分明ナルカ故ニ、臣民ハ帝王ニ対シ若干ノ権利ヲ有 日本ノ臣民 ハ天皇ニ対シ

想それ自体が意味を成さず、また抑々、歴史的にも、「権利義務」によって規定される関係性ではなかったと反論していることが分かる。 務 obligation」を果たす存在であるという構造が前提になっている。 て、「臣民 His Subjects」とは、この日本の「中核」であり、頂点と規定される天皇に対して「忠誠 allegiance」を尽くし、あくまで「義 える論理的根拠であった「歴史上ノ沿革」という観点から批判を展開し、日本固有の君臣関係においては西洋式の「権利義務」という発 の歴史観から明らかなように、森にとって天皇とは、国家の「中核 center」であり、明確な「主権者 Sovereign」であるのに対し 伊藤のように天皇を憲法内存在として規定し、「権利義務」の構造によって説明しようとするロジックに対して、森の国体観を支

ていないし、ましてや天皇の立法行為に対する「承認」権など全くその権能として想定されていない。森は次のように伊藤を批判する。ラサル者ナリト謂ハサルヘカラサルナリ」せると痛烈に批判する。先の「国民議会」においても、森は本組織に対して一切の立法権を認め この構造は「議会」に対する両者の位置付け方の違いからも明らかである。伊藤は、 承認」の権利を有すると憲法草案に明記したが、森はこの点について「承認ノ権ヲ取ラサルヘカラスト云ハヽ実ニ臣民タルノ分義ヲ知 帝国議会の権能として、天皇の立 法行為に対する

抑帝 ト云フニ在リ(筆者中略)夫レ此ノ如キ大変革ヲ行フハ維新以降ハ勿論我邦往古ノ史乗ヨリ論スルモ果シテ妨ナキ乎、 スシテ天皇陛下ノ立法権ヲ施行シ玉フノ條ニ関シ、 五. `ナルヲ知ラサルナリ[、]〇。 国議会トハ如何ナルモノ歟 三依レハ堂々タル大権利ヲ掌握スルモノヽ如ク恰モ天皇陛下ノ大権ト平等ノ権利ヲ有スルモノヽ如クニ見解スルモ亦不可ナキニ国議会トハ如何ナルモノ歟(筆者中略)議会ノ議員ハ果シテ如何ナルモノ乎、其性質ノ如何ハ未タ分明ナラサルナリ、然ルニ第 八皇陛下ノ立法権ヲ施行シ玉フノ條ニ関シ、其大権ハ帝国議会ニ於テ宜シ御同意ナリト申上ケサレハ立法権ヲ施行スルヲ得ス培シ此承認ノ字ヲ以テ政府ヨリ提出シタル議案ニ就キ政府ニ対シテ承認ヲ与フルナリト云ハヽ、率知ラスト雖、此處ハ然ラ 本官ハ未タ其

する「臣民」としての「分義」を弁えないものとして、森の目に映ったからであったのだろう。 ではなく、天皇陛下に対する「諮詢」機関=「諮問会」竺、即ち国家意思の決定を補助するブレーンであると主張するのである。「臣民権 全ク陛下諮詢ノ府タル国会ナラシメサルヘカラス、其衆議ヲ採ルハ参考ノ為タルニ過キ」ないと答弁し、「帝国議会」とは、「承認」機関 義務」の条項であれ、「帝国議会」の「承認」権の条項であれ、森が伊藤を痛烈に批判した理由は、伊藤のあり方や考え方が、 会」の「承認」権が認められたとすれば、日本の国体史上における「大変革」を引き起こす一大事件であると森は批判する。 、「承認」ではなく、「賛襄」という概念が適切であるパと繰り返し答弁し、「国会ハ憲法上天皇陛下ト均等ナル権力ヲ有スルヲ得ス、 国体観において、「天皇陛下」と「帝国議会」は決して「平等」の関係に位置付くはずがなく、仮に天皇による立法行為に対する「帝 天皇に

先の森による「国民議会」構想は、無論、 それはあくまで権利の主体としての個人によるものではなく、 制限的ではあるが、 はなく、天皇に対する「忠誠」や「義務」を尽くす「忠実な臣民faithful確かに国民自身の手によって有資格者を選抜する仕組みとなっている。

付けられているのと同様に、その「臣民」を構成員として成立する帝国議会や、選抜制度を通じて「臣民」を選定した上で組織化される subjects」によって構成される組織体であった。従って、「臣民」が天皇に対して「権利」を有さず、「義務」を尽くす存在であると位置 「国民議会」もまた、立法「権」や承認「権」を行使するのではなく、「賛襄」、即ち天皇や天皇によって信認された行政府を手助し、「奉 138

仕」するという「義務」を果たすことがその役割であると結論付けられているのである。

「森有礼子」一九一二(明治四十五)年六月十三日、『全集』四、「故子爵森有礼君に就て」一九〇七(明治四十)年十月、『全集』 四、四六五頁 -四六六頁。

四九〇頁。

前掲『近代日本を創った百人 下』、三九二頁。

兀 三九三頁。

前掲『林竹二著作集6』、 四五頁。

六 同書、 四八頁。

t 同書、七八頁— 七九頁。

前掲『西洋化の構造 黒船・ 武士 国家』、三一七頁。

同書、二八六頁。

0 同書、二八三頁。

三 同書、二八六頁。 —二八七頁。

同書、 二七八頁—二七九頁。

四四 同書、二九一頁。

<u>五</u> EDUCATION IN JAPAN: A Series of Letters ADDRESSED BY PROMINENT AMERICANS TO ARINORI MORI 一八七三(明治六)年、『全

- 集 五、一三四頁。

「英京退去に際し会見筆記」一八八四 (明治十七) 年二月二十六日、『全集』一、 四三五頁

ON A REPRESENTATIVE SYSTEM OF GOVERNMNET FOR JAPAN 『全集』五、四〇八頁。

前掲 EDUCATION IN JAPAN 一五五頁。 前掲「英京退去に際し会見筆記」、四三五頁。

 $\frac{1}{0}$ 同書、 五六頁。

同書、 五七頁。

同書、 五八頁

同 六五頁——一六六頁。

前掲 ON A REPRESENTATIVE SYSTEM OF GOVERNMENT FOR JAPAN 四〇九頁。

前掲 『西洋化の構造 黒 船 • 武士・国家』、二九二頁。

同書、三〇七頁—三〇八頁

同書、三〇五頁—三〇六頁。

前掲 ON A REPRESENTATIVE SYSTEM OF GOVERNMENT FOR JAPAN 四〇一頁。

同書、 同書、 四一二頁。 四〇七頁。

 \equiv 同書、 同書、 四〇一頁。 四〇七頁。

Ξ

同書、 四一八頁。

五五 「伊藤博文書翰」一八八二(明治一五)年九月、『全集』二、一四七頁。

三六 井上毅「故森文部大臣の教育主義」一八八九(明治二十二)年三月九日、『全集』四、 三九九頁。

三七 前掲 EDUCATION IN JAPAN 一四六頁。

三九 同書、 一八二頁。

前掲 「英京退去に際し会見筆記」、四三五頁。

前掲 ON A REPRESENTATIVE SYSTEM OF GOVERNMNET FOR JAPAN 四〇八頁。

前掲「英京退去に際し會見筆記」、 四三五頁。

前掲 ON A REPRESENTATIVE SYSTEM OF GOVERNMNET FOR JAPAN 四〇八頁

前掲「英京退去に際し会見筆記」、 四三五頁。

同書、四三五頁—四三六頁。

りましたが(筆者中略)、森子の為に起草したることがある」とあることから、 「閣議案」、年月日不詳、『全集』一、一五六頁。但し、井上毅による森評 「故森文部大臣の教育主義」において、「一昨年の夏であ 一八八七(明治二〇)年夏頃のものと推測される。

Min 前掲「英京退去に際し会見筆記」、四三六頁。

图1 前掲 ON A REPRESENTATIVE SYSTEM OF GOVERNMNET FOR JAPAN 四○七頁。

岩波書店、一九四二年、三六頁—三七頁。

同書、四三頁。

◎ 福沢諭吉『学問のすゝめ』、

「学者職分論ノ評」一八七四 (明治七) 年三月、『全集』二、五頁

同書、五頁。

『学問のすゝめ』、 五一頁。

五三 「学者職分論ノ評」、五頁一六頁。

「宮城県警察本部会堂において県官学校職員郡区長県会議員及び区会議員有志等に対する演説」一八八八(明治二十一)年十月五

日 『全集』二、五一四頁 ||五一五頁。

「東京府下公私立小学校長学務課員郡区長及び府会議員に対演説」一 八八八 (明治二十一) 年九月二十五日、『全集』二、 五〇六

前掲 「閣議案」、一五六頁。 頁。

前掲 「故森文部大臣の教育主義」、 四〇 頁。

刑司書、 四〇一頁。

「森有礼宛J・ヘンリー書翰」一八七五(明治八)年六月二十一日、『全集』 別巻四、

九二頁

前掲 ON A REPRESENTATIVE SYSTEM OF GOVERNMNET FOR JAPAN 四二三頁。

六一同書、 四二〇頁—四二一頁。

六〇

六三 同書、四二一頁—四二二頁。 六二 同**書、四二**一頁。

六四 同書、四二二頁。

外ニ出サルナリ、仮令事柄ハ同シカラサルモ其精神ニ至テハ均シク公平ヲ主持セントスルニ在リ」と指摘している。 ンコトヲ期スルニ外ナラス、是レ則チ我邦昔時ノ歴史ニ照シ毫モ其精神ノ相戾ルナキヲ見ルヘキナリ、而シテ古来聖主ノ行ヒ玉フ所亦此ハ不公平ナルヘカラス、故ニ之ヲ公平ニセンニハ僅々タル政府部内ノ官吏ノミニ委スルノ不可ナルヲ暁リ、爰ニ国会ヲ起シテ其公平ヲ得 《五 「枢密院憲法制定会議議事録抄」一八八八(明治二十一)年六月、『全集』一、五六頁。 ル、行政官吏任免ノ公平ナル、幷ニ其施行ノ公平ナルコト、凡ソ是等ノ事ニ付国会ハ意見ノ所在ヲ吐露スヘキナリ、畢竟此ノ如キ重要事 いて、「税法ノ公平ナル、税金遣ヒ方ノ公平ナル、税額ノ国力ニ相当ナル、法律ノ公平ナル、裁判法ノ公平ナル、裁判法施行ノ公平ナ 森は、何 のための「議会」かという点につ

同書、五七頁。

六七 前掲 ON A REPRESENTATIVE SYSTEM OF GOVERNMNET FOR JAPAN 四二 頁

六八同書、 四二二頁。

六九 同書、 四一三頁。

七一 七〇 同書、 同書、 四一九頁。 四一二頁。

七二 同書、 四二三頁 应 兀

同書、 四一八頁。

前掲

七六

同書、

六六頁。

七五 七三 七四 同書、 枢密院憲法制定会議議事録抄」、 四二四頁

六六頁

——六七頁

七七 同書、 六八頁。 六七頁。 五七 頁

八 同書、五八頁。

結验

と対峙しながら、日本の対外的な「国信」を守り、外国人の抱く否定的な日本イメージやネガティヴなステレオタイプを払拭し、克服す 明の「カテゴリ classification」の中に位置付けられた日本という森の理想とはかけ離れた現実であった。森は外交官として、この現実 Barbarous Country」、「一大淫乱国」、「未開国」、「奴隷国」、そして欧米の「文明国家」からなる国際社会に対してアジアという野蛮非文 ての国際的評価という森の理想とは対照的に、森が外交官として対峙しなければならなかった日本のリアルな評価とは、「野蛮非文明国家 家の確立という森の最終「目的」を実現する上での従属「目的」=必要条件として位置付けられていた。しかし、この「文明国家」とし出させるためには、日本が「文明国家」であるという評価や認知を欧米側から獲得することが大前提となり、不平等条約の改正や主権国 して欧米側に奪われた法権と税権を取り戻さなければならなかった。欧米側を条約改正のテーブルに付かせ、交渉上における譲歩を引きぼされることのない独立した主権国家を確立することであり、従って、その「目的」を阻む明確なバリアである不平等条約の改正を実現 的 的に欧米人に向けて日本の したと考えられる。 るための「手段」として、「外から見られた日本」という視点に立脚した上で、対外的に「開化」をアピールし、対内的に「開化」を推進 関係から整理し直すことであった。森の「目的」とは、内政、 7 森の思想の是非を論じ、その特徴を説明しようとするのではなく、 の思想には前期や後期といった区別や転向は存在せず、 に関わるアプローチ法が森の対峙した現実=時代の課題との関係において変化したものと分析したことである。森の 析する上で、まず本稿が注目したものは、森の思想が近代的か封建的か、 森有礼思 は国家主義的で専制主義的かといった従来のような研究者の位置した時代における存在拘束性を免れない「 吏 「開化」をアピールし、また、] チの は、「外交官としての森」という視点から、主として森の「開化 あくまでも森の一貫した「目的」に対して、 外交の全てを専治する権限を保有し、外国から対内的、対外的な管制を及はなく、森の同時代の史料に依拠してその思想構造を「目的」と「手段」の 「開化」を推進するための「方法」上の変化を明らかにすることで、 或いは革新的か保守的か、または個人主義的で自由主義 その「目的」を実現するため 論」の構造と、 価値判 「開化 断」によっ 論」の構 の「手 対

認識させるために外形的な武装を施す「外交官としての森」による「戦略的西洋化」乃至は 教分離の遵守、そして「日本の条約改正に関わる事実説明 Statement of Facts relating to Treaty Revision in Japan」に を成立させる前提として、 2ら信用させるために男女の対等化、 ●●●●●●●● 森は日本という国家をマリーニュー の設定した国家の「目的」に対して従属関係に位置付けられ、「手段」化されているのであり、良心や私有財産の自由などの自然権を保 取捨選択することを可能とする「脱西洋主義者」としての思想的立脚点に森が初期思想の段階において到達する必要があった。 男女の対等化を実現し、さらにはキリスト教信仰やモラルなどを日本に敷衍するために国家を設立しているのではなかった。この 国家を守り、生き残らせるために欧米の制度や思想、価値観などを「手段」として利用し、国際的に日本を「文明国家」として 外交に関わる様々な「開化」のエヴィデンスを交渉材料として欧米側に提示した。従って、「開化」に関わるあらゆる要素は、 西洋文明に没入せず、心酔せず、そして気触れることなく、 国際法や国際礼譲の遵守、私有財産の原則や公権力による不干渉、公教育における良心の自由と政 西洋文明を相対的、 「西洋への擬態化」は、そのような思考様式 客観的に捉え対象化すること 「開列」さ

また、森の思想構造上において、「目的」と「手段」の関係は生涯倒立することなく一貫して維持されたが、この「開化」という「手段」

また国内的に推進するため

ア

プロー

チ法における変化が、

森の対峙

した対外的、

対内的

な現実との緊張関係

おける対日認識や評価を「東洋の先進国」という形へと再構築しようとしたのである。 欧米側の抱く 日 「開化」のレベルにおいてより劣等な位置にあるアジア諸国と日本を差別化し、日本を特別視させる言説を組み立てることで、 本に対する否定的なイメージやステレオタイプを払拭させるという「方法」を展開した。しかし、明治十年代の中頃に至ってもなお、 」を形成し、森が外交官として「開化」を発信するばかりでなく、「親日家」の口から日本の「開化」や「国益」を代弁させることで、 で生じてくることに本稿 日本の 日本の 「開化」をより一層分かりやすく、明確な形でアピールするために、「脱亜」言説を用いる戦略へと「方法」を展開し、 対日評価が一向に変化を示さず、 「開化」に関わる現状や課題について偽ることなく語り、記し、さらには、政財界や学術界を代表する欧米人の中に 目した。 つまり森 野蛮非文明のアジアという「カテゴリ」の中に位置付けられ続けている現実と対峙した森 わる「方法」 が変化していくと本稿は考えたのである。 当初森 意識的 欧米に 「親日 国際 143

体系化、 あったと本稿は考えた。森の設計した諸学校の全てが個人の自由や福利のためではなく、国家の「 れていることや、各「国益」に関わる専門的「知識」や「技能」を有する専門家を事前に育成、選抜することが不可欠な条件となる。こなく「公利」の「志操」に富み、それぞれの分や能力に応じて、「勤働」に「国役」を行う「義務」を忠実に果たす「臣民」として育成さ 言」を与え、 本を支える「立国」の主体とは程遠い存在に留まっていた。森は国民の実像や、造に対して、森の対峙した実態としての国民の大部分には国民意識やその自覚、 理念化した日本固有の国民形態、 プロフェッショナルの育成と選抜を構造的に設計していたと考えられるのである。本稿は、 の装置と規定され、「教育」領域と「学問」領域を明確に区分した上で、「教育」領域では「帝国臣民」の育成、「学問 の国民の「臣民」化と「専門家」化という課題を担う事前の育成、選抜システムとして森が用意したものが諸学校令に基づく教育制度で 織であると森は説明した。従って、 と、国内的な「開化」の推進「方法」を展開させた。「国民議会」は天皇や天皇の信認した行政府の諮問に応じて各 する「国益」に関わる専門的な「知識」や「技能」を有する「特別な資格」をもった専門家による組織体、「国民議会」を構想することへ 全体の中から一国の「開化」を担い得るものを「選抜」し、欧米との国際関係、 なさないという現実に「絶望」することで、国民一人ひとりを「開化」の主体、 国内的には、 する組織体の実現を保障し、担保する事前の育成、選抜システムが、森の構築した諸学校制度であったと考えたのである。 階層化を踏まえ、 国家意思=政策や方針の形成に寄与することを目的として設立される「忠実な臣民」を構成員とした「諮詢」、「奉仕」 明六社による国民啓蒙活動や、 国家の「須要」に応じ、その「国益」に適う優れた能力や知識、 即ち「国家的存在の中核」としての天皇と「一切の階級分化」の存在しない臣民から構成される国体構 「国民議会」がその機能を果たすためには、「国民議会」設立以前の問題として、個人が「私利」では 行政府への意見書の提出などを通じて「開 そのような国民との関係において「開化」 国際競争、 乃至は推進者にするのではなく、 国家への帰属意識が欠落し、愛国心や忠誠心をもって日 化」を推 パワーバランスを前提として、 技能 国内における「開化」を最も をもった「学術精錬ノ士」= 「独立」という「目的」を実現するため 進したが、 森がその 現実的、 「国益」に関わる「助 」領域では諸学校の 一史観に依拠 日本の必要と は全く意味を 合理的に国民 「開化」の 効果 の組 L

者 undoubted patriotism」として、 森は自らの国家構想に関わる設計図を明確に描いていたが、それを実現する前提となる教育制度を形にした段階において、 在としてのレッテルを張られ、 日 兇徒の手に落ちた。森が暗殺されたことは、外交官として、そして何よりも「疑いようのな 本を守り、 生き残らせるために、 森が築き上げようとした日本の近代構想における一つの 不敬 い変非

引用・ 参考文献 覧

原典

井上馨侯伝記編纂会編『世外井上公伝』第三巻、 大久保利謙監修、上沼八郎、犬塚孝明編『新修 『伊藤博文傳』上中下 春畝公追頌会編、一 九 原書房、一九六八年 森有禮全集』第一巻、 四〇年 文泉堂書店、 九九七年。

同同 同 同 『新修 『新修 森有禮全集』第三巻、 森有禮全集』第二巻、文泉堂書店、 文泉堂書店、 九九八年。 九九八年。

『新修 『新修 森有禮全集』第四巻、 森有禮全集』 第五巻、文泉堂書店、 文泉堂書店、 九九九年。 九九九年。

.『新修 『新修 森有禮全集』 森有禮全集』 別巻二、文泉堂書店、二〇〇四年。別巻一、文泉堂書店、一九九九年。

同同

外務省調査部編纂『大日本外交文書』第三巻、 同 『新修 森有礼全集』 別巻四、文泉堂書店、二〇一五年。 日本国際協会、

九三八年。

外務省調査部監修、日本学術振興会編纂『條約改正関係 第二本外交文書』第二巻、 同『大日本外交文書』第五巻、日本国際協会、一九三九年。同『大日本外交文書』第四巻、日本国際協会、一九三八年。

九四三

貝塚茂樹監修『文献資料集成 日本道徳教育論争史』第一巻、 木村匡編著『森先生傳』、国書刊行会、一九八〇年。 日本図書センター、 二〇一二年。 日本国際協会、

高橋是清 高瀬鴨彦編『金子堅太郎自叙伝(第一集』、日本大学精神文化研究所、二〇〇三年。 『高橋是清自傳』、千倉書房、一九三六年。

徳冨蘇峰「森有礼君」、『国民之友』第四巻第四十二号、 明治二二年二月二二日。

福沢諭吉 『文明論之概略』、岩波書店、一九八三年。『学問のすゝめ』、岩波書店、一九七八年。

福沢諭吉『文明論之概略』、

福沢諭吉著、 富田正文校訂『福翁自伝』、 岩波書店、 一九七八年。

堀内節編『明治前期身分法大全』第一巻、 古川哲史監修、日本弘道会編『増補改訂 婚姻編 I、中央大学出版部、 西村茂樹全集』第一巻、思文閣出版、二〇〇四年。 一九七三年。

松山傳五郎編『教育法令』、教育報知社、 一八八六年。

三宅雪嶺『同時代史』第二巻、岩波書店、 一九六七年。

『文部省第十四年報』、 一八八六(明治十九)年。 文部省編『学制百年史』資料編、

帝国地方行政学会、一九七二年

『文部省第十五年報』、 一八八七 (明治二十) 年。

山崎正董『横井小楠』。『文部省第十六年報』、 遺稿編』。

山室信一、中野目徹校注『明六雑誌(上)』、 岩波文庫、 九九九年。

『明六雑誌 (中)』、 岩波文庫、二〇〇八年。

『明六雑誌 (下)』、岩波文庫、二〇〇九年。

木村毅編『明治文化全集』第十八巻教育篇、日本評論社、一九六七年。吉野作造編『明治文化全集』第十二巻宗教篇、日本評論社、一九三〇年。

B. G. Northrop, RELIGIOUS LIBERTY IN JAPAN.: SUBSTANCE OF MR. MORI's MEMORIAL., The Christian Union, January 1, 1873

B. G. Northrop, THE NEW EDUCATIONAL PLAN OF JAPAN, Boston Daily Evening Transcript, FEBRUARY 13, 1873 Daibu Kanda, DR. NORTHROP's VISIT TO JAPAN' 一八九五(明治二十八)年七月、『太陽』第一巻第七号。

MOVEMENTS FOR AND AGAINST RELIGIOUS LIBERTY. CHRISTIAN PRISONERS IN JAPAN: FAVORABLE INDICATIONS IN RUSSIA: DUTY OF

Memorandum from Mori to J. G. Kennedy, November 12, 1879; THE GRANVILLE PAPERS, PRO 30/29/312. CHRISTIANS TO THE JAPANESE EMBASSY, NEW YORK OBSERVER, FEBRUARY 8, 1872.

MORI ARINORI, LIBERTY OF CONSCIENCE., Zion's Herald, FEBRUARY 27, 1873.

石島庸男、 石井孝『明治初期の国際関係』、吉川弘文館、一九七七年。 梅村佳代編『日本民衆教育史』、梓出版社、一九九六年。

伊藤正雄『『学問のすゝめ』講説』、風間書房、一九六八年。

犬塚孝明『若き森有礼 東と西の狭間で』、KTS 鹿児島テレビ、一九八三年。

犬塚孝明編『明治国家の政策と思想』、吉川弘文館、二〇〇五年。

稲生典太郎『条約改正論の展開(上)』、小峯書店、一九六六年。

稲生典太郎『条約改正論の歴史的展開』、小峯書店、一九七六年。 イ・ヨンスク『「国語」という思想 近代日本の言語認識』、岩波書店、二〇一二年

海原徹『明治教員史の研究』、ミネルヴァ書房、一九七三年。

大河内一男他監修『近代日本を創った百人 下』、毎日新聞社、一九六六年

沖田行司編著『人物で見る日本の教育』、ミネルヴァ書房、二〇一二年。

沖田行司『日本国民を創った教育:寺子屋からGHQの占領教育政策まで』、ミネルヴァ書房、二〇一七年。

沖田行司 『新訂 日本近代教育の思想史研究─国際化の思想系譜─』、学術出版会、二○○七年

尾崎ムゲン『日本資本主義の教育像』、世界思想社、一九九一年。

小股憲明『近代日本の国民像と天皇像』、大阪公立大学共同出版会、二〇〇五年。尾崎ムゲン『日本の教育改革 産業化社会を育てた一三〇年』、中公新書、一九九 産業化社会を育てた一三〇年』、中公新書、一九九九年

海後宗臣編『森有礼の思想と教育政策』、東京大学教育学部紀要八、 一九六五年。

村上俊亮監修『近代教育史(教育学叢書2)』、誠信書房、 一九五九年。

『近代日本教科書史研究』、ミネルヴァ書房、一九八八年。 『資本主義形成期の秩序意識』、 筑摩書房、

寺崎昌男、編集委員会共編『日本における知の配分と国民統合』、第一法規出版株式会社、一辻本雅史、沖田行司編『新 体系日本史一六 教育社会史』、山川出版社、二〇〇二年。 瀬上正仁『明治のスウェ―デンボルグ 下程勇吉編『日本の近代化と人間形成』、坂元盛秋『森有礼の思想』、時事通信社、 教育史編纂会編『明治以降教育制度発達史』、 園田英弘『西洋化の構造 黒船・武士・国家』、思文閣出版、一九九三年。 佐藤秀雄『教育の文化史一―学校の構造―』、阿吽社、二〇〇四年。 木村力雄 小西四郎、 国吉栄『森有礼が切り拓いた日米外交―初代駐米外交官の挑戦』、勉誠出版、二〇一八年。 河原美耶子『日本近代思想と教育』、 鹿野政直 本山幸彦編『明治前期学校成立史』、未来社、一九六五年。 『明治思想の形成』、福村出版、一九六九年。 『近代日本の政治と教育』、ミネルヴァ書房、 『日本近代思 『森有礼の思想』、時事通信社、一九六九年。 『異文化遍歴者森有礼』、福村出版、一九八六年。 遠山茂樹編『明治国家の権力と思想』、吉川弘文館、一九七九年。 想の形成」、 勁草書房、 成文堂、 奥邃・有礼・正造をつなぐもの』、 法律文化社、 龍吟社、一九三九年。 九七六年。 一九七二 一九八四年。 春 八〇年。 晃洋書房、二〇〇一年 風 社、二〇〇一 九九三年。

本山幸彦 『近代天皇制と教育』、梓出版社、一九八七年。 一九九八年。

森川輝紀『教育勅語への道』、三元社、二〇一一年。 『国民道徳論の道』、三元社、二〇〇三年。

文部省『学制百年史』記述編、帝国地方行政学会、一九七二年

安川寿之輔『増補 日本近代教育の思想構造 福沢諭吉の教育思想研究』、評論社、一九七〇年

山田洸『近代日本道徳思想史研究』、未来社、一九七二年。

横山達三著、石附実解説『文部大臣を中心として評論せる日本教育之変遷』、臨川書店、一九七四年。

渡辺和靖『明治思想史―儒教的伝統と近代認識論』、ぺりかん社、一九七八年。

イアン・ニッシュ編、麻田貞雄他訳『欧米から見た岩倉使節団』、ミネルヴァ書房、二〇〇二年。

Ivan P. Hall, MORI ARINORI, (Cambridge, Mass: Harvard University Press, 1973)

Guangqiu Xi, AMERICAN DOCTORS IN CANTON: MODERNAZATION IN CHINA, 1835-1935, (Routledge Taylor & Francis Group: London and New York, 2017)

于展「森有礼の『学政』思想と彼が求めた『治』―日本近代公教育思想に対する一研究」、『東京大学教育学部紀要』三一号、一九九一年。

「森有礼の啓蒙と教育(下)」、『人文學』一四四号、一九八七年。

「著者から書評者へ」書評に応えて」、『日本教育史研究』一三号、一九九四年。

齊藤大輔「駐米外交官時代における森有礼の外交活動と職分意識」、『比較文化齊藤大輔「森有礼思想史研究の再検討―国民観と国体論を中心に―」、『教育文小林敏宏「森有禮の『脱亜・入欧・超欧』言語思想の諸相(二)―『英語採用論小林敏宏「森有禮の『脱亜・入欧・超欧』言語思想の諸相(二)―『英語採用論小林敏宏「森有禮の『脱亜・入欧・超欧』言語思想の諸相(二)―『英語採用論小神田行司「森有礼の啓蒙と教育(下)」、『人文學』一四四号、一九八七年。沖田行司「森有礼の啓蒙と教育(上)」、『人文學』一四三号、一九八七年。沖田行司「森有礼の啓蒙と教育(上)」、『人文學』一四三号、一九八六年。 「森有禮の『脱亜・入欧・超欧』言語思想の諸相(二)―『英語採用論』言説の『誤読』の系譜」、『成城文芸』一七八号、二〇〇二年。 「森有禮の『脱亜・入欧・超欧』言語思想の諸相(一)―森有禮の『日本語対英語』論再考」、『成城文芸』一七六号、二〇〇一年。 「森有礼とその周縁―「sympathy」という国民教育論―」、『日本思想史学』第三八号、二〇〇六年。

「森有礼思想史研究の再検討―国民観と国体論を中心に―」、『教育文化』二十五号、二〇一六年。

駐米外交官時代における森有礼の外交活動と職分意識」、『比較文化研究』一三一号、二〇一八年。

武田清子 園田英弘 「森有礼の思想体系における国家主義教育の成立過程―忠誠心の射程」、『人文学報』三九号、一九七五年。 「森有礼における教育人間像―「個人」と「国家」をめぐって―」、『国際基督教大学学報』教育研究四号、一九五七年。

田中智子 『倫理書』編纂事業の再検討─森有礼文政期理解への一助として─」、『教育史フォーラム』第八号、二○一三年。

「森有礼の思想形成 近代国民教育の構想」、『京都光華女子大学研究紀要』二二号、一九八四年。

本山 早野 目 徹 世 華 彦 徹 「森有礼における『文明』と宗教―『宗教』(『明六雑誌』第六号所収)の検討」、『日本宗教史研究年報』七号、一九八六年。「森有礼の文明観―明治初年代における「文明」の課題」、『日本歴史』四五六号、一九八六年。

「森有礼小考」、『埼玉大学紀要 教育学部 (教育科学)』二六号、一九七七年。

「明治国家の教育思想」、『教育文化』第八号、一九九九年。

『国民之教育』にみる道徳教育論争―森文政期における『倫理書』 沖田行司著『日本近代教育の思想史研究―国際化の思想系譜―』を読む」、『日本教育史研究』第十三号、一九九四年 編纂過程の再検討」、 『日本の教育史学』 五五号、二〇一二年。